広島国税局統計書

平成 16 年 度

広島国税局

広島国税局統計書

平 成 16 年 度

広島 国税 局

はじめに

この統計書は、主として平成16年度における広島国税局管内の内国税の申告、 処理、納税及びこれらに関する計数を収録したもので、この1年間の税務行政 の実績を示すとともに、中国地方の経済活動の一端をも表しています。

近年、税を取り巻く環境は、高度情報化、経済のグローバル化、少子・高齢化に象徴される社会構造の変化など大きく変化しており、税に対する国民の皆様の関心も一層高まっております。このような状況のなかで、本書は、税の動きとその実態から管内の経済現象を把握するための資料として、一層、重要性を増していくものと思っております。

今回の編集に当たっては、従来同様に図表を取り入れるとともに、統計数値 の継続性を維持し、少しでも利用しやすく、かつ、親しみやすいものとなるよ う努めました。

この統計書が、従来にも増して各分野で有効に利用されるとともに、税に対 する正しい理解と認識を深めるための一助となれば幸いです。

平成18年6月

広島国税局長 平 沼 貞 次

統計書利用上の注意

1 国税庁の統計調査の概要

国税庁の統計調査は、35種類の一般調査と主要税目(申告所得税、源泉所得税、法人税)について実施している3種類の特別調査からなっている。

一般調査は、大部分のものは税務署において調査したものを国税局及び国税庁が取りまとめ集計したものであるが、これらは税務署が統計作成のために特別な調査を行うものでなく、事務処理の過程から作成されるものである。また、特別調査である申告所得税標本調査及び会社標本調査は、税務署が作成した調査票を、国税庁において集計して結果表を作成したものであり、民間給与統計調査は、一部の抽出された源泉徴収義務者が作成した調査票を、国税庁において集計し結果表を作成したものである。

なお、これら3種類の特別調査結果については、国税庁において若干の分析を行った 上、別途刊行物により一般に公表している。

2 利用上の注意

(1) 構成

- イ 全体の構成は、 I 総括、 II 直接国税、 III 間接国税、 IV 徴収及び V その他の 5 編 からなっており、 II 直接国税及び III 間接国税については税目ごとに配列している。
- ロ 計数は、広島国税局全管分を登載しており、主要な計数については、5年間の累年比較及び税務署別の計数を掲げている。又、これらの計数の大部分は、従来のものと継続して利用することができる。
- (2) 各表間の関連計数

賦課関係各表と国税徴収表の計数は、調査期間又は調査時点の相違により符合しない。

- (3) 単位及び計数の処理方法
 - イ 各表の計数は、単位未満を四捨五入している。したがって、それぞれの内容と 計又は合計が符合していない場合がある。
 - ロ 各表の単位未満の計数は「0」、皆無又は該当計数のないときは「-」、計数不明の場合は「 \cdots 」、負の計数は「 \triangle 」と表示している。
 - ハ 表中の「×」は、情報を保護する観点から計数を秘匿した箇所である。
- (4) 調査期間と調査時点

調査期間及び調査時点は各統計表ごとに掲げたが、主な統計表の調査期間と調査時点は次ページのとおりである。

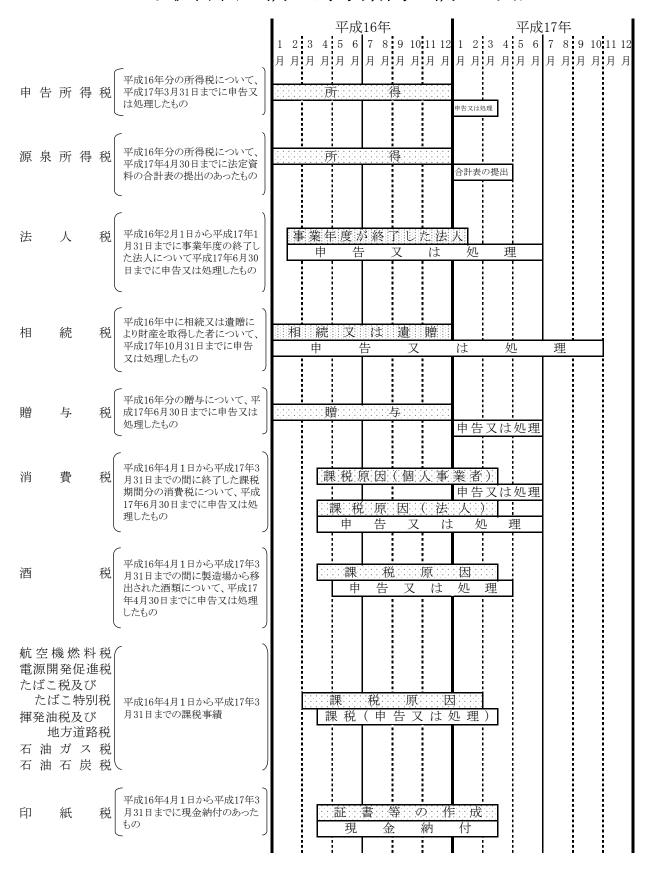
この統計書についてのご意見、ご感想又は計数についてのお問い合わせは、次へご連絡ください。

〒730-8521 広島市中区上八丁堀6番30号

広島国税局総務部企画課

電話 (082) 221-9211 内線3662・3663

主な統計表の調査対象期間と調査時点



平成 16 年度統計調査結果の概要

1	管内国税収入の推移	2
2	申告所得税	3
3	源泉所得税	4
4	法人税	5
5	相続税	5
6	贈与税	6
7	消費税	7
8	酒 税	7
9	たばこ税及びたばこ特別税	8
10	印紙税	9
11	揮発油税及び地方道路税	9
12	石油ガス税	9
13	石油石炭税	10
14	航空機燃料税	10
15	電源開発促進税	10
16	国税徴収	11
17	国税滞納	12
第	I 編 総 括	
1	総括	
	1-1 広島国税局管内国税収入の概要	
	税目別徴収決定済額の累年比較	14
	1-2 管轄表	
	管轄表	16
	1-3 広島国税局及び税務署機構	
	(1) 機構図	18
	(2)	19

第Ⅱ編 直接国税

2	申告	·所得税	
<	〉統計	表を見るに当たって	22
:	2-1 青	果税状況	
	(1)	申告及び処理状況	26
	(2)	既往年分の課税状況	28
	(3)	减免状况	28
	(4)	税務署別課税状況	30
	2-2 F	所得階級別人員	
	(1)	所得者区分別人員	32
	(2)	青色申告者数	33
	(3)	税務署別人員	34
:	2-3 Ē	听得種類別状況	
	(1)	所得種類別內訳	40
	(2)	人員の累年比較	41
	(3)	所得金額の累年比較	41
	(4)	業種別内訳	42
3	源泉	所得税	
<	〉統計	表を見るに当たって	43
	(1)	利子所得等の課税状況	44
	(2)	配当所得の課税状況	44
	(3)	給与所得、退職所得の課税状況	46
	(4)	給与所得、退職所得の課税状況の累年比較	46
	(5)	上場株式等の譲渡所得等の課税状況	46
	(6)	報酬、料金等の課税状況	47
	(7)	非居住者等所得の課税状況	48
	(8)	加算税の状況	48
	(9)	税務署別課税状況	50
	(10)	税務署別源泉徴収義務者数	51
4	法人	税	
<	〉統計	表を見るに当たって	52
4	4-1 青	果税状況	
	(1)	現事業年度分の課税状況	54
	(2)	既往事業年度分の課税状況	56
	(3)	税務署別課税状況	58

(2) 税務署別法人数 61 (3) 業種別、資本金階級別法人数等 62 (4) 県別業種別、資本金階級別法人数等 68 (5) 税務署別、資本金階級別法人数等 72 (6) 決算期別、資本金階級別法人数等 74 5 相続税 76 5 相続税 77 5 1 課税状況 77 (2) 課税状況の累年比較 75 (3) 申告及び処理状況 78 (4) 加算税の状況 78 (5) 税務署別課税状況 79 5 2 相続財産種類別・階級別状況 81 (1) 相続財産種類別・階級別状況 81 (2) 相続財産価格階級別状況 81 (3) 法定相続人員別被相続人の数 81 6 贈与税 82 6 1 課税状況 83 (2) 課税状況の累年比較 83 (3) 申告及び処理状況 83 (4) 加算税の状況 81 (5) 統計表を見るに当たって 82 (6) 1 課税状況 81 (7) 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	4	1 −2 }	生人数	
(3) 業種別、資本金階級別法人数等 (4) 県別業種別、資本金階級別法人数等 (5) 税務署別、資本金階級別法人数等 (6) 決算期別、資本金階級別法人数等 72 (6) 決算期別、資本金階級別法人数等 74 5 相続税 ◇統計表を見るに当たって 5-1 課税状況 (1) 課税状況 (2) 課税状況の累年比較 (3) 申告及び処理状況 (4) 加算税の状況 (5) 税務署別課税状況 (5) 税務署別課税状況 (1) 相続財産種類別・階級別状況 (1) 相続財産種類別・院級別状況 (2) 相続財産種類別状況 (3) 法定相続人員別被相続人の数 (4) 贈与税 ◇統計表を見るに当たって (5-1 課税状況 (1) 課税状況 (1) 課税状況 (2) 課税状況の累年比較 (3) 申告及び処理状況 (3) 法定相続人員別被相続人の数 (4) 別報相続人の数 (5) 税務署別課税状況 (6) 課税状況の累年比較 (7) 課税状況 (7) 課税状況 (8) 第1 (9) 第2		(1)	法人数等	60
(4) 県別業種別、資本金階級別法人数等 (5) 税務署別、資本金階級別法人数等 (6) 決算期別、資本金階級別法人数等 74 5 相続税 ◇統計表を見るに当たって 5-1 課税状況 (1) 課税状況 (2) 課税状況の累年比較 (3) 申告及び処理状況 (4) 加算税の状況 (5) 税務署別課税状況 (5) 税務署別課税状況 (1) 相続財産種類別・階級別状況 (1) 相続財産種類別状況 (2) 相続財産価格階級別状況 (3) 法定相続人員別被相続人の数 (4) 贈与税 ◇統計表を見るに当たって (5-1 課税状況 (1) 課税状況 (2) 相続財産価格階級別状況 (3) 法定相続人員別被相続人の数 (4) 贈与税 ②統計表を見るに当たって (5-1 課税状況 (1) 課税状況 (2) 課税状況の累年比較 (3) 申告及び処理状況 (4) 加算税の状況 (3) 事告及び処理状況 (4) 加算税の状況 (5) 税務署別課税状況 (5) 税務署別課税状況 (6) 税務署別課税状況 (7) 20 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		(2)	税務署別法人数	61
(5) 税務署別、資本金階級別法人数等 (6) 決算期別、資本金階級別法人数等 74 5 相続税 ◇統計表を見るに当たって 5-1 課税状況 (1) 課税状況 (1) 課税状況 (2) 課税状況の累年比較 (3) 申告及び処理状況 (4) 加算税の状況 (5) 税務署別課税状況 (5) 税務署別課税状況 (1) 相続財産種類別・階級別状況 (1) 相続財産種類別・階級別状況 (2) 相続財産価格階級別状況 (3) 法定相続人員別被相続人の数 6 贈与税 ◇統計表を見るに当たって 6-1 課税状況 (1) 課税状況 (2) 課税状況の累年比較 (3) 申告及び処理状況 (3) 連告及び処理状況 (4) 加算税の状況 (5) 税務署別課税状況 (6) 課税状況の累年比較 (72 (72 (72 (73 (74 (75 (75 (75 (75 (75 (76 (75 (75 (75 (75 (75 (75 (75 (75 (75 (75		(3)	業種別、資本金階級別法人数等	62
(6) 決算期別、資本金階級別法人数等 5 相続税 ◇統計表を見るに当たって 5-1 課税状況 (1) 課税状況 (1) 課税状況 (2) 課税状況の累年比較 (3) 申告及び処理状況 (4) 加算税の状況 (5) 税務署別課税状況 (1) 相続財産種類別・階級別状況 (1) 相続財産種類別・階級別状況 (1) 相続財産価格階級別状況 (2) 相続財産価格階級別状況 (3) 法定相続人員別被相続人の数 6 贈与税 ◇統計表を見るに当たって (6-1 課税状況 (1) 課税状況 (1) 課税状況 (2) 課税状況の累年比較 (3) 申告及び処理状況 (4) 加算税の状況 (5) 税務署別課税状況 (6) 課税状況の累年比較 (76 (76 (77 (77 (77 (77 (77 (77 (77 (77		(4)	県別業種別、資本金階級別法人数等	68
5 相続税 ◇統計表を見るに当たって 76 5-1 課税状況 (1) 課税状況 77 (2) 課税状況の累年比較 75 (3) 申告及び処理状況 78 (4) 加算税の状況 78 (5) 税務署別課税状況 79 5-2 相続財産種類別・階級別状況 80 (1) 相続財産種類別・階級別状況 81 (3) 法定相続人員別被相続人の数 81 6 贈与税 ◇統計表を見るに当たって 82 6-1 課税状況 83 (2) 課税状況の累年比較 83 (3) 申告及び処理状況 84 (4) 加算税の状況 84 (5) 税務署別課税状況 85 6-2 贈与財産種類別・階級別状況 85		(5)	税務署別、資本金階級別法人数等	72
 ◇統計表を見るに当たって 5-1 課税状況 (1) 課税状況 (2) 課税状況の累年比較 (3) 申告及び処理状況 (4) 加算税の状況 (5) 税務署別課税状況 (6) 税務署別課税状況 (7) 相続財産種類別・階級別状況 (1) 相続財産価格階級別状況 (2) 相続財産価格階級別状況 (3) 法定相続人員別被相続人の数 (4) 贈与税 ◇統計表を見るに当たって (5) 税税状況 (1) 課税状況 (2) 課税状況の累年比較 (3) 申告及び処理状況 (4) 加算税の状況 (5) 税務署別課税状況 (6) 税務署別課税状況 		(6)	決算期別、資本金階級別法人数等	74
5-1 課税状況 (1) 課税状況 (2) 課税状況の累年比較 (3) 申告及び処理状況 (4) 加算税の状況 (5) 税務署別課税状況 (5) 税務署別課税状況 (1) 相続財産種類別・階級別状況 (1) 相続財産価格階級別状況 (2) 相続財産価格階級別状況 (3) 法定相続人員別被相続人の数 (4) 贈与税 (5) 統計表を見るに当たって (6-1 課税状況 (1) 課税状況 (1) 課税状況 (1) 課税状況 (2) 課税状況の累年比較 (3) 申告及び処理状況 (4) 加算税の状況 (4) 加算税の状況 (5) 税務署別課税状況 (5) 税務署別課税状況 (6) 税務署別課税状況 (77 (77 (75 (75 (75 (75 (75 (75 (75 (75	5	相続	税	
(1) 課税状況 77 (2) 課税状況の累年比較 75 (3) 申告及び処理状況 78 (4) 加算税の状況 78 (5) 税務署別課税状況 79 5-2 相続財産種類別・階級別状況 80 (2) 相続財産価格階級別状況 81 (3) 法定相続人員別被相続人の数 81 6 贈与税 ◇統計表を見るに当たって 82 6-1 課税状況 11 課税状況 83 (2) 課税状況の累年比較 83 (3) 申告及び処理状況 83 (4) 加算税の状況 84 (4) 加算税の状況 84 (5) 税務署別課税状況 85 6-2 贈与財産種類別・階級別状況 85	\Diamond	>統計	表を見るに当たって	76
(2) 課税状況の累年比較 75 (3) 申告及び処理状況 78 (4) 加算税の状況 78 (5) 税務署別課税状況 79 5-2 相続財産種類別・階級別状況 80 (2) 相続財産価格階級別状況 81 (3) 法定相続人員別被相続人の数 81 6 贈与税 ◇統計表を見るに当たって 82 6-1 課税状況 83 (2) 課税状況 83 (2) 課税状況 83 (2) 課税状況 83 (3) 申告及び処理状況 83 (4) 加算税の状况 84 (4) 加算税の状况 84 (5) 税務署別課税状況 85 6-2 贈与財産種類別・階級別状況 85	5	5-1	果税状況	
(3) 申告及び処理状況 78 (4) 加算税の状況 78 (5) 税務署別課税状況 79 5-2 相続財産種類別・階級別状況 80 (2) 相続財産価格階級別状況 81 (3) 法定相続人員別被相続人の数 81 6 贈与税 ◇統計表を見るに当たって 82 6-1 課税状況 (1) 課税状況 83 (2) 課税状況の累年比較 83 (3) 申告及び処理状況 84 (4) 加算税の状況 84 (5) 税務署別課税状況 85 6-2 贈与財産種類別・階級別状況 85		(1)	課税状況	77
(4) 加算税の状況 78 (5) 税務署別課税状況 79 5-2 相続財産種類別・階級別状況 80 (2) 相続財産価格階級別状況 81 (3) 法定相続人員別被相続人の数 81 6 贈与税 ◇ 統計表を見るに当たって 82 6-1 課税状況 (1) 課税状況 83 (2) 課税状況の累年比較 83 (3) 申告及び処理状況 83 (3) 申告及び処理状況 84 (4) 加算税の状況 84 (5) 税務署別課税状況 85 6-2 贈与財産種類別・階級別状況		(2)	課税状況の累年比較	75
(5) 税務署別課税状況 79 5-2 相続財産種類別・階級別状況 80 (2) 相続財産価格階級別状況 81 (3) 法定相続人員別被相続人の数 81 6 贈与税 ◇統計表を見るに当たって 82 6-1 課税状況 (1) 課税状況 83 (2) 課税状況の累年比較 83 (3) 申告及び処理状況 84 (4) 加算税の状況 84 (5) 税務署別課税状況 85 6-2 贈与財産種類別・階級別状況		(3)	申告及び処理状況	78
5-2 相続財産種類別・階級別状況 (1) 相続財産種類別状況 (2) 相続財産価格階級別状況 (3) 法定相続人員別被相続人の数 81 6 贈与税 ◇統計表を見るに当たって 6-1 課税状況 (1) 課税状況 (2) 課税状況の累年比較 (3) 申告及び処理状況 (4) 加算税の状況 (5) 税務署別課税状況 85 6-2 贈与財産種類別・階級別状況		(4)	加算税の状況	78
(1) 相続財産種類別状況 80 (2) 相続財産価格階級別状況 81 (3) 法定相続人員別被相続人の数 81 6 贈与税 ◇統計表を見るに当たって 82 6-1 課税状況 83 (2) 課税状況の累年比較 83 (3) 申告及び処理状況 84 (4) 加算税の状況 84 (5) 税務署別課税状況 85 6-2 贈与財産種類別・階級別状況		(5)	税務署別課税状況	79
(2) 相続財産価格階級別状況 81 (3) 法定相続人員別被相続人の数 81 6 贈与税 ◇統計表を見るに当たって 82 6-1 課税状況 (1) 課税状況 83 (2) 課税状況の累年比較 83 (3) 申告及び処理状況 84 (4) 加算税の状況 84 (5) 税務署別課税状況 85 6-2 贈与財産種類別・階級別状況	5	5-2	目続財産種類別・階級別状況	
(3) 法定相続人員別被相続人の数 81 6 贈与税 ◇統計表を見るに当たって 82 6-1 課税状況 (1) 課税状況 83 (2) 課税状況の累年比較 83 (3) 申告及び処理状況 84 (4) 加算税の状況 84 (5) 税務署別課税状況 85 6-2 贈与財産種類別・階級別状況		(1)	相続財産種類別状況	80
6 贈与税 ◇ 統計表を見るに当たって 82 6-1 課税状況 (1) 課税状況 83 (2) 課税状況の累年比較 83 (3) 申告及び処理状況 84 (4) 加算税の状況 84 (5) 税務署別課税状況 85 6-2 贈与財産種類別・階級別状況		(2)	相続財産価格階級別状況	81
◇統計表を見るに当たって 82 6-1 課税状況 83 (1) 課税状況の累年比較 83 (3) 申告及び処理状況 84 (4) 加算税の状況 84 (5) 税務署別課税状況 85 6-2 贈与財産種類別・階級別状況		(3)	法定相続人員別被相続人の数	81
6-1 課税状況 83 (1) 課税状況 83 (2) 課税状況の累年比較 83 (3) 申告及び処理状況 84 (4) 加算税の状況 84 (5) 税務署別課税状況 85 6-2 贈与財産種類別・階級別状況	6	贈与	-税	
(1) 課税状況 83 (2) 課税状況の累年比較 83 (3) 申告及び処理状況 84 (4) 加算税の状況 84 (5) 税務署別課税状況 85 6-2 贈与財産種類別・階級別状況	\Diamond	>統計	表を見るに当たって	82
(2) 課税状況の累年比較 83 (3) 申告及び処理状況 84 (4) 加算税の状況 84 (5) 税務署別課税状況 85 6-2 贈与財産種類別・階級別状況	6	5−1 F	果税状況	
(3) 申告及び処理状況 84 (4) 加算税の状況 84 (5) 税務署別課税状況 85 6-2 贈与財産種類別・階級別状況		(1)	課税状況	83
(4) 加算税の状況 84 (5) 税務署別課税状況 85 6-2 贈与財産種類別・階級別状況		(2)	課税状況の累年比較	83
(5) 税務署別課税状況 85 6-2 贈与財産種類別・階級別状況		(3)	申告及び処理状況	84
6-2 贈与財産種類別・階級別状況		(4)	加算税の状況	84
		(5)	税務署別課税状況	85
(1) 贈与財産価額階級別状況 86	6	6-2 J	贈与財産種類別・階級別状況	
		(1)	贈与財産価額階級別状況	86

第Ⅲ編 間接国税

7	消費	税	
\Diamond	統計	表を見るに当たって	90
	(1)	課税状況	91
	(2)	課税事業者等届出件数	91
	(3)	税務署別課税状況	92
8	酒税		
\Diamond	統計	表を見るに当たって	98
8	-1 ∛i	西税関係総括表	
		酒税関係総括表	99
8	-2 ∄	果税状況	
	(1)	課税状況	100
	(2)	課税数量の累年比較	100
	(3)	酒税額の累年比較	101
8	-3 ¥i	西類製成、販売	
	(1)	酒類製成及び手持数量	102
	(2)	製成数量の累年比較	102
	(3)	酒類販売(消費)数量	104
	(4)	県別販売(消費)数量の累年比較	104
	(5)	税務署別酒類販売(消費)数量	106
8	-4 ∛i	西類免許	
	(1)	酒類製造免許場数等	108
	(2)	酒母及びもろみの製造場数	109
	(3)	酒類販売免許場数等	109
	(4)	税務署別製造免許場数、販売免許場数	110
9~ <u> </u>	15	消費税、酒税以外の間接税	
\Diamond	統計	表を見るに当たって	112
9	たば	こ税及びたばこ特別税	
	(1)	課税状況	114
	(2)	製造場数	114
10	印紙	税	
	(1)	課税状況	115
	(2)	課税状況の累年比較	115
11	揮発	油税及び地方道路税	
	(1)	課税状況	116
	(2)	関係場数	116

12 石油ガス税	
(1) 課税状況	117
(2) 関係場数	117
13 石油石炭税	
(1) 課税状況	118
(2) 関係場数	118
14 航空機燃料税	
(1) 課税状況	119
(2) 関係場数	119
15 電源開発促進税	
(1) 課税状況	120
(2) 関係場数	120
第Ⅳ編 徴 収	
16~19 徴収関係各表	
◇統計表を見るに当たって	122
16 国税徴収	
16-1 国税徴収状況	
(1) 国税徴収状況	124
(2) 税務署別国税徴収状況	126
16-2 物納及び年賦延納	
(1) 物納状況	134
(2) 物納状況の累年比較	134
(3) 物納財産の内訳	135
(4) 年賦延納状況	135
(5) 年賦延納状況の累年比較	134
17 国税滞納	
(1) 滞納状況	136
(2) 税務署別滯納状況	138
18 還付金	
還付金の支払決定の状況	140
19 国税振替納税	
振替納税利用状況	141

第V編 その他

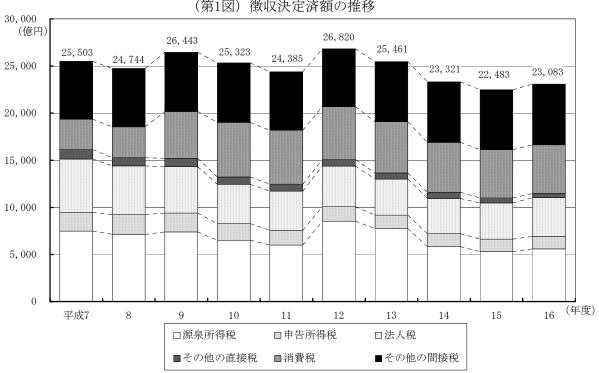
20~	-24	その他	
\Diamond	統計	表を見るに当たって	144
20	不服	審査	
	(1)	異議申立て	146
	(2)	審査請求	146
21	訴訟	事件	
	(1)	国側被告事件	148
	(2)	国側原告事件(徴収関係)	150
22	直接	国税犯則事件	
	(1)	起訴事件数	151
	(2)	有罪に係る人員及び金額	151
	(3)	犯則者違反行為別件数	151
23	間接	国税犯則事件	
	(1)	検挙及び処理の状況	152
	(2)	通告処分及び履行状況	154
	(3)	酒税の違反行為別検挙件数等	156
	(4)	酒税以外の間接税の違反行為別検挙件数	156
24	税理	!士	
		税理士登録者数	158
付	録		
1	所得	税の控除及び税率の変遷	160
2	法人	税の税率の変遷	164
3	酒類	の税率の変遷	165
4	たば	この税率の変遷	165
5	平成	16年度税制改正の要綱	166

平成 16 年度 統計調査結果の概要

平成 16 年度統計調査結果の概要

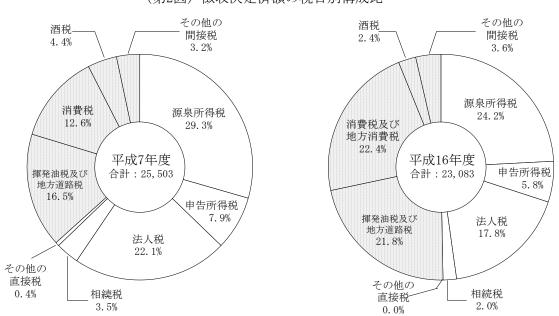
1 管内国税収入の推移

(1) 平成16年度における徴収決定済額は、2兆3,083億円(前年2兆2,483億円)で前年に比 べて600億円(伸び率 2.7%)の増加となっている。(第1図参照)



(第1図) 徴収決定済額の推移

(2) 徴収決定済額を税目別の構成比でみると、源泉所得税24.2%(前年23.6%)、消 費税及び地方消費税22.4%(前年22.8%)、揮発油税及び地方道路税21.8% (前年21.7%)、法人税17.8%(前年17.0%)、申告所得税5.8%(前年5.9%)となってい る。(第2図参照)



(第2図) 徴収決定済額の税目別構成比

2 申告所得税

(1) 平成16年分の確定申告により申告納税額のあった者は464,315人(前年433,592人)で 前年に比べて30,723人(伸び率 7.1%)増加している。

これを所得者別にみると、事業所得者118,112人(前年115,286人)、その他所得者346,203人(前年318,306人)となっている。(第3表参照)

申 告 区 分 そ \mathcal{O} 他 納税者数 事業所得者 得 所 者 人 人 人 平成12年分 470, 937 136,670 334, 267 13 454, 438 127, 753 326,685 14 119,008 434, 149 315, 141 15 433, 592 115, 286 318, 306 16 464, 315 118, 112 346, 203

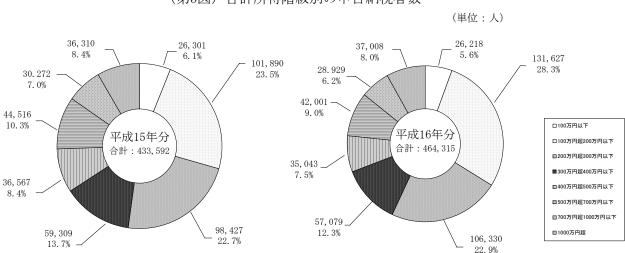
(第3表) 申告納税者数

また、これに対する総所得金額等は2兆851億円(前年2兆257億円)、申告納税額は1,006億円(前年982億円)で、前年に比べて総所得金額等は595億円(2.9%)、申告納税額は23億円(2.4%)と、共に増加している。(第4表参照)

	(第4次) 松別 侍並領寺、中古 附 祝 領							
区 分	総所得金額等	-	申告納税額					
	//C/// 14 32 BX 4	伸び率	1 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	伸び率				
	億円	%	億円	%				
平成12年分	22, 529	△ 1.8	1, 151	0.2				
13	21, 678	△ 3.8	1, 091	\triangle 5. 2				
14	20, 476	△ 5.5	1, 016	\triangle 6.9				
15	20, 257	△ 1.1	982	\triangle 3.3				
16	20, 851	2.9	1,006	2. 4				

(第4表) 総所得金額等、申告納税額

(2) 申告納税者数を合計所得階級別にみると、100万円以下の者26,218人(構成比5.6%)、100万円超200万円以下の者131,627人(構成比28.3%)、200万円超300万円以下の者106,330人(構成比22.9%)、300万円超400万円以下の者57,079人(構成比12.3%)、400万円超500万円以下の者35,043人(構成比7.5%)、500万円超700万円以下の者42,001人(構成比9.0%)、700万円超1,000万円以下の者28,929人(構成比6.2%)、1,000万円超の者37,088人(構成比8.0%)となっている。(第5図参照)



(第5図) 合計所得階級別の申告納税者数

3 源泉所得税

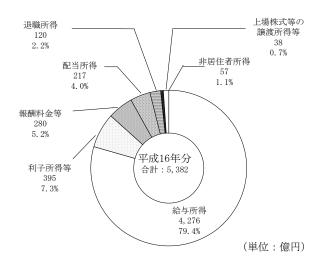
(1) 平成 16 年分の源泉徴収税額は 5,382 億円(前年 5,299 億円)で前年に比べて 83 億円 (1.6%)増加している。

これを種類別にみると、給与所得は4,166億円から4,276億円へと109億円(2.6%)増 加、利子所得等は444億円から395億円へと50億円(△11.2%)減少している。 (第6表参照)

利子所得等 区 分 給与所得 配当所得 その他 計 伸び率 億円 億円 億円 億円 億円 % 平成12年分 228 4,615 2, 189 683 7, 715 26.9 13 4,531 2,908 225 585 8, 249 6.9 4, 363 699 254 565 5,880 \triangle 28.7 14 15 4, 166 444 231 458 5, 299 \triangle 9.9 16 217 494 5, 382 4,276 395 1.6

(第6表) 源泉徴収税額

また、種類別に構成比をみると、給与所得79.4%(前年78.6%)、利子所得等7.3% (前年8.4%)、配当所得4.0%(前年4.4%)となっている。(第7図参照)



(第7図) 種類別の源泉徴収税額構成比

(2) 源泉徴収義務者は、409,930件(前年411,977件)で、前年に比べて2,047件(△0.5%) の減少となっている。

これを種類別にみると、給与所得212,698件(前年213,597件)、報酬・料金等182,795 件(前年186,769件)、配当所得7,513件(前年7,485件)となっている。(第8表参照)

	(第8表)種類別の源泉倒収義務有剱							
区	分	給与所得	報酬・料金等	配当所得	その他	計	伸び率	
		件	件	件	件	件	%	
平成	以12年分	220, 410	188,670	8, 765	4,604	422, 449	\triangle 0.7	
	13	217, 209	187.610	8, 441	4, 561	417, 821	\triangle 1.1	
	14	215, 051	190, 461	7,823	4, 396	417, 731	0.0	
	15	213, 597	186, 769	7, 485	4, 126	411, 977	\triangle 1.4	
	16	212, 698	182, 975	7, 513	6, 744	409, 930	\triangle 0.5	

(第0主) 括叛則の酒自郷原主教学粉

⁽注) 各年分とも、翌年6月30日現在の源泉徴収義務者数を示している。

4 法人税

平成16年分の法人数は155,971社(前年156,470社)で、前年に比べて499社(\triangle 0.3%)減少している。

平成16年分の所得金額は1兆2,923億円(前年1兆1,731億円)で、前年に比べて1,192億円(10.2%)増加している。

また、これに対する税額は3,621億円(前年3,400億円)で、前年に比べて221億円(6.5%)増加している。(第9表参照)

X 分 法人数 所得金額 税額 伸び率 伸び率 伸び率 社 % 億円 % 億円 % 平成12年分 153, 248 0.0 20.5 5. 1 13, 189 3,728 13 156, 104 1.9 13, 142 \triangle 0.4 3,768 1.0 10,905 14 156, 872 0.5 \triangle 17.0 3, 113 \triangle 17. 4 15 156, 470 \triangle 0.3 11,731 7.6 9.2 3,400 16 155, 971 \triangle 0.3 12,923 10.2 3,621 6.5

(第9表) 法人数、所得金額、税額

5 相続税

(1) 平成 16 年分の相続人数は 6,733 人(前年 6,871 人)、被相続人数は 2,394 人 (前年 2,410 人)で、前年に比べて相続人数は 138 人(\triangle 2.0%)、被相続人数は 16 人 (\triangle 0.7%)それぞれ減少している。

また、相続税の課税価格は4,147億円(前年4,319億円)、納付税額は277億円(前年312億円)で、前年に比べて課税価格は172億円(\triangle 4.0%)、納付税額は35億円(\triangle 11.3%) それぞれ減少している。 (第10表参照)

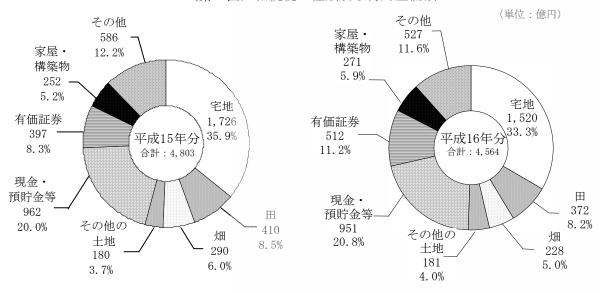
Old - 1 Set Minder 2004 Mit Deliet II 4 Minder Apple Color Manager Man									
区 分	相続人数	伸び率	課税価格	伸び率	納付税額	伸び率	被相続人数	伸び率	
	人	%	億円	%	億円	%	人	%	
平成12年分	8, 164	△ 1.2	5, 429	△ 2.3	439	△ 6.2	2, 796	△ 1.4	
13	7, 376	△ 9.7	5,061	△ 6.8	457	4.1	2, 544	9.0	
14	7, 292	△ 1.1	4,980	△ 1.6	436	△ 4.6	2, 543	0.0	
15	6,871	△ 5.8	4, 319	△13. 3	312	△28. 4	2, 410	\triangle 5.2	
16	6, 733	△ 2.0	4, 147	△4.0	277	△11. 3	2, 394	△ 0.7	

(第10表) 相続人数、課税価格、納付税額、被相続人数

(2) 相続税の取得財産価額を種類別にみると、土地2,302億円(構成比50.4%) 現金・預貯金等951億円(構成比20.8%)、有価証券512億円(構成比11.2%)となっている。(第11図参照)

⁽注) 各年分とも、その年の2月1日から翌年1月31日までに事業年度が終了した法人(清算中を除く)について示している。

(第11図) 相続税の種類別取得財産価額



6 贈与税

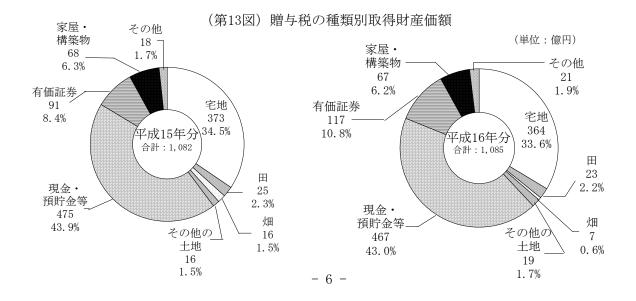
(1) 平成16年中に贈与を受けた者は19,115人(前年18,668人)で、前年に比べて447人 (2.4%)増加している。

また、贈与税の取得財産価額は1,086億円(前年1,082億円)、納付税額は37億円(前年31億円)で、前年に比べて取得財産価額は4億円(0.4%)増加し、納付税額は6億円(18.4%)増加している。(第12表参照)

(第12表) 贈与を受けた者数、取得財産価額、納付税額

区分	贈与を受		取得財産		納付税額			
区分	けた者数	伸び率	価 額	伸び率	科约19 化光谷县	伸び率		
	人	%	億円	%	億円	%		
平成12年分	19, 472	\triangle 10.6	521	△ 9.9	32	△ 8.6		
13	16, 546	\triangle 15.0	584	12. 2	29	\triangle 9.4		
14	15, 966	\triangle 3.5	576	△ 1.4	25	△ 13.8		
15	18, 668	16. 9	1,082	87.8	31	24. 0		
16	19, 115	2.4	1,086	0.4	37	18.4		

(2) 贈与税の取得財産価額を種類別にみると、土地 413 億円(構成比 38.1%)、現金・預 貯金等 467 億円(構成比 43.0%)、有価証券 117 億円(構成比 10.8%)となっている。 (第 13 図参照)



7 消費税

(1) 申告件数

平成16年度分の消費税の申告件数は117, 153件(前年114, 116件)で、うち納税申告は113, 006件(前年110, 578件)、還付申告は4, 147件(前年3, 538件)となっている。納税申告の内訳は、一般申告が61,046件(前年54,864件)、簡易申告が51,960件(前年55,714件)である。

また、申告件数117,153件のうち、個人事業者は21,810件(前年23,195件)、法人は95,343件(前年90,921件)となっている。

(2) 納税申告額

平成16年度分の消費税の納税申告額は3,773億円(前年3,820億円)で、うち一般申告3,363億円(前年3,345億円)、簡易申告410億円(前年475億円)となっている。

(3) 還付税額

平成16年度分の消費税の還付税額は376億円(前年370億円)で、うち個人事業者は 6億円(前年4億円)、法人は370億円(前年366億円)となっている。

(4) 課税事業者(選択)届出件数

平成16年度末(平成17年3月末現在)の消費税の課税事業者届出件数は199,790件 (前年134,926件)となっている。

また、課税事業者選択届出件数は、3,714件(前年3,511件)となっている。

(第14表) 消費税の申告件数、納税申告額、還付税額、課税事業者(選択)届出件数

区分	納 税 申告件数	納税申告額	還付 申告件数	還付税額	課税事業者 届出件数	課税事業者選択届出件数
	件	億円	件	億円	件	件
平成12年度	121, 534	4, 152	3, 388	236	124, 878	3, 488
13	116, 133	3, 995	3,626	218	125, 051	3, 563
14	113, 517	3, 916	3, 541	216	122, 376	3, 428
15	110, 578	3,820	3, 538	370	134, 926	3. 511
16	113, 006	3, 773	4, 147	376	199, 790	3, 714

8 酒 税

(1) 平成16年度における酒税の税額は564億円(前年614億円)で、前年に比べて50億円 (△8.2%)減少している。

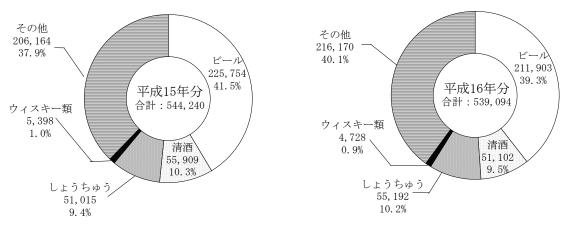
また、販売(消費)数量は539,094k1(前年544,240k1)で、前年に比べて5,146k1 (\triangle 0.9%)減少している。 (第15表参照)

(第15表) 酒税の税額、販売(消費) 数量

区分	税額		販売数量	
	171. 118	伸び率	(消費)	伸び率
	億円	%	kl	%
平成12年度	636	△ 9.5	574, 975	△ 1.6
13	597	△ 6.2	575, 174	0.0
14	611	2.4	569, 529	△ 1.0
15	614	0. 5	544, 240	△ 4.4
16	564	△ 8.2	539, 094	△ 0.9

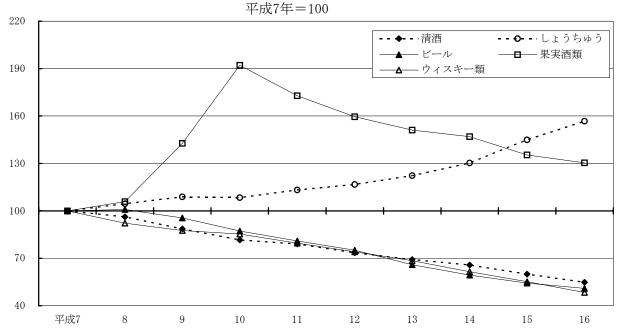
(2) 販売(消費)数量を種類別に前年と比べると、ビールは225,7541klから211,903kl(構成比39.3%)へと13,851kl(\triangle 6.1%)減少している。(第16図参照)

(第16図) 種類別の販売(消費)数量



(3) 販売(消費)数量の伸びを平成7年度を100とした場合の指数でみると、しょうちゅう157、果実酒類130と増加しているのに対し、清酒55、ビール51、ウィスキー類48とそれぞれ減少している。(第17図参照)

(第17図) 種類別販売 (消費) 数量の伸び



9 たばこ税及びたばこ特別税

平成16年度におけるたばこ税及びたばこ特別税の課税標準金額(数量)は、12,009百万本(前年12,571百万本)で前年に比べて562百万本(伸び率 \triangle 4.5%)減少している。

また、税額は467.6億円(前年469.9億円)で、前年に比べて2.3億円(\triangle 0.5%)減少している。(第18表参照)

(第18表) たばこ税及びたばこ特別税の課税標準数量、税額

区分	課税標準数量	_	税額	
区分	(数量)	伸び率	税額	伸び率
	百万本	%	億円	%
平成12年度	14, 185	\triangle 3. 2	495.0	△ 5.0
13	13, 850	\triangle 2.4	483.4	△ 2.3
14	13, 214	\triangle 4.6	461. 2	\triangle 4.6
15	12, 571	△ 4.9	469. 9	1.9
16	12, 009	△ 4.5	467. 6	△ 0.5

10 印紙税

平成16年度における印紙税(現金納付分)の税額は、62.7億円(前年62.8億円)で、前年に比べて0.2億円(\triangle 0.3%)減少している。

また、納税人員は6,540人(前年6,448人)で、前年に比べて92人(1.4%)増加している。 (第19表参照)

(第19表) 印紙税の税額、納税人員

区分	税額	伸び率	納税人員	伸び率
	億円	%	人	%
平成12年度	64.8	0.0	7, 240	△ 3.2
13	64. 3	△ 0.9	6, 937	\triangle 4.2
14	63. 9	△ 0.6	6.846	△ 1.3
15	62.8	△ 1.7	6, 448	△ 5.8
16	62. 7	△ 0.3	6, 540	1. 4

11 揮発油税及び地方道路税

平成16年度における揮発油税及び地方道路税の課税数量は8,627千k1(前年8,285k1)で、前年に比べて342千k1(4.1%)増加している。

また、税額は4,641億円(前年4,457億円)で、前年に比べて184億円(4.1%)増加している。(第20表参照)

(第20表) 揮発油税及び地方道路税の課税数量、税額

区分	課税数量	伸び率	税 額	伸び率
	千k1	%	億円	%
平成12年分	7, 921	0.4	4, 262	0.4
13	8, 420	6.3	4, 530	6.3
14	8, 431	0.1	4, 536	0.1
15	8, 285	\triangle 1.7	4, 457	△ 1.7
16	8, 627	4. 1	4, 641	4. 1

12 石油ガス税

平成16年度における石油ガス税の課税重量は84,111トン(前年83,346トン)で、前年に比べて765トン(0.9%)増加している。

また、税額は14.7億円(前年14.6億円)で、前年に比べて0.1億円(0.9%)増加している。(第21表参照)

(第21表) 石油ガス税の課税重量、税額

区分	課税重量		税額	
		伸び率	17亿 位只	伸び率
	トン	%	億円	%
平成12年分	82, 125	△ 1.8	14. 4	△ 1.4
13	80, 708	\triangle 1.7	14. 0	△ 2.4
14	81, 928	1.5	14. 3	2.1
15	83, 346	1.7	14. 6	2. 1
16	84, 111	0.9	14. 7	0.9

13 石油石炭税

平成16年度における石油石炭税の課税数量は1,701 t で、税額391千円となっている。

14 航空機燃料税

平成16年度における航空機燃料税の課税数量は122,245k1(前年165,986k1)で、前年に比べて43,741k1(\triangle 26.4%)減少している。

また、税額は31.2億円(前年42.2億円)で、前年に比べて10.9億円(\triangle 26.0%)減少している。(第22表参照)

(第22表) 航空機燃料税の課税数量、税額

区分	課税数量		税額	_			
区分	米忱	伸び率	税額	伸び率			
	k1	%	億円	%			
平成12年分	122, 061	8. 1	30. 3	7.8			
13	134, 370	10. 1	33. 6	10.8			
14	153, 369	14. 1	38. 9	15.8			
15	165, 986	8. 2	42. 2	8.5			
16	122, 245	△ 26.4	31. 2	△ 26.0			

15 電源開発促進税

平成16年度における電源開発促進税の販売電気の電力量は59,991百万kw/時(前年57,413百万kw/時)で、前年に比べて2,578百万kw/時(4.5%)増加している。

また、税額は255億円(前年251億円)で、前年に比べて4億円(1.7%)増加している。 (第23表参照)

(第23表) 電源開発促進税の電力量、税額

□	販売電気の		税額	_
区分	電 力 量	伸び率	税額	伸び率
	百万kw/時	%	億円	%
平成12年分	56, 420	3.9	251	3. 7
13	55, 476	\triangle 1.7	247	△ 1.7
14	57, 112	2.9	254	2.8
15	57, 413	0.5	251	△ 1.2
16	59, 991	4. 5	255	1.7

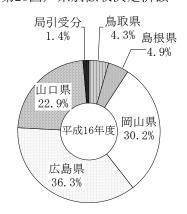
16 国税徴収

(1) 平成16年度の徴収決定済額を税目別にみると、源泉所得税が5,589億円 (前年5,298億円)、消費税が5,161億円(前年5,135億円)、法人税が4,104億円 (前年3,827億円)、申告所得税が1,331億円(前年1,337億円)、相続税460億円 (前年528億円)となっている。(第24表参照)

区 分 平成15年度 平成16年度 構成比 構成比 伸び率 % % 億円 % 億円 源泉所得税 5, 298 23.6 5, 589 24. 2 5. 5 消費税 5, 135 22.8 5, 161 22.4 0.5 税 法人 3,827 17.0 4, 104 17.8 7.2 申告所得税 1,337 5.9 5.8 0.5 1, 331 相 続 税 528 2. 3 2.0 \triangle 13.0 460 そ \mathcal{O} 他 6, 358 28.3 27.9 6,438 1.3 計 22, 483 100.0 23,083 100.0 2.7

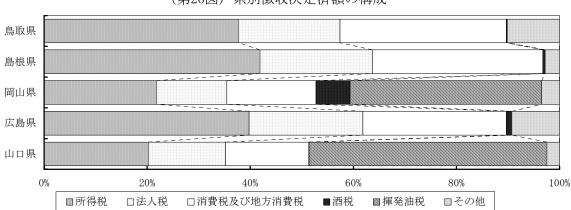
(第24表) 税目別徵収決定済額

(2) 県別に徴収決定済額をみると、鳥取県996億円(構成比4.3%)、島根県1,128億円 (構成比4.9%)、岡山県6,982億円(構成比30.2%)、広島県8,374億円(構成比36.3%)、山口県5,283億円(構成比22.9%)となっている。(第25図参照)



(第25図) 県別徴収決定済額

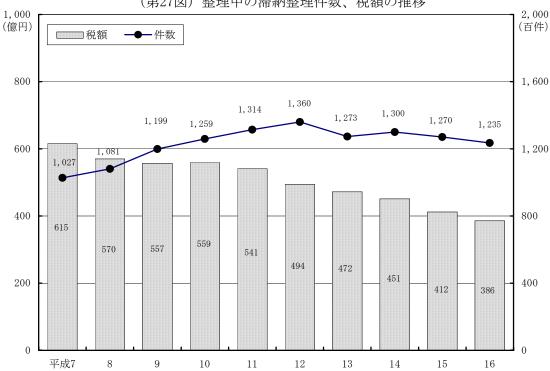
また、県別に主要税目の構成を見ると、各県とも所得税が高い比率となっているが、 岡山県及び山口県では揮発油税及び地方道路税の比率が、それぞれ37.2%、46.1%と 高くなっている。(第26図参照)



(第26図) 県別徴収決定済額の構成

17 国税滞納

(1) 平成16年度末における国税の整理中の滞納は123,532件(前年126,978件)、386億円 (前年412億円)であり、前年度に比べて件数は3,446件(△2.7%)、税額は26億円 (△6.3%)と、共に減少している。(第27図参照)



(第27図) 整理中の滞納整理件数、税額の推移

(2) 整理中の滞納を税目別に見ると、申告所得税が158億円(前年169億円)、消費税98億 円(前年107億円)、法人税52億円(前年52億円)となっている。(第28表参照)

平成16年度 平成15年度 X 分 件 数 税額 件 数 税額 伸び率 % 件 億円 件 億円 源泉所得税 16,680 72 15, 374 66 \triangle 8.9 申告所得税 73, 373 169 73,835 158 \triangle 6.6 法 人 税 4,646 52 4,382 52 \triangle 0.7 相 続 税 853 11 811 13 12.4 消 費 税 107 98 △ 8.7 31, 240 28,934 そ \mathcal{O} 他 186 0 196 0 \triangle 11.1 計 123, 532 126, 978 412 386 \triangle 6.3

(第28表) 税目別整理中の滞納

第 I 編 総 括

1 総 括

1 総 括 1-1 広島国税局管内国税収入の概要

税目別徴収決定済額の累年比較

	別徴収決		・ 種の累 平成			平成	Q 仨	疳	平成9年	宇宙	平成10年	一	平成11年	一
区		分	税		構成比	税	額	構成比	税額	一/文 構成比	税額	構成比		構成比
			100	千円		100	千円		千月					
全	管	計	2, 550, 346	, 231	100.0	2, 474, 381	, 583	100.0	2, 644, 258, 061	100. 0	2, 532, 330, 651	100.0	2, 438, 518, 405	100. 0
	_													
玉	税局	分	38, 983	, 986	1.5	42, 787	368	1.7	43, 718, 521	1.7	44, 182, 629	1.7	44, 449, 959	1.8
	<i>7</i> 2	/•		,										
鳥	取	県	119, 099	. 597	4. 7	113, 958	. 841	4.6	125, 656, 739	4.8	120, 764, 029	4.8	117, 578, 168	4.8
7119	-//	//\	,	,			,		,,					
島	根	県	151, 129	. 486	5. 9	140, 003	. 837	5. 7	162, 422, 698	6. 1	152, 251, 661	6.0	147, 443, 276	6.0
ш,	124	//\		,			,		,,					
畄	山	県	749, 145	. 419	29. 4	737, 422	. 083	29. 8	765, 989, 554	29. 0	756, 177, 406	29. 9	737, 219, 828	30. 2
l1		<i>></i> \	, 10, 110	, 110	20. 1	101, 122	, 000	20.0	100,000,001	20.0	100, 111, 100	20.0	101,210,020	00.2
広	島	県	968, 651	461	38 0	921, 255	612	37 2	978, 983, 682	37 0	911, 869, 958	36 0	852, 873, 454	35 0
/	щ	<i>></i> \	000,001	, 101	00.0	021, 200	, 012		010,000,002	01.0	011,000,000	00.0	002, 010, 101	00.0
山	口	県	523, 336	289	20.5	518, 953	849	21 0	567, 486, 867	21 5	547, 084, 969	21 6	538, 953, 722	22 1
ш	H	211	020, 000	, 202	20.0	010, 300	,012	21.0	001, 100, 001	21.0	011, 001, 303	21.0	000, 000, 122	22.1
=C	「源泉所得	旦.4出	747, 395	554	20 3	714, 281	447	28 Q	739, 010, 246	97 Q	650, 442, 149	25.7	599, 880, 402	24.6
所得	申告所得		201, 667		1	208, 429		8.4	201, 494, 107		176, 787, 165		155, 987, 698	
税	十一月年	守 作 元	949, 063		1	922, 711			940, 504, 353		827, 229, 314	1	755, 868, 100	1
72	[343, 003	, 055	31.2	322, 111,	, 510	31.3	940, 504, 555	55.0	021, 229, 314	32. 1	755, 606, 100	31.0
法	人	税	564, 375	604	99 1	516, 649	015	20 Q	491, 280, 629	18. 6	417, 806, 194	16.5	416, 993, 735	17 1
	人特別	税			0.0		, 576	0.0	68, 787		42, 752	0.0	28, 051	
	、臨時特別			, 733	0.0		, 438	0.0	34, 446		23, 962	0.0	19, 526	I
石八相	続	税	89, 065		3.5	80, 078		3. 2	82, 225, 589		76, 138, 054	1	73, 132, 123	
地	価	税	7, 884		0.3	3, 725		0. 2	3, 344, 218		70, 130, 034	0.0	31, 527	1
	i証券取引		2, 953		0. 3	2, 181		0. 2	2, 029, 699	0. 1	859, 172	0.0	3, 884	
/日 IIII	一旦分以了	1 196	2, 900	, 000	0.1	2, 101,	, 040	0.1	2,029,099	0.1	033, 172	0.0	3,004	0.0
直:	接税合	 =+	1 613 625	660	63.3	1 525 514	594	61 7	1 519 487 721	57 5	1, 322, 169, 708	52 2	1 246 076 947	51 1
	1X 17. L	ПІ	1, 010, 020	, 000	00.0	1, 020, 014	, 004	01.7	1,010,407,721	07.0	1, 022, 100, 700	02.2	1, 240, 070, 047	01.1
消費和	说及び地方消	費税	322, 579	. 823	12.6	328, 981	. 330	13. 3	497, 851, 634	18. 8	580, 182, 195	22. 9	572, 075, 810	23, 5
酒		税	112, 371		4. 4	109, 248		4. 4	94, 061, 436		81, 300, 158	3. 2	70, 424, 335	
	税及びたばこ特		46, 909		1.8	47, 176		1. 9	45, 463, 827	1.7	50, 424, 660	2.0	51, 128, 448	1
物	品	税			0.0		, 437	0.0	-	-	-		-	
取	引所	税			0.0		, 229	0.0	163, 490		48, 533	0.0	_	_
入	場	税	12.	,	-	101	_	-	-	-	-	-	_	_
	<i>────────────────────────────────────</i>		419, 800	830	16.5	427, 074	137	17 3	450, 914, 636	17. 1	461, 343, 749	18. 2	461, 244, 684	18 9
	油ガス	税	1, 585		0.1	1, 564		0.1	1, 509, 772		1, 468, 055	0. 1	1, 467, 805	
	油石炭	税	1,000	, . 20	-	1,004	, 551	-	- 1,000,112	-		-		-
自動				11	0.0		4	0.0	28	0.0	3	0.0	_	_
	n 単 単 単 ビ 機 燃 料		2, 126		0.0	2, 337		0.0	2, 556, 548		2, 694, 919	0.0	2, 626, 772	0.1
	三機 怒 科		22, 882		0. 1	23, 488		0. 1	23, 867, 525		23, 871, 260	0.1	24, 333, 349	I
电仍印	紙 収		8, 225		0. 9	8, 718		0. 9	8, 289, 906		8, 740, 983	0. 9	9, 064, 616	
旧 Hi	/1八 4又	入税	0, 445	, 404	υ. ο	0, 118	, 004	V. 4						
ΙΉ		化化		_	_		_	_	91, 537	0.0	86, 428	0.0	75, 641	0.0
胆 ·	按 铅 	≑T	936, 720	571	36.7	948, 866	ეჹი	2 <u>0</u> 2	1, 124, 770, 339	12 F	1, 210, 160, 943	47 Q	1, 192, 441, 458	18 U
間:	接税合	計	ყ ან, <i>1</i> 20	, 5/1	ου. <i>Ι</i>	940, 000	, 909	აი. ა	1, 124, 110, 339	42. 0	1, 210, 100, 943	47.0	1, 192, 441, 438	40. Y
			5) 上 油		1					<u> </u>		1		1

(注) 税額は、徴収決定済額(本年度分+過年度分)である。

平成12年	度	平成13年	度	平成14年	度	平成15年	度	平成16年	度	1			/\
税額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比	区			分
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%				
2, 682, 023, 541	100. 0	2, 546, 056, 221	100.0	2, 332, 104, 352	100.0	2, 248, 333, 929	100.0	2, 308, 298, 556	100.0	全		管	計
45, 291, 176	1.7	41, 860, 931	1.6	45, 547, 450	2.0	35, 339, 330	1.6	31, 912, 154	1.4	玉	税	后	分分
115, 116, 869	4. 3	106, 298, 415	4. 2	101, 096, 452	4. 3	98, 206, 003	4. 4	99, 608, 431	4. 3	鳥		取	県
180, 776, 924	6. 7	163, 464, 951	6.4	135, 223, 576	5.8	115, 834, 780	5. 2	112, 828, 958	4. 9	島		根	県
785, 022, 744	29. 3	753, 573, 853	29. 6	712, 127, 516	30. 5	680, 361, 252	30.3	698, 201, 880	30. 2	岡		Щ	県
939, 381, 907	35.0	872, 608, 553	34. 3	825, 590, 128	35. 4	802, 421, 015	35. 7	837, 397, 503	36. 3	広		島	県
616, 433, 921	23. 0	608, 249, 518	23. 9	512, 519, 229	22.0	516, 171, 549	23.0	528, 349, 630	22. 9	山		П	県
853, 807, 135	31.8	775, 275, 675	30. 5	583, 088, 200	25.0	529, 786, 273	23. 6	558, 931, 761	24. 2	源貞	良所得	₽税.	所
154, 529, 158	5.8	143, 149, 935	5. 6	138, 424, 782	5. 9	133, 733, 313	5. 9	133, 062, 341			与所得		得得
1, 008, 336, 293	37. 6	918, 425, 610	•	721, 512, 982		663, 519, 586	29. 5	691, 994, 102	•	' '	計	3 1/1	税
		, ,		, ,		, ,		, ,			н	-	,
429, 823, 672	16. 0	381, 457, 944	15. 0	373, 746, 784	16. 0	382, 674, 219	17. 0	410, 395, 401	17. 8	法		人	税
18, 633	0.0	_	_	_	_	_	_	_	_	法	人		別税
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_				別税
70, 007, 179	2.6	65, 589, 074	2.6	66, 138, 229	2.8	52, 849, 967	2. 4	45, 972, 703	2.0	相		続続	税
30, 095	0.0	26, 409	0.0		0.0	4, 303	0.0	937		地		価	税
124	0.0	20, 100	-	3		-	-	-	-				ス引 税
121										13 1	ші ни	20 4	V 31 100
1 508 215 997	56 2	1, 365, 499, 037	53 6	1 161 421 467	49 8	1 099 048 075	48 9	1, 148, 363, 143	49. 7	直	接	税	合 計
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			12	170	н н
561, 043, 549	20. 9	543, 950, 976	21.4	527, 808, 451	22. 6	513, 460, 441	22. 8	516, 099, 388	22. 4	消費	税及で	び地ナ	消費税
63, 864, 922	1	59, 708, 332	•	61, 176, 918	Ī	62, 665, 868		56, 432, 561	:		. ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		4 4
49, 126, 610	1.8	47, 596, 520	•		2.0	47, 489, 483	2. 1	46, 363, 886	:		こ税及	びたば	が こ特別税
-	-	-	-	-		-		-		物		品	税
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	取	引	那	
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	入		場	税
460, 371, 578	17 9	490, 665, 182	10. 3	495, 430, 464	91 9	486, 945, 275	21. 7	503, 282, 819	21.8				小儿 与道路税
1, 438, 240	0.1	1, 423, 527	1	1, 440, 303		1, 465, 454	0. 1	1, 470, 913	0.1	石		ガ	
1, 430, 240	0.1	1, 423, 321	0.1	1, 440, 505	0. 1	1, 405, 454	0. 1	3, 266	0. 1			イ 石	
						13				石白			
9 014 910	0 1	2 170 726	0.1	2 010 521	0.9		0.0	2 700 061	0.0				量税
2, 914, 219	0.1	3, 179, 736	0.1	3, 810, 531	0.2	4, 040, 212	0.1	2, 790, 061	0.1				料税
25, 031, 124	0.9	24, 604, 153	1.0	25, 577, 696	1.1	24, 971, 650	1.1	25, 644, 817	1.1				と進税
9, 936, 801	0.4	9, 343, 703	0.4		0.4	8, 182, 496	0.4	7, 840, 130	0.3	印	紙	小	
79, 528	0.0	83, 237	0.0	66, 894	0.0	64, 862	0.0	7, 560	0.0	旧			税
1 172 007 540	42.0	1 100 557 104	16 1	1 170 600 005	EO 0	1 140 005 054	E1 1	1 150 005 414	FO 9	100	拉	Ŧ	△ =⊥
1, 173, 807, 543	43.8	1, 180, 557, 184	40. 4	1, 170, 682, 885	50. 2	1, 149, 285, 854	51. l	1, 159, 935, 414	50.3	间	按	忧	合 計

1-2 管 轄 表

管轄表

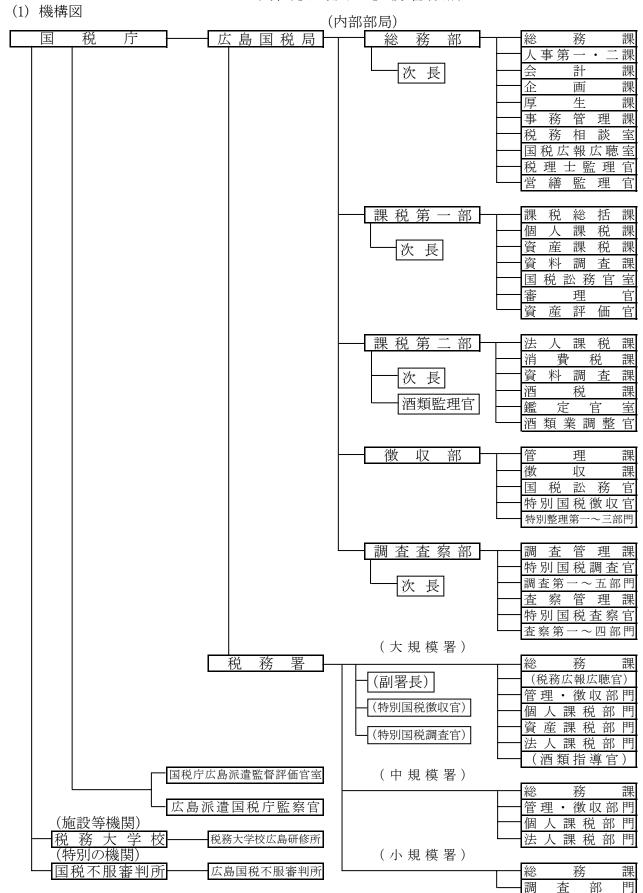
管轄表 税務署名等	税務署等の所在地	管 轄 区 域
広島国税局	広島市中区上八丁堀6番30号	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
** · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	鳥取市富安二丁目89番地4 米子市東町124番16号 倉吉市上井587番1号 松江市向島町134番10 浜田市殿町1177番地	鳥取市・岩美郡・八頭郡 米子市・境港市・西伯郡・日野郡 倉吉市・東伯郡 松江市・安来市・八東郡 浜田市・江津市・邑智郡・那賀郡
益 田石見大田大 東	出雲市塩冶善行町13番地3 益田市元町12番11号 大田市大田町大田イ289番地2 雲南市大東町飯田86番7号 隠岐郡隠岐の島町城北町55番地	出雲市・平田市・簸川郡 益田市・鹿足郡 大田市・邇摩郡 雲南市・仁多郡・飯石郡 隠岐郡
四四児倉玉津玉笠高新瀬山大 山大 四西児倉玉津玉笠高新瀬	岡山市天神町3番23号 岡山市伊福町四丁目5番38号 岡山市西大寺中二丁目24番13号 倉敷市児島小川五丁目1番66号 倉敷市幸町2番37号 倉敷市玉島阿賀崎二丁目1番50号 津山市田町67番地 玉野市宇野二丁目4番12号 笠岡市五番町5番48 高梁市向町13番地 新見市新見721番1号 赤磐郡瀬戸町瀬戸70番地 真庭市鍋屋8番の1	岡山市の一部 岡山市の一部・御津郡・加賀郡(吉備中央町の一部) 岡山市の一部・備前市の一部・瀬戸内市 倉敷市の一部・児島郡 倉敷市の一部・総社市・都窪郡・吉備郡 倉敷市の一部・浅口郡 津山市・苫田郡・勝田郡・英田郡・久米郡 玉野市 笠岡市・井原市・小田郡・後月郡 高梁市・上房郡・加賀郡(吉備中央町の一部) 新見市・阿哲郡 備前市の一部・赤磐郡・和気郡 真庭郡
広 広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉 島島島呉 日	広島市中区上八丁堀3番19号 広島市南区宇記東六丁目1番72号 広島市南区宇記東六丁目1番72号 広島市西区観音新町一丁目17番3号 広島市安佐北区亀山二丁目25番10号 呉市西中央二丁目1番21号 竹原市中央三丁目2番12号 三原市宮沖二丁目12番1号 尾道市古浜町27番18号 福山市三吉町四丁目4番8号 府中市鵜飼町555番地の40 三原市三日市町667番地の5 東広島市西条昭和町16番8号 中日市市核尾二丁目1番26号 安芸郡海田町大正町1番13号 安芸高田市吉田町吉田3604番地1	広島市 (中区の一部・東区の一部・南区の一部) 広島市 (南区の一部)・江田島市 広島市 (中区の一部・西区) 広島市 (安佐南区・安佐北区の一部)・山県郡 呉市の一部・江田島市の一部・安芸郡 (音戸町・倉橋町・蒲刈町) 呉市の一部・竹原市・豊田郡 (安芸津町・安浦町・豊浜町・豊町・大崎上島町) 三原市・賀茂郡 (大和町)・豊田郡 (本郷町・瀬戸田町) 尾道市・因島市・御調郡・世羅郡 福山市の一部・沿隈郡・深安郡 福山市の一部・府中市・神石郡・甲奴郡 三次市 上原市・比婆郡 東広島市・賀茂郡 (黒瀬町・福富町・豊栄町・河内町) 広島市 (佐伯区)・大竹市・廿日市市・佐伯郡・ 広島市 (東区の一部・安芸区)・安芸郡 (府中町・海田町・熊野町・坂町) 広島市 (安佐北区の一部)・安芸高田市
山 (東山 (東山 (東) (東) (東) (東) (東) (東) (東) (東) (東) (東)	下関市山の口町1番18号 宇部市常盤町一丁目8番22号 山口市中河原町6番16号 萩市唐樋町3番7号 周南市今宿町二丁目35番地 防府市緑町一丁目2番12号 岩国市麻里布町七丁目9番37号 光市虹ヶ浜三丁目10番1号 長門市東深川964番地の1 柳井市柳井3745番1 山陽小野田市大字鴨庄111番地の1	下関市・豊浦郡 (菊川町・豊田町・豊浦町) 宇部市の一部・小野田市・ 山口市・吉敷郡・阿武郡 (阿東町) 萩市・阿武郡 (川上村・阿武町・田万川町・むつみ村・須佐町・旭村・福栄村) 下松市・周南市の一部 防府市・佐波郡 岩国市・玖珂郡 (和木町・由宇町・玖珂町・本郷村・周東町・錦町・美川町・美和町) 光市・周南市の一部・熊毛郡 長門市・豊浦郡 (豊北町)・大津郡 柳井市・大島郡・玖珂郡 (大島町) 宇部市の一部・美祢市・厚狭郡・美祢郡

調査時点 平成17年1月1日 (ただし、各税務署の所在地については平成18年1月1日) (注) 1 「面積」は、国土交通省国土地理院調査(平成16年10月1日現在)によった。ただし、境界未定地域及び湖沼のうち児島湖7.1k㎡は、県計及び全管計のみに含めた。なお、境界未定地域のうち岡山県玉野市と香川県直島町(計117.8k㎡)は、全管計のみに外書で示した。

面	積	世帯数	人口		市	数	町	数	村	数		区	分	
外 117. 8	31, 810. 4	世帯 2, 932, 564	人 7, 735, 876	外		市 49	外	町 232		村 37	亚	成 1	2	午
外117.8	31, 811. 0	2, 955, 788	7, 761, 466			49		232		37	'		3	_
外117.8	31, 811. 5	2, 979, 947	7, 749, 201			49		232		37			4	
外117.8	31, 812. 3	2, 936, 174	7, 705, 754			48		224		36			5	
外117.8	31, 812. 8	2, 960, 516	7, 693, 778			52		168		22		1	6	
	1, 518. 7	86, 019	248, 149			1		6		-	鳥			取
(1, 208. 0)	1, 147. 7	87, 541	247, 266			2		9		1	米			子士
(780. 6)	640. 7 3, 507 . 3	37, 259 210, 819	114, 307 609 , 722			1 4		6 21		- 1	倉鳥	取	旧	古計
	3, 507. 3 993. 8	210, 619 92, 799	256, 181			2		21		<u>!</u>	松松	ЯX	県	計江
	1, 766. 6	47, 308	115, 606			2		6		1	浜			田田
	624. 1	54, 666	173, 648			2		5		_	出			雲
	1, 376. 5	27, 837	70, 698			1		3		1	益			田
	436. 1	16, 218	41, 293			1		2		-	石	見	大	田
	1, 164. 3	20, 772	67, 198			1		3		_	大			東
	346. 2	10, 564	24, 075			9		3		1 4	西自	+8	П	郷
	6, 707. 5 69. 2	270, 164 106, 194	748, 699 250, 211			9 1		29 –		<u>4</u>	島岡	根 山		計東
	672. 0	130, 341	326, 214	1		_	1	2		_	岡	Щ		水 西
	254. 3	44, 506	125, 687	2		1	1	_		_	西西	大		寺
	111.0	33, 778	92, 379	1		_		1		_	児			島
	423. 2	147, 580	397, 777			2		2		2	倉			敷
	149.4	42, 819	119, 387	1		_		5		-	玉			島
, ,	1,847.6	75, 102	200, 963			1		16		5	津			Щ
(103. 6)		26, 926	67, 245			1		-		_	玉			野
	470.0	42, 815	118, 618			2		3		_	笠			岡
	745. 8 793. 3	18, 651 12, 533	53, 174 36, 763			1 1		2 4		_	高新			梁見
	642. 1	42, 148	114, 574			1		9		_	瀬			元戸
	824. 4	15, 910	47, 867			_		4		5	久			世
(7, 112. 7)	7, 009. 1	739, 303	1, 950, 859			11		48		12	岡	山		計東
	23. 3	67, 293	143, 710			1		_		-	広	島		東
	95. 4	64, 597	146, 454	1		1		_		_	広	島		南
	46. 4 1, 357. 8	126, 299 149, 939	270, 556 390, 959	1		_		- 5		_	広広	島島		西北
	277. 2	96, 291	236, 482	1		1		3		_		- 呉		11
	332. 8	30, 882	79, 073	1		1		5		_	竹		•	原
	441.6	41, 168	108, 379			1		3		_	\equiv			原
	592.6	63, 157	166, 872			2		4		-	尾			道
	392.0	148, 943	401, 575			1		2		-	福			Щ
(550.0)	774. 2	39, 299	117, 672	1		1		2		-	府一			中
(778. 2)	1 176 0	22, 340	60, 125			1		- 5		_	三庄			次原
	1, 176. 0 570. 2	15, 277 68, 561	41, 833 170, 079			1		5 4		_	<u></u> 西			条
	791. 5	105, 933	281, 719	1		2		3		_	廿	日		市
	189. 7	84, 179	222, 316	1		_		4		_	海	-		田
(639. 0)	100.9	15, 693	43, 087	1		1		-		_	吉			田
	8, 477. 8	1, 139, 851	2, 880, 891			15		40		_	広	島	県	計関
	547. 3	115, 734	281, 743			1		3			下			関
	253. 8	87, 120	216, 898			2		- 4		_	宇山			部口
	733. 0 814. 9	76, 970 25, 157	191, 385 63, 074			1		4 3		_ 	Щ	萩	:	П
	675. 0	77, 021	191, 182			1 2		- -		4	徳	水火		Щ
	478. 9	48, 508	125, 371			1		1		_	防			府
	882. 2	63, 196	157, 369			1		7		1	岩			国
	282. 0	39, 859	105, 348	1		1		3		_	1	光	-	
	526.6	20, 420	53, 852			1		4		-	長			門
	278.0	24, 742	58, 009			1		2		_	柳一			井
	639.6	21, 652	59, 376	1		1		3		_ _	厚	_	県	狭
	6, 111. 2	600, 379	1, 503, 607			13		30		5	Ш	П	県	計

² 面積欄の () 書は、境界未定地域分を含めた計数を掲げた。 3 「人口」及び「世帯数」は、各県統計課等の調べによる。 (平成17年1月1日現在) 4 「市数」欄の外書は、市庁所在地以外の一部地域を当該税務署が管轄していることを示す。

1-3 広島国税局及び税務署機構



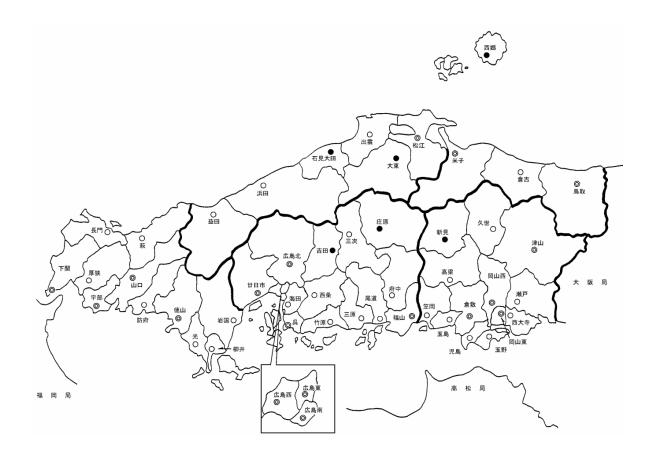
- (注) 1 平成16年7月10日現在による。
 - 2 税務署の機構のうち()書きは、全署に配置されてないものを示す。

(2) 税務署機構

(2)	クカ	上形	署機構									
署	4 名		副署長	特 別 国 税 調 査 (徴収)官	総	務課	税務広報広聴官	管理・徴収 部 門	個人·資産 課 税 部 門	法人課税部 門	調査部門	酒類指導官
鳥		取	1	3		1	1	2	4	3	_	1
米		子	1	2		1	_	2	4	3	_	_
/\ _												
倉		吉	_			1	_	1	2	1	_	_
松	,	江	2	4		1	2	2	4	5	_	2
浜		田	_	_		1	_	1	2	1	_	_
出		雲	_	_		1	_	1	3	2	_	_
益		田	_			1		1				
盆			_	_		-	_	_	1	1		_
	見大		_	_		1	_	_	_	_	1	_
大		東	_	_		1	_	_	_	_	1	_
西	2	郷	_	-		1	_	_	_	_	1	_
		東	2	10		1	2	3	5	7	_	2
	Д Т	严										2
		西	2	3		1	_	2	5	5	_	_
		寺	_	-		1	_	1	2	1	_	_
児		島	_	-		1	_	1	2	1	_	_
倉		敷	2	3		1	1	3	6	5	_	1
玉		島	_	_		1	_	1	2	1	_	
)#L						1						
津		Щ	1	-		1	_	2	3	3	_	_
玉		野	_	_		1	_	_	1	1	_	_
笠高		尚	_	_		1	_	1	2	2	_	_
点		梁	_	_		1	_	_	1	1	_	_
新		見	_	_		1	_	_	_	_	1	_
初								-	0	0	1	
瀬		戸	_	_		1	_	1	2	2	_	_
<u>人</u>		世		_		1	_	_	1	1	_	_
広	島	東	3	10		1	2	3	5	7	_	2
広	島	南	1	_		1	_	2	4	3	_	_
广	島	西西	2	8		1	_	4	7	8	_	_
						_						
広	島 :	北	2	1		1	_	3	7	3	_	_
	呉		2	2		1	_	2	5	4	_	_
竹	,	原	_	_		1	_	1	1	1	_	_
三尾福		原	_	_		1	_	1	2	2	_	_
屋		道	_	_		1	_	1	3	3	_	_
石				_		1	,					1
倫		Щ	2	5		1	1	3	7	7	_	1
府		中	_	-		1	_	1	2	2	_	_
三庄	1	次	-	-		1	_	1	1	1	_	_
庄		原	_	_		1	_	_	_	_	1	_
元	,	条	_	_		1	_	1	2	1	_	1
西廿海		木市		_			_				_	
) DE			1	_		1		2	4	3	_	_
海		田	_	-		1	_	2	4	2	_	_
吉下		田	_			1	_	<u> </u>	_		1	
下		関	2	4		1	_	3	5	5	_	1
宇		部	1	_		1	_	2	4	2	_	_
山			1	2		1			3	2	_	1
ГШ		\vdash					1	1			_	
.	萩	IJ	_	_		1	_	1	1	1	_	_
徳		Щ	1	2		1	1	2	4	4	_	_
防	J	府	_	_		1	_	1	2	2	_	_
徳防岩		国	_	_		1	_	1	3	2	_	_
1	光		_	_		1	_	_	1	1	_	_
⊨		ᇚ	_	_		_	_	_			_	
長		門	_	-		1	_	_	1	1	_	_
柳		井	_	-		1	_	_	1	1	_	_
厚	3	狭	_	_		1	_	_	1	1	_	_
	区成		年7月10	日現在)			1	1		_	1	

(平成16年7月10日現在)

税務署管轄区域略図



第Ⅱ編直接国税

 2
 申
 告
 所
 税

 3
 源
 身
 税

 4
 法
 人
 税

 5
 相
 続
 税

 6
 贈
 与

2申告所得税

統計表を見るに当たって

この章は、平成16年1月1日から平成16年12月31日までの間の所得について、平成17年3月31 日までに確定申告、修正申告又は更正・決定等により申告納税額が計算された人(申告所得税の 納税者という)の課税の事績を集計したものである。したがって、確定申告をしても申告納税額 のない人及び給与所得者等で源泉徴収による納税額があっても確定申告を要しない人は、調査の 対象から除かれている。

1 用語の説明

事業所得だけを有する者及び事業所得と事業所得以外の各種所得を併有する 業所得 者で、事業の金額が他の所得の合計額より大きい者をいう。 そ の 他 所 得 者 事業所得者以外の者をいう。

2 所得税課税最低限の累年比較(給与所得者)

2 // 付犯所犯权各权少未干允权、相子// 付有/										
区分	独身者	夫 婦 者	夫婦子1人	夫婦子2人						
	千円	千円	千円	千円						
元~4	1,075	1,928	2, 484	3, 198						
5 · 6	1,075	1, 928	2, 484	3, 277						
$7 \sim 9$	1, 107	2,095	2,698	3, 539						
10	1, 107	2,095	2,698	3, 616						
11	1, 107	2,095	2,857	3, 821						
12~15	1, 144	2, 200	2,833	3, 842						
16	1, 144	1,566	2, 200	3, 250						
(注) 各年とも社会保険	資	料:財務省主税局								

3 所得税の主な控除(平成16年分)

(1) 所得控除	
イ 基礎控除・・・・・・・・・・・・・	···· 380,000円
ロ 配偶者控除・・・・・・・・・・・	···· 380,000円
ただし、老人控除対象配偶者・・・・・	···· 480,000円
同居特別障害者である控除対象	
同居特別障害者である老人控除が	
	州家町周祖 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
ハ 配偶者特別控除	知佐しさらて本 まな東米東学老しして外上
	親族とされる者、青色事業専従者として給与
支払を受ける者及び白色事業専従者を除く。)	
ただし、自己の合計所得金額が1千万円を起	
(イ)合計所得が75万円以上76万円未満であるタ	場合・・・・・・・・・・・ 30,000円
(ロ) 合計所得が70万円以上75万円未満である場	場合・・・・・・・・・・・ 60,000円
(ハ) 合計所得が65万円以上70万円未満である場	場合・・・・・・・・・・ 110,000円
(二) 合計所得が60万円以上65万円未満である	
(ま) 合計所得が55万円以上60万円未満である	
(^) 合計所得が50万円以上55万円未満である	
(ト) 合計所得が45万円以上50万円未満であるす	
(チ) 合計所得が40万円以上45万円未満である場	
(リ) 合計所得が38万円を超え40万円未満である	
ニ 扶養控除・・・・・・・・・・・・・	···· 380,000円
ただし、特定扶養親族・・・・・・・	···· 630,000円
老人扶養親族・・・・・・・・	···· 480,000円
同居老親等・・・・・・・	••••• 580,000円
同居特別障害者である扶養親族	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
同居特別障害者である特定扶養業	* · · · · · · · · · · · · · · · · ·
同居特別障害者である老人扶養業	
同居特別障害者である老人扶養業	親族(同居老親等)・・・・・ 930,000円

雑損控除・・災害等の損失額で総所得金額等の合計額の10%を超える金額と災害関連支 出額で5万円を超える金額とのいずれか多い方の金額 医療費控除・・支払った医療費から10万円と総所得金額等の合計額の5%とのいずれか 少ない方の金額を控除した金額(最高200万円) ・・・・・・・支払った生命保険料等で 生命保険料控除・・ (イ) 一般の生命保険料 支払保険料のうち、25,000円以下 全額 25,000円超50,000円以下 1/2+12,500円 1/4+25,000円 (最高50,000円) 50,000円超 (口) 個人年金保険料 (イ) と同じ ・・・・・・・・・・・・・・・・・支払った社会保険料の全額 社会保険料控除・・・・ 損害保険料控除・・・・家屋又は家財及び身体の傷病について支払った損害保険料で (イ) 長期契約のみの場合(最高15,000円) 10,000円まで全額 10,000円超は、その支払った保険料の金額の1/2と5,000円の合計 (ロ) 短期契約のみの場合(最高3,000円) 2,000円まで全額 2,000円超は、その支払った保険料の金額の1/2と1,000円の合計 (ハ) 長期契約と短期契約がある場合(最高15,000円) (イ) と (ロ) の合計額 小規模企業共済等掛金控除・・小規模企業共済契約に係る掛金、確定拠出年金法の個人 型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金の支払額全額 **障害者控除・・・** 270,000円 ただし、特別障害者については・・・ 400,000円 寡婦(寡夫)控除(老年者でない者に限る。)・・・・・・ 270,000円 350,000円 勤労学生控除・・・・・・・・・ 270,000円 老年者控除・・・・・・ 500,000円 ただし、自己の合計所得金額が1千万円以下の者に限る。 寄付金控除・・寄付金の額(所得金額の25%を限度)のうち10,000円を超える部分の金額 (2) 税額控除 配当控除 イ 課税総所得金額が1千万円以下の場合・・・・・・・・・・・・・・・・②と②の合計額 (1)① 利益の配当、剰余金の分配及び特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得×10% ② 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得× 5% 課税総所得が1千万円を超え、課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配 に係る配当所得の金額を控除した金額が1千万円以下の場合・・・・①と②の合計額 ① 利益の配当、剰余金の分配及び特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得×10% 特定証券投資信託の収益の分配 特定証券投資信託の 収益の分配に係る配 に係る配当所得の金額のうち、 $\times 2.5\% +$ $\times 5\%$ 課税総所得金額から1千万円を 当所得の金額のうち 控除した金額に相当する部分の (A) 以外の部分の金額 金額(A) 課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した 金額を控除した金額が1千万円を超える場合・・・・・・・・・①と②の合計額 ただし、(ホ)に該当する場合を除く。 利益の配当等に係る配当所得の金額 利益の配当等に係 のうち、課税総所得金額から1千万 る配当所得の金額 円と特定証券投資信託の収益の分配 \times 5%+ $\times 10\%$ のうち、(A)以外 に係る配当所得の金額の合計額を控 の部分の金額 除した金額に相当する部分の金額 (A)② 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%

- (ホ) 課税総所得金額から利益の配当等に係る配当所得の金額と特定証券投資信託の収益 の分配に係る配当所得の金額の合計額を控除した金額が1千万円を超える場合・・・
 - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・①と②の合計額 ① 利益の配当、剰余金の分配及び特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得×5% ② 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%
- 外国税額控除・・・・・・・・・

国外所得総額

ただし、所得税額× ---- が限度

所得総額

ハ 住宅借入金等特別控除

平成16年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合

住宅借入金等の年末残高	控除期間及び控除率	各年限度額	合計限度額
5,000万円以下の部分	1年目から10年目 1%	50万円	500万円

平成16年分 所得税の税額表

「課税される所得金額」対する所得税の税額〔求める税額=①×②-③〕

①課税される	る所得金額	② 税 率	③ 控 除 額
1,000円 から	3,299,000円 ま	まで 10%	0円
3,300,000円 から	8,999,000円 ま	まで 20%	330,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 ま	まで 30%	1,230,000円
18,000,0	00円 以上	37%	2,490,000円

「課税される山林所得金額」対する所得税の税額〔求める税額=④×⑤-⑥〕

④ 課税される	る山 林 所 得 金 額		⑤ 税 率	⑥ 控 除 額
1,000円 から	16,499,000円	まで	10%	0円
16,500,000円 から	44,999,000円	まで	20%	1,650,000円
45,000,000円 から	89,999,000円	まで	30%	6,150,000円
90,00	00,000円 以上		37%	12,450,000円



2-1 課 税 状 況

(1) 申告及び処理状況

(1	<u>)</u> 甲	台/	文し	处坦	以大组	<u> </u>														
																		所		
		区		分			人	員	総月	斤得	金額	等	申告	納税	額等	追		<u></u>	£	所
																人	員	総所	- 得 金	額 等
					_			人				千円			千円)			千円
平	成		12	1	Ŧ.	分		470, 937			858,			146,			131, 07			10, 961
			13					454, 438			789,			111,			122, 11			26, 759
			14					434, 149			643,			567,			113, 66			33, 278
			15					433, 592			655,			216,			109, 97			19, 621
			16					464, 315	2,	085,	149,	908	100,	550,	205		112, 67	1 4	15, 19	92, 976
~L.						داء														
確		定		申		告		463, 632	2,		435,		100,				112, 56			11,606
修		正	134	申		告		755		2,	926,				607		12	1		13, 194
決	定	• sterr	増	額	更	正		1				925			177			1		11,800
減		額		更		正	\triangle	45	Δ		123,				230		1			58, 632
更	=> 4-	正		請	جـــر	求	\triangle	28	\triangle		100,	545	\triangle	7,	320	Δ		8 \(\triangle \)]	14, 992
異	議	申	立.	決	定	等		-	•	005	4.40	_	400		_		-			-
			計				実	464, 315	2,	085,	149,	908	100,	550,	205	実	112, 67	1 4	15, 19	92, 976
\ /+	左 1.	00 <i>/</i> s	2 17	1 - 5	7 14	岩石		1 040						0.07	050					
伝			₹ (_	よる =1		領		1, 240				_	100		856					
		合		計				465, 555				-	100,	918,	062					
過	少	申	告	加	竺	税	.	1							7					
無無	申				异 算		内 1 内 27	1 28				_		1	675					
重	4	加	1 /	算	升	税税		28				_		1,	675					
料納	Ŧ	分川	額	好	! }	計	hJ -					_	100	919,	711					
까기	1.	兀	餀	1/4	Ů	пΙ		_				_	100,	919,	/44					

調 査 対 象 平成16年分の申告所得税の納税者について、申告又は処理(更正・決定等) による課税事績

調査時点

平成17年3月31日

- (注) 1 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。
 - 2 加算税「人員」欄はそれぞれ延べ人員を示し、内書は加算税の全額が異動したものを示す。

用語の説明

- 1 総所得金額等とは、総所得金額(利子、配当、不動産、事業、給与、譲渡、 一時、雑の各所得金額の合計)及び土地等に係る事業所得金額、分離譲渡、山 林、退職の各所得金額の合計額をいい、損益通算、純損失及び雑損失の繰越控 除後の金額をいう。
- 2 申告納税額とは、総所得金額等から所得控除した後の課税総所得金額等に、 所定の税率を乗じて計算した税額から、税額控除、源泉徴収税額等を控除した 後の納付すべき税額をいう。
- 3 更正の請求とは、納税義務者の申告した課税標準又はこれに対する税額の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるとき等、一定の理由に限り、一定期間内に更正(改め直すこと)の請求をすることをいう。
- 4 法第103条による税額とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が 年税額となった所得税額をいう。
- 5 加算税とは、法定期限までに適正な申告がない場合において、その申告を怠った程度に応じて課す税であり、一種の行政罰の性格を有するものをいう。
 - (1) 過少申告加算税・・期限内の申告が過少であった場合に課せられるもの。
 - (2) 無申告加算税・・・期限内の申告がなかった場合に課せられるもの。
 - (3) 重加算税・・・・・所得の計算において事実を隠ぺい又は仮装していた場合に、過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課せられるもの。

得	者		別	内	訳	
得 者	農	業 所 得	者	その	他 所	得 者
申告納税額	人 員	総所得金額等	申告納税額	人 員	総所得金額等	申告納税額
千円	人	千円	千円	人	千円	千円
32, 788, 002	5, 595	16, 921, 886	626, 619	334, 267	1, 741, 395, 939	81, 731, 490
31, 962, 132	5, 641	16, 970, 711	615, 599	326, 685	1, 681, 192, 515	76, 533, 440
28, 491, 158	5, 341	16, 116, 605	617, 915	315, 141	1, 605, 593, 756	72, 458, 799
27, 035, 458	5, 316	15, 577, 994	595, 152	318, 306	1, 604, 027, 414	70, 586, 048
28, 080, 655	5, 441	16, 560, 841	699, 815	346, 203	1, 653, 396, 092	71, 769, 735
28, 060, 923	5, 439	16, 538, 641	697, 552	345, 625	1, 650, 954, 763	71, 678, 497
21, 092	5	24, 454	2, 459	629	2, 589, 042	102, 056
2,032	_	_	_	_	125	148
\triangle 2,672	\triangle 3	\triangle 2, 255	\triangle 196	\triangle 31	△ 62, 286	\triangle 4, 362
△ 717	-	_	_	\triangle 20	△ 85, 553	\triangle 6,603
-	-	_	_	_	_	_
28, 080, 655	実 5,441	16, 560, 841	699, 815	実 346, 203	1, 653, 396, 092	71, 769, 735

(2) 既往年分の課税状況

(4	/	处[二十]	/J v				L																				
				平	J.	戉	15	ź	手	分			平	成	14	4	丰	分					計				
	X	分		ı E)IIII	総	所	得	申	告	納		人員	総	所	得	申	告	納	1	、員	総	所	得	申	告	納
)	\ j	₹	金	額	等	税	額	等	_	八貝	金	額	等	税	額	等	ハ	、貝	金	額	等	税	額	等
					人		Ŧ	円		Ŧ	-円		人		7	-円		千	円		人		7	円		Ŧ	-円
申台	大芒	又は処理	内	27,	493			_			_	内	4, 598			-			_	内	32, 091			_			_
によ	よる	ら増減差額		47,	183	93,	666,	557	3,	960,	924		11, 334	26,	864,	666	3,	010, 3	801		58, 517	120	531,	223	6,	971,	225
	磓	過少申告	内	5, 8	829			_			_	内	3,022			_			_	内	8,851			_			_
		加算税			847			_		157,	164		3, 087			_		166, 7	11		8, 934			_		323,	876
加																											
算	無	無申告	内	7, 3	206			_			_	内	2,001			_			_	内	9, 207			_			_
算 税		加算税			279			_		143,	180		2,055			_		72, 5	24		9, 334			_		215,	704
の	Į			,						,			,					,			,					,	
増減差額		- 1 444 -01	内	:	276			_			_	内	1, 102			_			_	内	1, 378			_			_
差	重	1 加算税			278			_		140,	202		1, 127			_		409, 8	348		1, 405			_		550,	050
額										110,			1, 12.					100,0	10		1, 100					,	
			内	13,	311			_			_	内	6, 125			_			_	内	19, 436			_			_
		計		13,				_		440,	546		6, 269			_		649, 0			19, 673			_	1	089,	629
	1			10,	101					110,	010		0, 200					010,			10,010				1,	000,	023
	合	计計			_			_	4	401,	470		_			_	3	659, 3	84		_			_	8	060,	854
	1	HI							т,	⊤ ∪1,	710						υ,	000, t	Ţ						υ,	υυυ,	JU4

調査対象 平成15年分以前の申告所得税の納税者について、申告又は処理(更正・決定等)に よる課税事績

調査期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日

(注) 「人員」欄はそれぞれ延べ人員を示し、内書は本税又は加算税の全額について異動を生じたものを示す。

(3) 减免状况

(0) 1/2/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1						
	公 分	人	員	所 得	金 額	軽減又は免除税額
			人		千円	千円
租税特別措置法の規定によ			_		-	_
るもの	第25条(肉用牛の売却による 農業所得の免税)該当		719		2, 043, 744	312, 494
	対する租税の減免、徴収猶 法律第2条(所得税の軽減 こよるもの		6		26, 246	929
4	h 計	実	725		2, 069, 990	313, 423

調査対象 平成16年分の所得税の確定申告により、所得税を軽減又は免除された者(軽減又は免除により納付税額のなくなった者を含む。)

調査期間 平成17年3月31日

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

	-
--	---

(4) 税務署別課税状況

(4) 祝務	者別課稅状況	<u>-</u> 近	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u></u> ≠	内	訳
署名	事	業 所 彳	导 者	そ 0	0 他 所	得 者
	人員	総所得金額等	申告納税額	人員	総所得金額等	申告納税額
鳥米倉鳥 取 県	人 3, 432 3, 518 2, 212 9, 162	千円 11, 732, 983 11, 845, 502 7, 266, 195 30, 844, 680	千円 700, 339 712, 009 393, 495 1, 805, 843	8, 844 9, 054 4, 544 22, 442	千円 40, 300, 581 41, 828, 746 17, 894, 363 100, 023, 691	千円 1, 564, 154 1, 573, 272 589, 038 3, 726, 464
松浜出益石大西島 大県・ 大川県 大川県 大川県	4, 110 1, 693 3, 308 1, 134 765 1, 192 471 12, 673	14, 994, 820 6, 206, 644 12, 369, 447 4, 113, 688 2, 618, 879 4, 286, 989 1, 496, 594 46, 087, 061	973, 153 421, 591 801, 608 279, 635 138, 413 225, 761 68, 703 2, 908, 865	11, 425 4, 797 7, 751 2, 803 1, 629 2, 901 805 32, 111	53, 345, 830 17, 603, 913 35, 438, 123 11, 148, 894 6, 234, 847 10, 741, 307 3, 100, 159 137, 613, 073	2, 224, 759 510, 587 1, 330, 436 382, 471 178, 896 321, 879 93, 187 5, 042, 214
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大 県 県 東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	3, 982 4, 430 1, 814 1, 747 4, 968 1, 578 2, 327 997 1, 431 692 517 1, 398 723 26, 604	14, 183, 474 15, 890, 887 6, 024, 383 5, 623, 861 17, 342, 122 5, 703, 693 8, 380, 024 3, 377, 086 4, 862, 660 2, 310, 784 1, 629, 574 4, 788, 313 2, 392, 749 92, 509, 610	892, 033 983, 979 305, 306 274, 411 1, 010, 060 352, 128 589, 696 196, 473 273, 574 108, 348 85, 972 259, 246 114, 402 5, 445, 627	12, 495 14, 880 4, 486 3, 339 16, 417 4, 581 7, 095 2, 914 4, 383 1, 919 1, 491 4, 726 2, 085 80, 811	77, 400, 481 89, 903, 360 19, 063, 377 17, 165, 408 81, 784, 907 21, 425, 078 31, 512, 928 11, 086, 538 20, 820, 316 7, 751, 670 5, 536, 499 19, 031, 095 8, 265, 825 410, 747, 483	3, 691, 668 4, 382, 364 677, 066 785, 110 3, 712, 544 921, 091 1, 133, 684 372, 037 789, 945 236, 269 189, 523 605, 206 253, 797 17, 750, 304
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉 広 島島島島呉 日島島島島県 早島 県東南西北 原原道山中次原条市田田計	2, 731 2, 337 3, 976 6, 761 3, 796 1, 412 1, 535 2, 698 5, 828 1, 761 934 579 1, 822 4, 213 3, 297 673 44, 353	15, 754, 536 9, 637, 498 15, 592, 978 23, 610, 894 14, 953, 695 4, 556, 973 5, 416, 170 10, 334, 132 21, 034, 059 5, 703, 171 3, 565, 470 1, 982, 872 7, 176, 825 16, 190, 235 12, 329, 276 2, 637, 368 170, 476, 151	1, 660, 255 807, 123 1, 128, 255 1, 437, 132 1, 229, 614 230, 548 328, 969 797, 691 1, 399, 414 327, 397 250, 854 95, 668 512, 862 1, 097, 008 867, 419 190, 722 12, 360, 933	8, 798 8, 478 15, 064 18, 733 12, 624 3, 390 4, 925 7, 826 17, 840 4, 878 2, 673 1, 920 6, 811 13, 950 11, 844 1, 971 141, 725	59, 512, 667 46, 988, 211 94, 231, 306 89, 671, 752 53, 690, 728 13, 484, 188 20, 834, 198 33, 966, 986 92, 296, 137 22, 233, 283 10, 994, 530 7, 431, 619 34, 165, 047 68, 280, 696 53, 360, 810 6, 940, 812 708, 082, 970	3, 863, 154 2, 245, 172 5, 383, 889 4, 585, 597 2, 163, 172 489, 262 804, 598 1, 259, 465 4, 026, 711 989, 876 374, 887 251, 267 1, 542, 472 3, 123, 130 2, 718, 350 219, 555 34, 040, 556
下字山德防岩長柳厚山全 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	4, 304 3, 631 2, 443 1, 454 3, 655 2, 076 2, 995 1, 658 1, 251 1, 110 743 25, 320	15, 429, 726 12, 627, 944 9, 012, 267 5, 195, 282 13, 940, 554 7, 851, 876 10, 790, 960 5, 681, 245 4, 216, 234 4, 422, 529 2, 667, 693 91, 836, 313	1, 024, 863 787, 707 558, 026 358, 054 1, 036, 601 567, 914 767, 234 369, 648 225, 992 384, 275 178, 892 6, 259, 202 28, 780, 470	13, 175 9, 233 9, 216 2, 997 9, 001 5, 845 7, 519 4, 661 2, 533 2, 621 2, 313 69, 114 346, 203	56, 775, 181 46, 453, 458 41, 592, 125 11, 385, 609 39, 948, 983 23, 354, 418 32, 972, 449 18, 228, 881 9, 020, 957 9, 682, 034 7, 514, 781 296, 928, 876 1, 653, 396, 092	2, 178, 235 2, 016, 183 1, 655, 658 373, 743 1, 480, 861 868, 370 1, 293, 319 551, 457 275, 825 311, 710 204, 839 11, 210, 198

		ì	≒	<u> </u>				
人	員	総 所 得 金	額等	申 告 納	税額	:	署名	
	前年比		前年比		前年比			
12, 276 12, 572 6, 756 31, 604	101. 5 102. 9 106. 2 103 . 1	千円 52, 033, 565 53, 674, 248 25, 160, 557 130, 868, 371	95. 9 98. 2 102. 4 98. 0	千円 2, 264, 493 2, 285, 281 982, 532 5, 532, 306	92. 3 98. 1 99. 7 95 . 9	鳥米倉 鳥	取県	取子吉計
15, 535 6, 490 11, 059 3, 937 2, 394 4, 093 1, 276 44, 784	106. 9 108. 1 104. 9 105. 7 107. 1 100. 5 105. 6 105. 8	68, 340, 649 23, 810, 557 47, 807, 570 15, 262, 582 8, 853, 726 15, 028, 297 4, 596, 752 183, 700, 134	102. 3 100. 6 100. 4 97. 8 103. 4 93. 7 95. 1 100. 3	3, 197, 911 932, 178 2, 132, 044 662, 106 317, 309 547, 640 161, 890 7, 951, 078	102. 2 97. 4 100. 2 90. 5 105. 8 97. 7 80. 1 99. 3	松浜出益石大西 島	見 大 根 県	江田雲田田東郷計
16, 477 19, 310 6, 300 5, 086 21, 385 6, 159 9, 422 3, 911 5, 814 2, 611 2, 008 6, 124 2, 808 107, 415	104. 8 104. 6 107. 1 102. 0 108. 9 109. 2 101. 2 111. 3 108. 1 101. 3 102. 7 107. 2 95. 0 105. 6	91, 583, 955 105, 794, 247 25, 087, 760 22, 789, 269 99, 127, 029 27, 128, 771 39, 892, 953 14, 463, 624 25, 682, 977 10, 062, 454 7, 166, 073 23, 819, 408 10, 658, 573 503, 257, 093	101. 6 105. 0 102. 9 100. 3 103. 4 105. 4 98. 1 102. 8 113. 9 95. 7 98. 7 106. 3 91. 9 103. 0	4, 583, 701 5, 366, 343 982, 373 1, 059, 521 4, 722, 604 1, 273, 219 1, 723, 381 568, 509 1, 063, 519 344, 616 275, 495 864, 451 368, 199 23, 195, 931	98. 3 105. 7 100. 3 100. 4 98. 6 101. 1 102. 2 103. 6 121. 1 90. 2 104. 3 114. 3 94. 4 102. 0	岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡	山山大山県	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
11, 529 10, 815 19, 040 25, 494 16, 420 4, 802 6, 460 10, 524 23, 668 6, 639 3, 607 2, 499 8, 633 18, 163 15, 141 2, 644 186, 078	104. 8 107. 3 107. 3 109. 8 112. 4 111. 1 111. 1 106. 2 107. 1 99. 1 98. 8 89. 9 105. 3 111. 3 112. 3 99. 5 107. 8	75, 267, 203 56, 625, 709 109, 824, 284 113, 282, 646 68, 644, 423 18, 041, 161 26, 250, 368 44, 301, 117 113, 330, 196 27, 936, 453 14, 560, 000 9, 414, 491 41, 341, 872 84, 470, 932 65, 690, 086 9, 578, 181 878, 559, 122	104. 5 104. 7 105. 7 105. 0 105. 0 105. 1 104. 5 101. 5 104. 4 97. 2 97. 6 86. 4 102. 6 107. 1 110. 0 92. 0 104. 4	5, 523, 410 3, 052, 295 6, 512, 144 6, 022, 729 3, 392, 785 719, 810 1, 133, 567 2, 057, 156 5, 426, 126 1, 317, 274 625, 740 346, 935 2, 055, 335 4, 220, 138 3, 585, 769 410, 277 46, 401, 490	105. 4 107. 0 103. 2 104. 9 97. 7 109. 2 107. 2 99. 5 101. 7 100. 1 108. 6 98. 3 97. 8 105. 8 126. 1 92. 2 104. 6	広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広	島島島県田島島県	東南西北原原道山中次原条市田田計
17, 479 12, 864 11, 659 4, 451 12, 656 7, 921 10, 514 6, 319 3, 784 3, 731 3, 056 94, 434	112. 8 109. 4 106. 6 104. 7 110. 0 108. 2 108. 0 115. 7 105. 3 111. 1 106. 7 109. 4	72, 204, 907 59, 081, 403 50, 604, 392 16, 580, 891 53, 889, 537 31, 206, 294 43, 763, 410 23, 910, 126 13, 237, 191 14, 104, 563 10, 182, 474 388, 765, 189 2, 085, 149, 908	102. 0 106. 3 101. 0 98. 4 103. 8 102. 8 101. 3 106. 8 100. 1 102. 5 96. 8 102. 7	3, 203, 098 2, 803, 889 2, 213, 684 731, 796 2, 517, 461 1, 436, 284 2, 060, 553 921, 105 501, 816 695, 984 383, 731 17, 469, 401	96. 9 107. 7 102. 9 100. 4 98. 9 103. 8 98. 8 100. 0 99. 9 94. 1 100. 1 100. 7	下宇山 徳防岩 長柳厚山 全	萩 光 鬼	関部口 山府国 門井狭計 計

2-2 所得階級別人員

(1) 所得者区分別人員

	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	合	計	所	得	譲渡	所 得	
所得	引 階級	営業等所得者	農業所得者	その他	計		うち短期譲渡 所得があるもの	山林所得
				所 得 者			月 侍 かめるもの	
		人	人	人	人	人	人	人
70	万円以下		107	6, 208	10, 376	2,061	494	95
100	万円以下		149	9, 303	15, 842	764	73	20
150	万円以下	13,579	647	38, 103	52, 329	1,031	70	23
200	万円以下	15, 412	933	62,953	79, 298	968	44	2
250	万円以下	15, 071	807	46, 583	62, 461	765	42	8
300	万円以下	13,062	662	30, 145	43, 869	691	23	4
400	万円以下	18,609	914	37, 556	57, 079	1,029	38	8
500	万円以下	9,858	554	24,631	35, 043	883	31	_
600	万円以下	5, 254	284	18,674	24, 212	704	27	1
700	万円以下	2,903	168	14, 718	17, 789	607	11	2
800	万円以下	1,708	79	11,009	12, 796	478	6	_
1,000	万円以下	1,926	80	14, 127	16, 133	847	16	2
1, 200	万円以下	992	25	8, 487	9, 504	601	14	_
1,500	万円以下	1,001	19	7,909	8, 929	726	17	_
2,000	万円以下	1,051	9	6, 748	7,808	684	16	1
3,000	万円以下	921	3	5,064	5, 988	682	4	_
5,000	万円以下	604	1	2,844	3, 449	472	11	_
5,000	万 円 超	269	_	1, 141	1, 410	270	5	_
					内 218	外 1,250		外 23
合	計	112, 671	5, 441	346, 203	464, 315	14, 263	942	166

調査対象 調査時点 平成16年分の申告所得税の納税者

平成17年3月31日

(注)

- 1 「合計所得の計」欄の内書は、変動所得又は臨時所得の平均課税の適用を受けた者の人員である。
- 2 「譲渡所得」及び「山林所得」欄の人員は、譲渡所得又は山林所得を有する者について、その譲渡所得又は、山林所得の所得金額を階級区分して再掲した。

なお、外書は、譲渡所得又は山林所得が損失である者の人員である。

用語の説明

- 1 合計所得とは、損益通算後、純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地 等に係る事業所得金額、分離譲渡所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計 額をいう。
- 2 平均課税とは、所得税の納税義務者に変動所得(漁獲から生ずる所得、原稿又は 作曲の報酬、著作権の使用料による所得等)又は臨時所得(職業野球選手の契約金等 の臨時に発生する所得)がある場合の税額計算上の特別な方法である。変動所得の 金額は、年により著しく変動しがちであり、臨時所得の金額は、数年間分に見合う 所得の金額が特定の時期に一括して支払われる性質のものであるので、これらの所 得は、毎年ほぼ平均して所得の発生する者と比較すると、累進税率の関係から税負 担に不均衡が生ずる。この面を調整するため、一定の条件に該当する変動所得又は 臨時所得を有する納税義務者については、その納税義務者の選択により、特別な税 額の計算が認められている。

(2) 青色申告者数

所 得 階 級	営業等所得者	農業所得者	その他所得者	計
	人	人	人	人
70 万円以下	1, 391	20	413	1,824
100 万円以下	2,670	48	762	3, 480
150 万円以下	6, 458	245	3, 486	10, 189
200 万円以下	7, 960	429	5, 293	13, 682
250 万円以下	8,010	396	5, 922	14, 328
300 万円以下	7, 295	392	5, 555	13, 242
400 万円以下	11, 186	598	9, 128	20, 912
500 万円以下	6, 607	398	7, 420	14,425
600 万円以下	3, 902	216	5, 729	9, 847
700 万円以下	2, 278	137	4, 667	7, 082
800 万円以下	1, 385	65	3, 672	5, 122
1,000 万円以下	1, 591	72	4, 993	6, 656
1,200 万円以下	837	21	3, 027	3, 885
1,500 万円以下	860	16	2, 690	3, 566
2,000 万円以下	956	7	2, 332	3, 295
3,000 万円以下	845	3	2,072	2, 920
5,000 万円以下	585	1	1, 377	1, 963
5,000 万円 超	257	_	526	783
<u>合</u> 計	65, 073	3, 064	69, 064	137, 201

調査対象 平成16年分の申告所得税の納税者のうち青色申告者

調査時点 平成17年3月31日

用語の説明 青色 申告

青色申告とは、納税義務者が一定の帳簿に正確な記帳をして、これに基づいて正確な申告と、完全な納税をすることを目的として設けられている制度で、一般の申告と区分するため、青色の申告書を用いることから青色申告といわれている。青色申告が認められているのは事業所得、不動産所得及び山林所得であり、青色申告をした者には、税務計算上の特典がある。

(3) 税務署別人員(その1 事業所得者)

	石別八兵			11付11	250 ± m	300 万 円	400 ± m	500 ± m	600 ± m	700 ± m
\										700 万円
署名	以 下 人	以 下 人	以 下 人	以 下 人	以 下 人	以 下 人	以 下	以 下	以 下	<u>以</u> 下
鳥 取	133	207	423	477	465	407	541	296	138	97
米 子	143 55	224	493	526	460	401 260	513 356	270	143	96 69
倉 吉 鳥取県計	331	132 563	261 1, 177	333 1, 336	314 1, 239	1, 068	1, 410	180 746	111 392	262
松浜出土	135 47	249 91	464 230	528 228	531 211	439 213	729 276	382 163	190 68	134 51
出雲	81	159	357	429	419	368	632	332	158	89
益 田 石見大田	37 23	60 39	149 89	139 104	168 97	141 84	185 120	102 80	54 53	26 22
大 東	25	50	115	129	156	141	250	134	72	36
西郷島根県計	3 56	19 667	76 1, 480	77 1, 634	69 1, 651	42 1, 428	70 2, 262	$\frac{41}{1,234}$	26 621	15 373
岡山東岡山西	175 150	252 214	494 545	587 607	514 584	456 552	595 756	331 376	$ \begin{array}{r} 173 \\ 234 \end{array} $	92 118
	49	83	231	260	233	211	326	168	93	49
児 倉 敷	53 160	98 291	220 587	241 674	269 664	213 612	319 841	142 456	69 228	31 119
玉島	49	68	138	204	218	210	298	160	84	47
津 玉 野	74 33	134	286 107	346 162	332 134	285 103	394 180	195 93	107 55	47 19
笠 岡	33 47	55 93	187	162	197	167	248	123	65	45
西児倉玉津玉笠高新瀬大	18	26	82 67	113	94	91	97	69	26	30
新 見 戸	19 42	29 72	67 157	81 208	68 216	45 161	97 219	$\begin{array}{c} 44 \\ 124 \end{array}$	25 65	$\begin{array}{c} 17 \\ 41 \end{array}$
久 世	21	27	93	88	108	81	131	78	47	21
岡山県計	890	1, 442	3, 194	3, 737	3, 631	3, 187	4, 501	2, 359	1, 271	676
広島東	147 108	208 129	376 290	373 340	308 321	237 278	338 338	177	107 88	54 53
広島西	162	259	540	592	546	393	605	169 276	171	72
広島北呉	213	329	723	952	919	889	1, 202	656	331	161
竹原	117 51	206 75	497 179	541 203	518 179	445 174	578 234	315 127	161 70	98 36
三 尾 道	45	78	187	212	234	183	245	132	70	44
竹三尾福府三	100 287	$\frac{147}{392}$	329 749	403 783	338 835	319 654	450 883	231 462	$\frac{105}{221}$	62 133
府中	77	109	240	259	235	217	270	138	75	43
三次原	$\begin{array}{c} 41 \\ 22 \end{array}$	51 30	114 62	114 78	121 61	99 62	161 106	83 54	49 47	27 23
庄 原 条	71	90	182	213	227	222	328	187	84	59
庄 西 日 田 田 田 田 田	119 107	$\frac{204}{165}$	443 367	520 451	597 439	509 400	766 549	381 320	228 176	117 94
吉 田 広島県計	13	28	56	86	113	88	111	65	35	24
仏島県計	1, 680	2, 500	5, 334	6, 120	5, 991	5, 169	7, 164	3, 773	2, 018	1, 100
下関	187	278	542	630	587 477	467	641	364	191	95
下 第 第 山 口	128 98	213 132	443 285	516 299	477 327	420 265	622 414	298 223	168 115	112 82
萩	38	72	179	216	188	144	272	144	75	33
徳 山 府 田 田 田 田 田	124 73	183 105	403 252	478 279	466 276	415 210	618 333	383 191	195 112	95 58
岩」国	92	155	343	395	393	409	524	263	144	75
光 長 門	53 41	88 44	197 139	244 201	229 179	178 157	278 194	160 115	98 57	41 32
柳井	40	56	160	149	156	112	174	98	51	25
厚 狭 山口県計	37 911	41 1, 367	98 3, 041	111 3 , 518	3, 366	95 2, 872	116 4 , 186	61 2, 300	30 1, 236	12 660
全管計	4, 168	6, 539	14, 226	16, 345	15, 878	13, 724	19, 523	10, 412	5, 538	3, 071

800	万 円	1,000万円	1,200万円	1,500万円	3 000 EIII	2 000 Z ⊞	5,000万円	5,000万円		区分
800 以	下	以下	以下	以下	2,000万円 以 下		以下	超	計	署名
	人 51 45 35 131	人 68 72 43 183	人 44 32 19 95	人 26 34 20 80	人 21 25 11 57	人 22 27 5 54	人 13 11 6 30	人 3 3 2 8	入 3, 432 3, 518 2, 212 9, 162	鳥 泉 泉 取 県 取
	82 28 54 14 10 31 9 228	88 29 78 16 16 22 10 259	45 10 40 10 13 10 2 130	34 13 43 5 7 6 2 110	27 9 26 11 1 6 2 82	25 10 23 7 6 4 3 78	19 8 16 6 1 3 0 53	9 8 4 4 0 2 0 27	4, 110 1, 693 3, 308 1, 134 765 1, 192 471 12, 673	松浜出益石大西島大田雲田田東郷計
	57 65 35 27 65 27 25 14 26 17 8 15 7	63 60 26 18 81 27 24 10 28 8 10 31 5	39 33 11 11 39 8 12 8 6 3 2 12 4 188	40 33 11 10 36 10 11 5 9 8 0 11 3	50 41 15 7 55 11 21 7 11 5 1 12 4 240	36 37 9 10 34 11 16 6 8 5 2 4 1	24 19 4 9 21 5 10 4 3 0 2 8 4 113	4 6 0 0 5 3 8 2 2 0 0 0 0 3 0 3 8 2 3	3, 982 4, 430 1, 814 1, 747 4, 968 1, 578 2, 327 997 1, 431 692 517 1, 398 723 26, 604	岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大 県
	47 32 49 78 51 24 22 43 74 18 10 33 67 53 13 632	47 38 67 98 66 27 19 56 98 20 13 9 43 71 51 15 738	30 27 43 37 45 6 14 24 44 10 4 16 38 20 1	52 29 50 50 36 9 16 18 58 13 5 3 12 45 25 7	64 39 47 42 42 10 13 20 45 18 6 4 21 39 24 6 440	80 27 48 43 40 3 9 24 58 8 12 3 17 33 25 5	51 16 40 27 25 5 10 16 34 5 7 1 11 23 20 6 297	35 15 16 11 15 0 2 13 18 2 3 0 6 13 11 11	2, 731 2, 337 3, 976 6, 761 3, 796 1, 412 1, 535 2, 698 5, 828 1, 761 934 579 1, 822 4, 213 3, 297 673 44, 353	広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島呉 日 県東南西北 原原道山中次原条市田田計
	58 48 52 24 67 35 46 19 22 22 15 408	63 42 49 31 70 49 48 23 28 23 9 435	41 37 18 6 39 26 21 13 15 9 6 231	43 26 19 12 32 25 28 8 10 6 6 215	44 36 28 11 34 21 28 13 10 7 9 241	40 28 21 5 28 21 15 6 3 7 4 178	25 13 12 2 20 7 13 6 3 8 3 112	8 4 4 2 5 3 3 4 1 7 2 43	4, 304 3, 631 2, 443 1, 454 3, 655 2, 076 2, 995 1, 658 1, 251 1, 110 743 25, 320 118, 112	下字山德防岩長柳厚山全 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一

(3) 税務署別人員(その2 その他所得者)

\ \p\	70 万 円		150 万 円	200 五 四	250 万 円	300 万 円	400 万 円	500 万 円	600 万 円	700 万 円
署名	以下	以下		以下	以下	以下	以下			以下
鳥 泉 泉 取 県 計	人 182 139 118 439	人 257 232 196 685	人 1, 031 1, 037 651 2, 719	人 1,624 1,648 883 4,155	1, 164 1, 214 590 2, 968	人 689 723 386 1, 798	人 889 933 452 2, 274	662 632 318 1, 612	524 500 240 1, 264	人 399 442 186 1,027
松浜出益石大西 島 大田雲田田東郷計	194 111 158 63 37 71 21 655	285 147 262 104 59 86 32 975	1, 314 701 908 390 224 381 107 4, 025	2, 022 986 1, 323 609 333 508 159 5, 940	1, 569 753 994 379 248 432 132 4, 507	1, 023 412 655 228 139 291 73 2, 821	1, 215 513 840 293 166 375 72 3, 474	823 296 595 180 95 209 48 2, 246	602 240 435 123 87 181 37 1, 705	511 173 338 109 56 119 28 1, 334
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大 県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	139 194 82 64 243 83 158 44 80 43 32 92 51 1, 305	291 300 126 82 375 102 248 73 148 66 50 149 103 2, 113	1, 076 1, 211 548 409 1, 557 503 801 350 576 273 213 600 276 8, 393	1, 669 2, 001 800 588 2, 843 923 1, 173 721 858 335 297 993 343 13, 544	1, 524 1, 726 618 427 2, 079 652 924 482 570 222 191 641 261 10, 317	1, 023 1, 248 383 285 1, 423 391 573 278 375 190 144 416 224 6, 953	1, 344 1, 579 533 395 1, 979 543 798 320 467 226 196 521 247 9, 148	969 1, 252 351 235 1, 274 312 597 157 331 137 99 330 160 6, 204	787 949 258 193 943 233 454 105 243 103 72 263 113 4, 716	612 759 172 118 754 180 341 81 164 89 58 176 70 3, 574
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉 広 島島島島呉 日 県東南西北 原原道山中次原条市田田計	109 123 177 340 180 86 121 123 291 100 68 48 139 273 192 46 2, 416	177 183 358 476 243 82 156 219 444 175 78 61 161 344 277 71 3, 505	738 852 1, 401 1, 830 1, 428 427 565 931 1, 886 660 372 211 691 1, 357 1, 300 316 14, 965	1, 263 1, 394 2, 213 3, 364 2, 725 734 892 1, 463 2, 694 853 494 352 1, 102 2, 604 2, 396 405 24, 948	988 1, 026 1, 643 2, 540 1, 931 502 654 1, 166 2, 148 618 356 281 905 1, 924 1, 767 271 18, 720	697 650 1, 158 1, 668 1, 090 283 490 737 1, 564 414 239 193 569 1, 238 1, 160 186 12, 336	843 846 1, 610 2, 022 1, 363 350 578 895 2, 059 555 321 257 737 1, 453 1, 277 200 15, 366	627 630 1, 109 1, 344 799 228 354 541 1, 440 365 181 155 467 988 760 122 10, 110	512 472 869 1, 083 660 170 292 422 1, 107 234 145 82 363 707 545 100 7, 763	466 393 816 804 450 104 178 288 862 241 111 80 356 575 465 77 6, 266
下字山德防岩長柳厚山全人 一大 一大 一大 一大 一 一 管関部口山府国門井狭計計	215 139 181 76 176 131 175 109 76 58 57 1, 393	342 239 227 137 262 191 201 116 118 94 98 2, 025 9, 303	1, 526 1, 062 909 383 895 741 927 540 353 336 329 8, 001 38, 103	2, 913 1, 854 1, 825 616 1, 751 1, 262 1, 469 945 552 626 553 14, 366 62, 953	1, 985 1, 270 1, 319 464 1, 262 890 1, 059 658 402 392 370 10, 071 46, 583	1, 209 804 760 268 846 527 660 467 239 227 230 6, 237 30, 145	1, 310 955 936 323 1, 073 597 787 643 236 246 188 7, 294 37, 556	835 572 673 185 618 325 506 307 154 151 133 4, 459	570 418 476 145 459 261 387 208 93 118 91 3, 226	451 335 433 84 326 213 298 154 80 87 56 2, 517

800	万 円	1,000万円	1,200万円	1,500万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円	5,000万円		区分
以		以 下		以 下	以 下	以 下	以 下	超	計	署名
	人 292 297 115 704	380 368 117 865	人 213 259 75 547	人 187 251 59 497	人 158 190 66 414	人 105 109 61 275	人 64 62 26 152	人 24 18 5 47	8, 844 9, 054 4, 544 22, 442	鳥 鳥 来 倉 取 県計
	368 114 246 71 43 49 19 910	472 108 296 71 46 69 24 1,086	255 59 188 49 24 38 14 627	267 58 183 47 21 25 17 618	223 53 161 37 20 27 11 532	154 39 95 25 20 23 6 362	99 26 60 20 10 14 3 232	29 8 14 5 1 3 2 62	11, 425 4, 797 7, 751 2, 803 1, 629 2, 901 805 32, 111	松浜出益石大西島大田雲田田東郷計
2,	492 609 150 104 572 141 200 60 119 56 30 102 42 677	712 900 159 115 717 156 280 69 110 63 41 133 62 3, 517	451 593 90 71 446 89 147 40 80 27 15 86 37 2, 172	444 527 74 71 422 87 122 47 74 25 15 71 35 2,014	394 438 53 88 356 78 123 30 88 30 14 68 21	317 342 55 45 251 45 98 36 57 20 17 53 20 1, 356	171 177 21 31 121 44 47 16 23 11 4 23 17 706	80 75 13 18 62 19 11 5 20 3 3 9 3 3	12, 495 14, 880 4, 486 3, 339 16, 417 4, 581 7, 095 2, 914 4, 383 1, 919 1, 491 4, 726 2, 085 80, 811	岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大 県
4,	360 325 632 681 392 99 151 203 647 126 69 41 232 467 361 42 828	571 460 873 857 441 110 148 243 868 159 86 55 394 604 435 53 6, 357	365 310 502 490 253 56 91 159 473 88 47 24 228 365 250 19 3, 720	334 314 535 420 214 57 86 126 468 101 29 23 172 364 216 22 3, 481	296 215 455 354 186 42 71 129 340 75 27 28 123 313 202 15 2, 871	252 157 385 243 170 35 49 99 288 55 19 20 94 212 133 16 2, 227	139 90 221 150 68 18 39 58 181 43 25 8 52 118 68 7	61 38 107 67 31 7 10 24 80 16 6 1 26 44 40 3 561	8, 798 8, 478 15, 064 18, 733 12, 624 3, 390 4, 925 7, 826 17, 840 4, 878 2, 673 1, 920 6, 811 13, 950 11, 844 1, 971 141, 725	広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島呉 日 県東南西北 原原道山中次原条市田田計
	341 287 300 68 274 140 206 102 63 55 54 890	409 357 389 69 326 179 277 112 47 77 60 2, 302	293 254 232 37 181 93 142 95 21 44 29 1, 421	256 246 194 44 167 93 132 73 29 40 25 1, 299	249 204 164 40 176 67 116 55 25 33 21 1, 150	152 132 118 34 119 84 94 46 28 24 13 844 5,064	81 83 60 21 66 43 64 23 12 10 6 469	38 22 20 3 24 8 19 8 5 3 - 150	13, 175 9, 233 9, 216 2, 997 9, 001 5, 845 7, 519 4, 661 2, 533 2, 621 2, 313 69, 114	下宇山德防岩長柳厚山全 一颗 光 男 管関部口山府国門井狭計計

(3) 税務署別人員(その3 合計)

\ E\		100 = 11		200 ± III	ого 🛨 Ш	200 ± III	400 T III	E00 - III	600 ± 111	700 T III
\				200 万円					, , , ,	700 万 円
署名	以下	以下		以下			以下			以下
鳥	人 315 282 173 770	人 464 456 328 1, 248	1, 454 1, 530 912 3, 896	2, 101 2, 174 1, 216 5, 491	1, 629 1, 674 904 4, 207	1, 096 1, 124 646 2, 866	1, 430 1, 446 808 3, 684	958 902 498 2, 358	662 643 351 1,656	人 496 538 255 1, 289
松浜出益石大西島根江田雲田田東郷計	329 158 239 100 60 96 29 1, 011	534 238 421 164 98 136 51 1, 642	1, 778 931 1, 265 539 313 496 183 5, 505	2, 550 1, 214 1, 752 748 437 637 236 7, 574	2, 100 964 1, 413 547 345 588 201 6, 158	1, 462 625 1, 023 369 223 432 115 4, 249	1, 944 789 1, 472 478 286 625 142 5, 736	1, 205 459 927 282 175 343 89 3, 480	792 308 593 177 140 253 63 2, 326	645 224 427 135 78 155 43 1, 707
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大 県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	314 344 131 117 403 132 232 77 127 61 51 134 72 2, 195	543 514 209 180 666 170 382 128 241 92 79 221 130 3, 555	1, 570 1, 756 779 629 2, 144 641 1, 087 457 763 355 280 757 369 11, 587	2, 256 2, 608 1, 060 829 3, 517 1, 127 1, 519 883 1, 024 448 378 1, 201 431 17, 281	2, 038 2, 310 851 696 2, 743 870 1, 256 616 767 316 259 857 369 13, 948	1, 479 1, 800 594 498 2, 035 601 858 381 542 281 189 577 305 10, 140	1, 939 2, 335 859 714 2, 820 841 1, 192 500 715 323 293 740 378 13, 649	1, 300 1, 628 519 377 1, 730 472 792 250 454 206 143 454 238 8, 563	960 1, 183 351 262 1, 171 317 561 160 308 129 97 328 160 5, 987	704 877 221 149 873 227 388 100 209 119 75 217 91 4, 250
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉 広 島島島島県 日 島県東南西北 原原道山中次原条市田田計	109 70 210 392 299	385 312 617 805 449 157 234 366 836 284 129 91 251 548 442 99 6, 005	1, 114 1, 142 1, 941 2, 553 1, 925 606 752 1, 260 2, 635 900 486 273 873 1, 800 1, 667 372 20, 299	1, 636 1, 734 2, 805 4, 316 3, 266 937 1, 104 1, 866 3, 477 1, 112 608 430 1, 315 3, 124 2, 847 491 31, 068	1, 296 1, 347 2, 189 3, 459 2, 449 681 888 1, 504 2, 983 477 342 1, 132 2, 521 2, 206 384 24, 711	934 928 1, 551 2, 557 1, 535 457 673 1, 056 2, 218 631 338 255 791 1, 747 1, 560 274 17, 505	1, 181 1, 184 2, 215 3, 224 1, 941 584 823 1, 345 2, 942 825 482 363 1, 065 2, 219 1, 826 311 22, 530	804 799 1, 385 2, 000 1, 114 355 486 772 1, 902 503 264 209 654 1, 369 1, 080 187 13, 883	619 560 1, 040 1, 414 821 240 362 527 1, 328 309 194 129 447 935 721 135 9, 781	520 446 888 965 548 140 222 350 995 284 138 103 415 692 559 101 7, 366
下宇山德防岩長柳厚山全 一颗 光 男 管関部口山府国門井狭計計	402 267 279 114 300 204 267 162 117 98 94 2, 304	620 452 359 209 445 296 356 204 162 150 139 3, 392	2, 068 1, 505 1, 194 562 1, 298 993 1, 270 737 492 496 427 11, 042 52, 329	3, 543 2, 370 2, 124 832 2, 229 1, 541 1, 864 1, 189 753 775 664 17, 884	2, 572 1, 747 1, 646 652 1, 728 1, 166 1, 452 887 581 548 458 13, 437 62, 461	1, 676 1, 224 1, 025 412 1, 261 737 1, 069 645 396 339 325 9, 109 43, 869	1, 951 1, 577 1, 350 595 1, 691 930 1, 311 921 430 420 304 11, 480 57, 079	1, 199 870 896 329 1, 001 516 769 467 269 249 194 6, 759 35, 043	761 586 591 220 654 373 531 306 150 169 121 4, 462 24, 212	546 447 515 117 421 271 373 195 112 112 68 3, 177

0	500 万 円	1,000万円	1,200万円	1,500万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円	5,000万円		区分
	以 万 下	1,000万円 以 下		以 下	2,000万円 以 下	以 下	以下	超	計	署名
	人 343 342 150 835	人 448 440 160 1,048	257 291 94 642	人 213 285 79 577	人 179 215 77 471	人 127 136 66 329	人 77 73 32 182	人 27 21 7 55	人 12, 276 12, 572 6, 756 31, 604	鳥 鳥 来 倉 取 県 計
	450 142 300 85 53 80 28 1, 138	560 137 374 87 62 91 34 1, 345	300 69 228 59 37 48 16 757	301 71 226 52 28 31 19 728	250 62 187 48 21 33 13 614	179 49 118 32 26 27 9 440	118 34 76 26 11 17 3 285	38 16 18 9 1 5 2 89	15, 535 6, 490 11, 059 3, 937 2, 394 4, 093 1, 276 44, 784	松浜出益石大西島 大県・川田雲田田東郷計
	549 674 185 131 637 168 225 74 145 73 38 117 49 3, 065	775 960 185 133 798 183 304 79 138 71 51 164 67 3, 908	490 626 101 82 485 97 159 48 86 30 17 98 41 2, 360	484 560 85 81 458 97 133 52 83 33 15 82 38 2 , 201	444 479 68 95 411 89 144 37 99 35 15 80 25 2,021	353 379 64 55 285 56 114 42 65 25 19 57 21	195 196 25 40 142 49 57 20 26 11 6 31 21 819	84 81 13 18 67 22 19 7 22 3 3 9 3 3 351	16, 477 19, 310 6, 300 5, 086 21, 385 6, 159 9, 422 3, 911 5, 814 2, 611 2, 008 6, 124 2, 808 107, 415	岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大 県
	407 357 681 759 443 123 173 246 721 144 87 51 265 534 414 55 5, 460	618 498 940 955 507 137 167 299 966 179 99 64 437 675 486 68 7, 095	395 337 545 527 298 62 105 183 517 102 57 28 244 403 270 20 4, 093	386 343 585 470 250 66 102 144 526 114 34 26 184 409 241 29 3, 909	360 254 502 396 228 52 84 149 385 93 33 32 144 352 226 21 3, 311	332 184 433 286 210 38 58 123 346 63 31 23 111 245 158 21 2, 662	190 106 261 177 93 23 49 74 215 48 32 9 63 141 88 1,582	96 53 123 78 46 7 12 37 98 18 9 1 32 57 51 4	11, 529 10, 815 19, 040 25, 494 16, 420 4, 802 6, 460 10, 524 23, 668 6, 639 3, 607 2, 499 8, 633 18, 163 15, 141 2, 644 186, 078	広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島呉 日 島島島島島県 日 県東南西北 原原道山中次原条市田田計
	399 335 352 92 341 175 252 121 85 77 69 2, 298	472 399 438 100 396 228 325 135 75 100 69 2, 737	334 291 250 43 220 119 163 108 36 53 35 1, 652	299 272 213 56 199 118 160 81 39 46 31 1, 514 8, 929	293 240 192 51 210 88 144 68 35 40 30 1, 391 7, 808	192 160 139 39 147 105 109 52 31 31 17 1,022 5,988	106 96 72 23 86 50 77 29 15 18 9 581	46 26 24 5 29 11 22 12 6 10 2 193	17, 479 12, 864 11, 659 4, 451 12, 656 7, 921 10, 514 6, 319 3, 784 3, 731 3, 056 94, 434 464, 315	下字山德防岩長柳厚山全 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一

2-3 所得種類別状況

(1) 所得種類別内訳

	区	分		人 主たるもの			所 得	金 額	申 告 納 税 額 (主たるもの)
					外 1		外	千円	千円
#	営業	等所	得	113, 057	3, 193	14, 593	2, 999, 915	411, 393, 496	28, 228, 309
事業	営業農	業 所	得	5, 518	15, 288	18, 595	4, 472, 693	20, 973, 603	709, 359
老	_	計		118, 575	18, 481	33, 188	7, 472, 608	432, 367, 099	28, 937, 668
利	子	所	得		- [559	_	285, 326	9, 044
配	当	所	得		- [17,650	_	17, 732, 294	895, 493
不		産 所	得	48, 954	2, 697	82, 405	1, 325, 811	275, 352, 898	18, 953, 176
給	与	所	得	167, 918	- [54, 575	_	914, 895, 013	27, 890, 866
総	合 譲		得		973	975	568, 543		,
	時	所	得		- [17, 301		23, 340, 857	, ,
雑		折	得	112, 679	- [100, 889		275, 778, 011	, ,
(損		による差額	預)	_	- [_	8, 306, 685		
	合	計		452, 098	22, 151	307, 542	17, 673, 647	1, 944, 809, 114	83, 170, 901
八点	がん <i>ト</i> ラ 廿日		. 7日	100	cc	0.07		1 000 110	011 100
		譲渡所			66	337	_	1, 903, 113	,
		譲渡所			249	3, 201	_	115, 561, 376	, ,
		譲渡等別			-	7, 007	_	36, 591, 322	
Ä.	林	所	得		23	136	_	181, 376	
退	職	所	得	205	-	559	_	3, 777, 254	95, 608
	総	計		464, 315	22, 489	318, 782	17, 673, 647	2, 102, 823, 556	100, 550, 205

調査対象 平成16年分の申告所得税の納税者

調査時点 平成17年3月31日

(注) 1 1人で2以上の種類の所得を併有する場合は、各種類の所得のうち最も大きいものを「主たるもの」欄に、その他のものを「従たるもの」欄に、それぞれ該当する種類ごとに1人として掲げた。

なお、「所得金額」は「主たるもの」及び「従たるもの」の区分することなく、各種類ごとの金額の合計を掲げた。

- 2 外書は、損失額のあるものの人員及びその損失額である。
- 3 所得金額は、特後所得(青色事業専従者控除等青色申告の特典の金額又は 事業専従者控除額を控除した後の所得金額をいう。)で示している。

(2) 人員の累年比較

区 分	12 年	13 年	14 年	15 年	16 年
_	人	人	人	人	人
事∫営業等所得	150, 401	138, 460	128, 794	124, 485	127,650
農業所得	34, 886	36, 104	30, 726	32, 267	24, 113
計	185, 287	174, 564	159, 520	156, 752	151, 763
利 子 所 得	662	556	557	602	589
配当所得	20, 319	18, 139	17, 312	17, 152	17, 941
不 動 産 所 得	136, 481	132, 392	129, 838	128, 725	131, 359
給 与 所 得	238, 657	233, 118	222, 441	224, 543	222, 493
総合譲渡所得	960	1, 442	1,037	980	1, 118
一 時 所 得	24, 058	26, 356	28, 298	28, 794	20, 809
雑 所 得	184, 023	180, 587	175, 144	175, 479	213, 568
分離短期譲渡所得	380	395	325	315	473
分離長期譲渡所得	12, 358	10, 916	9,892	9,682	12, 828
株式等の譲渡等所得	1, 261	944	1,057	8,888	9, 226
山 林 所 得	331	272	194	221	166
退 職 所 得	650	878	974	843	764
合 計	805, 427	780, 559	746, 589	752, 976	783, 097

(注) 人員は、「主たるもの」と「従たるもの」との合計人員によった。

(3) 所得金額の累年比較

区 分	12 年	13 年	14 年	15 年	16 年
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
事」営業等所得	490, 868	465, 528	422, 264	401, 543	411, 393
農業所得	23, 939	24, 919	22, 527	23, 083	20, 974
計	514, 807	490, 446	444, 791	424, 627	432, 367
利 子 所 得	386	290	249	250	285
配当所得	17, 187	16, 843	15, 556	15, 818	17, 732
不 動 産 所 得	271, 383	268, 955	270, 179	273, 238	275, 353
給 与 所 得	1, 037, 105	1, 014, 711	966, 030	953, 868	914, 895
総合譲渡所得	1, 147	2, 141	1, 263	1,850	2, 348
一 時 所 得	23, 327	27, 526	27, 076	28, 343	23, 341
雑 所 得	235, 045	225, 789	216, 252	213, 649	275, 778
損益通算による差額分	1, 461	4, 265	2, 505	2, 143	2,710
分離短期譲渡所得	865	910	751	568	1,903
分離長期譲渡所得	142, 371	116, 283	102, 739	92, 535	115, 561
株式等の譲渡等所得	11, 467	10,031	8, 575	26, 667	36, 591
山 林 所 得	568	434	289	290	181
退 職 所 得	3, 582	4,632	4, 537	4, 592	3, 777
		•			
合 計	2, 260, 700	2, 183, 258	2, 060, 792	2, 038, 437	2, 102, 824

(4) 業種別内訳

(4)	未作了	11 1H/7					→			
	区		分		人		員	所得	金額	申告納税額
	<u> </u>		<i>)</i>		主たるもの	従た	るもの	721 19	业 版	(主たるもの)
					人	外	人	外	千円	千円
営	業等	所	得							
畜	産	水	産	業	3, 382	124	772	83, 178	12, 470, 754	758, 436
医	療	保	健	業	5, 034	65	374	172, 709	75, 333, 199	10, 535, 771
弁	護士、税	过理士、	建築		1,777	134	454	91, 908	17, 467, 533	1, 655, 386
そ	O 1	也の	庶	業	17, 479	390	3, 424	175, 167	49, 002, 680	2, 147, 696
各	種 商	品	小 売	業	39	3	7	2, 377	90, 899	2, 787
飲	食 料	品	小 売	業	3, 363	340	796	295, 307	9, 361, 077	418, 835
繊	維、身る	まわり	品小売	き業	968	93	162	95, 501	2, 417, 240	110,070
家	具	小	売	業	56	9	10	14, 496	168, 916	6, 299
雑			類小見		2,772	209	386	214, 008	9, 179, 127	505, 519
機	械 器		小 売	業	1, 735	60	161	41, 362	5, 099, 646	242, 045
そ			小 売	業	1,618	169	884	154, 547	5, 053, 658	303, 576
料		飲	食	業	9, 118	328	797	345, 560	20, 161, 203	891, 419
卸		売		業	2, 152	77	260	96, 566	7, 945, 506	577, 768
製	造	小	売	業	1,890	63	141	66, 131	5, 545, 378	254, 854
製	造	卸	売	業	1, 938	74	218	96, 117	6, 400, 693	350, 682
受	託	加	工	業	3, 734	58	356	710,008	12, 745, 031	760, 958
修		理		業	3, 381	47	215	35, 879	10, 999, 514	536, 667
サ	$\overline{}$	F.	ス	業	12, 638	273	1, 134	259, 718	32, 815, 450	1, 705, 445
建		設		業	29, 730	168	1,098	217, 417	99, 142, 547	4, 899, 417
そ	O 1	也の	営	業	10, 253	509	2, 944	470, 958	29, 993, 445	1, 564, 681
슫	ì			計	113, 057	3, 193	14, 593	2, 999, 915	411, 393, 496	28, 228, 309

⁽注) 「(1)所得種類別内訳」の営業等所得について、業種別の内訳を示したものである。

用語の説明 1 「その他の小売業」には、燃料、化学薬品類、古物、花、植木、みやげ物、たばこ小売業等が含まれる。

- 2 「その他の営業」には、運送業、金融業、不動産業、林業、鉱業、保険代理業 等が含まれる。
- 3 「畜産、水産業」には、畜産業、漁業、水産養殖業が含まれる。
- 4 「医療保健業」には、病院、診療医、療術師(はり師、きゅう師、あんま、指圧師等)、獣医、助産婦、歯科技工師等が含まれる。
- 5 「弁護士、税理士、建築士等」には、弁理士、公証人、司法書士、行政書士、 公認会計士、土地家屋調査士、不動産鑑定士等が含まれる。
- 6 「その他」には、文筆家、作詞家、作曲家、美術家、工芸家、芸能関係者、職業選手、棋士、外交官、諸教授、学校経営、速記者、技能工、職人、ホステス、 易者等が含まれる。

3 源 泉 所 得 税

統計表を見るに当たって

この章は、平成16年分の源泉所得税の課税状況を示したものである。

課税状況は、全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉 所得税の課税の全容を捕えたものである。

源 泉 徴 収 税 率	
/	15%
2 配当所得 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	5 0/
(1) 総合課税分(軽減税率適用)	7% 20%
	20% 15%
()	16.18%
4 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	7%
111 177111 111 177111 18474-1810-1819-1819-1819-1819-1819-1819-1819	(略)
6 退職所得 (1)「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合	
	(略)
	20%
7 報酬・料金等	
(1) 原稿料等(所得税法第204条第1項第1号)	1.00/
弁護士、税理士等(同第2号) 1回の支払金額100万円までの部分 1 職業野球選手、騎手等(同第4号)	10%
	20%
契約金(同第7号)	_ 0 / 0
(2) 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士(同第2号)=1回の支払金額1万円を超える額	
職業拳闘家(同第4号) =1回の支払金額5万円を超える額	
外交員、集金人、電力量計の検針人(同第4号) =月中の支払金額12万円を超える額 バー、キャバレーのホステス等(同第6号) =(5千円×日数)を超える額	10%
広告宣伝の賞金(同第8号) =1回の支払金額50万円を超える額	
競馬の馬主が受ける賞金(同第8号) =(賞金額の20%+60万円)を超える額	
	10%
	10%
9 生命保険契約等に基づく年金(所得税法第207条) (支払う年金の額-その年金の額に対応する保険料又は掛金の額)で25万円を超えるもの 1	10%
	10/0

(1) 利子所得等の課税状況

	433 1211					課		税		分			非		課
	区		分		支		金	額	泉	徴収	税	額	老人等非課 蓄非課税分		才形貯
平	成	12 13 14 15 16	年	分		1, 945 465 297	, 263, , 871, , 157, , 013, , 561,	870 914 375		44, 4	380, 7	36 21 74	61 11 6	1, 988, 5, 124, 6, 214, 8, 238, 5, 457,	, 001 , 177 , 750
公 社				債		3	655, 8, 498,			Ę	98, 4 520, 2			118 2, 299	, 266 , 433
預 貯 ←	銀銀	便行	貯預	金 金		14	, 560, 4, 900,	091		2, 2	518, 3 225, 1	27		9, 393 1, 933	, 275
金合		先 預	機関の預金の 金の 収益の	利 子			7, 203, 2, 942, 389,	006			079, 0 488, 2 58, 7	83			, 310 , 562 , 192
	土債運用					261		087		39, ($\frac{55, 7}{094, 0}$	17	6	5, 457	161
定り匿の		約等1	こ基づく			2	2, 251, 177,			ć.	338, 0 18, 6				_
割	引債	の 償 計	還是	差 益		263	4, , 561 ,	239 395		39, 4	7 151, 4	63 39	6	5, 457	_ , 043

- 調査対象 平成16年2月から平成17年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高 計算書」等に基づいて作成した。
 - (注) 1 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分」は、所得税法第9条の2(老人等の郵便貯金の利子所得の非課税)のほか、第10条(老人等の少額預金の利子所得等の非課税)、租税特別措置法第4条(老人等の少額公債の利子の非課税)、第4条の2(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)及び第4条の3(勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税)に規定する非課税分である。
 - 2 「その他の非課税分」は、所得税法第11条(公共法人等及び公益信託に係る非課税)のほか 租税特別措置法第5条(納税準備預金の利子の非課税)及び第8条(金融機関等の受ける利子 所得に対する源泉徴収の不適用)等に規定する非課税分である。

(2) 配当所得の課税状況

(2)	10 -1//	1.0 . > H2	ベクロウベンロ												
	区		分		-	-	般	課		税	分	非	課	税	分
			77		支	払	金	額	源	泉徴	収 税 額	支	払	金	額
								千円			千円				千円
平	成	12	年	分			111, 16	61, 270			22, 188, 457			11, 21	8, 508
		13					110, 34	43, 129			22, 060, 088			14, 45	0, 564
		14					122, 7	11, 521			24, 542, 148			13, 43	7, 422
		15					134, 15	53, 509			21, 340, 373			13, 37	6, 996
		16					138, 8	53, 483			21, 712, 833			16, 41	3, 641
	: 又は利 ト配 、基			創余金配等		1	38, 85	2, 101		2	21, 712, 644			16, 413	3, 481
公募	私募証券投	資信託	の収益の	分配等				1,382			189				160
		計				1	38, 85	3, 483		2	21, 712, 833			16, 413	3, 641

- 調査対象 配当等の支払者から平成17年4月30日までに提出された「法定資料の合計表(配当等の支払 調書)」等及び平成16年2月から平成17年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算 書」等に基づいて作成した。
- (注) 1 「非課税分」は、所得税法第11条(公共法人等及び公益信託に係る非課税)に規定する非課税分である。
 - 2 「一般課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税 は個人のみが適用を認められている。

税分	合	計	
その他非課税分支払金額	支払金額	源泉徴収税額	区 分
手円 97, 281, 015 78, 068, 773 66, 660, 727	手円 2, 103, 533, 409 2, 639, 064, 644 648, 032, 818	手円 218, 880, 749 290, 798, 236 69, 882, 121	平 成 12 年 分 13 14
29, 060, 523 47, 836, 366	394, 312, 648 376, 854, 804	44, 416, 974 39, 451, 439	15 16
8, 915, 094	9, 689, 145	98, 499	公債
30, 384, 154	36, 182, 280	520, 269	社 債
782, 260	291, 736, 993	34, 618, 353	郵 便 貯 金)預
2, 579, 433	19, 412, 799	2, 225, 127	銀行預金貯
5, 007, 152	13, 836, 619	1, 079, 033	銀行以外の金融機関の預金利子 -
_	2, 954, 568	488, 283	勤務先預金の利子
19, 057	481, 341	58, 721	合同運用信託の収益の分配
2	38, 250	5, 717	公社債運用信託の収益の分配
47, 687, 152	374, 331, 995	39, 094, 002	小計
149, 214	2, 401, 126	338, 012	定期積金の給付補てん金等
_	117, 444	18, 662	匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益
_	4, 239	763	割 引 債 の 償 還 差 益
47, 836, 366	376, 854, 804	39, 451, 439	計

- 3 「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税は個人の みが適用を認められている。
- 4 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法第41条の12(償 還差益に対する分離課税等)に規定する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれている。
- 5 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額」には、昭和63年3月31日以前の制度下における所得税法第10条(少額預金の利子所得等の非課税)、租税特別措置法第4条(少額公債の利子の非課税)及び第4条の2(勤労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税)に規定する非課税分が含まれているものがある。

源泉分離(選択)	課 税 適 用 分	合	計	区	分	
支 払 金 額 注	源泉徴収税額	支払金額	<i>你</i>)J	
千円	千円	千円	千円			
1, 605, 054	561, 769	123, 984, 832	22, 750, 226	平 成	12 年	₣ 分
1, 305, 472	452 , 185	126, 099, 165	22, 512, 273		13	
2, 473, 214	848, 819	138, 622, 157	25, 390, 967		14	
4, 983, 304	1, 727, 108	152, 513, 809	23, 067, 481		15	
-	_	155, 267, 124	21, 712, 833		16	
-	-	155, 265, 582	21, 712, 644	利益又は利の分配、基	息の配当、 基金利息の	剰余金分配等
-	-	1, 542	189	公募私募証券	投資信託の収益	生の分配等
-	_	155, 267, 124	21, 712, 833		計	

用語の説明 法定資料とは、所得税法の規定により、税務署長に対してその提出を義務付けられている 資料をいい、原則として翌年1月31日までに提出することになっている。法定資料の種類は 多数にのぼっており、例えば次のようなものが挙げられる。 ①利子等の支払調書 ②配当、 剰余金の分配及び基金利息の支払調書 ③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 ④給与 所得の源泉徴収票 ⑤非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書 (3) 給与所得、退職所得の課税状況

(0) /	H 1//11/1/	~	ויויח	70 / 1/0				
	区	\triangle		官	公	庁	そ	の
		23		人 員	支払金額	你 氷 钗 収 忱	人 員	支払金額
				人	千円	千円	人	千円
% △ ⊢	「俸給、	給料、賞		646, 485	1, 934, 920, 354	82, 251, 951	3, 883, 980	11, 550, 540, 737
給与 所得	日雇労	働者の賃	金	_	4, 208, 804	119, 367	_	300, 852, 465
17175		計		_	1, 939, 129, 158	82, 371, 318	_	11, 851, 393, 202
退	職	所	得	18, 403	194, 481, 630	4, 568, 665	122, 281	246, 860, 115
災害減	免法により	徴収猶予したも	, の	_	_	_	2	-

調査対象 平成16年分の源泉所得税について、平成17年4月30日までに提出された「法定資料の合計表(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票)」等及び平成16年2月から平成17年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。 (注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

(4) 給与所得、退職所得の課税状況の累年比較

(4)	が一子が作り、		光水化り米十	7U+X			
			給	与	所	得	
	区 分	官が	广	その	他	合	計
		支払金額	/	支払金額	你 秋 钗 収 忧 妬	支払金額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
給	平成12年分	2, 316, 983, 631	93, 964, 687	11, 231, 279, 358	367, 508, 380	13, 548, 262, 989	461, 473, 067
与	13	2, 343, 929, 618	104, 105, 603	10, 865, 872, 550	349, 016, 888	13, 209, 802, 169	453, 122, 491
	14	2, 090, 634, 342	91, 837, 754	10, 830, 012, 745	344, 449, 694	12, 920, 647, 086	436, 287, 448
所	15	2, 073, 628, 726	86, 992, 605	12, 147, 231, 326	329, 623, 958	14, 220, 860, 052	416, 616, 563
得	16	1, 939, 129, 158	82, 371, 318	11, 851, 393, 202	345, 190, 350	13, 790, 522, 360	427, 561, 668
退	平成12年分	195, 532, 937	4, 357, 452	377, 628, 883	6, 314, 652	573, 161, 820	10, 672, 104
職	13	220, 933, 182	5, 601, 084	510, 300, 203	8, 624, 128	731, 233, 385	14, 225, 212
	14	196, 326, 426	5, 081, 228	490, 421, 623	9, 308, 052	686, 748, 049	14, 389, 280
所	15	208, 901, 199	5, 035, 911	246, 386, 471	6, 956, 652	455, 287, 670	11, 992, 563
得	16	194, 481, 630	4, 568, 665	246, 860, 115	7, 412, 729	441, 341, 745	11, 981, 394

(注) 「(3)給与所得、退職所得の課税状況」の累年比較を示したものである。

(5) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

	- 100 000		
区	が 泉 徴 収 調 整 所	[選択口座内 得金額等 [徴 収 税 額
源泉徴収選択口上場株式等の譲	座 内 保 管 度 所 得 等	千円 57, 526, 786	千円 3,816,911

調査対象 平成16年2月から平成17年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

他		合言	†	∀	\triangle
源泉徴収税額	人員	支 払 金 額	源泉徴収税額		分
千円	人	千円	千円		
343, 438, 963	4, 530, 465	13, 485, 461, 091		俸給、給料	、賞与)
1, 751, 387	-	305, 061, 269	1, 870, 754	日雇労働者	の賃金を新得
345, 190, 350	_	13, 790, 522, 360	427, 561, 668	計	J 17114
7, 412, 729	140, 684	441, 341, 745	11, 981, 394	退職	所 得
64	2	_	64	災害減免法により) 徴収猶予したもの

用語の説明 「徴収猶予」とは、通常の法定期限に徴収しないで一定の期間徴収手続きを猶予すること。したがって、一定の期間、法定の納期限を延長するいわゆる延納制度とは異なるものである。

(6) 報酬、料金等の課税状況

	区		分		人	員	支 払	金額	源泉徴収税
						人		千円	千
平	成	12	年	分	766,	465	533,	550, 080	35, 288, 774
		13			1, 160,	897	568,	094, 523	33, 939, 59 ⁻¹
		14			931,	522	552,	862, 278	32, 691, 019
		15			842,	704	546,	541, 725	29, 406, 986
		16							
法	(原稿料、作)	曲料、放送謝	金等の報酬ス	スは料金	184,	303	16,	815, 417	1, 737, 304
	弁護士、	税理士等	の報酬又り	は料金	283,	428	84,	291, 396	8, 538, 090
第	診	察	報	酬	7,	053	118,	216, 482	10, 408, 985
204	職業野球の選	를手、騎手、外	交員等の報酬	又は料金	47,	692	73,	760, 365	4, 125, 508
条	芸能等につ	いての出演	等の報酬又	は料金	10,	263	3,	019,848	312, 807
	バー、キャノ	ベレーのホスラ	ス等の報酬プ	又は料金	12,	103	13,	792, 255	829, 183
該	契 約	金	• 賞	金	4,	122	1,	673, 788	163, 593
当		小	計		548,	964	311,	569, 551	26, 115, 468
法第2	203条の2該当 2	公 的	年 金	等	111,	999	120,	190, 226	1, 489, 709
法 第	207条該当 2	生命保険契	約等に基づ	く年金	229,	702	87,	793, 269	274, 935
法 第	174条該当 原	馬主に支払ね	れる競馬の	賞金等		553		806, 097	80, 062
		計			891,	218	520,	359, 143	27, 960, 168
災	害減免法に	こより徴収	:猶予した	も の		-		_	_

調査対象 平成16年分の源泉所得税について、平成17年4月30日までに提出された「法定資料の合計表(報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書)」等に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

(7) 非居住者等所得の課税状況

(1) 乔西住有号	FDI 待り 珠枕 仏 仏	<i>/</i> L				
			支	払 金	額	
区	分	人員	課税分	非課税分又は免税分別	総額	源泉徴収税額
		人	千円	千円	千円	千円
公社債、預貝	宁金の利子等	_	90, 978	_	90, 978	12, 019
利益又は利息	(一般分	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5, 903, 600			589, 564
の配当、剰余金の分配、基			_			_
金利息の分配	計	5, 477	5, 903, 600	4, 644	5, 908, 244	589, 564
匿名組合契約に基	基づく収益の分配	_	5, 554	_	5, 554	1, 111
給 与 ·	賞 与 等	1, 967	2, 389, 807	1, 408, 083	3, 797, 890	422, 530
退職	所 得	5	57, 977	829	58, 806	10, 377
役 務 0	つ 報 酬	651	2, 368, 964	402, 762	2, 771, 726	446, 647
工業所有権その他のの 使用料又はその			2, 231, 199	984	2, 232, 183	190, 439
著作権の使用料又は	その譲渡による対価	i 234	997, 968	_	997, 968	84, 641
貸 付 金	の利子	3, 547	83, 009	_	83, 009	16, 318
不動産、採石権の貸 は 航 空 機 、 船 舶 の			452, 597	_	452, 597	73, 949
機械等の	の使用料	31	53, 924	_	53, 924	10, 781
土地等の譲	度による対価	29	37, 546, 086	_	37, 546, 086	3, 753, 884
人的役務提信	共事業の対価	3, 734	707, 873	2, 690	710, 563	141, 469
生命保険契約等	等に基づく年金	2, 185	668, 916	_	668, 916	980
賞	金	-	_	_	_	811
合	計	_	53, 558, 452	1, 819, 992	55, 378, 444	5, 755, 520

調査対象 平成16年分の源泉所得税について、平成17年4月30日までに提出された「法定資料の合計表(非居住者等に支払われる給与等の支払調書)」等に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

(8) 加算税の状況

区 分	不納付加算税	重 加 算 税	計
	千円	千円	千円
利 子 所 得 等	21, 250	-	21, 250
配当所得等	14, 651	102	14, 753
給 与 所 得	588, 656	46, 484	635, 140
退 職 所 得	17, 325	28	17, 353
報酬・料金等所得	25, 988	1, 439	27, 425
非居住者等所得	32, 886	805	33, 691
合 計	700, 754	48, 857	749, 610

左	のう	ち租	税特別	川措置	置法 又	には	租税	条	約	によ	り課	! 税(の軽減を受	けたもの
		区		分		適	用	\mathcal{O}	内	容	人	員	支払金額	源泉徴収税額
						~ ~ ~ \/ d+		TI M		e)/ # 4/		人	千円	千円
公	社 債	、預	貯 金	の利	子 等	租税物の 適	F別措証 用 を	重伝≯ 受	くは柤けた	祝条約 もの		_	_	_
利益基	益又は利 金	息の酉 利		余金の の 分	分配、 r 配	租税条	約の道	適用を	:受け	たもの		_	_	-
給	与	•	賞	与	等	租税条	約のi	箇用を	:受け	たもの		_	_	_
退		職	Ī.	折	得	租税条	約の記	箇用を	受け	たもの		-	_	_
役	務		\mathcal{O}	報	酬	租税条	約の記	箇用を	受け	たもの		_	_	_
	所有権その は そ	の他の技 の 譲	(術に関す)渡 に	る権利等 よ る	の使用料 対 価	租税条	約のi	箇用を	:受け	たもの		26	189, 406	18, 941
著作	権の使	用料又	はその譲	護渡によ	る対価	租税条	約の記	箇用を	受け	たもの		205	965, 124	81, 365
貸	付	金	Ø	利	子	租税特 の 適	制措置 用 を	置法又 受	くは租 け た	税条約 も の		_	_	_
不動 機]産、採石: 、 船 船	権の貸付	寸、租鉱権 貸 付 に	権の設定 よる る	又は航空 所 得	租税条	約の記	箇用を	受け	たもの		-	_	
機	械	等	O 1	吏 月	料	租税条	約の記	箇用を	:受け	たもの		_	_	_
人	的 役	務提	供 事	業の	対 価	租税条	約の〕	適用を	:受け	たもの		-	_	_
賞					金	租税条	約の記	箇用を	受け	たもの		_	_	_
		合		計								231	1, 154, 530	100, 306

(9) 税務署別課税状況

(9)	- INE 1973 -	署別課税状				T			1
署	名	利子祈得筌	配当所得	株式等の譲	給与所得	退職所得		非居住者等	合 計
4	111	4.1 1 1/1 147 44		渡所得等		医概则付	等 所 得	所 得	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
鳥	取	133, 009	352, 478	92, 188	13, 151, 828	483, 890	1, 245, 436	55, 016	15, 513, 845
米	子	94, 995	174, 654	122, 365	9, 751, 696	291, 906	278, 702	8, 504	10, 722, 822
倉	吉	44, 522	113, 119	17, 839	3, 504, 705	40, 616	109, 916	505	3, 831, 222
鳥取	県計	272, 526	640, 251	232, 393	26, 408, 230	816, 412	1, 634, 055	64, 025	30, 067, 890
松	江	153, 850	553, 000	145, 162	16, 536, 146	721, 074	1, 564, 126	47, 047	19, 720, 404
浜	田	33, 483	109, 913	19,037	3, 551, 893	32, 847	119, 275	4, 194	3, 870, 641
出	雲	82, 238	462, 516	22, 137	6, 186, 460	79, 654	165, 824	20, 939	7, 019, 766
益	田	23, 173	83, 589	_	2, 358, 813	9, 439	86, 250	6, 742	2, 568, 005
	大田	13, 083	56, 155	_	1, 224, 325	4, 049	*		1, 326, 090
大	東	23, 760	43, 038	_	1, 792, 059	2, 999			1, 933, 696
西	郷	6, 964	15, 218	_	866, 507	9, 935		816	912, 324
	見県計	336, 550	1, 323, 429	186, 335	32, 516, 202	859, 997	2, 026, 775	101, 638	37, 350, 927
120 12	X /K H1	550, 555	1, 525, 125	.55,555	02, 010, 202	555, 557	2, 020, 110	101,000	07,000,027
畄	山 東	364, 838	2, 282, 487	711, 875	30, 722, 899	1, 038, 795	1, 719, 273	71, 652	36, 911, 820
	山西	127, 855	927, 737	134, 943	18, 972, 617	538, 304	2, 975, 405	118, 098	23, 794, 958
	大 寺	37, 820	116, 651	115	3, 799, 918	23, 897	84, 666	2, 287	4, 065, 353
児児	島	35, 480	255, 136	11, 270	3, 364, 480	63, 709	237, 623	3, 567	3, 971, 265
倉	敷	145, 233	696, 815	223, 238	18, 794, 304	459, 953	628, 537	144, 622	21, 092, 702
玉	島	43, 758		1, 094	3, 597, 578	56, 958		200	4, 128, 940
津	山	75, 142	373, 225	59, 428	7, 072, 569	205, 676	-	45, 243	8, 059, 503
玉	野	23, 746	232, 892	51, 998	2, 494, 518	65, 310	181, 629	45, 245	3, 050, 127
笠	岡	61, 187	1, 183, 679	27, 577	4, 578, 045	80, 562	93, 009	22, 181	6, 046, 240
高	梁	34, 727	114, 974	120	2, 105, 901	143, 415		3, 234	2, 443, 115
新	見	12, 345	18, 745	120	1, 125, 260	20, 433			1, 213, 415
瀬	戸	12, 343 54, 871	150, 586	227	4, 208, 222	31, 195		2, 141 746	4, 561, 761
	世	-							
久田山		18, 585	27, 375	8, 434	1, 566, 797	7,707		271	1, 686, 682
Іші ІТ	」県計	1, 035, 585	6, 723, 766	1, 230, 319	102, 403, 108	2, 735, 913	6, 482, 913	414, 276	121, 025, 881
広	自. 亩	35, 471, 426	2, 474, 077	751, 129	52, 363, 620	3, 017, 950	3, 083, 287	262, 580	97, 424, 068
丛	島 島 南		1, 430, 478	751, 129	10, 830, 392		473, 597	60, 337	13, 115, 430
		77, 311		60 000		243, 315			
	島西	202, 321	2, 056, 063	68, 288	25, 866, 161	495, 229	6, 147, 270	192, 349	35, 027, 681
	島北	114, 388	261, 252	5, 966	11, 397, 321	153, 853	349, 385	33, 577	12, 315, 744
	呉 原	207, 861	198, 092	94, 198	13, 342, 368	597, 801	292, 054	50, 260	14, 782, 633
竹一	原	51, 832	68, 634	10, 907	2, 417, 414	65, 384		2, 381	2, 685, 845
三尾	原	51, 728	102, 057	35, 301	4, 273, 767	55, 928		59, 250	4, 753, 997
毛	道	82, 778		53, 820	6, 855, 698	118, 316		21, 632	7, 865, 070
福	山	221, 085		378, 493	24, 727, 034	511, 779	*	152, 586	
府	中	65, 175		38, 472	4, 105, 186	79, 762	,	8, 446	4, 999, 605
三庄	次	25, 812	48, 921	23, 564	2, 858, 245	69, 390	68, 899	7, 872	3, 102, 702
<u></u>	原	21, 848	60, 067	19	1, 469, 469	13, 713	26, 642	120	1, 591, 878
西	条	71, 690		29, 261	8, 257, 752	153, 089		106, 410	9, 145, 365
	日市	94, 705	220, 196	21, 857	9, 317, 468	115, 532	395, 330	23, 696	10, 188, 785
海	田	268, 126	733, 389	-	15, 119, 884	215, 707	256, 260	3, 722, 559	20, 315, 924
吉	田	15, 544	26, 757		1, 224, 945	6, 831	40, 307		1, 314, 383
広島	県計	37, 043, 633	9, 751, 681	1, 511, 275	194, 426, 726	5, 913, 577	13, 059, 794	4, 704, 054	266, 410, 740
	85				40 000				45
下	関	136, 624	487, 789	163, 839	13, 237, 675	308, 522	700, 381	40, 032	15, 074, 862
宇	部	164, 806	411, 031	143, 576	10, 446, 758	99, 958	270, 763	40, 524	11, 577, 416
山	Д	109, 251	1, 125, 472	45, 634	16, 081, 984	590, 651	2, 495, 199	208, 259	20, 656, 449
	萩	23, 722	28, 106	10, 793	1, 921, 478	53, 041	70, 277	-	2, 107, 418
徳	山	86, 082	632, 124	96, 244	10, 507, 408	156, 372	420, 175	52, 480	11, 950, 886
防	府	63, 476	73, 572	52, 177	4, 096, 968	107, 263	213, 019	6, 307	4, 612, 781
岩	国	73, 351	352, 547	99, 808	6, 559, 970	159, 601	212, 267	98, 063	7, 555, 606
	光	32, 227	50, 472	_	3, 514, 693	98, 170		7, 643	3, 816, 316
長	門	22, 007	32, 218	5, 435	1, 603, 189	21, 410		235	1, 731, 473
柳	井	33, 199	67, 745	39, 084	1, 903, 213	53, 536	*	10, 225	2, 164, 558
厚	狭	18, 400	12, 631	_	1, 934, 067	6, 972	156, 903	7, 759	2, 136, 732
ЩГ	1県計	763, 145	3, 273, 708	656, 590	71, 807, 403	1, 655, 495	4, 756, 630	471, 527	83, 384, 497
_	Art El	00 /5/ /	04 740 005	0.040.00	107 501 000	44 604 05.	07.000.155		F00 000 000
	管計	39, 451, 439	21, 712, 833	3, 816, 911	427, 561, 668	11, 981, 394			
(注	- 1 /	1) 利子所得	$M : A \to H : A \to A$		上居住者等所		// ・・・ チ. 4台マケ里	暑別に示した	

(注)「(1)利子所得等の課税状況」~「(7)非居住者等所得の課税状況」を税務署別に示したものである。

(10) 税務署別源泉徵収義務者数

	·別源泉徴収義務者 利 子 所 得 等配		定口座内保管給場株式譲渡所得	与 所 得報	み酬・料金等所得	非居住者等所得
鳥 取 果 計	件 160 289 134 583	件 220 246 93 559	件 3 3 1 7	件 6, 165 6, 360 3, 383 15, 908	件 5, 701 5, 743 3, 227 14, 671	件 19 11 4 34
松浜出益石大西島大田黒田田東郷計	221 165 213 53 44 40 27 763	341 108 216 102 45 59 18 889	4 2 1 - - - 7	7, 069 3, 390 5, 025 2, 010 1, 275 1, 778 756 21, 303	5, 900 2, 691 4, 075 2, 117 1, 100 1, 156 405 17, 444	18 5 6 5 2 2 2 40
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大 県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	207 199 106 42 247 70 83 34 73 77 22 94 43 1, 297	412 395 77 87 248 65 124 73 87 40 33 64 38	29 13 5 5 20 5 12 5 6 2 - 5 4 111	9, 442 9, 702 2, 877 2, 508 9, 544 2, 518 5, 169 1, 622 2, 772 1, 154 863 2, 890 1, 320 52, 381	8, 336 8, 352 2, 127 2, 353 8, 537 1, 990 5, 378 1, 346 2, 208 788 919 2, 159 1, 372 45, 865	39 33 6 8 29 2 12 2 9 2 1 8 2 153
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉 広 島島島島呉 日 島県 県東南西北 原原道山中次原条市田田計	162 82 177 187 135 81 79 102 298 119 45 47 74 189 122 31 1,930	346 198 591 220 175 53 82 168 426 120 67 59 98 155 136 19 2, 913	10 - 6 1 3 2 4 6 20 6 2 1 2 1 - - 64	8, 623 5, 365 11, 269 8, 878 6, 689 1, 631 2, 800 4, 918 12, 352 3, 682 1, 628 1, 155 3, 477 6, 421 4, 525 1, 078 84, 491	8, 104 4, 704 10, 831 7, 616 6, 312 1, 299 2, 571 4, 152 10, 679 3, 546 1, 132 806 2, 738 5, 519 3, 928 689 74, 626	73 14 58 25 27 4 14 18 61 6 8 1 11 23 16 - 359
下宇山德防岩長柳厚山全下宇山徳防岩長柳厚山全管 製部口山府国門井狭計計	257 133 164 71 108 90 148 67 72 82 74 1, 266	338 248 181 40 228 110 105 48 41 48 22 1, 409	4 5 2 1 5 3 3 - 1 2 - 26	7, 466 5, 107 4, 670 1, 902 5, 632 2, 996 4, 164 2, 289 1, 423 1, 522 1, 444 38, 615 212, 698	6, 875 4, 450 3, 694 1, 253 4, 426 2, 040 3, 065 1, 577 986 982 1, 021 30, 369	11 14 8 - 23 5 29 5 1 6 2 104

調査時点 平成17年6月30日 用語の説明 源泉徴収義務者とは、所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある者をいう。

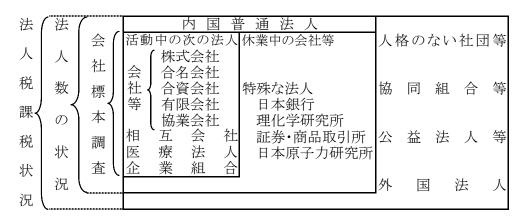
4法 人 税

統計表を見るに当たって

この章は、平成16年2月1日から平成17年1月31日までの間に終了した事業年度についての法人 課税状況及び法人数の状況から成っている。

法人課税状況は、すべての種類の法人について示してあるが、法人数は内国普通法人だけについて、業種別・資本金階級別等に、その構造を示したものである。

以上の関係を図示すれば次のとおりである。



用語の説明

1 法人の種類及び課税の範囲

公 共 法 人・・・法人税法別表第1に該当する法人=法人税の納税 義務を有しない。 (例:国民生活金融公庫・住宅 内 に 金融公庫・地方公共団体・日本道路公団・日本放 本店 送協会) 公益法人等・・・法人税法別表第2に該当する法人=その法人の所 一又は 得のうち収益事業から生じた所得についてのみ課 税される。(例:小型自動車競走会・社会福祉法 主 人・宗教法人・学校法人・商工会議所・農業共済 たる事業所 内国法人・・・ 組合·特定非営利活動法人《NPO法人》) ・・・法人税法別表第3に該当する法人=課税の範囲に 協同組合等 ついて特例はないが、普通法人に比べ適用される 税率が低い。(例:農業協同組合・漁業協同組合 を有 ・労働金庫・信用金庫・森林組合) ける 人格のない ・・法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定 めがあるもの=収益事業から生じた所得について 社団等 法 のみ課税される。 人 普通法人・・・上記以外の法人=課税の範囲について特例はない。

外国法人・・・内国法人以外の法人=日本国内に源泉のある所得について課税される。

2 事業年度・・法人の決算期間をいう。通常、年1回決算(決算期間12か月)する法人と、 年2回決算(決算期間6か月)する法人がある。

3 資本金・・・事業年度末(年2回決算の会社では下期の決算期)の払込済資本金額であり、 資本積立金額は含まない。

	法	人 (平成11年	税 E4月1日	の 以後開始事	税 業年度)	率	
1 各事業年 (1) 協同組 所得金 (特定)	合等・公益 額の・・・		・・・・ 倍 四を紹っ	・・・・・・ える所得の金	• • • •		· · · 22%
(2) 普通法 所得金 (資本 2 清算所得	人等 額の・・・ 金1億円以			・・・・・・ かうち、年80			• • • 30%
(2) 普通法 清算所	得金額の・ 人等 得金額の・						• 20.5%• 27.1%
積立金額 多い金額 年3,000万 年3,000万	年度の留保	金額、②所 金額 え額の ・・ . 億円以下の	得等の金額 ・・・・	本金の25%相 質の35%相当 · · · · · · · · ·	á額、③年 ・・・・	1,500万円	度末の利益 Jのうち最も ・・・10% ・・・15% ・・・20%

4-1 課 税 状 況

(1) 現事業年度分の課税状況

(1)		<i>,,,,,</i>		•	で化る	() [内		国			法				
		区		分			普	通法	人	人格の	ない社団	等	協	司	組	合	等	
							事業年度数	金	額	事業年度数	金名		事業年度	数	金	客		
	_		_		· -		40.400	050	千円	201		千円	0.45	_	40	047	千円	
税			平	成 12		度	43, 109		018, 313	231		, 761	2, 15				, 472	
額				10			43, 850		668, 888	357		, 117					, 392	
合				14			43, 166		303, 358	458		, 543					, 515	
計				15			42, 274		467, 346	481		, 662					, 775	
	(16			43, 244	355,	300, 267	565	176	, 457	2, 05	5	4,	876	, 821	
2/44			所能		金	額		1, 207,	872, 193	563	749	, 482	2, 13	1	23,	866	, 124	
法	確定申	告	אלו	得に	x) 9 額	つ忧	43, 011	361,	612, 316	560	172,	, 015	2, 11	7	5,	251	, 018	
定		l	、税			額	42, 938	349,	215, 758	560	171,	, 458	2, 04	6	4,	841	, 111	
	修正申	#告 ∫	所	得	金	額	2, 980	27,	283, 752	6	8.	, 949	5	5		271	, 077	
事	12 1	_ (、税			額	2, 938	5,	450, 259	6	1,	, 993	5	9		65	, 161	
業	処理に。 増差税額		所	得	金	額	67	25,	105, 531	1	7,	, 735		1			406	
	あるも		、税			額	75		868, 005	1	2,	, 256		1			89	
	処理に。 減差税額		所	得	金	額	248	△ 1 ,	321, 404	5	\triangle	653	2	4 4	\triangle	216	, 602	
	あるも		、税			額	341	\triangle	662, 067	7	\triangle	168	3	1 2	\triangle	52	, 991	
度		1	所		金	額	43, 452	1, 259,	482, 367	568	769	, 585	2, 13	5	23,	922	, 646	
分	計	$\{$	所	得に	対す 額	る税	43, 297	366,	091, 152	565	177	, 015	2, 12	1	5,	263	, 468	
			、税			額	43, 220	355,	249, 188	565	176	, 457	2, 05	1	4,	858	, 781	
清算確定分	所	得	}	金	-	額	26		212, 760	_		-		4		88	, 004	
確定	所 得	に	対	す	る移	泊 額	25		59, 038	_		-		4		18	, 041	
企 分	税					額	24		51, 079	_		-		4		18	, 039	
	税	額		合	計		43, 244	355,	300, 267	565	176	, 457	2, 05	5	4,	876	, 821	
過	少	申	告	加	算	税	1, 992		313, 562	3		298	4	0		4	, 994	
無	申	告	Ì	加	算	税	173		29, 152	46		854		7			140	
重		加		算		税	646		427, 060	1		208		5		1	, 638	
	税	額		総	計		46, 055	356,	070, 040	615	177	, 817	2, 10	7	4,	883	, 592	

調査対象 平成16年2月1日から平成17年1月31日までの間に終了した事業年度分の事績

調査時点 平成17年6月30日

(注) 連結申告に関する計数は含まない。

人		LI			-31							
公益	法人等	外 [国 法 人	合	計			区		分		
事業年度数	金額	事業年度数	金額	事業年度数	金額							
	千円		千円		千円							
800	1, 683, 916	2	26, 654	46, 297	372, 833, 110	6 -	区成	12 年	度	,		税
809	1, 940, 255	2	54, 960	47, 125	376, 847, 610	0		13				額
906	2, 017, 042	4	29, 639	46, 628	311, 282, 09	8		14			}	合
958	1, 672, 352	8	43, 462	45, 791	340, 032, 59	6		15				
994	1, 709, 440	9	63, 821	46, 867	362, 126, 80	7		16				計
986	7, 597, 496	10	267, 382	46, 862	1, 240, 352, 67		得	金	額)			
980	1, 676, 504	9	79, 177	46, 677	368, 791, 03	1 所	得に対	付する 預	税	確定	申告	法
980	1, 659, 519	9	63, 821	46, 533	355, 951, 66	7 税			額			定
31	139, 498	-	_	3, 072	27, 703, 27	6 所	得	金	額)	松口	申告	, _
35	31, 536	-	_	3, 038	5, 548, 948	8 税			額	182 II	- 14 1	事
1	5, 077	-	_	70	25, 118, 749	9 所	得	金	額)		による	**
1	1, 117	-	_	78	871, 468	8 税			額		税額のもの	
12	△ 37, 457	_		289	△ 1,576,11°	7 所	得	金	額)	処理	による	年
12	△ 8, 240	_	-	391	△ 723, 460	6 税			額	減差 ある	税額のもの	
1,000	7, 820, 653	10	267, 382	47, 165	1, 292, 262, 633	3 所	得	金	額)			度
994	1, 725, 650	9	79, 177	46, 986	373, 336, 463	3 所		すする 頂	税	·	計	分
994	1, 709, 440	9	63, 821	46, 839	362, 057, 688	8 税	1		額			
_	_	-	_	30	300, 76	4 所		得	金	È	額	清
_	_	_	_	29	77, 07	9 所	得(こ対	す	る様	. 額	
_	_	_	_	28	69, 11	9 税					額	定
994	1, 709, 440	9	63, 821	46, 867	362, 126, 80	7	税	額	1	<u></u>	計	_
24	1, 350	-	-	2, 059	320, 20	3 過	少	申	告	加	算	税
31	4, 334	_	_	257	34, 48	0 無	申	告	力		算	税
6	4, 656	_	-	658	433, 562	2 重		加		算		税
1, 055	1, 719, 780	9	63, 821	49, 841	362, 915, 05	1	税	額	í	念	計	

用語の説明 1 「清算確定分」欄の所得金額とは、法人が解散した場合における残余財産の価額 が解散時における資本金額等を超える場合、その超える金額をいう。

² 税額とは、所得・留保及び土地譲渡利益に対する税額から、所得税額、外国税額 などの控除額を差し引いた税額をいう。

(2) 既往事業年度分の課税状況

	<i>,</i> ,	<i>></i> 0 14	<u> </u>	Ì	年度分の課税状况 内										玉					法			
	区	. :	分	ľ	- 単	Ė	通	!	法	; ,	人	人格	\$ 0	りな	٧١	社	団 等	協	Ь	同	組	合	等
				-	事 業 年度数	所	行得	金	額	税	額	事 業年度数	所	- 得 金	含額	利	说 額	事 年度	業数	所得	金額	利	泊 額
法								=	千円		千円			ā	千円		千円				千円		千円
定	申	告	i 1	額	3, 178		9, 6	548,	154	2, 90	62, 372	339		234,	778		51, 682	2 8	34	25	55, 267		74, 741
事																							
//-		里によ 須のあ			86		7, 5	592,	547	1, 89	94, 950	2		21,	255		5, 492	2	5	(67, 298		14, 805
年																							
		里によ 頂のあ			365	\triangle	2, 2	221,	101	Δ 8	809, 918	5	\triangle		233	Δ	51	. 1	.6	3 \	36, 463	Δ	19, 033
分	228																						
清																							
算	申	告	i 1	額	_				-		_	-			-		-	-	-		_		-
	処理	里によ	る増	差																			
確	税額	頂のあ	るも	の					_			_									_		_
		里によ			1	\triangle		92	630	_	25, 102	_			_		_				_		_
分	税名	頂のあ	るも	の	1			υΔ,	000		20, 102												
過/	少申	自告力	加算	锐	1, 452				-	23	31, 518	3			-		770) [51		_		5, 116
無	申	告 加] 算 🤻	锐	134				-		19, 353	182			-		3, 091		2		-		20
重	力		章 君	锐	1, 470				_	Qi	69, 812	4			_		636		24		_		12, 359
-	7.31	- 7	11. 1	,,,,	1, 110						00, 012	1					000		, 1				12, 000
	合		計		-				-	5, 24	42, 983	-			_		61, 619	-	-		-		88, 007

調査対象: 平成16年1月31日以前に終了した事業年度分の事績

調査期間: 平成16年7月1日から平成17年6月30日までの間に処理したもの

人			41				^	= 1		
公	益法	人 等	外		人		合	計	区	分
事 業 年度数		税額	事 業 年度数	所得金額	税額	事 業 年度数		税額		
	千円	千円		千円	千円		千円	千円		法
164	1, 332, 987	306, 925	-	_	_	3, 765	11, 471, 187	3, 395, 721	申 告	額定
										事
5	7, 478	1, 774	_	-	-	98	7, 688, 577	1, 917, 020	処理による 税額のある	
										年
3	△ 17,418	△ 3,832	_	_	_	389	△ 2, 325, 215	△ 832, 834	処理によっ 税額のあっ	るもの
										分
										清
_	_	_	_	_	_	-	_	_	申 告	額
									処理によれ	る増差
		_					_		税額のある	るもの。確
_	_	_	-	_	_	1	△ 92, 630	△ 25, 102	処理による	定 る減差
							△ 32,000	△ 20, 102	税額のあん	^{るもの} 分
39	-	3, 343	_	_	_	1,545	-	240, 746	過少申台	5加算税
68	_	10, 296	-	_	-	386	_	32, 759	無申告	加算税
									≠ tr	toke 131.
18	_	70, 960	_	_	_	1, 516	_	1, 053, 766	重加	算 税
-	_	389, 466	-	_	_	_		5, 782, 074	合	計

(3) 税務署別課税状況

(3) 祝務者	的联税状况 法	定事	 業	年度	分
署名	所 得	金額		税	額
	事業年度数	金 額	所得に対する税額	事業年度数	金 額
鳥 泉 取 県 取 県 計	1, 675 1, 560 716 3, 951	千円 38, 432, 935 22, 513, 805 6, 526, 749 67, 473, 488	千円 11, 182, 182 6, 242, 040 1, 747, 613 19, 171, 835	1, 655 1, 552 711 3 , 918	千円 10, 293, 331 6, 180, 719 1, 744, 285 18, 218, 334
松浜出益石大西島 大 県 保 田雲田田東郷計	1, 646 619 1, 082 445 237 437 126 4, 592	35, 187, 505 6, 326, 774 17, 631, 010 5, 222, 641 2, 483, 336 4, 094, 131 1, 626, 372 72, 571, 770	9, 843, 282 1, 727, 731 4, 940, 028 1, 413, 574 655, 095 1, 123, 001 455, 165 20, 157, 875	1, 627 611 1, 079 447 236 437 125 4 , 562	9, 323, 836 1, 745, 132 4, 857, 304 1, 405, 045 643, 060 1, 131, 270 468, 866 19, 574, 513
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大 県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	2, 463 2, 650 581 481 2, 144 481 1, 103 374 548 225 226 561 330 12, 167	96, 287, 711 50, 921, 021 14, 043, 007 10, 381, 775 44, 919, 806 9, 376, 892 19, 822, 407 5, 430, 820 25, 723, 854 2, 926, 709 1, 576, 111 9, 360, 643 3, 012, 841 293, 783, 595	28, 062, 614 14, 442, 931 4, 071, 674 2, 951, 766 12, 964, 871 2, 650, 722 5, 638, 427 1, 521, 184 7, 368, 328 797, 934 408, 373 2, 643, 277 821, 809 84, 343, 910	2, 454 2, 627 574 478 2, 139 481 1, 099 372 544 220 224 559 327 12, 098	27, 347, 604 14, 256, 981 4, 026, 935 2, 775, 756 11, 126, 226 2, 791, 924 5, 917, 679 1, 519, 673 7, 178, 774 768, 841 404, 320 2, 612, 984 842, 421 81, 570, 117
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉 広 島島島島呉 日 島 島東南西北 原原道山中次原条市田田計	1, 985 1, 193 2, 913 1, 823 1, 402 232 579 990 2, 707 698 359 244 866 1, 182 1, 004 210 18, 387	145, 995, 812 46, 047, 385 137, 468, 396 26, 400, 447 22, 192, 031 2, 631, 569 10, 670, 779 14, 291, 818 91, 260, 878 16, 253, 023 4, 430, 487 4, 362, 655 40, 446, 592 19, 312, 668 29, 156, 583 2, 451, 858 613, 372, 981	43, 032, 888 13, 394, 753 40, 086, 574 7, 438, 260 6, 335, 389 771, 527 2, 985, 984 4, 001, 278 26, 485, 897 4, 650, 656 1, 232, 428 1, 232, 284 11, 886, 616 5, 489, 618 8, 891, 691 655, 444 178, 571, 285	1, 961 1, 186 2, 892 1, 812 1, 393 232 576 984 2, 680 693 358 240 866 1, 174 999 208 18, 254	41, 608, 193 12, 885, 779 39, 017, 541 7, 544, 391 6, 188, 182 739, 295 3, 076, 900 4, 014, 968 26, 082, 075 4, 723, 525 1, 244, 944 1, 209, 655 12, 751, 330 5, 419, 393 8, 962, 521 660, 773 176, 129, 466
下宇山德防岩長柳厚山全 一颗 一切府国門井狭計計	1, 806 1, 060 1, 002 289 1, 300 518 796 405 187 303 402 8, 068	47, 055, 329 49, 511, 666 64, 531, 716 4, 420, 352 46, 983, 902 6, 724, 751 10, 263, 265 5, 918, 096 1, 700, 583 3, 047, 894 4, 903, 245 245, 060, 798 1, 292, 262, 632	13, 528, 540 14, 541, 857 19, 072, 096 1, 232, 100 13, 712, 338 1, 857, 213 2, 823, 788 1, 671, 501 460, 670 833, 408 1, 358, 049 71, 091, 558	1, 789 1, 054 999 289 1, 279 517 795 399 183 303 400 8, 007	12, 798, 132 12, 829, 012 18, 671, 335 1, 226, 990 12, 114, 390 1, 837, 085 2, 787, 075 1, 673, 472 456, 316 854, 349 1, 317, 103 66, 565, 259 362, 057, 689

(注) 「(1) 現事業年度分の課税状況」を署別に示したものである。

清 第	確 第	 定 分			
所 得	金額		税額合計	税額総計	署名
事業年度数	金額	税額			
4 1 - 5	千円 29, 491 4, 212 - 33, 702	千円 7,370 1,141 - 8,511	千円 10, 300, 700 6, 181, 860 1, 744, 285 18, 226, 845	千円 10, 319, 860 6, 193, 070 1, 747, 411 18, 260, 341	鳥 泉 米 倉 取 県 計
1 1 1 - - 3	52 4, 633 1, 288 - - - 5, 973	14 - 1, 255 264 - - - 1, 533	9, 323, 850 1, 745, 132 4, 858, 559 1, 405, 309 643, 060 1, 131, 270 468, 866 19, 576, 046	9, 340, 560 1, 748, 674 4, 876, 828 1, 410, 531 646, 018 1, 132, 328 469, 213 19, 624, 153	松浜出益石大西島 大 県 工田雲田田東郷計
1 2 - - - 1 1 1 1 - - - 6	44 79, 732 14, 908 8, 211 17, 338 120, 233	12 16, 505 - - - 4, 040 2, 225 8, 351 - - - 31, 133	27, 347, 616 14, 273, 487 4, 026, 935 2, 775, 756 11, 126, 226 2, 791, 924 5, 921, 719 1, 521, 898 7, 187, 125 768, 841 404, 320 2, 612, 984 842, 421 81, 601, 250	27, 378, 166 14, 301, 474 4, 037, 611 2, 790, 905 11, 162, 336 2, 808, 870 5, 935, 440 1, 527, 915 7, 203, 208 769, 508 404, 736 2, 620, 715 849, 252 81, 790, 135	岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久 岡 山山大 県 山山大 県 東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
- - 4 1 - 1 - - 3 3 - - - 1 - 2 - 2	47, 066 71 - 854 - 8, 473 - 1, 786 - 38, 451 - 96, 700	2, 168 19 - 230 - 2, 654 - 484 - 10, 421 - 15, 976	41, 608, 193 12, 885, 779 39, 019, 709 7, 544, 410 6, 188, 182 739, 525 3, 076, 900 4, 014, 968 26, 084, 729 4, 723, 525 1, 244, 944 1, 210, 139 12, 751, 330 5, 419, 393 8, 972, 942 660, 773 176, 145, 441	41, 717, 860 12, 924, 282 39, 122, 668 7, 572, 589 6, 211, 317 740, 732 3, 084, 705 4, 026, 168 26, 114, 984 4, 734, 329 1, 246, 041 1, 220, 309 12, 761, 149 5, 424, 343 8, 996, 453 662, 370 176, 560, 299	広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉 広 島島島島呉 日 島県東南西北 原原道山中次原条市田田計
- 2 - - - - - - 1 1 4	43, 755 - - - - - - - 241 160 44, 156	- 11, 858 - - - - - - 65 43 11, 966 69, 119	12, 798, 132 12, 840, 869 18, 671, 335 1, 226, 990 12, 114, 390 1, 837, 085 2, 787, 075 1, 673, 472 456, 316 854, 414 1, 317, 146 66, 577, 225	12, 808, 268 12, 847, 309 18, 686, 705 1, 228, 357 12, 156, 662 1, 844, 327 2, 795, 014 1, 675, 334 461, 010 857, 565 1, 319, 573 66, 680, 124 362, 915, 052	下宇山徳防岩長柳厚山全 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

4-2 法 人 数

(1) 法人数等

							所	得	金	額
			区	分		法人数	利	益	欠	損
							事業年度数	金額	事業年度数	金額
								千円		千円
	普	会		社	等	145, 159	41, 558	1, 197, 921, 523	104, 993	443, 158, 626
			うち	特定目	的会社	2	3	722	_	-
内	通	企	業	組	合	160	30	259, 648	137	357, 918
	法	相	互	会	社	-	-	_	_	-
	広	医	療	法	人	3, 214	1,860	61, 300, 736	1, 364	6, 753, 974
	人	中	間	法	人	19	4	460	15	43, 885
围			小	計		148, 552	43, 452	1, 259, 482, 367	106, 509	450, 314, 403
	人	格	のな	い社	団 等	990	568	769, 585	440	578, 788
	I. /- 1	農及	業 協び 同		組 合 会	233	86	3, 000, 040	149	6, 543, 638
法	協	消及	費 生 活び 同		組 合 合 会	37	23	1, 512, 245	15	66, 822
	同		小 企 業 企業組合		組合	1, 445	790	4, 276, 714	682	1, 315, 784
	組	漁業及	美生産組合 び 同	1、漁業協	8同組合 合 会	273	125	952, 890	152	546, 949
人	合	森及	林 組 合 び 生 ゟ		重 合 会 : 組 合	362	167	1, 162, 872	205	208, 121
	<i>k-k-</i>	そ		0	他	1, 845	944	13, 017, 884	930	13, 579, 344
	等		小	計		4, 195	2, 135	23, 922, 646	2, 133	22, 260, 658
	公	1	益法	去 人	. 等	2, 191	1,000	7, 820, 653	1, 208	5, 459, 435
外		玉	法	人	等	43	10	267, 382	33	37, 948
			合	計		155, 971	47, 165	1, 292, 262, 633	110, 323	478, 651, 232

調査対象 平成16年2月1日から平成17年1月31日までの間に終了した事業年度分について、 平成17年6月30日までに申告又は処理(更正・決定等)をしたもの。

(注) この表には、清算中の法人及び連結申告に関する計数は含まれていない。

(2) 税務署別法人数

(乙) 忧務	者別伝力	r P	<u> </u>	Ξ	<u> </u>	Ý.	去		人			
署名		普	通		法	人		人格の ない社	協同	公益	外国法人	合 計
	会社等	企業組合	相互会社	医療法人	特定目的 会 社	中間法人	小 計	団等	組合等	法人等	ДХ	
鳥 来 倉 鳥取県計	4, 104 4, 134 1, 869 10, 107	5 4 3 12	- - - -	108 136 62 306	- - - -	- 1 - 1	4, 217 4, 275 1, 934 10, 426	36 33 26 95	227 153 98 478	103 83 34 220	- 1 - 1	4, 583 4, 545 2, 092 11, 220
松浜出益石大西島 大田雲田田東郷計	4, 353 1, 809 2, 649 1, 272 629 919 345 11, 976	2 3 3 5 1 1 -	- - - - - - -	112 31 90 25 18 22 2 300	- - - - -	1 1 - - - - 2	4, 468 1, 844 2, 742 1, 302 648 942 347 12, 293	39 40 29 17 9 18 5 157	250 110 126 52 55 87 35 715	160 43 58 24 18 11 332		4, 917 2, 037 2, 957 1, 395 730 1, 065 399 13, 500
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大 県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	7, 607 7, 973 1, 808 1, 729 6, 986 1, 588 3, 769 1, 108 1, 842 583 583 1, 962 871 38, 409	79 31 14 66 4 15 2 2 44	- - - - - - - - - -	142 147 52 38 156 49 64 36 38 13 11 53 27 826		1 1 1 - 2 1 - - - - - - - 5	7, 757 8, 130 1, 863 1, 768 7, 148 1, 644 3, 837 1, 145 1, 885 596 594 2, 017 900 39, 284	36 28 7 1 34 6 23 5 17 9 4 13 15	232 155 33 59 112 36 153 31 60 22 31 61 41 1,026	113 72 12 26 63 23 64 18 24 18 10 22 14 479	2 1 - 3 1 2 1 - - - 10	8, 140 8, 386 1, 915 1, 854 7, 360 1, 710 4, 079 1, 200 1, 986 645 639 2, 113 970 40, 997
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉 広島島島島 島 甲 島島島島島県 日 県東南西北 原原道山中次原条市田田計	6, 672 3, 890 9, 560 6, 329 4, 686 709 1, 969 3, 399 9, 189 2, 318 1, 131 681 2, 601 4, 379 3, 242 664 61, 419	11 5 9 4 4 - 6 2 8 3 3 3 - 3 2 2 - 6 6	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	98 81 130 102 20 37 72 152 43 26 17 70 104 69 9	- - - 1 - - - - - - - 1	1 2 - 1 - 1 1 1 - 1 - 1 - 7	6, 782 3, 978 9, 699 6, 463 4, 794 729 2, 012 3, 474 9, 350 2, 364 1, 160 698 2, 675 4, 485 3, 313 673 62, 649	40 15 28 22 23 2 11 21 36 20 8 5 14 16 11 13 285	117 81 153 108 99 14 56 74 158 68 36 30 65 61 31	137 44 97 62 45 11 24 52 101 32 15 12 30 39 18 11 730	1 1 - 1 1 - - 4	7, 076 4, 119 9, 983 6, 658 4, 964 757 2, 104 3, 621 9, 646 2, 485 1, 219 745 2, 784 4, 605 3, 374 64, 867
下字山德防岩長柳厚山全人 一一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	5, 502 2, 974 2, 656 911 3, 682 1, 507 2, 381 1, 089 526 856 1, 162 23, 246	77 4 3 5 - 1 2 3 2 27	- - - - - - - - -	121 84 74 31 84 49 80 26 13 14 46 622 3, 214	1 - - - - - - - 1 2	1	5, 632 3, 062 2, 734 949 3, 766 1, 557 2, 463 1, 118 539 870 1, 210 23, 900	33 20 54 20 27 13 27 14 15 7 255 255	177 75 129 54 90 55 74 35 27 42 37 795	87 33 116 24 57 26 32 15 17 12 11 430 2, 191	3 1 1 - - 1 - 7 43	5, 932 3, 191 3, 034 1, 047 3, 940 1, 651 2, 597 1, 182 598 931 1, 284 25, 387

(注) 「(1) 法人数等」のうち法人数について署別に示したものである。

(3) 業種別、資本金階級別法人数等(その1)

				利 益 計	上 法 人	欠 損	法 人
	業 種		法 人 数	事業年度数	所 得 金 額	事業年度数	欠 損 金 額
					千円		千円
	食 料	品	3, 252	801	24, 378, 129	2, 477	11, 795, 810
	製糸、紡績、	ねん糸	78	15	11, 227, 982	67	365, 294
	織	物	180	42	1, 403, 242	142	1, 224, 223
	ニッ	7	28	4	4, 706	25	32, 929
	染 色 整	理	82	28	1, 689, 250	55	610, 972
	その他の繊維	焦工 業	171	48	410, 204	129	301, 563
生山	衣服その他の繊	維製品	1, 936	371	11, 532, 020	1,588	11, 406, 229
製	木材、木	製品	1, 015	248	11, 870, 095	775	2, 770, 547
	家 具 、 装	備品	953	198	1, 790, 971	768	4, 229, 452
	パルプ、紙、糸	纸製品	316	130	7, 211, 294	187	873, 238
	新聞、出版、	印刷	1, 378	366	10, 830, 819	1,027	3, 090, 167
	化 学 工	業	362	177	59, 585, 893	186	3, 049, 671
	石 油 製	品	45	26	1, 603, 247	19	166, 884
	石 炭 製	品	6	3	28, 446	3	_
造	ゴ ム 製	品	155	64	4, 825, 298	92	509, 247
	皮革、皮革	製品	30	8	166, 659	22	59, 476
	窯業、土石	製品	1, 242	355	24, 808, 735	903	7, 473, 904
	鉄	鋼	516	180	7, 990, 902	338	1, 393, 921
	非 鉄 金	属	101	43	4, 840, 269	59	164, 091
	金 属 製	品	2, 086	733	23, 401, 691	1,368	4,851,207
	機	械	2, 315	823	25, 260, 960	1,512	16, 493, 096
業	産業用電気機構	戒器具	752	298	31, 893, 981	465	3, 410, 026
	民生用電気機構	戒器具	228	89	11, 257, 200	145	3, 774, 941
	通信機械	器 具	75	32	3, 678, 915	45	181, 927
	輸送用機械	器 具	1, 473	531	31, 629, 704	958	5, 515, 566
	理化学機械	器 具	79	23	1, 410, 607	57	933, 435
	光学機械	器 具	29	8	68, 937	22	454, 299
	時計、時計	部品	2	-	-	2	4, 816
	そ の	他	1,677	495	13, 649, 280	1, 201	6, 878, 503
	計		20, 562	6, 139	328, 449, 436	14, 637	92, 015, 434

調査対象 平成16年2月1日から平成17年1月31日までの間に事業年度が終了した内国普通法人 調査時点 平成17年6月30日

	資	本	金	階	杀	及	別	法	人	数	•
100万円	100万円		500万円		2000万円		1億円	5億円	10億円	50億円	100億円
未満	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上
23	10	1 109	482	1 000	919	109	36	1	4		
23	18	1, 183		1, 089	313	103		1	4	_	_
_	_	27	9	30	4	5	1	_	_	_	2
2	1	52	27	77	16	5	_	_	_	_	_
_	_	9	6	9	4	_	-	_	_	_	_
_		25	7	35	9	5	1	_	_	_	_
1	_	64	19	63	18	4	2	_	_	_	_
3	5	820	213	723	133	27	10	1	1	_	_
4	4	322	181	353	112	30	8	-	_	1	_
4	1	421	170	271	63	20	3	_	_	_	_
1	1	81	40	125	45	16	4	2	1	_	_
8	1	554	167	492	120	28	7	1	-	_	_
1	_	59	22	143	60	23	27	5	16	1	5
_	_	7	1	14	12	7	4	_	_	_	_
_	_	1	-	3	2	_	_	_	_	_	_
_	_	57	13	50	20	5	9	_	1	_	_
_	_	9	4	13	_	3	1	_	_	_	_
2	1	357	168	419	208	58	21	2	4	_	2
1	_	200	86	145	49	20	12	1	2	_	_
_	_	39	10	30	9	8	4	_	_	_	1
1	3	872	338	621	181	41	26	1	1	1	_
6	2	828	312	844	219	66	24	3	10	1	_
4	_	269	75	282	72	22	22	4	1	1	_
1	_	61	26	80	34	9	14	-	2	1	_
	_	26	9	31	195	2	3	_	_	_	_
3	_	649	199	415	125	50	26	1	4	-	1
-	_	24	14	26	12	1	1	_	_	1	_
	_	14	4	8	3	_	_	_	_	_	_
18	- 5	1 733	- 226	1 522	- 133	- 28	- 11	1	_	_	_
83	42			6, 914		586	277	23	47	7	11

(3) 業種別、資本金階級別法人数等(その2)

			利 益 計	上 法 人	欠 損	法 人
	業種	法人数	事業年度数	所 得 金 額	事業年度数	欠 損 金 額
				千円		千円
	飲 食 料 品	2, 961	879	15, 837, 766	2, 119	9, 692, 167
卸	繊 維 品	895	240	9, 842, 264	665	2, 757, 818
叫叫	建 築 材 料	2, 387	700	7, 810, 927	1,710	5, 373, 719
	家具、建具、じゅう器	378	106	24, 042, 487	278	2, 277, 434
売	医薬品、化粧品	419	145	7, 112, 019	280	3, 760, 793
	機械器具	2, 913	1, 124	47, 776, 580	1,823	11, 148, 323
業	鉱物、金属材料	586	251	10, 674, 133	339	1, 301, 778
	貿易	315	93	2, 414, 758	225	794, 813
	そ の 他	2, 841	1, 101	24, 586, 505	1,764	9, 069, 975
	計	13, 695	4, 639	150, 097, 440	9, 203	46, 176, 819
	飲 食 料 品	5, 863	962	13, 875, 714	4, 974	11, 803, 207
小	織物	669	83	654, 637	591	1, 366, 296
	衣服、身回り品	2, 749	455	73, 377, 216	2,330	5, 560, 424
売	家具、建具、じゅう器	2, 852	528	6, 764, 297	2, 345	4, 745, 872
96	医薬品、化粧品	2, 320	780	11, 116, 700	1,556	3, 471, 183
NIV.	百 貨 店	256	70	20, 625, 791	191	3, 488, 574
業	趣味、娯楽用品	1, 257	274	1, 597, 879	997	4, 281, 300
	そ の 他	8, 988	2, 593	32, 876, 650	6, 475	15, 576, 224
	計	24, 954	5, 745	160, 888, 885	19, 459	50, 293, 080
建設	総 合 建 設	15, 632	5, 045	58, 704, 185	10, 736	40, 576, 435
業	職別建設	14, 359	3, 836	34, 884, 148	10,629	24, 971, 902
	計	29, 991	8, 881	93, 588, 333	21, 365	65, 548, 336
運	鉄道	12	4	570, 469	8	32, 582
輸	道路旅客運送	670	218	6, 493, 899	456	3, 733, 381
通	道路貨物運送	3, 264	1, 177	30, 507, 939	2, 122	6, 207, 236
	水 運	885	225	9, 263, 716	678	8, 434, 430
信	倉 庫	184	91	2, 814, 899	94	658, 723
公	放 送	94	44	66, 725, 839	51	621, 419
益		11	5	82, 279, 747	7	26, 689
事	ガ ス ・ 熱 供 給	39	25	5, 455, 798	14	762, 872
業	その他の運輸、運輸附帯サービス、水道	549	226	5, 299, 687	325	928, 145
	計	5, 708	2, 015	208, 411, 993	3, 755	21, 405, 477

	<u></u> 資	本	金	階		 及	別	法	人	数	
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以上	1000万円 以上	2000万円 以上	5000万円 以上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
7	8	985	371	1, 165	315	86	22	2	_	-	_
2	2	230	96	450	85	20	7	1	2	_	_
4	2	784	315	997	229	47	9	_	_	_	_
1	1	121	39	165	43	5	1	1	1	_	-
1	2	168	45	168	24	4	3	1	3	_	-
9	5	833	264	1, 330	319	81	60	3	9	_	-
_	_	149	44	274	87	20	11	_	1	_	_
5	2	133	27	112	26	7	3	-	_	-	_
9	6	938	336	1, 197	288	49	17	1	_	_	_
38	28	4, 341	1, 537	5, 858	1, 416	319	133	9	16	-	_
48	21	3, 480	933	1, 114	194	49	21	2	1	_	-
2	3	276	134	219	30	4	1	_	_	_	-
21	9	1, 435	459	682	116	18	6	_	2	_	1
15	7	1, 446	422	838	105	10	7	1	_	_	1
13	4	1, 473	360	404	54	8	4	_	_	_	_
_	1	84	34	68	26	19	17	_	6	_	1
11	1	605	190	390	47	11	1	1	_	_	_
64	23	4, 492	1, 358	2, 414	505	111	15	4	2	_	_
174	69	13, 291	3, 890	6, 129	1, 077	230	72	8	11	-	3
48	13	5, 757	2,741	3, 241	3, 458	316	47	8	2	1	_
46	10	7, 820	2, 228	3, 058	1, 102	79	13	1	2	_	_
94	23	13, 577	4, 969	6, 299	4, 560	395	60	9	4	1	_
_	_	1	1	3	1	_	4	2	_	_	_
1	_	254	96	205	71	21	17	3	1	_	1
10	3	1, 201	564	1, 138	278	56	12	_	1	_	1
_	2	249	150	321	120	26	13	3	1	_	-
_	_	48	16	69	33	13	3	1	1	_	-
_	_	16	1	13	13	5	30	6	9	_	1
_	_	2	_	3	1	_	-	-	3	1	1
_	_	9	4	7	4	5	9	_	1	-	-
3	1	155	66	225	63	27	6	2	1	-	-
14	6	1, 935	898	1, 984	584	153	94	17	18	1	4

(3) 業種別、資本金階級別法人数等(その3)

				利 益 計	上 法 人	欠 損	法 人
	業	種	法人数	事業年度数	所 得 金 額	事業年度数	欠損金額
					千円		千円
サ	対 個	人サービス	4, 288	1, 064	13, 417, 311	3, 266	9, 442, 041
	対事	業所サービス	6, 489	2, 102	35, 335, 276	4, 455	16, 771, 146
	映	画	77	17	123, 335	61	597, 287
ビ	娯	楽	1, 562	400	21, 518, 332	1, 184	32, 147, 938
ス	その他	也のサービス業	12, 833	4, 777	102, 159, 104	8, 166	24, 400, 460
業	自 重	助 車 修 理	2, 490	726	3, 085, 243	1, 777	2, 625, 300
未	その	他 の 修 理	1,068	364	3, 419, 219	710	1, 110, 242
		計	28, 807	9, 450	179, 057, 820	19, 619	87, 094, 414
	理飲食	料理、飲食店	5, 474	846	8, 149, 826	4, 686	11, 914, 989
旅	館業	旅館	1, 389	291	3, 229, 685	1, 115	12, 688, 613
		計	6, 863	1, 137	11, 379, 512	5, 801	24, 603, 602
農		農林	1,035	238	9, 142, 145	809	5, 629, 286
水	産業	漁業、水産養殖	342	56	583, 759	291	3, 085, 542
		計	1, 377	294	9, 725, 904	1, 100	8, 714, 828
鉱	金属	禹 · 石 炭	14	5	165, 094	9	30, 369
業	原 油	、天然ガス	-	_	-	-	_
未	非	金 属	342	112	1, 740, 336	234	2, 549, 426
		計	356	117	1, 905, 430	243	2, 579, 796
金	銀行	亍 、 信 託	31	22	40, 599, 092	10	96, 653
融保	その	他の金融	457	136	9, 505, 284	327	2, 356, 591
険	証 券	、商品取引	69	14	3, 750, 969	56	646, 940
業	保険、	保険サービス	1, 415	490	2, 407, 036	931	2, 580, 496
L		計	1, 972	662	56, 262, 381	1, 324	5, 680, 680
不	動	」 産 業	13, 938	4, 274	42, 734, 333	9, 771	45, 227, 848
そ	0)	他の産業	329	99	16, 980, 901	232	974, 087
	合	計	148, 552	43, 452	1, 259, 482, 367	106, 509	450, 314, 403

	資	本	金	階	·····································	及	別	法	人	数	
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以上	5000万円 以上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
/IN 11™J	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u>у</u> т	<i>∞</i> ⊥	<u>м</u> т	<u>м</u> т	<u>~</u>	<u>м</u> т
50	17	2,620	586	761	194	45	15	_	_	_	_
134	33	3, 216	599	1, 977	369	97	53	3	7	1	_
1	_	35	5	24	8	3	1	_	_	_	-
5	1	546	228	485	169	70	40	8	8	1	1
189	46	5, 455	2, 053	3, 744	1,020	246	68	5	7	_	-
5	1	1, 408	430	556	77	12	1	_	_	_	-
3	1	666	132	230	29	6	1	_	_	_	_
387	99	13, 946	4, 033	7, 777	1, 866	479	179	16	22	2	1
20	10	3, 550	820	850	168	44	8	2	2	-	-
4	2	539	255	354	129	50	47	2	6	1	_
24	12	4, 089	1, 075	1, 204	297	94	55	4	8	1	_
33	26	505	201	152	70	37	9	2	_	_	-
1	1	169	91	53	18	7	2	_	_	_	_
34	27	674	292	205	88	44	11	2	_	-	_
_	_	2	4	5	1	1	1	_	_	_	-
_	_	_	_	_	_	-	-	_	_	_	-
1	1	91	48	124	59	15	3	_	_	_	_
1	1	93	52	129	60	16	4	_	_	_	_
_	_	_	_	20	_	1	-	_	_	2	8
1	_	158	42	167	59	15	10	4	_	1	_
_	_	27	7	15	5	6	6	1	2	_	-
23	4	991	79	278	23	7	10	_	_	_	-
24	4	1, 176	128	480	87	29	26	5	2	3	8
112	40	7, 452	1,876	3, 399	744	190	105	8	9	2	1
21	2	131	37	91	32	7	3	2	1	_	2
1, 006	353	68, 469	21, 615	40, 469	12, 791	2, 542	1, 019	103	138	17	30

(4) 県別業種別、資本金階級別法人数等(その1)

(4)	· 宗別耒悝別、 貫平登	图的极别法人	利益計	上法人	欠 損	法 人
県	業種	法人数	事業年度数	所 得 金 額	事業年度数	欠 損 金 額
				千円		千円
	製 造 業	1, 368	468	14, 014, 890	915	4, 641, 392
	卸 売 業	923	359	17, 179, 369	584	2, 387, 392
<u> </u>	小 売 業	1,900	552	4, 696, 142	1, 360	4, 241, 528
鳥	建 設 業	2, 263	799	7, 315, 033	1, 480	5, 859, 482
	運輸通信公益事業	313	130	4,607,914	186	400,772
	サービス業	1, 926	725	9, 336, 420	1, 221	4, 202, 816
取	料理飲食旅館業	579	113	487, 427	470	1,613,337
	農林水産業	154	38	632, 963	117	2, 140, 781
	鉱業	27	7	23, 137	20	98, 159
県	金融保険業	147	65	4, 051, 343	82	69, 010
717	不 動 産 業	795	278	1, 625, 154	529	1, 529, 208
	その他の産業	31	9	62, 652	22	7, 167
	合 計	10, 426	3, 543	64, 032, 443	6, 986	27, 191, 044
	製 造 業		484	14, 003, 590	1, 228	5, 312, 319
	卸 売 業	976	356	6, 308, 408	625	2, 062, 638
島	小 売 業	2, 516	693	6, 740, 254	1, 849	5, 673, 830
四)	建 設 業	2, 556	823	11, 897, 077	1, 755	7, 365, 457
	運輸通信公益事業	417	151	2, 500, 540	272	914, 378
	サービス業	· ·	799	15, 709, 870	1, 369	5, 022, 348
根	料理飲食旅館業		123	540, 221	604	1, 939, 105
	農林水産業		62	887, 029	205	1, 012, 037
	鉱業	68	25	388, 890	44	199, 627
県	金融保険業	151	77	5, 579, 162	77	48, 579
	不 動 産 業		318	2, 098, 438	419	776, 107
	その他の産業		13	271, 560	30	81, 647
	合 計	12, 293	3, 924	66, 925, 039	8, 477	30, 408, 072
	集II 、	5 000	1 055	00 000 447	4 000	00 000 000
	製造業		1,655	92, 368, 447	4, 300	29, 090, 339
	卸 売 業 小 売 業		1, 091	22, 234, 488	2, 330	17, 615, 512
岡		6,608	1, 440	25, 845, 720	5, 238	12, 132, 782
	建 設 業運輸通信公益事業	8, 093	2, 614	22, 232, 346	5, 546	14, 695, 725
	世 神 世 石 盆 事業	1,557	496	15, 954, 473	1, 071	6, 783, 149
山	料理飲食旅館業		2, 430 295	47, 476, 777 5, 420, 779	5, 194 1, 440	22, 432, 072
	農林水産業	1,714 282		6, 429, 241	1, 440	4, 703, 917 3, 293, 178
	底		51 34	734, 968	233 75	3, 293, 178 1, 027, 805
	金融保険業		175	734, 968 21, 811, 735	361	1, 980, 928
県	不動 産業			8, 192, 584		1, 980, 928
	その他の産業		1, 038 26	8, 192, 584 15, 220, 140	2, 471 60	
	合し、他の産業					571, 196 125, 610, 791
	= aT	39, 284	11, 345	283, 921, 699	28, 319	125, 619, 781

調査対象 平成16年2月1日から平成17年1月31日までの間に事業年度が終了した内国普通法人 調査時点 平成17年6月30日

	資		本	金	階	并	<u></u> 及	別	法	人	数	
100万円		00万円	200万円	500万円	1000万円	2000万円	5000万円	1億円	5億円	10億円	50億円	100億円
未満	i	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上
		0	507	0.40	0.55	1.57	40	0.0		_		
	8	3	527	243	355	157	49	20	_	5	1	_
	5	1	315	150	300	112	23	17	_	_	_	_
	8	9	1, 049	356	343	92	22	11	_	_	_	_
	5	1	889	483	363	486	32	4	_	_	_	_
	1	-	128	61	83	25	4	11	-	-	_	_
1		6	920	450	395	92	29	12	2	1	_	_
	1	_	351	106	80	27	7	6	_	1	_	_
	1	1	83	25	28	10	5	1	_	_	_	_
_	1	_	8	4	8	2	2	3	_	_	_	_
	1	_	100	10	23	5	3	3	1	_	1	_
	2	3	458 16	102	157	47	6	10	-	_	_	_
	4	1 25	4, 844	1, 994	2, 139	3 1, 058	182	98	3		2	_
/	4	20	4, 844	1, 994	2, 139	1,058	182	98	3		2	_
1	2	4	641	358	405	192	63	22	1	1	_	_
	5	2	333	210	296	94	24	11	1 1	1	_	_
1		10	1, 322	571	435	128	25	8	_	2	_	_
	7	2	956	621	367	557	40	6	_	_	_	_
	2	3	174	89	96	33	10	9	1	_	_	_
	3	6	1, 031	437	441	147	38	26	2	1	_	_
	3	1	376	172	102	39	18	11	_	_	_	_
	5	3	111	67	39	21	10	3	1	_	_	_
_		_	21	16	18	12	1	_	_	_	_	_
	1	_	84	19	34	8	2	1	_	_	1	1
1		2	400	128	107	57	17	12	1	_	_	_
	4	_	16	5	9	7	_	1	_	_	_	_
	7	33	5, 465	2, 693	2, 349	1, 295	248	110	7	4	1	1
			<u>-</u>									
2	0	15	2, 178	772	2, 117	548	147	72	7	10	_	2
1	4	8	1,062	354	1, 480	362	69	31	2	1	_	_
4	6	17	3, 519	987	1,698	266	53	15	2	5	_	_
2	3	5	3,685	1, 146	1,715	1, 357	142	16	2	1	1	_
	4	1	445	277	588	167	36	29	4	6	_	_
13	8	38	3,606	1,040	2, 174	401	105	39	1	6	1	1
	7	5	1,018	245	312	82	22	17	2	4	_	_
	8	6	149	58	31	18	8	4	-	_	_	_
	1	1	22	11	50	18	5	-	_	_	_	_
	6	3	319	28	140	20	7	7	1	_	_	2
2	5	9	1,801	518	858	195	50	20	3	3	1	_
	9		28	6	28	8	3	_	2	_	ı	1
30	1	108	17, 832	5, 442	11, 191	3, 442	647	250	26	36	3	6

(4) 県別業種別、資本金階級別法人数等(その2)

				利 益 計	上法人	欠 損	法 人
県	業種		法 人 数	事業年度数	所 得 金 額	事業年度数	欠 損 金 額
					千円		千円
	製 造	業	9, 117	2,776	127, 366, 649	6, 428	38, 560, 153
	卸売	業	5, 997	1, 972	84, 519, 624	4, 083	17, 465, 446
広	小 売	業	9,663	2, 061	62, 057, 910	7, 703	19, 176, 407
	建 設	業	11, 542	2, 972	37, 172, 104	8, 676	26, 304, 054
	運輸通信公益事		2, 487	840	174, 100, 377	1, 677	10, 485, 889
	サービス	業	12, 618	3, 879	74, 669, 996	8, 853	41, 612, 942
島	料理飲食旅館	業	2, 783	407	2, 745, 853	2, 409	12, 450, 878
	農林水産	業	493	105	1, 641, 092	391	1, 437, 718
	鉱	業	89	26	304, 251	65	870, 065
県	金融保険	業	810	233	11, 534, 785	583	2, 467, 734
	不 動 産	業	6, 929	2,003	26, 061, 603	4, 975	26, 128, 010
	その他の産	業	121	32	1, 301, 220	89	253, 393
	合	計	62, 649	17, 306	603, 475, 463	45, 932	197, 212, 690
	製 造	來	9. 400	75.6	90 605 960	1 766	14 411 991
	卸売	業業	2, 490	756	80, 695, 860 19, 855, 551	1,766	14, 411, 231
	小売		2, 416	861		1, 581	6, 645, 831
山	建設	業業	4, 267	999	61, 548, 859	3, 309	9, 068, 534
	運輸通信公益事		5, 537	1, 673	14, 971, 772	3, 908	11, 323, 618
	世 神 世 旧 公 盆 事	未業	934	398	11, 248, 690	549	2, 821, 290
	料理飲食旅館	未業	4, 561	1,617	31, 864, 757	2, 982	13, 824, 236
	農林水産	未業	1, 065 188	199 38	2, 185, 232	878	3, 896, 366
	鉱	未業	64	25	135, 578 454, 184	154 39	831, 115 384, 140
	金融保険	未業	331	112	13, 285, 356	221	1, 114, 429
県	不動産	業	1, 997	637	4, 756, 554	1, 377	5, 501, 345
	その他の産	米	50	19	125, 329	31	60, 683
	合	計	23, 900	7, 334	241, 127, 723	16, 795	69, 882, 817
				•		·	· · · · ·
	製 造	業	20, 562	6, 139	328, 449, 436	14, 637	92, 015, 434
	卸 売	業	13, 695	4, 639	150, 097, 440	9, 203	46, 176, 819
	小 売	業	24, 954	5, 745	160, 888, 885	19, 459	50, 293, 080
	建 設	業	29, 991	8, 881	93, 588, 333	21, 365	65, 548, 336
局	運輸通信公益事	業	5, 708	2,015	208, 411, 993	3, 755	21, 405, 477
	サービス	業	28, 807	9, 450	179, 057, 820	19, 619	87, 094, 414
	料理飲食旅館	業	6,863	1, 137	11, 379, 512	5, 801	24, 603, 602
	農林水産	業	1, 377	294	9, 725, 904	1, 100	8, 714, 828
計	鉱	業	356	117	1, 905, 430	243	2, 579, 796
	金融保険	業	1,972	662	56, 262, 381	1, 324	5, 680, 680
	不 動 産	業	13, 938	4, 274	42, 734, 333	9, 771	45, 227, 848
	その他の産	業	329	99	16, 980, 901	232	974, 087
	合	計	148, 552	43, 452	1, 259, 482, 367	106, 509	450, 314, 403

	資	本	金	階	并	汲	別	法	数		
100万円	100万円	200万円	500万円	1000万円	2000万円		1億円	5億円	10億円	50億円	100億円
未満	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上
0.4		o =10			005	000			1.0		
31	16	3, 512	1, 113	3, 239	825	236	107	11	19	4	4
12	12	1,814	538	2,800	598	151	54	4	14	_	_
66	24	5, 102	1, 297	2,634	400	103 112	30	3	1	_	3
44	9	5, 515	1,780	2,685			23	4	3	_	_
4	2	903	337	889	241	66	25	7	8	1	4
158	40	6, 202	1, 291	3, 651	961	223	71	8	12	1	_
10	4	1, 754	370	502	101	24	14	1	2	1	_
16	15	229	102	85	26	17	3	_	_	_	_
_	_	28	10	34	14	3	_	-	_	_	_
13	1	468	47	216	36	11	10	2	2	1	3
45	16	3, 744	840	1, 795	336	92	53	1	5	1	1
4	1 1 10	48	15	35	11	3	2	_ 	1		10
403	140	29, 319	7, 740	18, 565	4, 916	1, 041	392	41	67	9	16
1.0	4	000	0.40	700	050	0.1	F.0.		10	0	_
12	4	906	342	798	258	91	56	4	12	2	5
2	5	817	285	982	250	52	20	2	1	_	_
29	9	2, 299	679	1,019	191	27	8	3	3	_	_
15	6	2, 532	939	1, 169	793	69	11	3	_	_	_
3	_	285	134	328	118	37	20	5	4	_	_
49	9	2, 187	815	1, 116	265	84	31	3	2	_	_
3	2	590	182	208	48	23	7	1	1	_	_
4	2	102	40	22	13	4	-	1	_	_	_
_	_	14	11	19	14	5	1	_	_	_	_
3	-	205	24	67	18	6	5	1	-	_	2
20	10	1, 049	288	482	109	25	10	3	1	_	-
1 1 1 1	- 47	23	7	15	3 000	1	160	-	- 24		-
141	47	11, 009	3, 746	6, 225	2, 080	424	169	26	24	2	/
83	42	7, 764	2, 828	6, 914	1,980	586	277	23	47	7	11
38	28	4, 341	2, 828 1, 537	5, 858		319	133	23 9	16	_	_ 11
174	69	13, 291	3, 890	6, 129		230	72	8	11	_	3
94	23	13, 577	4, 969	6, 299	4, 560	395	60	9	4	1	- -
14	23 6	1, 935	4, 909	1, 984	584	153	94	17	18	1	4
387	99	13, 946	4, 033	7, 777	1,866	479	179	16	22	2	1
24	12	4, 089	1, 075	1, 204	297	94	55	4	8	1	_
34	27	674	292	205	88	44	11	2	_	_	_
1	1	93	52	129	60	16	4	_	_	_	_
24	4	1, 176	128	480	87	29	26	5	2	3	8
112	40	7, 452	1,876	3, 399	744	190	105	8	9	2	1
21	2	131	37	3, 399 91	32	7	3	2	1	_	2
1, 006	353	68, 469	21, 615	40, 469		2, 542	1, 019	103	138	17	30

(5) 税務署別、資本金階級別法人数等

	者別、貧本金階級	別法人数等利 益 計	上法人	欠 損	法人
署名	法 人 数	事業年度数	所 得 金 額	事業年度数	欠 損 金 額
鳥 鳥 泉 泉 泉 泉 八 田 八 田 八 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	4, 583 4, 545 2, 092 11, 220 4, 917	1, 675 1, 560 716 3, 951 1, 646	千円 38, 432, 935 22, 513, 805 6, 526, 749 67, 473, 488 35, 187, 505	2, 954 3, 032 1, 398 7, 384 3, 297	千円 11, 621, 123 12, 744, 950 4, 895, 561 29 , 261 , 634 12, 993, 969
浜出益石大西 島 大 根 田雲田田東郷計	2, 037 2, 957 1, 395 730 1, 065 399 13, 500	619 1, 082 445 237 437 126 4, 592	6, 326, 774 17, 631, 010 5, 222, 641 2, 483, 336 4, 094, 131 1, 626, 372 72, 571, 770	1, 447 1, 908 970 495 642 275 9, 034	5, 792, 345 6, 159, 699 2, 519, 858 1, 592, 641 2, 126, 818 927, 435 32, 112, 764
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大 県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	8, 140 8, 386 1, 915 1, 854 7, 360 1, 710 4, 079 1, 200 1, 986 645 639 2, 113 970 40, 997	2, 463 2, 650 581 481 2, 144 481 1, 103 374 548 225 226 561 330 12, 167	96, 287, 711 50, 921, 021 14, 043, 007 10, 381, 775 44, 919, 806 9, 376, 892 19, 822, 407 5, 430, 820 25, 723, 854 2, 926, 709 1, 576, 111 9, 360, 643 3, 012, 841 293, 783, 595	5, 768 5, 822 1, 353 1, 387 5, 289 1, 249 3, 011 837 1, 458 424 420 1, 580 645 29, 243	36, 566, 168 25, 691, 799 4, 479, 046 4, 753, 720 25, 632, 257 4, 539, 242 11, 225, 710 2, 988, 752 4, 544, 626 1, 050, 967 5, 667, 112 5, 443, 951 1, 708, 144 134, 291, 495
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉 広 島島島島呉 日 島県東南西北 原原道山中次原条市田田計	7, 076 4, 119 9, 983 6, 658 4, 964 757 2, 104 3, 621 9, 646 2, 485 1, 219 745 2, 784 4, 605 3, 374 727 64, 867	1, 985 1, 193 2, 913 1, 823 1, 402 232 579 990 2, 707 698 359 244 866 1, 182 1, 004 210 18, 387	145, 995, 812 46, 047, 385 137, 468, 396 26, 400, 447 22, 192, 031 2, 631, 569 10, 670, 779 14, 291, 818 91, 260, 878 16, 253, 023 4, 430, 487 4, 362, 655 40, 446, 592 19, 312, 668 29, 156, 583 2, 451, 858 613, 372, 982	5, 165 2, 967 7, 161 4, 895 3, 609 534 1, 544 2, 663 7, 025 1, 813 874 506 1, 943 3, 472 2, 397 523 47, 091	39, 077, 383 15, 587, 585 37, 242, 921 14, 106, 546 16, 301, 501 1, 597, 790 5, 998, 051 7, 546, 691 24, 840, 909 7, 705, 191 1, 930, 289 1, 611, 112 9, 379, 800 14, 978, 290 7, 510, 023 1, 264, 654 206, 678, 733
下宇山德防岩長柳厚山全 一大 一切 一次 一 光 一 早 管 関部口 山府国 門井狭計 計	5, 932 3, 191 3, 034 1, 047 3, 940 1, 651 2, 597 1, 182 598 931 1, 284 25, 387	1, 806 1, 060 1, 002 289 1, 300 518 796 405 187 303 402 8, 068	47, 055, 329 49, 511, 666 64, 531, 716 4, 420, 352 46, 983, 902 6, 724, 751 10, 263, 265 5, 918, 096 1, 700, 583 3, 047, 894 4, 903, 245 245, 060, 798 1, 292, 262, 633	4, 188 2, 170 2, 059 769 2, 684 1, 151 1, 824 787 414 634 891 17, 571	17, 716, 986 8, 395, 899 12, 457, 582 3, 800, 943 8, 973, 282 5, 489, 067 7, 620, 853 3, 012, 210 1, 979, 610 2, 260, 544 4, 599, 631 76, 306, 607

(注) 「(1) 法人数等」のうち内国普通法人について署別に示したものである。

	資	本	金	階	剎		別	法	人	数			
100万円 未 満	100万円 以上	200万円 以上	500万円 以上	1000万円 以上	2000万円: 以 上	5000万円 以上	1億円 以上	5億円 以上	10億円 以 上	50億円以上	100億円 以上	署	名
27 36 11 74	10 8 7 25	1, 798 2, 022 1, 024 4, 844	807 827 360 1, 994	991 820 328 2, 139	467 437 154 1, 058	63 86 33 182	49 33 16 98	1 2 - 3	2 4 1 7	2 - - 2	- - - -	鳥米倉 鳥	取子吉計
25 16 17 25 - 3 1 87	4 10 5 12 - 2 - 33	2, 220 750 1, 129 513 282 436 135 5, 465	855 400 685 278 175 207 93 2, 693	850 365 519 291 110 158 56 2, 349	391 230 308 147 66 111 42 1, 295	69 55 59 24 12 16 13 248	48 18 18 9 2 8 7 110	3 - 2 1 - 1 - 7	1 - 2 1 - - 4	1 - - - - - 1	1 - - - - - 1	松浜出益石大西島 見 根	東郷
58 64 19 11 64 20 21 7 8 5 2 20 20	18 20 7 3 20 4 13 3 5 4 - 6 5 108	3, 324 3, 737 884 840 3, 615 694 1, 605 567 818 218 241 920 369 17, 832	899 1, 038 277 230 885 226 699 147 275 112 108 360 186 5, 442	2, 515 2, 334 460 527 1, 897 528 969 306 577 166 175 521 216 11, 191	703 721 165 132 522 145 420 86 154 71 63 158 102 3, 442	156 148 37 15 82 20 86 16 27 17 5 22 16 647	64 52 13 6 47 5 19 12 16 3 - 9 4 250	7 6 1 - 3 2 4 - 2 - 1 - 26	9 10 - 4 10 - - 3 - - - 3 6	1 - - - 1 1 - - - - 3	3 - - 3 - - - - - - 6	岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡 山	山山大 東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
44 42 75 35 24 4 10 20 48 9 14 6 21 28 19 4	10 20 25 6 10 - 3 6 23 6 2 3 7 12 6 1	3, 098 1, 777 4, 044 3, 386 2, 253 328 982 1, 666 4, 303 1, 012 523 299 1, 335 2, 281 1, 713 319 29, 319	681 468 1,007 867 670 80 299 460 1,131 277 231 123 328 577 431 110 7,740	2, 257 1, 231 3, 342 1, 625 1, 373 214 504 968 2, 910 825 228 178 686 1, 200 878 146 18, 565	461 328 879 438 376 83 156 280 707 189 138 72 237 293 197 82 4, 916	134 73 213 71 62 17 30 57 164 29 19 13 36 69 46 8 1, 041	73 29 84 27 24 2 19 11 44 9 5 4 22 18 18 3 392	8 2 7 4 1 1 1 3 3 3 10 1 1 - 41	10 6 19 3 1 - 5 3 5 - - 3 3 4 - 67	1 1 1 1 - - 1 - 2 1 - - 2 1 - - - 2 - - - -	5 1 3 1 - - - 3 1 - - - 1 1 1 1	竹三尾福府三庄西	島島島具 東南西北 原原道山中次原条市田田計
29 21 24 10 18 12 10 5 1 4 7 141	8 7 8 6 2 3 6 6 7 2 1 4 4 47 353	2, 687 1, 431 1, 287 455 1, 734 641 1, 150 508 227 342 547 11, 009 68, 469	887 480 433 201 449 256 364 152 132 171 221 3, 746 21, 615	1, 402 760 659 166 1, 112 463 692 330 123 244 274 6, 225	462 271 240 81 330 146 187 110 47 87 119 2,080	107 53 55 22 69 26 37 10 6 13 26 424 2,542	41 22 23 8 34 8 15 2 1 6 9 169	4 52 - 8 - 2 1 - 2 2 26	3 9 3 - 7 2 - - - 2 24	1 1 - - - - - - 2 17	1 2 - 3 - - - - 7 30	徳防岩 長柳厚山	下下,

(6) 決算期別、資本金階級別法人数等

						利	益	計	上	法	人	欠	損	法	人
	決	算	ļ	朝	法人数	事業	年 度	数	所	得 金	額	事業	年度数	欠 揩	金額
											千円				千円
<i>F</i> -		2	月		9, 299		2, 4	49	5	9, 826,	, 948		6,850	21,	913, 913
年		3	月		29, 026		9, 42	26	67	8, 690	, 767		19,600	140,	363, 655
1		4	月		10, 359		2, 72	27	3	5, 607	, 657		7,632	24,	076, 099
回		5	月		12, 605		3, 62	22	4	6, 350,	, 386	8, 983		28,	493, 173
		6	月		15, 015		4, 30	65	5	4, 416	, 487		10,650	35,	244, 934
決		7	月		11, 573		3, 30	03	4	5, 227	, 863		8,270	25,	298, 725
算		8	月		13, 381		3, 70	02	9	2, 884	, 518		9,679	31,	428, 725
		9	月		15, 669		4, 5'	76	6	5, 782	, 355		11, 093	38,	584, 557
0		10	月		6, 141		1, 69	93	1	6, 085	, 529		4, 448	12,	249, 523
ŧ		11	月		3, 894		1, 10	60	1	9, 005	, 273		2,734	11,	558, 952
0		12	月		15, 260		4, 6	49	8	9, 278,	, 970		10,611	39,	166, 535
V		1	月		4, 924		1, 3	13	2	7, 720,	, 976		3,611	11,	594, 422
		į	Ħ		147, 146		42, 98	85	1, 23	0, 877	, 729		104, 161	419,	973, 212
年	2	•	8	月	158		!	54	1	4, 594	, 314		262	3,	354, 707
2 回	3	•	9	月	235		1	18		8, 141	, 696		352	3,	957, 898
決	4	•	10	月	199		4	47		527	, 188		351	3,	301, 555
算	5	•	11	月	229		,	74		398	, 222		386	1,	672, 952
の も	6	•	12	月	308		10	02		4, 514	, 435		515	12,	632, 570
の	7	•	1	月	277		,	72		428	, 784		482	5,	421, 509
		Ī	H		1, 406		40	67	2	8, 604	638		2, 348	30,	341, 191
	合		計		148, 552		43, 4	52	1, 25	9, 482,	367		106, 509	450,	314, 403

調査対象 平成16年2月1日から平成17年1月31日までの間に事業年度が終了した内国普通法人 調査時点 平成17年6月30日

(注) 年1回決算の法人数欄には、事業年度月数が7か月以上のものを揚げ、年2回決算法人 数欄には、事業年度月数が6か月以下のものを揚げた。

	資	本	金	階		及	別	法	人	数	•
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以上	500万円 以上	1000万円 以上	2000万円 以上	5000万円 以上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
36	20	4,676	1,394	2, 400	581	113	62	5	10	1	1
327	112	11,628	3, 487	8,624	3, 090	974	585	60	98	13	28
38	14	5, 270	1,709	2, 491	709	102	22	2	2	_	_
51	16	5, 855	2,012	3, 316	1, 162	153	32	6	2	_	_
79			2, 330	4, 130	1, 391	212	44	5	3	_	_
49	14	5, 502	1,854	3, 059	956	114	22	2	1	_	_
69	22	6, 366	2, 143	3, 686	916	145	28	4	2	_	_
85	39	7, 103	2, 223	4, 500	1, 424	240	53	1	_	1	_
38	14	3, 168	939	1, 472	431	64	11	3	1	_	_
24	5	1, 931	484	1,079	309	49	13	_	_	_	_
158	60	7, 354	2, 166	3, 839	1, 303	255	108	9	6	2	_
32	9	2, 230	697	1, 485	365	83	16	_	7	_	_
986	348	67, 881	21, 438	40, 081	12, 637	2, 504	996	97	132	17	29
2	_	66	12	45	21	3	6	2	1	_	_
3	2	101	23	63	27	13	3	_	_	_	_
2	_	84	20	69	18	1	3	_	1	-	1
5	1	97	38	60	20	6	1	1	_	_	_
3	2	120	43	86	34	7	8	3	2	_	_
5	_	120	41	65	34	8	2	_	2	_	_
20	5	588	177	388	154	38	23	6	6	-	1
1, 006	353	68, 469	21, 615	40, 469	12, 791	2, 542	1, 019	103	138	17	30

5 相 続 税

統計表を見るに当たって

1 利用上の注意

この章は、平成16年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成17年10月31日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。なお、一部について、平成15年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

2 用語の説明(平成16年分)

この章における用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 相続時精算課税 相続時精算課税適用者に特定贈与者である被相続人から相続時精算 適用財産価額課税に係る贈与によって取得した財産がある場合、相続税の課税価格 に加算されたその贈与された財産の価額をいう。
- (2) 暦 年 課 税 分 相続人に相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与に 贈 与 財 産 価 額 よって取得した財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその 贈与された財産の価額をいう。
- (3) 2 割 加 算 額 相続人の中に被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者がいる場合、その相続人の相続税額に加算されるその相続税額の20%に相当する金額をいう。
- (4) 納 税 猶 予 相続人が農地等を相続して継続して農業を営む場合には、相続税額 から農業投資価格に基づき計算された相続税額を差引いた残額が、20 年間納付を猶予される。

3 相続税の主な諸控除

- (1) 税 額 控 除 相続税額から控除される金額で次の種類がある。
 - イ暦 年 課 税 分 暦年課税分贈与財産価額がある場合、その贈与を受けた財産に対し 贈 与 税 額 控 除 課税された贈与税の金額が相続税額から控除される。
 - ロ配 偶 者 の 配偶者の租税負担を軽減するためのもので、課税価格の合計額の配税 額 軽 減 偶者の法定相続分相当額(その金額より1億6,000万円の方が大きい場合は1億6,000万円)と配偶者の課税価格(実際取得額)とのうち、いずれか少ない金額に対応する税額が、配偶者の相続税額から控除される。

ただし、この軽減の対象となる財産には、相続税の納税義務者により仮装または隠ぺいされていた財産は含まれない。

- ハ 未 成 年 者 控 除 未成年者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が満20歳未満の法定相続人である場合に、その相続人が満20歳になるまでの年数1年につき6万円の割で計算した金額が相続税額から控除される。
- ニ障害者控除 障害者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が障害者でかつ 法定相続人である場合に、その障害者が70歳になるまでの年数1年に つき6万円(特別障害者の場合には12万円)の割で計算した金額が、 相続税額から控除される。
- ホ相 次 相 続 控 除 被相続人が、今回の相続開始前10年以内に開始した相続により相続 税を納付している場合に、前回算出された相続税額に一定の割合を乗 じて算出された金額が、相続税額から控除される。
- (2) 相続時精算課税 相続時精算課税適用財産がある場合、その贈与を受けた財産に対し分贈与税額控除課税された贈与税の金額が相続税額から控除される。
- (3) 遺 産 に 係 る 5,000万円と1,000万円に法定相続人数を乗じて算出した金額との合 基 礎 控 除計額が控除される。

相	続	税	Ø	税	率
	1,000万円以一	下の金額・			•••••10%
1,000万円を超え					
3,000万円を超え					
5,000万円を超え					
1億円を超え					• • • • • 40%
	3 億円を超え	える金額・			• • • • • 50%

5-1 課 税 状 況

(1) 課税状況

区分	相続	人	の数	金額
			人	千円
取 得 財 産 価 額			6, 719	457, 897, 882
相続時精算課税適用財産価額			46	1, 368, 152
債 務 控 除 額			3, 449	47, 440, 390
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額			821	2, 857, 164
課 税 価 格		実	6, 733	414, 682, 796
 			6, 587	43, 735, 376
相続税額 2 割 加 算 額			385	374, 601
計		実	6, 587	44, 109, 978
/ 暦 年 課 税 分 贈 与 税			225	181, 632
配 偶 者			1, 223	13, 266, 376
未 成 年 者			85	18, 400
税額控除等 〈 障 書 者			103	93, 200
相次相続			247	354, 113
外 国 税 額			_	-
計		実	1, 791	13, 913, 721
 差		実	5, 722	30, 196, 258
相続時精算課税分贈与税額控除額			13	73, 568
小計			5, 719	30, 122, 690
 納 税 猶 予 額			237	2, 442, 371
納 付 税 額		実	5, 629	27, 680, 319
還付税額			5	26, 889
災害減免法による免除税額			_	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額			2, 394	195, 320, 000

調査対象 平成16年中に相続が開始した被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者についての申告又は処理(更正、決定等)による課税事績。 調査時点 平成17年10月31日

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
 - 2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員である。

(2) 課税状況の累年比較

区分	課 移相続人の数		格額	相続税額	税額控除	納 付相続人の数		被相続人の数
	人	<u> ZIV.</u>	千円	千円	千円	人	千円	
平成12年分	8, 164	542, 889	9, 572	75, 393, 817	25, 413, 745	6, 763	43, 891, 990	2, 796
13	7, 376	506, 065	5, 049	73, 654, 012	22, 182, 752	6, 236	45, 732, 448	2, 544
14	7, 292	497, 991	1,114	74, 092, 070	25, 526, 671	6, 146	43, 591, 364	2, 543
15	6,871	431, 886	5, 818	48, 882, 297	14, 880, 541	5, 772	31, 208, 946	2, 410
16	6, 733	414, 682	2, 796	44, 109, 978	13, 913, 721	5, 629	27, 680, 319	2, 394

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 申告及び処理状況

	ы /\	課	总 価 格	納	寸 税 額	かわなしの粉
	区分	相続人の数	金 額	相続人の数	金額	被相続人の数
		人	千円	人	千円	人
	申 告 額	6, 726	413, 124, 720	5, 607	27, 414, 878	2, 394
本	修正申告による増差額	169	2, 417, 081	255	413, 119	123
年	更正による増差額	1	29, 546	_	_	1
7	更正等による減差額	51	△ 888, 551	81	△ 147, 678	40
分	決 定 額	_	_	_	_	_
	計	実 6,733	414, 682, 796	実 5,629	27, 680, 319	実 2,394
	申 告 額	142	6, 050, 630	131	316, 068	67
過	修正申告による増差額	1, 211	18, 400, 953	1, 703	3, 035, 812	667
年	更正による増差額	16	190, 144	17	83, 910	4
7	更正等による減差額	219	△ 2, 952, 289	267	△ 708, 367	126
分	決 定 額	_	_	-	_	_
	計	実 135	21, 689, 438	実 223	2, 727, 422	実 67
	申 告 額	6,868	419, 175, 350	5, 738	27, 730, 946	2, 461
合	修正申告による増差額	1, 380	20, 818, 034	1, 958	3, 448, 930	790
	更正による増差額	17	219, 690	17	83, 910	5
⇒ 1.	更正等による減差額	270	△ 3,840,840	348	△ 856, 045	166
計	決 定 額	_	_	_	_	_
	計 計	実 6,868	436, 372, 234	実 5,852	30, 407, 741	実 2,461

調査対象 本年分 平成16年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成17年10月31日までの申告又は処理(更正、 決定等)による課税事績。

過年分 平成15年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成16年11月1日から 平成17年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績。

平成14年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成16年7月1日から 平成17年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績。

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

(4) 加算税の状況

	区	分	過少申告	加 算 税	無 申 告 加	算 税	重 加	算 税
	<u></u>		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
			人	千円	人	千円	人	千円
本	年	5	94	14, 260	63	4,777	15	12, 725
過	年	5	1, 344	242, 489	147	30, 342	200	202, 384
	合	計	1, 438	256, 748	210	35, 119	215	215, 109

調査対象 「(3)申告及び処理の状況」と同じである。

(5) 税務署別課税状況(本年分)

	D <i>)</i> 署	名	77-11	課税	<u>中分)</u>	納付	税額	被相続人の数
	有	70			<u>金額</u> 千円	人員人	金 額 千円	がなる。
鳥			取	174	11, 868, 745	146	886, 874	63
鳥米倉鳥			子	163	10, 134, 336	132	464, 379	60
 自	取	県	古計	41 378	2, 595, 426 24 , 598 , 507	30 308	117, 739 1, 468, 991	18 141
	7.	<i>></i> /<	н					
松浜出益石大西島			江田	184	12, 706, 866	151	1, 129, 760	63
洪出			田雲	33 99	1, 732, 739 6, 238, 499	28 83	96, 730 254, 898	9 40
益			田	36	1, 854, 045	32	104, 351	11
石	見	大	田田	25	1, 790, 279	20	143, 667	11
西			果郷	16 6	907, 416 294, 819	16 6	40, 866 3, 653	×
島	根	県	東郷計	399	25, 524, 663	336	1, 773, 925	142
岡	L	Ц	東	291	17, 668, 692	255	1, 246, 316	102
岡	Ĺ	Ц	西	299	19, 188, 746	254	1, 111, 919	113
西旧	7	大	寺島	65 74	4, 084, 040	59 62	378, 673	19 26
倉			后 敷	453	3, 978, 673 27, 493, 843	363	216, 522 1, 553, 479	159
玉			敷島	137	8, 971, 021	108	586, 180	48
津			山	89 56	4, 978, 092	75 47	358, 362	36
西児倉玉津玉笠高新瀬			野岡	56 54	3, 386, 790 2, 954, 841	47 43	246, 172 185, 145	19 19
高			梁	29	1, 718, 389	26	80, 763	12
新			見戸	12	577, 061	10	12, 967	4
) 人			世	60 28	2, 511, 607 1, 693, 646	49 24	73, 686 77, 214	21 9
岡	山	県	計	1, 647	99, 205, 441	1, 375	6, 127, 397	587
広	Ē	島	東	199	13, 560, 089	169	1, 286, 209	70
広広広広	Ē	島	南	157	10, 104, 284	138	866, 019	53
压		語 語	西北	334 439	20, 682, 356 28, 557, 223	297 366	2, 110, 203 1, 872, 650	115 160
	F F	早	1L	217	14, 318, 923	179	1, 280, 833	78
竹			原原	54	3, 061, 224	45	182, 579	18
二屋			原 道	80 154	5, 247, 764 8, 445, 567	69 129	408, 106 401, 875	30 53
竹三尾福			山	525	32, 630, 171	418	1, 953, 223	181
			中	107	7, 710, 773	91	545, 399	41
府三庄西廿海吉広			次原	35 17	2, 775, 016 768, 039	29 15	183, 907 11, 214	16 6
声			原条市	127	8, 162, 140	108	558, 800	45
廿	ŀ	∃	市	315	17, 520, 737	263	796, 171	106
海士			田田田	229 35	16, 390, 164 1, 404, 750	177 28	1, 213, 917 31, 099	90 13
広	島	県	田計	3, 024	191, 339, 220	2, 521	13, 702, 203	1, 075
下			関	199	12, 581, 062	173	934, 929	69
下宇山			部	161	10, 524, 632	143	834, 478	55
Ш	‡	崁	П	197 57	9, 921, 239 3, 015, 582	153 53	325, 515 198, 212	69 21
徳	木	%	山	253	13, 286, 035	206	677, 341	86
徳防岩			府	109	6, 240, 053	92	485, 621	36
岩	<u> </u>	七	国	149 62	8, 711, 947 3, 416, 512	128 53	524, 411 214, 362	54 22
長)	'L	門	18	1, 608, 878	18	124, 681	8
長柳厚·			井狭	47	2, 545, 620	41	145, 844	17
厚 山		県	狭計	33 1, 285	2, 163, 405 74, 014, 965	29 1, 089	142, 412 4 , 607 , 804	12 449
_ 全	ė	等	計	6, 733	414, 682, 796	5, 629	27, 680, 321	2, 394
<u> </u>		=		144年に チャ 第 回じ	TIT, UUL, 100	ე, ∪∠შ	21, 000, 02 l	L, 094

(注) 「(1)課税状況」を署別に示したものである。

5-2 相続財産種類別·階級別状況

(1) 相続財産種類別状況

(1)	仆	日於江	見りた	 上 作里	與 力	川状社	兀							77.45	1 E & A		7F. J.	10EA
	財		産		等		0)	Ŧ	重	类	領	ŀ	ᆉ		15年分	7 ₽ +г		16年分
-													被相		· [14] / [4] / [14] [15]	被相		D-14/14/
				/ ±II.	<i>11</i> → 1.7⁄2	- 17 ~	C 61.3		← 1. /~	J. /	Д .	\		人	千円		人	千円
						を 及て								902	40, 985, 613		918	37, 248, 354
						を及て)		1, 109	29, 013, 061		1,092	22, 816, 925
土	栅	Į	宅	地	(借	地	権	を	含)		2, 281	172, 596, 297		2, 249	152, 012, 517
)	Щ									林		864	2, 381, 965		891	2, 037, 695
			そ		\mathcal{O}	仕		\mathcal{O}		土		地		741	15, 570, 649		791	16, 096, 847
		(計	 					実	2, 309	260, 547, 586	実	2, 296	230, 212, 339
家		屋			`		構		絫	E		物		2, 182	25, 234, 261		2, 182	27, 145, 210
		,	桦		具、	典非	出 目	、じ	w >	い男	借	묘		375	746, 533		377	772, 784
事	業				製品、			、 、原						73	497, 532		73	351, 191
(農		J		10 🛴	₹	、 十 2	· 技		12] 127	、反								
用則		1	売そ		の	伯		r O		財		金産		101	250, 002		87 180	322, 938
/11 5%	, /±		~		V)	11				灲		生	#	178 507	798, 138		189	1, 156, 815
		(計	Γ					実	507	2, 292, 205	実	490	2, 603, 726
			胜	⇔	=1 +/-		<u>ታ</u>	\ } #		D. ナリ	11 S	<i>Y5</i> ₹		400	19 450 007		407	10 001 470
						会								482	13, 456, 987		487	18, 821, 478
有	価			上		外 0						資		1,546	12, 269, 660		1, 571	16, 950, 551
有証	券	1	公	V.	債	J		び		社		債		450	6, 916, 988		487	8, 241, 046
			投	資	• 1	貸作		託	受	益	証	券		528	7, 059, 677		524	7, 168, 943
		Ĺ					計	-					実	1,851	39, 703, 312	実	1,870	51, 182, 018
現		金				預		貯		金		等		2, 395	96, 231, 710		2, 381	95, 092, 780
家			庭			用			財			産		1, 713	840, 030		1,663	886, 670
		(生		命	倶	录	険		金		等		469	14, 929, 395		488	17, 070, 447
- L			退	職	金							等		197	6, 562, 008		204	9, 508, 748
その		Į	<u> </u>							•		木		192	329, 757		193	167, 013
の則	1 座	1	立 そ				T.)				· 他		2,079	33, 616, 830		2,092	22, 500, 237
		l	•				計					,	実	2, 143	55, 437, 989	実	2, 154	49, 246, 445
				合			н	· 計					実	2, 410	480, 287, 092	実	2, 394	456, 369, 189
相系	続	時	精	算	課	税	適	用	財	産	価	額		_	_		33	1, 320, 704
債												務		2, 208	48, 069, 948		2,024	43, 307, 846
葬				式				費				用		2, 353	4, 822, 685		2, 354	4, 759, 164
[-										,	,,		, -	,,
				合				計					実	2, 395	52, 892, 634	実	2, 381	48, 067, 011
差		引		純		資		産		価		額	実	2, 410	427, 394, 459	実	2, 394	410, 309, 035
暦	年	課	: 		分	贈	与	財	産			額	<i>_</i>	469	2, 950, 469	^`	459	2, 818, 718
	•	17/1		_	-	, .p=	•	, · •	,	. '	.,	,,,,		200	_, _, _,,		200	_, _, _, _
		課		;	税		価			格			実	2, 410	430, 341, 871	実	2, 394	413, 124, 720

調査対象 平成16年分は、相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により 財産を取得した者について、平成17年10月31日までに提出された「申告書(修正申告を除く。)」 に基づいて作成した。

平成15年分は、相続が開始した被相続人から、相続、遺贈により財産を取得した者について、平成16年10月31日までに提出された「申告書(修正申告を除く。)」に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 相続財産価格階級別状況

課税価	格階級	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算 課税適用財産価額	うち暦年課税分 贈与財産価額	納付税額	法定相続人数
		人	千円	千円	千円	千円	人
1億円	以下	550	47, 337, 416	186, 581	291, 602	664, 065	1, 283
1億円	超	1, 274	176, 979, 875	411, 959	1, 339, 976	6, 196, 506	4, 204
2億円	超	335	80, 462, 313	245, 810	582, 432	5, 693, 735	1, 218
3億円	超	176	65, 637, 524	223, 491	392, 004	7, 225, 851	641
5億円	超	43	25, 519, 637	44, 955	148, 403	4, 066, 331	160
7億円	超	9	7, 481, 550	-	7, 912	1, 371, 758	32
10億円	超	6	7, 661, 249	_	39, 426	1, 706, 436	20
20億円	超	1	2, 045, 156	207, 908	16, 964	490, 197	3
合	計	2, 394	413, 124, 720	1, 320, 704	2, 818, 718	27, 414, 878	7, 561

調査対象 平成16年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成17年10月31日までに提出された「申告書(修正申告を除く。)」に基づいて作成した。

(3) 法定相続人員別被相続人の数

		法	定	相	続	人	員	別	被	相	続	人	数
区	分	0人の もの	1人の もの	2人の もの	3人の もの	4人の もの	5人の もの	6人の もの	7人の もの	8人の もの	9人の もの	10人の もの	10人超のもの
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1億円	以下	5	115	182	188	60	_	_	_	_	_	_	_
1億円	超	10	60	253	439	318	136	41	15	1	-	1	_
2億円	超	1	9	53	106	98	40	14	7	4	2	1	-
3億円	超	1	5	23	54	59	23	6	3	1	_	_	1
5億円	超	-	1	3	14	19	2	3	1	_	_	_	-
7億円	超	1	_	1	1	3	3	_	_	_	_	_	-
10億円	超	-	1	_	2	2	1	_	_	_	_	_	_
20億円	超	-	-	_	1	_	_	_	_	_	_	_	_
合	計	18	191	515	805	559	205	64	26	6	2	2	1

(注) この表は、「(2)相続財産価格階級別状況」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものある。

6 贈 与 税

統計表を見るに当たって

1 利用上の注意

この章は、平成16年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者について、 平成17年6月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成15年以前に財産の贈与を受けた者についての申告又は処理 による課税事績について調査している。

2 用語の説明(平成16年分)

この章における用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 住 宅 取 得 資 金 等 住宅取得資金の贈与を受けた場合には、暦年課税では住宅取 の 贈 与 得資金等の贈与の特例、相続時精算課税では相続時精算課税選 択の特例及び住宅資金特別控除の特例が設けられている。
- (2) 納 税 猶 予 贈与者の法定相続人でかつ農業の後継者が贈与を受けた農地 等の価格に対応する贈与税額は、一定の要件の下に納税が猶予 される。

3 贈与税の主な諸控除

- (1)配偶者控除婚姻期間が20年以上である配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合で、贈与を受けた年の翌年の3月15日までにその居住用不動産を自己の居住の用に供し、かつ、その後引続き居住の用に供する見込みであるときに、2,000万円と居住用不動産の価額とのいずれか少ない金額が、当該贈与による取得財産価額から控除される。なお、この配偶者控除は、同一の配偶者からは一生に一度しか適用を受けることができない。
- (3) 相 続 時 精 算 課 税 特定贈与者ごとに、1年間に贈与を受けた相続時精算課税適用 の 特 別 控 除 財産の価額の合計額から、2,500万円(前年までにこの相続時精 算課税の特別控除を使用した場合には、2,500万円から既に使用 した額を控除した金額)と特定贈与者ごとの贈与税の課税価格 とのいずれか少ない金額が控除される。
- (4) 住宅資金特別控除 原則として父母から、自己の居住の用に供する住宅の取得資金等の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときには、そ (相続時精算課税) の贈与者に係る課税価格から、相続時精算課税の特別控除額の ほかに住宅取得資金特別控除額(限度額1,000万円)を控除することができる。

贈	与	税	の	税	率
(1) 暦年課税					
	300万 400万 600万 1,000万	7円以下の金 7円以下の金 7円以下の金 7円以下の金 7円以下の金	額···· 額··· 額···		• • • • • 10% • • • • • 15% • • • • 20% • • • • 30% • • • • 40% • • • • 50%
(2) 相続時精算課税					• • • • • 20%

6-1 課 税 状 況

(1) 課税状況(合計分)

(1)	H/K	יעיםעו		1 11 /	/											
			X				分					人	員	金	額	
													人			千円
取	得	財	産	価	額	(本	年	分)	実	1	9, 115		108, 586,	015
配		偶		者		控		除		額			1,067		12, 470,	490
基	礎	控	除	額	又	は特	别	控	除	額		1	9, 231		71, 060,	669
基	礎 控	除	後又	は	特 別	控 除	後の	課	税価	格		1	3, 621		26, 035,	504
		贈		与		税		額	į			1	2, 002		3, 723,	816
外		玉		税		額		控		除	実		-	-		_
差		引		納		付		税		額	実	1	2,002		3, 723,	816
納			税		猶		子	•		額	実		14		37,	451
		納		付		税		額	į		実	1	1, 988		3, 686,	366
災	害	減	免	法	に 。	よる	免	除	税	額			_			_
住	宅	耵	文	事	資	金	の 身	贈	与	額			3, 082		26, 416,	111

調査対象 平成16年中に財産の贈与を受けた者について、申告又は処理(更正、決定等)による課税事績。

調査時点 平成17年6月30日

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員である。

課税状況(曆年課税分)

	トリロフェノ	
区 分	人 員	金額
	人	千円
取得財産価額(本年分)	14, 481	50, 130, 920
配偶者控除額	1,067	12, 470, 490
基 礎 控 除 額	14, 481	15, 929, 100
基礎控除後の課税価格	13, 449	22, 759, 763
贈 与 税 額	11,832	3, 074, 396
外 国 税 額 控 除	_	_
外国税額控除の額	11,832	3, 074, 396
納 税 猶 予 税 額	_	_
災害減免法による免除税額	_	_
住宅取得資金の贈与額	1, 755	8, 709, 000

課税状況(精算課税分)

区 分	人 員	金額
	人	千円
取得財産価額(本年分)	4,776	58, 455, 095
特 別 控 除 額	4, 750	55, 131, 569
特別控除後の課税価格	178	3, 275, 741
贈与税額	176	649, 420
外 国 税 額 控 除	_	_
外国税額控除後の額	176	649, 420
災害減免法による免除税額	_	_
住宅取得資金の贈与額	1, 353	17, 707, 111

(2) 課税状況の累年比較

(2)											
区分	取 得	財 産	価 額	納	付 税	額					
	人 員	金	額	人 員	金 第 3, 202, 59 2, 944, 90 2, 481, 53 3, 111, 73	額					
	人		千円	人		千円					
平成12年分	19, 472		52, 096, 869	16, 146		3, 202, 592					
13	16, 546		58, 429, 444	13, 065		2, 944, 901					
14	15, 966		57, 580, 302	12, 364		2, 481, 538					
15	18, 668]	108, 172, 059	11, 586		3, 111, 736					
16	19, 115]	108, 586, 015	11, 988		3, 686, 366					

(注)「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 申告及び処理状況

	G /\	取	得 財	産 価 額	納	力 税 額
	区 分	人	員	金 額	人 員	金 額
			人	千円	J	千円
	申 告 額		19, 113	108, 543, 264	11, 989	3, 630, 432
本	修正申告による増差額		79	193, 115	85	57, 725
年	更正による増差額		1	22, 405	1	8, 402
7	更正等による減差額		38	△ 172, 769	36	△ 10, 193
分	決 定 額		-	-		_
	計	実	19, 115	108, 586, 015	実 11,988	3, 686, 366
	申 告 額		691	2, 442, 617	624	255, 029
過	修正申告による増差額		93	331, 735	96	102, 837
年	更正による増差額		-	-		
	更正等による減差額		37	△ 108, 941	45	△ 42, 661
分	決 定 額		2	16, 483	2	4, 949
	計	実	756	2, 681, 896	実 684	320, 154
	申 告 額		19, 804	110, 985, 881	12, 613	3, 885, 461
合	修正申告による増差額		172	524, 850	181	160, 562
	更正による増差額		1	22, 405	1	8, 402
⇒ 1.	更正等による減差額		75	△ 281, 709	81	△ 52, 854
計	決 定 額		2	16, 483	2	4, 949
	計 計	実	19, 871	111, 267, 911	実 12,672	4, 006, 520

調査対象 「本年分」平成16年中に財産の贈与を受けた者について、平成17年6月30日までの申告又は 処理(更正、決定等)による課税事績。

「過年分」平成15年以前に贈与を受けた者について、平成16年7月1日から平成17年6月30日までの間の申告又は処理による課税事績。

(注) 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

(4) 加算税の状況

	区分		過少申告	告加算税	無申告	加 算 税	重 加	算 税
	区分		人 員	金額	人 員	金 額	人 員	金額
			人	千円	人	千円	人	千円
本	年	分	24	6, 717	195	9, 514	-	_
過	年	分	44	9, 252	426	23, 954	3	3, 136
	슴 計	+	68	15, 969	621	33, 468	3	3, 136

調査対象 「(3) 申告及び処理状況」と同じである。

(5) 税務署別課税状況

	1	署	名		人員	:	署 /	Ż	人員
					人				人
鳥				取	509	広	島	東	629
米				子	624	広	島	南	534
倉				吉	242	広	島	西	1, 103
	鳥	取	県	計	1, 375	広	島	北	963
							呉		623
						竹		原	121
松				江	477	\equiv		原	248
浜				田	187	尾		道	390
出				雲	273	福		山	1, 246
益				田	130	府		中	276
石		見	大	田	110	=		次	82
大				東	68	庄		原	78
西				郷	52	西		条	398
	島	根	県	計	1, 297	廿	日	市	775
						海		田	564
						古		田	67
岡		Ļ	Ц	東	970	広	島県	計	8, 097
岡		Ļ	Ц	西	1, 195				
西		7	大	寺	268	下		関	501
児				島		宇		部	478
倉				敷	1, 066	山		口	474
玉				島	266		萩		140
津				山	475	徳		Щ	474
玉				野		防		府	256
笠				岡		岩		国	306
高				梁	96		光		183
新				見		長		門	96
瀬				戸		柳		井	92
久				世		厚		狭	68
	畄	山	県	計	5, 278	山	口県	計	3, 068
	(2)4-)			日本名 オトント	1. 《野祖野文年經(七月	全 (1.7.7.1	管	計	19, 115

(注) 「(1)課税状況」の取得財産価額(本年分)欄の人員を署別に示したものである。

6-2 贈与財産種類別・階級別状況

(1) 贈与財産価額階級別状況

人員、財産価額、税額(合計分)

-	/II II I		.1	m11. (- 41 11 11 11				
取	得財産	価	額	階 級	人員	取得財産価額	納	付	税	額
					人	千円				千円
	1 5 0	万	円	以下	5, 442	6, 632, 886				64, 683
	1 5 0	万	円	超	1, 975	3, 547, 788			1	20, 766
	200	万	円	超	4, 186	12, 075, 950			5	77, 555
	$4 \ 0 \ 0$	万	円	超	3, 028	16, 050, 633			5	31, 554
	700	万	円	超	1,502	13, 372, 940			3	57, 944
1,	0 0 0	万	円	超	2, 087	30, 402, 352			3	55, 436
2,	0 0 0	万	円	超	728	17, 208, 374			1	40, 723
3,	0 0 0	万	円	超	125	4, 602, 148			2	39, 408
5,	0 0 0	万	円	超	40	4, 650, 194			1, 2	42, 363
	合		計		19, 113	108, 543, 264			3, 6	30, 432

調査対象 平成16年中に財産の贈与を受けた者について、平成17年6月30日までに提出された「申告書 (修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

人員、財産価額、税額(暦年課税分)

取	得 財	産品	前額	階 級	人員	取	得	財	産	価	額
					人						千円
	150	0 万	円	以下	5, 419				6, 5	586,	992
	150	0 万	円	超	1,882				3, 3	884,	860
	200	0 万	円	超	3, 749]	10, 7	29,	147
	400	0 万	円	超	2, 218]	11,5	540,	422
	700	0 万	円	超	448				3, 8	38,	593
1,	0 0 0	0 万	円	超	583				8, 4	162,	559
2,	0 0 0	0 万	円	超	160				3, 5	522,	060
3,	0 0 0	0 万	円	超	8				3	306,	964
5,	0 0 0	0 万	円	超	9				1,6	30,	360
	合		計		14, 476			Ę	50, 0	01,	954

人員、財産価額、税額(相続時精算課税分)

<u> </u>	`` /:-	/ IP	1 HK /	106	H21 (10/1	20 PO 1 F 3 P D A A A A A A A A A A A A A A A A A A							
取	得月	才 産	: 価	額	階 級	人	員	取	得	財	産	価	額
							人						千円
	1	5 0	万	円	以下		94					94,	131
	1	5 0	万	円	超		107				1	.88,	386
	2	0 0	万	円	超		469				1, 4	139,	986
	4	0 0	万	円	超		857				4, 7	753,	157
	7	0 0	万	円	超		1,056				9, 5	555,	491
1,	, 0	0 0	万	円	超		1, 495			2	21, 8	341,	485
2,	, 0	0 0	万	円	超		558]	13, 4	49,	693
3,	, 0	0 0	万	円	超		115				4, 2	206,	190
5,	, 0	0 0	万	円	超		31				3,0)12,	791
	í			計			4, 782			į	58, 5	41,	310

(2) 贈与財産種類別状況

(2)	月日一	升別 座 悝	大只刀111/	(1)L				Det	· -	±m -√// //		• kk am 4)/ /\
	財	産	等	の	種	类	頁	暦		課 税 分	相 続 時 精 人 員	
-								人	<u>. 貝</u> 人	取得財産価額		財産取得価額
		/ m / ±	# <i>II</i> ~ #5	: T7 ~ V =	<i>II</i>	£ + 1	× +. \				人	千円
					永小作村				338	847, 287	255	1, 493, 097
					永小作村				206	260, 548	146	425, 732
土	地	宅 均	<u>11</u> (借地	権を	含			3, 971	16, 619, 119	2, 053	19, 814, 333
		山					林		220	190, 608	146	127, 513
		そ	0	他	の	土	地		258	585, 577	159	981, 278
					計			実	4,608	18, 503, 138	実 2,327	22, 841, 953
家		屋	`	槓		築	物		1,808	3, 916, 152	1,064	2, 797, 958
		(機械	器具、	農耕具	具、じゅ	う器、	、備品		5	11, 750	4	5, 306
事	業	商品、	製品、	半製品	1、原材	枓、農	産物等		1	2,000	1	8, 371
(農)	業)	~ 売			掛		金		0	0	0	0
用貝	才産	そ	\mathcal{O}	他	\mathcal{O}	財	産		1	2, 454	3	22, 546
		(計			実	7	16, 203	実 8	36, 223
		(株	式	及	び	出	資		270	683, 450	52	553, 190
有	価	一公	債	及	び	社	債		23	32, 610	6	114, 225
証	券)投資	• 1	貸付	信託多	妥 益	証 券		4	4, 894	2	18, 325
		l			計			実	2, 795	8, 253, 966	実 136	3, 491, 555
								, ,	,	, ,		, ,
現	4	金 、		預	貯	金	等		6, 317	18, 003, 902	2, 208	28, 652, 060
	_	_ ,		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	<i>7.14</i>		.,		0,01.	10,000,000	_,	
家		庭		用	財	-	産		1	1, 125	0	0
7,		<i>></i>		/ 14	7/4		/		1	1, 120	Ŭ	O I
		(生	命	保	険	金	等		138	436, 789	11	95, 580
		{生 立 そ	L-11	VIN	PX	717.	木		156	7, 519	13	32, 140
その)他	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			の		他		437	863, 160	47	593, 840
		(計		165	実	589	1, 307, 468	実 70	721, 560
					PΙ			天	909	1, 307, 408	大 10	721, 500
		_			計			=	14 476	EO 001 0E4	± 4 700	E0 E41 210
		슫	1		ĒΪ			実	14, 476	50, 001, 954	実 4,782	58, 541, 310

調査対象 平成16年中に財産の贈与を受けた者について、平成17年6月30日までに提出された「申告書 (修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。 (注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

第Ⅲ編間接国税

7	消			費				税
8	酒							税
9	た	ばこ税	及て	バた	ばこ	_ 特	别	税
10	印			紙				税
11	揮	発油和		びょ	地方	道	路	税
12	石	油		ガ	,	ス		税
13	石	油		石	J	炭		税
14	航	空	機	J.	然	料		税
15	雷	源	開	発	促	進		税

7消費税

統計表を見るに当たって

この章は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に終了した課税期間に係る消費税の 課税事績を示したものである。

消費税の概要

1 消費税の創設

昭和63年の税制抜本改革の一つとして、消費税が創設され、平成元年4月1日から適用された。

2 納税義務者

国内取引…課税資産の譲渡等を行う事業者

輸入取引…課税貨物を保税地域から引き取る者

3 課税標準

国内取引…課税資産の譲渡等の対価の額

輸入取引…保税地域からの引取価格

4 税額の計算

国内取引…納付税額=課税期間中の課税売上高×4%-課税期間中の課税仕入高×4% 輸入取引…納付税額=保税地域からの引取価格×4%

5 申告及び納付

国内取引…課税期間(個人事業者=暦年、法人=事業年度)の終了後2か月以内に確定申告 書を提出し、納付する。

(注) 個人事業者の申告・納付期限は、翌年の3月31日までとなっている。

輸入取引…課税貨物を保税地域から引き取る時までに、輸入申告書を提出し、納付する。

- 6 免税取引及び非課税取引(国内取引分)
- (1)輸出取引は免税とされている。
- (2) 非課税取引の主なものは、次のとおりである。

課税することにな じまないもの	①土地の譲渡及び貸付け、②公社債や株式の譲渡、③利子、保険料、保証料、 ④郵便切手、印紙等の譲渡、⑤商品券等の譲渡、⑥住民票・戸籍抄本等の行政 手数料など
社会政策的な配慮	①社会保険医療等、②社会福祉法に規定する社会福祉事業等、③学校教育法に
に基づくもの	規定する学校の授業料、入学検定料、④住宅の貸付けなど

- 7 事業者の納税事務負担を軽減するための措置等(国内取引分)
- (1)納税義務の免除

基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、納税義務が免除される。

なお、これらの事業者が、課税事業者選択届出書を提出した場合には、消費税の納税義務者 となる。

- (注)基準期間のない法人(社会福祉法人を除く)のうち、その事業年度開始の日における資本又は出資の金額が 1,000万円以上の法人については、納税義務は免除されない。
- (2) 簡易課税制度

基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、選択により、課税売上高のみから納付税額を計算できる簡易課税制度の適用を受けることができる。

納付税額=課税期間の課税売上高×4%×(1-みなし仕入率)

*みなし什入率

/ 01 0 1 1		
第1種事業	(卸売業)	90%
第2種事業	(小売業)	80%
第3種事業	(製造業等)	70%
第4種事業	(その他の事業)	60%
第5種事業	(サービス業等)	50%

(1) 課税状況

区				分	個	人	事	業者	沒	<u>:</u>		人	合		計
	•			カ	件	数	税	額	件	数	税	額		税	額
						件		千円		件		千円	件		千円
平式 :	12 年度 √	納税	申	告 計	27	551	14,	070, 047		3, 983		123, 139			193, 186
'^~	'- ''^ }			び処理		562		577, 065		2, 826		999, 313			576, 378
	13 {	納税	申	告 計		285	12,	813, 263		0, 848		728, 020	,	,	541, 283
	· J	-		び処理		582		614, 450		3, 044		215, 649	,		830, 099
	14 {	納税		告 計		888	11,	929, 509		9, 629		706, 301			635, 811
	·· }	•		び処理		578		451, 811		2, 963		117, 332		,	569, 143
	15 {	納税		告 計		646	11,	174, 962		7, 932		328, 303			003, 265
	J	•		び処理		549		409, 457		2, 989		626, 606	•		036, 063
	16 {	納税		告計	21	140	10,	641, 186		1, 866		693, 863		,	335, 049
	Ţ	_		び処理		670		641, 141		3, 477		963, 333			604, 474
				び処理		, 809		026, 618		2, 237	-	274, 649	-		301, 266
現:	年分 {			び処理		331		614, 569		9, 629		119, 214	-		033, 783
	' '			告計		140	10,	641, 186		1, 866		693, 863			335, 049
	Į	_: 還付申	告及	び処理		670		641, 141		3, 477		963, 333			604, 474
	年分の↓			っるもの		, 488		465, 158		3,875		507, 568	-		072,726
	び処理し	-		つるもの		147		45, 056		661		573, 904			618, 960
	差	引			実 22		10,	420, 147		6, 034		764, 194			184, 341
	加	算	7	锐	1	, 393		78, 469		3, 771	3	301, 271	5, 164		379, 740

調査期間

「現年分」は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までに終了した課税期間について、平成17年6月30日現在の申告(国・地方公共団体等については、平成17年9月30日までの申告を含む)又は処理(更正・決定等)による課税事績を「申告書及び決議書」に基づいて作成した。

「既往年分」は、平成16年3月31日以前に終了した課税期間について、平成16年7月1日から平成17年6月30日までの間の申告(平成16年7月1日から同年9月30日までの間の国・地方公共団体等に係る申告を除く)又は処理による課税事績を「申告書及び決議書」に基づいて作成した。

- (注) 1 税関分は含まない。
 - 2 件数欄の「実」は、実件数を示す。

(2) 課税事業者等届出件数

課	税	事	業	者	届	出	書	課税事業者選択届出書	新設法人に該当する旨の届出書	合	計
							件	件	件		件
					19	9, 79	00	3, 714	1, 269		204, 773

調査期間 平成16年度末 (平成17年3月31日現在) の届出件数を示している

(注) 納税義務者でなくなった旨の届出書又は課税事業者選択不適用届出書を提出した者は含まない。

(3) 税務署別課税状況 (その1 個人事業者)

区分	有 川 味 (納	税	申	告		還付申	告及び処理
	一般申告	及び処理	簡易申台	告及び処理	小	計	件 数	税額
署名	件数	税額	件数	税額	件数	税額		
鳥	件 242 293 177 712	千円 120, 341 145, 417 82, 304 348 , 062	件 394 446 219 1, 059	千円 208, 307 237, 384 121, 330 567, 02 1	件 636 739 396 1, 771	千円 328, 648 382, 801 203, 634 915 , 083	件 8 23 19 50	千円 8, 483 28, 374 9, 533 46 , 390
松浜出益石大西島大田雲田田東郷計	259 129 233 96 62 81 65 925	125, 074 62, 345 107, 179 34, 138 37, 950 41, 238 37, 132 445, 055	428 293 468 134 169 176 80 1, 748	216, 298 138, 397 240, 640 63, 236 87, 223 86, 766 35, 603 868, 163	687 422 701 230 231 257 145 2 , 673	341, 372 200, 742 347, 818 97, 374 125, 172 128, 005 72, 734 1, 313, 218	21 6 21 12 6 6 78	43, 530 850 8, 194 8, 427 1, 013 3, 205 2, 370 67, 588
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大 県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	245 306 143 123 388 124 223 99 156 102 30 129 69 2, 137	112, 651 127, 837 55, 276 58, 563 172, 480 63, 948 96, 028 35, 915 73, 122 45, 550 11, 582 53, 639 25, 373 931, 963	411 379 135 142 360 162 271 75 183 77 43 135 93 2, 466	254, 431 199, 517 69, 344 68, 669 186, 611 87, 052 121, 157 30, 325 95, 383 35, 957 21, 157 62, 753 38, 897 1, 271 , 250	656 685 278 265 748 286 494 174 339 179 73 264 162 4,603	367, 081 327, 354 124, 620 127, 232 359, 091 151, 000 217, 185 66, 240 168, 505 81, 507 32, 738 116, 391 64, 269 2, 203, 213	11 2 30 10 18	15, 844 29, 067 8, 137 494 30, 599 8, 202 8, 132 1, 925 6, 438 5, 769 1, 653 1, 091 1, 087 118, 437
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉 広 島島島島呉 日 島東東南西北 原原道山中次原条市田田計	207 142 276 409 307 98 111 194 506 217 64 62 142 317 210 64 3, 326	123, 829 55, 373 122, 189 157, 517 139, 271 38, 190 48, 459 74, 926 220, 838 83, 662 25, 769 20, 291 56, 815 124, 729 87, 500 21, 429 1, 400, 785	413 249 385 408 434 176 156 274 584 169 129 67 178 343 211 107 4, 283	322, 149 156, 375 228, 971 201, 078 250, 265 87, 469 80, 136 151, 315 324, 428 85, 149 59, 347 29, 389 80, 530 180, 535 114, 673 48, 615 2, 400, 420	620 391 661 817 741 274 267 468 1,090 386 193 129 320 660 421 171 7,609	445, 977 211, 747 351, 160 358, 594 389, 536 125, 658 128, 594 226, 241 545, 266 168, 811 85, 115 49, 679 137, 345 305, 264 202, 173 70, 044 3, 801, 206	16 11 37 37 19 4 7 8 42 7 2 6 21 31 15 0 263	35, 506 7, 790 48, 790 42, 340 18, 269 3, 244 5, 074 2, 358 30, 831 3, 297 592 4, 686 62, 399 24, 642 21, 658 0 311, 474
下字山 徳防岩 長柳厚山 全 萩 光 児 管 関部口 山府国 門井狭計 計	312 227 155 64 203 146 218 109 137 72 66 1, 709	131, 930 153, 896 99, 480 24, 675 113, 687 77, 926 109, 416 46, 318 80, 306 22, 469 40, 649 900, 752 4, 026, 618	399 371 270 168 399 286 289 176 194 137 86 2, 775	215, 831 227, 065 128, 546 87, 324 238, 280 161, 331 158, 357 78, 350 95, 866 63, 934 52, 832 1, 507, 715 6, 614, 569	711 598 425 232 602 432 507 285 331 209 152 4, 484 21, 140	347, 761 380, 961 228, 025 111, 999 351, 968 239, 257 267, 773 124, 668 176, 172 86, 403 93, 481 2, 408, 467	26 16 17 1 16 5 6 5 12 3 6 113	26, 313 19, 786 23, 545 3 9, 952 2, 837 1, 165 5, 075 5, 491 1, 898 1, 187 97, 252

(注) 「(1)課税状況」、「(2)課税事業者(選択)届出件数」を署別に示したものである。

既往年分の申告及び処理	合	計	課税事	業者(選択)届	出件数	区分
件 数 税 額	件数	税額	届 出	課税事業者 選択届出	合 計	署名
件 千円 75 16,732 88 23,928 42 7,612 205 48,272	655 793 424	千円 336, 896 378, 355 201, 714 916, 965	件 2, 694 3, 043 1, 690 7, 427	件 28 24 14 66	件 2,722 3,067 1,704 7,493	米 子
$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	731 245 244 264 151	308, 612 204, 314 343, 120 88, 538 128, 020 125, 141 71, 734 1, 269, 479	3, 019 1, 465 2, 530 905 715 992 451 10, 077	30 8 24 4 7 5 2 80	997 453	浜出益石大
$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	734 313 267 822 304 529 188 370 186 79 279 165	372, 791 303, 377 126, 982 127, 493 361, 931 145, 487 216, 153 71, 839 167, 739 77, 964 32, 056 121, 442 62, 042 2, 187, 297	2, 903 2, 870 1, 361 1, 145 3, 322 1, 242 1, 994 699 1, 220 616 396 1, 080 733 19, 581	47 51 7 4 40 13 20 4 17 1 2 4 4 214	2, 950 2, 921 1, 368 1, 149 3, 362 1, 255 2, 014 703 1, 237 617 398 1, 084 737 19, 795	岡西児倉玉津玉笠高新瀬山大 山大 四寺島敷島山野岡梁見戸
64 13, 958 18 6, 598 87 10, 482 46 7, 378 51 8, 134 11 2, 007 29 10, 749 42 7, 370 107 80, 556 21 4, 271 18 3, 803 15 186 14 5, 547 38 18, 641 30 9, 254 689 597 189, 619	411 727 876 768 282 290 492 1, 185 402 198 137 348 712 451	424, 430 210, 552 312, 852 323, 630 379, 401 124, 422 134, 270 231, 254 594, 990 169, 786 88, 325 45, 179 80, 494 299, 263 189, 770 70, 733 3, 679, 351	2, 475 1, 601 2, 832 3, 713 2, 658 991 1, 051 1, 977 4, 440 1, 488 665 534 1, 252 2, 659 1, 862 487 30, 685	41 27 50 59 36 2 7 6 54 6 3 7 20 45 20 2 385	2, 516 1, 628 2, 882 3, 772 2, 694 993 1, 058 1, 983 4, 494 1, 494 668 541 1, 272 2, 704 1, 882 489 31, 070	広広広 竹三尾福府三庄西廿島島島呉 日南西北 原原道山中次原条市
33 5, 082 44 7, 775 26 6, 924 6 1, 838 45 12, 829 20 2, 913 20 7, 819 35 5, 925 7 380 13 593 7 3, 765 256 55, 840 1, 635 420, 102	634 458 234 645 441 521 302 346 214 163 4, 704	326, 530 368, 949 211, 404 113, 834 354, 844 239, 334 274, 427 125, 518 171, 061 85, 097 96, 059 2, 367, 056	2, 956 2, 414 1, 722 1, 025 2, 603 1, 534 2, 028 1, 088 969 758 583 17, 680	20 17 18 8 20 10 9 6 9 3 3 9 129	2, 976 2, 431 1, 740 1, 033 2, 623 1, 544 2, 037 1, 094 978 761 592 17, 809	字山 徳防岩 長柳厚山 萩 光 県 部口 山府国 門井狭計

(3) 税務署別課税状況(その2 法 人)

区分	者別課税状況(その) 納	<u>イ </u>	告	還付申告及び処理
				速円平日及り延程
署名	1			件数税額
高 制 制 制 制 制 制 制 制 制 制 制 制 制 制 制 制 制 制 制	件数 税額 件 千円 1,531 9,767,340 1,658 7,873,685 667 2,965,065 3,856 20,606,089	1, 227 1, 061, 529 1, 118 928, 696 5 582 474, 143	件 2,758 10,828,869 2,776 8,802,381 1,249 3,439,208	108 345, 74
松浜出益石大西島 松浜出益石大西島 根 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (19) (11) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18)	1, 673 9, 671, 719 706 2, 769, 169 1, 056 6, 186, 858 476 1, 863, 743 262 894, 644 394 1, 393, 308 167 675, 774 4, 734 23, 455, 214	591 500, 754 8 908 762, 701 8 412 289, 457 4 236 181, 565 3 306 242, 343 4 112 94, 236	1, 297 1, 964 888 498 700 700 1, 635, 651 279 3, 269, 923 6, 949, 559 2, 153, 200 1, 076, 209 1, 635, 651 770, 010	45 205, 26 12 32, 21
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大 県 山山大 県 東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	2, 673 22, 018, 478 2, 702 16, 588, 304 661 3, 205, 253 676 3, 137, 130 2, 419 12, 299, 831 587 2, 846, 323 1, 279 5, 570, 781 396 2, 026, 640 700 3, 574, 880 331 1, 349, 278 284 1, 611, 838 725 3, 253, 561 334 1, 214, 743 13, 767 78, 697, 035	1,736 1,580,015 3,435 364,178 520 468,092 1,785 1,590,482 485 434,773 1,184 979,787 307 267,328 514 433,075 259 212,914 176 145,662 577 482,849 256 213,957	4, 438 18, 168, 319 1, 096 3, 569, 431 1, 196 3, 605, 222 4, 204 13, 890, 313 1, 072 3, 281, 096 2, 463 6, 550, 568 703 2, 293, 968 1, 214 4, 007, 955 590 1, 562, 192 460 1, 757, 500 1, 302 3, 736, 409 590 1, 428, 701	149 484, 42 52 321, 31 31 139, 84 145 843, 85 35 35, 42 94 346, 03 18 107, 70 57 607, 43 12 68, 18 11 55, 85 53 139, 52 24 54, 47
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉 広 島島島島呉 日 島県東南西北 原原道山中次原条市田田計	2, 213 1, 321 1, 321 3, 374 2, 023 1, 538 1, 538 1, 538 7, 994, 442 479 677 1, 167 3, 360 913 4, 234, 246 357 268 1, 476 1, 476 1, 476 1, 070 268 21, 365 268 21, 365 268 21, 365	2 875 799, 500 5 2,082 1,892,372 1,628 1,445,426 1,367 1,211,829 408 385,205 561 486,437 1,109 911,651 2,363 2,112,564 6 639 511,473 382 313,364 218 165,958 4 629 607,218 38 1,046 833,768 8 881,918 7 164 140,340	2, 196	96 415, 49 183 201, 94 137 1, 773, 08 106 1, 264, 36 30 314, 82 33 388, 74 89 227, 60
下字山 徳防岩 長柳厚山 萩 光 県 関部口 山府国 門井狭計	1, 907 1, 265 1, 005 1, 005 9, 209, 122 303 1, 207, 464 1, 261 10, 671, 891 570 2, 712, 815 910 4, 058, 116 472 1, 762, 325 253 1, 098, 399 318 1, 373, 686 251 1, 476, 572 8, 515	0 1,028 875,439 2 831 724,600 4 366 279,275 1,043 975,050 446 391,686 6 712 636,448 391 361,460 227 185,881 6 290 213,854 2 205 170,565	2, 293 11, 164, 618 1, 836 9, 933, 722 669 1, 486, 739 2, 304 11, 646, 941 1, 016 3, 104, 501 1, 622 4, 694, 564 863 2, 123, 784 480 1, 284, 279 608 1, 587, 540 456 1, 647, 137	201 852, 58 54 424, 10 63 171, 54 25 59, 26 67 180, 62 23 47, 19 64 152, 79 30 89, 72 20 44, 40 25 33, 13 33 340, 82 605 2, 396, 19

(注) 「(1)課税状況」、「(2)課税事業者(選択)届出件数」を署別に示したものである。

既往	年分の	申告及び処理	合	計		課	税事業者(選	選択) 届出件	数	区分	. /
件	数	税額	件数	税	額	課税事業者		新設法人に該当	合 計		
	件 104 192 65 361	千円 72, 784 35, 973 5, 172 113, 928	件 2, 883 2, 898 1, 303 7, 084	8, 4 3, 2	千円 107, 728 192, 610 208, 166 08 , 504	件 3, 247 3, 359 1, 542	123 56	する旨の届出 件 40 33 8 81	件 3, 381 3, 515 1, 606 8, 502	鳥米倉鳥	署名 取子吉計 以県
	130 77 75 52 42 44 13 433	$31, 266$ $20, 798$ $16, 139$ $2, 983$ 810 $7, 584$ $\triangle 11, 344$ $68, 236$	3, 134 1, 378 2, 054 934 520 750 294 9, 064	3, 0 6, 6 2, 1 8 1, 4	647, 387 904, 517 620, 180 902, 445 896, 412 837, 967 726, 454 835, 361		58 69 37 19 36	50 12 14 3 4 4 - 87	3, 806 1, 583 2, 404 1, 099 587 864 347 10, 690	浜出益石大西	1. 大 県 江田雲田田東郷計
1	202 173 36 65 141 75 130 46 81 34 16 53 48 1, 100	$\begin{array}{c} 4,796 \\ 23,193 \\ 12,550 \\ \triangle 8,652 \\ 34,946 \\ 11,261 \\ 39,397 \\ 15,213 \\ 5,057 \\ 3,118 \\ \triangle 8,865 \\ \triangle 13,962 \\ \triangle 660 \\ 117,394 \\ \end{array}$	4, 622 4, 616 1, 156 1, 231 4, 395 1, 128 2, 579 733 1, 293 614 474 1, 367 618 24, 826	17, 7 3, 2 3, 4 13, 0 3, 2 6, 2 2, 2 3, 4 1, 4 1, 6 3, 5	37, 486 707, 085 660, 661 456, 730 981, 400 256, 937 243, 926 201, 475 405, 573 497, 127 692, 783 682, 926 373, 567 997, 675	1, 421 1, 496 5, 416	119 23 30 116 30 72 13 48 24 11 62 27	77 102 18 13 59 10 21 8 6 4 12 8 2 340	5, 976 5, 704 1, 462 1, 539 5, 591 1, 316 3, 247 905 1, 524 707 524 1, 670 728 30, 893	岡西児倉玉津玉笠高新瀬久	山山大 県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
1	232 123 289 122 144 58 68 114 272 73 44 49 80 96 86 28	$\begin{array}{c} 150,210\\ 83,714\\ 20,168\\ 14,113\\ 69,047\\ 9,678\\ 6,220\\ 66,175\\ 73,484\\ 9,841\\ 5,431\\ 28,018\\ 18,307\\ \triangle\ 8,418\\ 873,552\\ 5,738\\ \textbf{1},\textbf{425},\textbf{276} \end{array}$	3, 888 2, 302 5, 658 3, 804 3, 028 923 1, 279 2, 384 5, 987 1, 629 769 507 1, 554 2, 621 2, 043 453 38, 829	11, 5 30, 6 7, 5 8, 0 1, 7 3, 6 5, 6 20, 9 4, 5 1, 4 6, 8 6, 9	98, 273 604, 768 607, 526 625, 063 610, 951 722, 408 611, 678 627, 519 665, 334 619, 352 989, 199 903, 139 945, 889 945, 889 945, 889 956, 634 9692, 551	6, 964 4, 836 3, 539 1, 025 1, 504 2, 750	112 82 26 29 77 122 41	112 41 127 58 26 2 11 23 64 17 5 9 25 31 31 1 583	5, 219 2, 904 7, 220 5, 006 3, 647 1, 053 1, 544 2, 850 7, 505 1, 932 967 595 1, 979 3, 408 2, 573 563 48, 965	広広 竹三尾福府三庄西廿海	島島島島呉 日 県東南西北 原原道山中次原条市田田計
	112 81 129 29 122 65 96 33 33 25 39 764	48, 355 142, 049 40, 310 7, 121 39, 879 △ 8, 392 23, 887 6, 061 1, 301 1, 472 6, 787 308, 830 2, 033, 664	3, 571 2, 357 1, 937 702 2, 398 1, 042 1, 696 895 503 635 495 16, 231	10, 8 9, 8 1, 4 11, 5 3, 0 4, 5 2, 0 1, 2 1, 3 58, 6	39, 411 882, 563 802, 486 834, 594 606, 194 948, 917 665, 658 940, 121 241, 176 955, 879 913, 101	4, 138 2, 738 2, 189 782 2, 799 1, 259 1, 961 1, 029 573 698 565 18, 731	97 71 61 28 71 22 45 26 21 24 490 2,840	53 26 25 6 26 15 15 3 3 5 1 178	4, 288 2, 835 2, 275 816 2, 896 1, 296 2, 021 1, 058 597 727 590 19, 399	宇山 徳防岩 長柳厚山	萩 光 光 早年 関部口山府国門井狭計計計

(3) 税務署別課税状況 (その3 合 計)

	者別謀柷状况(その)納	3 <u>合 a</u> 税	計 <i>)</i> 申	<u></u> 告	温什中	告及び処理
区分			・及び処理		逐刊 甲	ロ及い処理
□ □ □				小計	件数	税額
署 鳥 米倉 取 子吉計	件数 税額 作1,773 9,887,683 1,951 8,019,102 844 3,047,369 4,568 20,954,152	1, 621 1, 564 801	税 有 1, 269, 836 1, 166, 080 595, 473 3, 031 , 389	件数 税額 4 千円 3,394 11,157,517 3,515 9,185,182 1,645 3,642,842 8,554 23,985,540	120 131 64	千円 502, 407 374, 117 245, 745 1, 122, 270
松浜出益石大西 島 大田雲田田東郷計	1, 932 9, 796, 793 835 2, 831, 514 1, 289 6, 294, 036 572 1, 897, 881 324 932, 593 475 1, 434, 546 232 712, 906 5, 659 23, 900, 269	1,771 884 1,376 546 405 482 192	1, 374, 163 639, 151 1, 003, 341 352, 693 268, 788 329, 109 129, 838 4, 097, 084	3, 703 11, 170, 956 1, 719 3, 470, 665 2, 665 7, 297, 377 1, 118 2, 250, 574 729 1, 201, 381 957 1, 763, 656 424 842, 744 11, 315 27, 997, 353	133 73 96 49 25 51	256, 994 287, 054 353, 711 62, 164 181, 619 208, 473 34, 583 1, 384, 598
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大 県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	2, 918	2, 115 570 662 2, 145 647 1, 455 382 697 336 219 712 349	1, 730, 507 1, 779, 531 433, 522 536, 761 1, 777, 093 521, 825 1, 100, 944 297, 653 528, 459 248, 871 166, 818 545, 601 252, 854 9, 920, 439	5, 060 23, 861, 633 5, 123 18, 495, 672 1, 374 3, 694, 051 1, 461 3, 732, 454 4, 952 14, 249, 404 1, 358 3, 432, 096 2, 957 6, 767, 753 877 2, 360, 208 1, 553 4, 176, 460 769 1, 643, 699 533 1, 790, 238 1, 566 3, 852, 801 752 1, 492, 970 28, 335 89, 549, 436	181 63 33 175 45 112 25 76 16 14 56	377, 707 513, 494 329, 456 140, 334 874, 457 43, 621 354, 172 109, 631 613, 877 73, 952 57, 506 140, 611 55, 560 3, 684, 379
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉 広 島島島島呉 日 島県東南西北 原原道山中次原条市田田計	2, 420 1, 463 1, 463 3, 650 2, 432 1, 845 577 788 3, 556, 222 1, 361 4, 952, 220 3, 866 1, 130 4, 317, 909 421 1, 681, 268 330 1, 352, 733 1, 003 1, 793 1, 793 1, 280 332 24, 691 38, 537, 583 11, 092, 424 29, 019, 125 29, 019, 125 21, 680, 542 21, 638, 438 1, 130 4, 317, 909 421 1, 681, 268 330 1, 352, 733 1, 003 8, 174, 879 1, 793 6, 614, 962 865, 156	1, 124 2, 467 2, 036 1, 801 584 717 1, 383 2, 947 808 511 285 807 1, 389 1, 099 271	1, 683, 050 955, 875 2, 121, 343 1, 646, 504 1, 462, 094 472, 673 566, 573 1, 062, 966 2, 436, 992 596, 621 372, 711 195, 347 687, 748 1, 014, 302 996, 591 188, 954 16, 460, 344	4, 326 2, 587 6, 117 4, 468 9, 642, 631 3, 646 9, 595, 806 1, 161 2, 153, 215 1, 505 4, 122, 795 2, 744 6, 015, 187 6, 813 1, 938 4, 914, 530 932 2, 053, 979 615 1, 548, 077 1, 810 3, 182 7, 629, 264 2, 379 7, 599, 735 603 40, 220, 633 4, 122, 795 24, 075, 430 1, 548, 077 1, 810 3, 182 7, 629, 264 2, 379 7, 599, 735 1, 054, 111 172, 676, 785	107 220 174 125 34 40 97 254 77 24 25 74 111 93	962, 098 423, 289 250, 739 1, 815, 426 1, 282, 635 318, 070 393, 815 229, 959 2, 669, 145 239, 505 35, 339 41, 904 2, 002, 848 394, 336 17, 723, 498 137, 172 28, 919, 778
下宇山德防岩長柳厚山全人 一次 一次 一人	2, 219 1, 492 1, 492 1, 160 367 1, 232, 139 1, 464 10, 785, 579 716 2, 790, 741 1, 128 4, 167, 532 581 1, 808, 643 390 1, 178, 709 390 1, 396, 158 317 1, 517, 221 10, 224	1, 399 1, 101 534 1, 442 732 1, 001 567 421 427 291	1, 418, 389 1, 102, 503 853, 146 366, 599 1, 213, 330 553, 017 794, 805 439, 809 281, 747 277, 787 223, 397 7, 524, 528	4, 056 2, 891 2, 261 11, 545, 579 2, 261 10, 161, 747 901 1, 598, 738 2, 906 11, 998, 909 1, 448 3, 343, 758 2, 129 4, 962, 336 1, 148 2, 248, 452 811 1, 460, 452 817 1, 673, 942 608 1, 740, 618 19, 976 12, 391, 405 1, 598, 738 11, 998, 909 1, 448 2, 248, 452 1, 740, 618 19, 976 10, 10, 10, 10, 10, 10, 10, 10, 10, 10,	70 80 26 83 28 70 35 32 28 39	878, 901 443, 890 195, 091 59, 268 190, 578 50, 029 153, 957 94, 799 49, 896 35, 030 342, 010 2, 493, 449

(注) 「(1)課税状況」、「(2)課税事業者(選択)届出件数」を署別に示したものである。

既往年分の	申告及び処理	合	計	課	税事業者(資	選択) 届出件	-数	区分
件 数	税額	件数	税の額	課税事業者	課税事業者	新設法人に該当	合 計	
件	千円	件	千円	届 件	選択届出	する旨の届出件	件	署名
179 280	89, 515 59, 900	3, 538 3, 691	10, 744, 624 8, 870, 965	5, 941 6, 402	122 147	40	6, 103 6, 582	鳥 取
107 566	12, 784 162 , 199	1, 727 8, 956	3, 409, 880 23, 025, 469	3, 232 15, 575	70 339	8 81	3, 310	鳥 米 倉 取 県計
		•						
184 119	42, 038 25, 219	3, 865 1, 811	10, 956, 000 3, 208, 831	6, 692 2, 978	113 66	50 12	6, 855 3, 056	浜 田
108 71	19, 634 2, 573	2, 785 1, 179	6, 963, 300 2, 190, 983	4, 851 1, 964	93 41	14	4, 958 2, 008	益田
60 57	4, 670 7, 926	764 1, 014	1, 024, 432 1, 563, 108	1, 279 1, 816	26 41	4 4	1,861	
20 619	$ \begin{array}{c} $	445 11, 863	798, 187 26 , 704 , 840	785 20, 365	15 395	- 87	800 20 , 847	西 郷 島根県計
276	26, 351	5, 324	23, 510, 277	8, 698	151	77	8, 926	
217 67	28, 284 23, 049	5, 350 1, 469	18, 010, 461 3, 387, 643	8, 353 2, 782	170 30	102 18	8, 625 2, 830	岡山西
80 224	\triangle 7, 895 68, 384	1, 498 5, 217	3, 584, 223 13, 443, 331	2, 641 8, 738	34 156	13 59	2,688	児島敷
99 168	13, 950 46, 498	1, 432 3, 108	3, 402, 424 6, 460, 080	2, 518 5, 148	43 92	10 21	2, 571 5, 261	宝 島津 山
59 109	22, 737 10, 730	921	2, 273, 313	1, 583 2, 690	17 65	8	1, 608 2, 761	玉野
39	5, 344	1, 663 800	3, 573, 312 1, 575, 091	1, 295	25	6 4	1, 324	高 粱
23 78	\triangle 7, 894 \triangle 7, 820	553 1, 646	1, 724, 838 3, 704, 369	897 2, 680	13 66	12 8	922 2, 754	
52 1, 491	$ \begin{array}{c} $	783 29 , 764	1, 435, 610 86 , 084 , 973	1, 432 49 , 455	31 893	3 40	1, 465 50 , 688	
296	164, 168	4, 548	39, 422, 703	7, 460	163	112	7, 735	広島 東広島 南
141 376	90, 309 30, 649	2, 713 6, 385	11, 715, 320 30, 920, 379	4, 403 9, 796	88 179	41 127	4, 532 10, 102	広島 西
168 195	21, 489 77, 181	4, 680 3, 796	7, 848, 693 8, 390, 352	8, 549 6, 197	171 118	58 26	8, 778 6, 341	呉
69 97	11, 686 16, 968	1, 205 1, 569	1, 846, 830 3, 745, 948	2, 016 2, 555	28 36	2 11	2, 046 2, 602	竹 原原道
156 379	73, 546 154, 038	2, 876 7, 172	5, 858, 773 21, 560, 324	4, 727 11, 759	83 176	23 64	4, 833 11, 999	尾 道 祖 山
94 62	14, 112 9, 232	2, 031 967	4, 689, 138 2, 027, 872	3, 362 1, 595	47 35	17 5	3, 426 1, 635	府 中
64 94	28, 205 23, 854	644 1, 902	1, 534, 378 6, 883, 632	1, 100 3, 149	27 77	9 25	1, 136 3, 251	庄 原
134 116	10, 224 882, 806	3, 333 2, 494	$7, 245, 152$ $\triangle 9, 240, 957$	5, 951 4, 345	130 79	31 31	6, 112 4, 455	日 日 市 田
34 2, 475	6, 427 1, 614 , 896	625 46, 940	923, 366 145 , 371 , 902	1, 020 77 , 984	31 1, 468	1 583	1,052	
145	53, 438	4, 317	11, 565, 941	77, 304	117	53	7, 264	
125 155	149, 824 47, 235	2, 991 2, 395	11, 251, 512 10, 013, 890	5, 152 3, 911	88 79	26 25	5, 266 4, 015	宇部
35	8, 959	936	1, 548, 428	1,807	36	6	1,849	萩
167 85	$52,707$ $\triangle 5,478$	3, 043 1, 483	11, 861, 038 3, 288, 251	5, 402 2, 793	91 32	26 15	5, 519 2, 840	防府
116 68	31, 705 11, 986	2, 217 1, 197	4, 840, 084 2, 165, 639	3, 989 2, 117	54 32	15 3	4, 058 2, 152	光
40 38	1, 681 2, 064	849 849	1, 412, 237 1, 640, 976	1, 542 1, 456	30 27	3 5	1, 575 1, 488	柳井
1, 020	10, 551 364, 671	20, 935	1, 409, 159 60 , 997 , 157	1, 148 36, 411	33 619	178	1, 182 37 , 208	厚 狭山口県計
6, 171	2, 453, 766	118, 458	342, 184, 341	199, 790	3, 714	1, 269	204, 773	全管計

8 酒 税

統計表を見るに当たって

この章は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成17年4月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

酒類とは、アルコール分1度以上を含んでいる飲料(アルコール専売法の適用を受けるアルコールを除く。)で、原料と製造方法の差異により10種類に分類している。

種類は清酒、合成清酒、しょうちゅう、みりん、ビール、果実酒類、ウィスキー類、スピリッツ類、リキュール類、雑酒である。

酒税の税率

各酒類の基準アルコール分及び基準税率 (1 k l 当たり従量税率) は、次のとおりである。

清 酒	アルコール分 15度 ・・・・・・・	140,500円
合 成 清 酒	アルコール分 15度 ・・・・・・・	94,600円
しょうちゅう	アルコール分 25度 ・・・・・・・	248, 100円
み り ん	アルコール分 13.5度 ・・・・・・・	21,600円
ビール		222,000円
果実酒類		
果実酒		70,472円
甘味果実酒	アルコール分 12度 ・・・・・・・	103,722円
ウィスキー類	アルコール分 40度 ・・・・・・・	409,000円
スピリッツ類		367, 188円
リキュール類	アルコール分 12度 ・・・・・・・	119,088円
雑 酒		
発 泡 酒	原料中(水を除く)麦芽の重量が25%未満のもの	134, 250円
粉末酒		320,500円
その他の雑酒	みりんに類似するもの アルコール分 13.5度	21,600円
,	そ の 他 の も のアルコール分 12度	103,722円

8-1 酒税関係総括表

酒税関係総括表

	区		分		課 税	数量	税	額	製成	数量	販売(消	費)数量	製	造:	場数	販	売 場	数
						k1		百万円		kl		kl			場			場
平	成	12	年	度	374	, 058		63, 605	32	3, 233	574,	975			379		13, 7	96
		13			362	, 627		59, 652	31	6, 752	575,	, 174			372		13, 7	51
		14				, 019		61, 112	37	4, 827	569,	529			364		13, 60	02
		15				, 729		61, 431		5, 532		, 240			349		15, 3°	
		16			375	, 361		56, 418	37	5, 028	539,	, 094			343		15, 4	40
清				酒	2.2	, 933		4 195	0	4 970	E 1	100			283			
合	成		清	酒	33,	, 955 ×		4, 135 ×	۷.	4, 270 ×		, 102 , 305			200 _			_
		_	甲	類		×		×		×		, 818			2			_
L	ょう	Į	7.	類		×		×		×		, 375			5			_
ち	ゅう	l		計	5.	, 374		1, 311		4, 420	1	, 192			7			_
み		ŋ	,	ん		, 812		104		7, 826	1	, 652			5			_
F		_		ル		, 933		26, 155		9, 263		, 903			17			_
		٢	果等	実 酒	,	X		×		×		355			16			_
果	実酒類	┨		果実酒		×		×		X		912			1			-
		Ĺ	Ī	計	9,	, 162		656		6, 981	9,	, 267			17			-
		ſ	ウィス	スキー		×		×		X	3,	, 727			_			-
ウィ	スキー類	┧	ブラ	ンデー		×		×		X		997			_			-
		Ĺ		計		×		×		X	4,	, 728			_			-
ス	ピリ	J	-	グ類		×		×		X	1	, 315			2			-
リ	+ =	L -		レ類	64,	, 478		5, 217	9	2, 363		, 665			8			-
				泡 酒		×		×		X	145,	, 517			2			-
雑	酒-	\forall		末 酒		×		×		X		1			_			-
	—			也の雑酒	4.0 -	×		X		X	1	, 447			2			-
	^	_		計		, 501		17, 797		8, 188	1	, 966			4			-
	合		計		3/5	, 361		56, 418	37	5, 028	539,	094			343		15, 4	40

調査期間

課税数量、税額、製成数量及び販売(消費)数量は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間である。

調査時点

製造場数及び販売場数は、平成17年3月31日現在である。

用語の説明

- 1 課税数量とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。
- 2 製成数量とは、酒類の生産数量をいう。
- 3 販売(消費)数量とは、酒類小売業者の販売数量のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。
- 4 「製造場数」欄は、複数の酒類を製造している場合は、製造数量が最も多い酒類を掲げた。

関連 表

「8-2」の「(1)課税状況」、「8-3」の「(1)酒類製成及び手持数量」、「(3)酒類販売(消費)数量」、「8-4」の「(1)酒類製造免許場数等」、「(3)酒類販売免許場数等」

8-2 課税状況

(1) 課税状況

(1)							
			計		1		
区	分	一般税	率 適 用	特定税	率 適 用		
				-			
		数量	税額	数量	税額	数量	税額
		kl	千円	kl	千円	kl	千円
清	酒	34, 708	4, 228, 198	_	_	34, 708	4, 228, 198
合 成	清 酒	×	×	×	×	×	×
		×	×	×	×	×	×
しょうちゅう・		×	×	×	×	×	×
	計	5, 415	1, 318, 039	_	_	5, 415	1, 318, 038
	りん	4, 819	104, 442	_	_	4, 819	104, 442
ビ	ール	118, 702	26, 325, 429	_	_	118, 702	26, 325, 429
	【果 実 酒	×	×	×	×	×	×
果実酒類	甘味果実酒	×	×	×	×	×	×
	計	9, 128	655, 783	100	4,660	9, 228	660, 443
		×	×	×	×	×	×
ウィスキー類・	く ウィスキー ブランデー 計	×	×	×	×	×	×
	計	×	×	×	×	×	×
	「 スピリッツ	×	×	×	×	×	×
スピリッツ類・	原料用アルコール	×	×	×	×	×	×
	計	×	×	×	×	×	×
リキュ	ール類	2,022	264, 849	68, 119	5, 408, 146	70, 141	5, 672, 995
	(発 泡 酒	×	×	×	×	×	×
維 酒·	粉末酒	×	×	×	×	×	×
不性 「日・		×	×	×	×	×	×
	計	132, 368	17, 769, 508	1, 910	132, 046	134, 278	17, 901, 553
合	計	311, 322	51, 549, 392	72, 314	5, 718, 419	383, 636	57, 267, 810

調査対象 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成17年4月30日までの申告又は処理による課税事績

- (注) 1 「特定税率適用」欄には、酒税法第22条第3項(アルコール分が13度未満のもので発泡性を有するもの)に該当のものを掲げた。
 - 2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄には、酒類製造場から移出した酒類を当該製造場に戻入れた場合の酒税額の控除等を示す。

(2) 課税数量の累年比較

	区	分		清	酒	しょうちゅう	ビ	Ţ	ル	果	実 酒	類	そ	の	他	合		計
					k1	k1			k1			k1			k1			k1
平成	12	年	度		50, 974	3, 856		194, 8	332		8,09	0		116, 3	301		374, 05	58
	13				46, 482	4, 590		173, 3	319		9,88	7		128, 3	350		362, 62	27
	14				42,884	4, 449		146, 1	171		10, 50	3	4	221, 0	013		425, 0	19
	15				38, 788	4,872		128, 0)15		9, 94	7	4	239, 1	110		420, 72	29
	16				33, 933	5, 374		117, 9	933		9, 16	2	4	208, 9	959		375, 36	61

⁽注) この表は、「(1)課税状況」のうち、「課税実数」欄の数量を累年比較で示したものである。

	控	除				免	除	
酒	说 法	災害源	或 免 法	課税	実 数			
第30条第	第1項、	(笠7久	第1項)	一	天 奴	未納税移出	輸出	免 税
第2項及	び第3項	(另 1 切/					
数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	数	量
k1	千円	k1	千円	kl	千円	k1		k1
776	92,800	0	1	33, 933	4, 135, 397	10, 861		201
\times	×	×	×	×	×	×		\times
\times	×	×	×	×	×	×		\times
×	×	×	×	×	×	×		\times
42	6, 970	_	_	5, 374	1, 311, 068	174		11
7	157	_	_	4, 812	104, 285	3, 290		65
769	170, 443	0	88	117, 933	26, 154, 898	10, 369		110
\times	×	×	×	×	×	×		\times
\times	×	×	×	×	×	×		×
66	4, 586	_	_	9, 162	655, 858	115		1
×	×	×	×	×	×	×		\times
×	×	×	×	×	×	×		\times
×	×	×	×	×	×	×		\times
×	×	×	×	×	×	×		\times
×	×	×	×	×	×	×		\times
×	×	×	×	×	×	×		\times
5, 662	456, 033	_	_	64, 478	5, 216, 962	36, 982		11
×	×	×	×	×	×	×		×
×	×	×	×	×	×	×		×
×	×	×	×	×	×	×		×
777	104, 135	0	39	133, 501	17, 797, 379	36, 669		4
8, 274	849, 536	0	128	375, 361	56, 418, 146	142, 498		475

用語の説明 未納税移出とは、酒類製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するもの をいう。

(3) 酒税額の累年比較

(3)	旧似的	マンボ	$+\nu$	<u>X</u>						
	区	分		清	酒	しょうちゅう	ビール	果実酒類	その他	合 計
					千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成	12	年	度	6, 272	420	912, 407	43, 252, 671	494, 380	12, 672, 839	63, 604, 715
	13			5, 718	, 155	1, 128, 122	38, 476, 775	588, 056	13, 741, 088	59, 652, 197
	14			5, 262	, 174	1, 076, 301	32, 450, 479	607, 009	21, 715, 868	61, 111, 830
	15			4, 747	, 845	1, 179, 447	28, 391, 025	697, 715	26, 414, 800	61, 430, 835
	16			4, 135	, 397	1, 311, 068	26, 154, 898	655, 858	24, 160, 925	56, 418, 146

⁽注) この表は、「(1)課税状況」のうち、「課税実数」欄の税額を累年比較で示したものである。

8-3 酒類製成、販売

(1) 酒類製成及び手持数量

					製	万	兌		数	量		等		+ + +	粉具
	区	分		① 象	! 成	②アルコ		37	プルコール	4 用途	が再生	1)+2)+3)-() 1	持	奴 里
				① 多	ė p <u>X</u>	等 混	和	分	等 変 更	. 色用迹》	文文守	計	平月	戈17年3月	末日現在
					k1		k1		k1		k1	ŀ	1		k1
清			酒	24	490		-		_		222	24, 270		34,	651
				(23)	795)		-		_		-	(23, 641))	(31,	531)
合	成	_ 清	酒		\times		\times		X		\times	×			\times
1	, ,	甲	類		\times		\times		X		\times	×			\times
しち	ようゆう	~ 乙	類		X		\times		×		X	×			\times
1.5	' Y)	l	計	4	293		5		1, 293	1,	169	4, 420		2,	506
み		り	ん	8,	748		251		_	1,	173	7, 826			783
ピ		_	ル	109	692		0		_		428	109, 263		2,	110
		【果	実 酒		X		\times		×		X	×			\times
果身	ミ酒類	┥ 世味	果実酒		X		\times		×		X	×			\times
			計	8.	000		66		_	1,	085	6, 981		4,	184
.1.	1-	ウィ	スキー		X		\times		×		X	×			\times
ウィ	スキー 類	┥ ブラ	ンデー		X		\times		×		X	×			\times
	灰		計		X		\times		×		X	×			\times
ス	ピリ	ツ	ツ類		X		\times		X		X	×			\times
リ	キュ	. — ,	ル 類	93	939	4, 0	024		_	5,	601	92, 363		6,	433
		(発	泡 酒		X		\times		X		X	×			\times
ታለ ሃ:	VIII:		末 酒		X		\times		×		\times	×			\times
雑	酒	¬	他の雑酒		×		\times		×		X	×			\times
			計	129	382		_		_	1,	194	128, 188		5,	229
	合	計			596	4, 3	346		1, 293		208	375, 028			329

調査対象 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの期間の酒類製成の事績 (注) 「清酒」欄の()書は、アルコール度数20度に換算した数量である。

(2) 製成数量の累年比較

	(4)	120	'\\'	1	1 1 1	- 1/1							
	区				分	清	酒	しょうちゅう	ビール	果	実 酒 類	その他	合 計
Ī							k1	k1	k	1	kl	k1	k1
	平	成	12	年	度		41, 322	3, 282	189, 051		6, 969	82, 599	323, 233
			13				34, 531	4,024	162, 334		6, 443	109, 420	316, 752
			14				31, 710	3,809	134, 878		7, 393	197, 032	374, 827
			15				31,092	3, 472	119, 285		7,097	214, 586	375, 532
			16				24, 270	4, 420	109, 263		6, 981	230, 094	375, 028
L													
_	(34	. \	,	· +: ›.	1	Γ / 1 \	7世 7年4月 二	ファッチャナル	ョ .	L 日 /	かっコーチョ		1 カーナフ

(注) この表は、「(1)酒類製成及び手持数量」の製成数量等の計を累年比較したものである。



(3) 酒類販売(消費)数量

		火儿 (10 貝 / 多	<u> </u>	酒	類	製	造	者	0)	移	出	数	量
	区	分	製		易製		\mathcal{D}				<u>'''</u> 消 費		
	·			課税)	支		等間	売業者	小	業者	<u>(1</u>		計
				k	1	1	κ1	kl		k1		k1	k1
清合		酒	Î	26	3	1, 20)9	23, 279		8,054		1, 195	34, 000
合	成	清 酒		\times			×	X		\times		X	×
1	ı ö	「 甲 類	į	\times		,	X	X		\times		X	×
しち	ようゆう	【 乙 類	ĺ	\times			×	X		\times		X	×
	9)	計		()		28	4, 901		302		144	
み		りん	/	-	-	3, 58	37	1, 122		46		57	4, 811
ピ		ー ル		1	4	111, 13	30	6, 201		216		373	117, 933
		↑ 果実酒		\times			×	X		\times		X	×
果乳	と 酒類	甘味果実酒	i	\times			×	X		\times		X	×
		計)		0	8, 536		162		466	9, 163
占 z	スキー	ウィスキー	-	\times			X	X		\times		X	×
7 1	類	ブランデー	-	\times			X	X		\times		X	×
		計		\times			X	X		×		X	×
ス	ピリ	ッツ類		\times			X	X		×		X	×
IJ	キュ	. //			9	52, 38	38	11, 947		88		164	64, 596
		「 発泡酒		\times			X	X		\times		X	×
雑	酒	→ 粉末酒		\times		,	×	X		×		X	×
不匹	11	その他の雑活	5	\times			×	X		×		X	×
		1 計		13		120, 84		12, 568		6		66	
	合	計		31	1	289, 87	71	73, 971		8, 874	2	2, 504	375, 528

調査対象 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの期間の酒類の製造場からの移出及び 販売数量の事績

(4) 県別販売(消費)数量の累年比較

区	5	ने न	清 酒	しょうちゅう	ビール	果実酒類	その他	合 計
鳥取県	12 4 13 14 15 16	年 度	k1 6, 777 6, 510 6, 286 5, 735 5, 212	k1 2, 352 2, 452 2, 855 3, 414 3, 904	21, 822 19, 971 18, 170	705 719 635	14, 766 17, 588	46, 256 47, 420 45, 218
島根県	12 4 13 14 15 16	年 度	9, 459 9, 011 8, 429 7, 656 7, 342	4, 788 4, 995 5, 307 5, 945 6, 599	27, 695 24, 792 22, 146	1, 369 1, 305 1, 170	18, 267	58, 101 54, 841
岡山県	12 4 13 14 15 16	年 度	15, 908 15, 208 14, 717 13, 743 12, 352	8, 077 8, 542 9, 382 10, 552 11, 507	63, 816 55, 876 51, 466 48, 735 44, 445	2, 296 2, 254 2, 100	41, 976 47, 368 45, 996	123, 893 125, 188 121, 130

(注) この表は、「(3)酒類販売(消費)数量」の累年比較を県別に示したものである。

販 売 業 者	の販売数量	平成17年3月	消費者に対す		
販 売 業 者	消費者	31日現在販売	る販売数量計	区	分
販 売 業 者	2	業者の手持数量	1+2		
kl	k1	kl			
70, 639	49, 908				酒
6, 073	3, 303				清 酒
28, 980	11, 760			甲類	しょう
78, 004	43, 287				しょうちゅう
106, 984	55, 047				,
13, 649	6, 595				λ
550, 280	211, 531				・ ル
12, 201	8, 081				
1, 108	721	274		甘味果実酒	果実酒類
13, 311	8,800				
7,848	3, 721	1, 264			ウィスキー
1, 997	992	296		ブランデー	類
9, 848	4, 716				
7, 467	2, 289				ッツ類
100, 234	37, 502				ール類
431, 752	145, 451				
1	1	19		粉末酒	→ 雑 酒
27, 280	11, 446			その他の雑酒	7年 1日
459, 033	156, 899				
1, 337, 522	536, 591	51, 686	539, 094	合	計

区		分		清 酒	しょうちゅう	ビール	果実酒類	その他	合 計
広島	12 13 14 15		度	k1 24, 112 22, 294 21, 210 18, 841	k1 15, 934 16, 705 17, 724 19, 760	kl 127, 796 111, 422 100, 660 91, 518	kl 5, 069 4, 716 4, 522 4, 251	59, 200 74, 454 81, 546 81, 674	k1 232, 110 229, 588 225, 666 216, 044
県 山	16	年		17, 163 12, 306		,	,	,	
口界	13 14 15 16	,	~	11, 495 10, 730 9, 934 9, 033	10, 343 10, 588 11, 344	57, 361 50, 228 45, 185	1, 655 1, 644 1, 468	36, 180 39, 964 39, 078	117, 032 113, 154 107, 007
全管計	12 13 14 15 16	年	度	68, 562 64, 518 61, 732 55, 909 51, 102	43, 037 45, 856 51, 015	274, 176 247, 117 225, 754	10, 741 10, 444 9, 624	182, 710 204, 733	575, 174 569, 529 544, 240

(5) 税務署別酒類販売(消費) 数量

	別酒類販売	(消費)数量					
区分 署名	清 酒	合成清酒	しょう 甲	ちゅう <u>乙</u>	みりん	ビール	果実酒類
鳥 鳥 米倉 取 見	kl 2, 126 1, 943 1, 143 5, 212	k1 166 315 75 557	kl 273 473 136 882	k1 1, 087 1, 347 589 3, 022	k1 194 332 139 665	kl 6, 980 6, 941 3, 394 17, 315	k1 227 289 95 611
松浜出益石大西島大田雲田田東郷計	2, 876 871 1, 511 623 371 753 337 7, 342	162 56 84 30 24 38 6 400	300 288 197 198 86 76 79	2, 003 751 1, 293 482 263 416 167 5, 375	284 89 186 56 43 53 40 751	7, 151 3, 305 4, 828 2, 076 1, 168 1, 696 904 21, 128	500 97 534 66 30 56 14 1, 297
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	1,714 1,605 716 596 2,154 811 1,623 355 677 512 349 693 547 12,352	113 103 33 32 167 52 71 10 28 8 14 30 18 679	356 311 156 85 545 172 223 49 115 34 53 121 57 2, 277	1,506 1,365 520 460 1,845 502 977 264 456 327 281 419 308 9,230	381 237 81 59 278 146 149 40 62 33 20 57 53 1,596	9, 770 6, 637 1, 887 2, 156 8, 370 2, 243 4, 855 1, 134 2, 096 1, 188 935 1, 857 1, 317 44, 445	446 447 82 53 408 72 167 43 46 27 23 158 36 2,008
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉 広 島島島島呉 日 島東東南西北 原原道山中次原条市田田計	1, 558	140 38 128 96 94 31 33 52 178 26 20 14 46 69 56 10 1,031	463 224 442 612 385 104 149 189 558 116 81 92 252 460 306 77 4, 510	1, 466 799 1, 758 1, 994 1, 331 305 625 937 2, 536 707 396 277 881 1, 237 1, 094 221 16, 564	279 85 272 230 204 71 82 130 490 88 37 38 102 170 95 14 2. 387	14, 542 3, 960 11, 495 7, 240 6, 994 2, 086 3, 076 4, 022 12, 655 2, 573 1, 766 1, 404 4, 055 4, 981 4, 660 983 86, 492	802 154 647 382 237 43 96 123 467 61 173 33 231 240 250 23 3, 962
下字山德防岩長柳厚山全人 一大家 光 一里管 管関部口山府国門井狭計計	1, 450 1, 302 995 513 1, 220 706 1, 104 542 368 486 347 9, 033	136 94 91 39 71 41 64 37 28 27 10 638	546 342 242 197 348 332 303 199 186 116 114 2, 925	1, 885 1, 453 1, 164 398 1, 260 691 946 493 267 364 263 9, 184 43. 375	208 147 174 64 177 114 144 78 60 54 33 1, 253	7, 675 5, 819 4, 949 2, 268 5, 691 3, 630 5, 243 2, 018 1, 906 1, 793 1, 531 42, 523	279 224 213 41 217 95 145 68 30 45 32 1, 389

(注) 「(3)酒類販売(消費)数量」の「消費者に対する販売数量計」を署別に示したものである。

Name			,		,		
139	ウィスキー	ブランデー	スピリッツ類	リキュール類		販売(消費) 数量合計	区分署名
48 9 31 599 2, 618 8, 69 69 9 32 625 3, 230 12, 55 1, 527 5, 16 15 12 169 907 3, 34 16 2 5 152 982 4, 361 55 152 982 4, 361 55 2, 13 369 2, 35 359 2, 35 359 2, 35 359 2, 35 359 2, 35 359 2, 35 359 2, 21 36 38 12 15 4, 170 5, 723 18, 38 12 15 446 1, 760 5, 723 18, 38 38 12 15 446 1, 760 5, 723 18, 38 38 12 15 446 1, 760 5, 723 18, 38 38 12 15 446 1, 760 5, 723 18, 38 38 12 15 446 1, 760 5, 272 18, 42 2021 6, 20 49 23 534 2, 021 6, 20 <th>139 146 57</th> <th>27 28 12</th> <th>59 83 28</th> <th>1, 199 1, 364 653</th> <th>5, 515 5, 220 2, 682</th> <th>k1 17, 992 18, 480 9, 001 45, 473</th> <th>米 子</th>	139 146 57	27 28 12	59 83 28	1, 199 1, 364 653	5, 515 5, 220 2, 682	k1 17, 992 18, 480 9, 001 45 , 473	米 子
151 34 115 1,700 5,723 18, 6, 38 38 12 15 446 1,760 5, 176 178 51 135 2,219 8,055 24, 39 9 23 534 2,021 6, 364 12, 26 6, 32 6, 34 12, 2021 6, 364 12, 27 1, 082 3, 364 12, 33 1, 082 3, 364 12, 32 1, 082 3, 364 12, 32 1, 082 3, 364 12, 32 1, 082 3, 364 12, 32 1, 082 3, 364 12, 32 1, 082 3, 364 12, 32 1, 369 1, 430 5, 589 2, 39 7 18 409 1, 612 5, 23 2, 39 7 18 409 1, 612 5, 38 34, 877 118, 33 34, 877 118, 33 34, 877 118, 33 34, 877 118, 33 3, 941 25, 66 65 13 66 674 24, 41 150 30 16 1, 764 9, 068 23, 17 17 <	48 69 27 16 16 9	9 9 11 5 2 1	31 32 15 12 5 7	599 625 325 169 152 85	2, 618 3, 230 1, 527 907 982 359	12, 598 5, 437 3, 094 4, 246 2, 008	浜出益石大 田雲田田東
65 13 63 769 3, 364 10, 171 34 121 1,653 6,674 24, 150 30 116 1,764 9,068 23, 120 56 55 1,276 5,457 17, 19 6 16 313 1,151 4, 58 19 33 628 2,275 7, 69 19 33 715 2,962 10, 198 59 138 2,402 8,891 30, 35 7 13 455 1,974 6, 23 7 13 264 1,385 4, 18 3 10 165 777 3, 75 19 66 932 4,063 11, 96 20 90 1,178 5,721 15, 97 19 58 1,044 5,076 13, <t< th=""><td>151 53 38 178 39 90 22 32 16 9 39</td><td>34 9 12 51 9 18 6 8 2 2 7</td><td>115 30 15 135 23 44 8 14 4 5 18</td><td>1, 700 550 446 2, 219 534 935 247 369 170 114 409 210</td><td>5, 723 2, 113 1, 760 8, 055 2, 021 3, 364 1, 082 1, 430 589 523 1, 612 748</td><td>22, 482 18, 427 6, 230 5, 712 24, 405 6, 624 12, 517 3, 261 5, 333 2, 910 2, 328 5, 421 3, 316 118, 966</td><td> 岡西児倉玉津玉笠高新瀬 山大 山大 西寺島敷島山野岡梁見戸</td></t<>	151 53 38 178 39 90 22 32 16 9 39	34 9 12 51 9 18 6 8 2 2 7	115 30 15 135 23 44 8 14 4 5 18	1, 700 550 446 2, 219 534 935 247 369 170 114 409 210	5, 723 2, 113 1, 760 8, 055 2, 021 3, 364 1, 082 1, 430 589 523 1, 612 748	22, 482 18, 427 6, 230 5, 712 24, 405 6, 624 12, 517 3, 261 5, 333 2, 910 2, 328 5, 421 3, 316 118, 966	岡西児倉玉津玉笠高新瀬 山大 山大 西寺島敷島山野岡梁見戸
104 30 79 950 4, 412 14, 85 27 56 853 3, 498 12, 25 6 13 259 1, 244 5, 97 39 74 844 4, 344 14, 38 18 45 571 2, 781 9, 68 36 56 736 3, 298 12, 30 10 21 373 2, 031 5,	65 171 150 120 19 58 69 198 35 23 18 75 96 97	13 34 30 56 6 19 19 59 7 7 7 3 19 20 19	63 121 116 55 16 33 33 138 13 10 66 90 58	769 1, 653 1, 764 1, 276 313 628 715 2, 402 455 264 165 932 1, 178 1, 044 139	3, 364 6, 674 9, 068 5, 457 1, 151 2, 275 2, 962 8, 891 1, 974 1, 385 777 4, 063 5, 721 5, 076 811	24, 867 23, 412 17, 814 4, 734 7, 838 10, 310 30, 927 6, 657 4, 679 3, 275 11, 980 15, 463 13, 730	広広広 竹三尾福府三庄西廿島島島呉 日南西北 原原道山中次原条市
25 11 10 232 1,176 4, 16 3 8 196 1,012 3, 669 232 454 6,502 30,722 105,	104 85 25 97 38 68 30 23 25 16 669	30 27 6 39 18 36 10 8 11 3	79 56 13 74 45 56 21 8 10 8	950 853 259 844 571 736 373 191 232 196 6, 502	4, 412 3, 498 1, 244 4, 344 2, 781 3, 298 2, 031 927 1, 176 1, 012 30, 722	19, 761 14, 956 12, 347 5, 067 14, 381 9, 062 12, 144 5, 900 4, 002 4, 339 3, 565 105, 524 539, 094	山 徳防岩 長柳厚山萩 光 県口 山府国 門井狭計

8-4 酒 類 免 許

(1) 酒類製造免許場数等

						_					-		F 1	7) 7	h =	T 15th	т.			-		-			т.			
	14		分		前	年,	度 オ	ミス	大 4		度	末	<u>ا ت</u>	,, ,	カー	武鞅 許場	本	年	度	末	本	年	度	末	本	年	度	末
	区		刀		免	許:	易数	女乡	色言	許	場	数	た	めの	免記数	詽 場	製	造	場	数	製	造	者	数	蔵	置	場	数
							場	ヨ ガ				場				場				場				者				場
平	成	12	年	度			557				56	1			4	41			37	79			53	32			27	19
		13					561				55					49			37				53				27	
		14					557				54					53			36				52				28	
		15					549				55					52			34				52				27	
		16					550				53	8			ţ	51			34	13			50)6			27	8
油				酒			വാ				വ	c				7			28	2.0			20	1			4	ıc
清合	成		清	酒			293 2				28	2							∠c	აა _			28	2				l6 .9
		٢	甲	類			2					3				1 2				2				3				.9 22
し	ようゆう	Į	乙	類			77					6				2				5			7	3 '4				29
ち	ゅう			計			79					9				4				7				7				51
み		ŋ		ー ん			16					6				1				5				5				9
Ŀ		_		ル			21					1				2			1	7				.8				24
		٢	果	実 酒			25					5				8				6				23				_
果等	実酒 類	$\left\{ \right.$		未果実酒			7					7				1				1				6				_
		l		計			32				3	2				9			1	7			2	29			2	21
		ſ	ウィ	ィスキー			2					2				1				_				2				-
ウィ	スキー類	{	ブラ	ランデー			4					3				1				_				2				-
		l		計			6					5				2				_				4			2	26
		ſ	スと	ニリッツ			9					0				2				1				7				-
スピ	リッツ類	1	原料月	用アルコール			3					3				1				1				2				-
,,	1.	Ĺ		計			12					3				3				2				9				24
リ	キュ	. `		ル類			55					2				11				8				4			2	26
			発	泡酒			18				1	6				4				2			1	3				-
雑	酒	\langle	粉	末 酒			1				1	1				1				-			4	1				_
			その	他の雑酒			15 34					5				6				2				.3 27			n	- 22
	合	(計				550				53					11 51			34	4 12			50				27	
么;	ー 酒類を	浬					JJU _				34					51 19			34	- -			32					o 17
	日炽飞	Щ	U 1				_				J4	J				19							32	10			4	: 1
																									1			

調査対象 酒税法第7条(酒類の製造免許)の規定により免許を受けた製造場 調査時点 平成17年3月31日

- (注) 1 免許場数については、製造免許を受けている酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれ1場として掲げた。
 - 2 「本年度末製造場数」欄には、1製造場で2以上の種類又は品目の酒類を製造している場合には、同期間内に製造数量の最も多かった酒類の欄のみに1場として掲げた。
 - 3 「本年度末製造者数」欄には、本店の所在地において、その製造者が免許を受けている酒類の種類又は品目ごとに1人として掲げた。
 - 4 「各酒類を通じたもの」の行には1製造場で2以上の酒類又は品目の酒類の製造免許を受けている場合でも1場として掲げた。

(2) 酒母及びもろみの製造場数

区分	製	造	場	数
				場
酒 母				12
もろみ				43

調査時点

平成17年3月31日

- (注) 酒税法第8条(酒母等の製造免許)の規定により製造免許を受けた場数を掲げた。
- 用語の説明
- 1 酒母とは、①酵母で含糖物質を発酵させることができるもの②酵母を培養した もので含糖物質を発酵させることができるもの③これにこうじを混和したものを いう。
- 2 もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こす又は蒸留する前のものをいう。

(3) 酒類販売免許場数等

(3)	但類販欠	免許場数	寺						
					前年度末	本 年	度 販 売	場数	本年度末
	免	許	区	分			販売方法に	⇒ I.	
					販売場数		条件が付されていないもの	計	販売業者数
					場	場	場	場	者
				(全 酒 類	.,.	48	351	399	276
				「ビール		4	98	102	43
11万	売方法に条	: 供が付き	れて	洋 酒	101	5	38	43	40
	ないもの及			輸出入酒類		14	21	35	19
	の条件が付る			自製酒類		4	38	42	6
				その他の酒類		5	8	13	11
				合 計	649	80	554	634	395
				(全(一般のもの	12, 769	_	_	12, 912	10, 480
				特殊のもの	321	_	_	306	69
				期/吃行	2	_	_	_	_
				類【計	13, 092	_	_	13, 218	10, 549
服力	売方法に小	憲に限る	い旨の		46	_	_	51	36
別人 。		·)[(C)] (a)	《 の 特殊のもの		_	_	309	222
条	件が付さる	hている	\$ D	他 期限付	5	_	_	10	_
	11 % 13 C %		0 42	みりんだけのもの	201	_	_	149	41
				薬用酒だけのもの	1, 0.2	_	_	1,069	1,062
				類人計	1,638	_	_	1, 588	1, 361
<i>4</i> -±-		^		合 計	14, 730	_	_	14, 806	11, 910
媒代		介		業	18	_	_	21	6
	+n+ + ==	珥	Ė.		_	_	_	_	_

調査時点 平成17年3月31日

(注) 免許が2以上の種類にまたがっている場合は、本年度内における販売数量が最も多かった種別の行にのみ掲げた。

用語の説明 1 媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。ただし、 営利を目的とするかどうかは問わない。

2 代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。ただし、営利を目的とするかどうかは問わない。

(4) 税務署別製造免許場数、販売免許場数

区分	有 別		製	2兄计场?	造			許			
	清酒	合成	しょう		みりん	ビール		酒類		キー類	スピリ
署名		清酒	甲類	乙類			果実酒	甘味果実酒		ブランデー	スピリッツ
島 取	場 9	場 -	場 -	場 1	場 -	場 -	場 1	場 -	場	場	場
鳥 取 米 子 倉 吉 鳥取県計	7	_	_	3	1	3	_	_	_	_	_
倉 吉	10 26	_	_	3 7	_ 1	$\frac{1}{4}$	2 3	1	_	_	_
	20			,	'	4	3	'			
松浜出益石大西 島 松浜出益石大西 島根 江田雲田田東郷計	11	_	_	6	2	1	_	_	_	_	_
田 雲	6 8	_	_	4 6	1 -	- 1	3	1	_	_	_
益。日	9	-	_	2	-	_	1	_	_	_	-
石 見 大 田 大 東	5 6	_	_	- 6	_		- 1	_	_	_	_
西 郷	1	_	_	1	_	_	_	_	_	_	-
島根県計	46	-	-	25	3	2	5	1	_	_	-
岡山東	2	-	_	1	_	1	_	_	_	_	2
岡 山 西西 大 寺	4 5	_	_	- 1	- 1	1	2	_	_ _		_
児島	5	_	_	1		_	-	_	-	_	_
[児倉玉:	10 13	-	-	2 7	_ 	1	- 3	_	_	_	1
上 日	13	_	_	2	4	1	ა _	_	_	_	_
玉野	1	-	-	_	_	_	_	_	_	_	-
岡西児倉玉津玉笠高新瀬山大	4 8	_ _	_ _	3	_ _	_ _	1 -	_	_	_	_ _
新見	1	-	_	1	1	_	1	_	_	_	_
瀬 戸	7	_	_	3 1	_	2	3 1	1 -	_	1 -	2
发 世 岡山県計	73	_	_	22	6	6	11	2	_	1	5
広島東	1	_	_	_	_	1	_	_	_	_	_
広広広広 島島島島 東南西北	2	_	_	_	_	_	1	_	_	_	_
広広広広島島島島県東南西北	10	_	_	1	_	_	_	_	_	_	_
	12 7	_	_	3 2	- 2	1	_ 1	_	_	_	- 1
竹 三尾 道	2	_	_	1	_	_		_	_	_	1
尾 道 福 山	3 5	_	_	$\frac{1}{2}$	- 2	_	_	_ 1	_	_	_
広 山	3	-	_	1	<u> </u>	_	_	_	_	_	_
三次	4 5	_	-	1	_	1	1	_	_	_	_
西条	15	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
廿日市	5	1	2	3	1	- 1	1	1	1	1	1
N三庄西廿海吉 広 日	2 3	-	_	-	-	_	_	_	_	_	_
広島県計	80	2	3	16	6	5	5	3	2	2	5
下 関	4	-	-	1	_	_	_	_	_	_	-
下 第 当 山 口	3 4	- -	_ _	- 1	_ _	- 1	_ _		_ _		_ _
萩	13	-	_	-	_	2	_	_	_	_	_
徳防岩	11 3	- _	_	1	_ _	_ 	_ _		_ _		_ _
岩」国	6	-	_	2	_	1	_	_	_	_	_
₩-	$\frac{1}{4}$	_	_	_	_	_	_ _	_	_ _		_
柳井	4	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_
長柳 柳 厚 山 口 県 計	8 61	_	_	1 6	_	- 4	1	_	_ _		_ _
			_		 ام اد				_		1.0
全管計		2	3 : 許堤数望	76	16	21 西類販売	25	<i>/</i>	2	たもので	10

(注) 「(1)酒類製造免許場数等」及び「(3)酒類販売免許場数等」を署別に示したものである。

	場		数				販	 売	免	許	区分
ッツ類		雑	<i></i>	酒	۱۵ ۸	製造場数		売 業		も 業	
原料用アルコール	リキュール類	発泡酒	粉末酒	その他雑酒	合 計		販売業者数	,	販売業者数	販売場数	署名
場 - - -	場 1 1 2 4	場 - - -	場	場 - - -	場 12 15 19 46	場 10 10 13 33	場 12 19 8 39	場 14 24 9 47	場 328 343 207 878	場 456 462 272 1, 190	
- - - - -	2 1 1 1 1 - - 6	1 - 2 - - - 3	- - - - -	2 - 1 - - - 3	25 12 23 13 6 13 2 94	14 6 14 10 5 7 1 57	9 11	12 13 11 12 7 3 3 61	350 290 301 176 116 143 113 1, 489	133 171 126	浜出益石大 田雲田田東
	1 2 1 - 1 6 2 - - 1 7 7 1 22	1 - - 1 - 2 - - 1 5 - 10		- 2 - 1 2 - - - 1 1 1 7	8 11 8 6 17 36 18 1 5 12 6 32 5 165	3 4 5 5 12 20 11 1 5 8 3 13 3 93	2 1 7 6 3 - 7 4 2 8 2	20 26 17 2 10 9 23 1 7 5 3 8 4 135	328 390 160 137 493 189 505 109 237 167 102 213 165 3, 195	414 559 190 163 564 235 566 124 270 177 122 255 186 3, 825	岡西児倉玉津玉笠高新瀬山大
- - - - - - - - 1 1 1 - 2	- - 1 1 1 - 4 4 - - 2 2 4 - 1 2	- - - 1 1 - - 1 1 1 - 3	- - - - - - - 1	- - - - 1 1 - - 2 1 1 - - - 4	2 3 1 11 17 14 5 4 15 4 7 5 33 24 3 3 151	2 2 1 10 13 9 2 3 9 3 6 5 15 6 3 3 9 2	11 8 36 6 8 2 3 6 21 4	28 16 34 15 36 12 8 40 19 8 2 4 8 25 6 4 265	196 207 302 383 400 213 206 296 509 232 142 123 181 289 197 102 3, 978	316 248 392 485 470 259 254 364 627 245 167 145 256 376 268 115 4, 987	広 島 北 県
- - - 1 - - - 1 1	1 - 2 - - - 1 8	- - - - - - - - 16	- - - - - - -	- - - 1 - - 1 1	7 3 7 16 13 4 12 1 4 4 4 11 82	5 3 6 15 11 4 6 6 1 4 4 9 68	16 14 5 4 10 7 4 5 7 5 103	31 16 177 5 15 111 8 4 6 7 6 126	372 270 212 195 291 170 274 179 133 140 134 2, 370	502 314 303 243 372 224 341 215	下字山 徳防岩 長柳厚山 萩 光 早 関部口 山府国 門井狭計

9~15 消費税・酒税以外の間接税

統計表を見るに当たって

この章は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの消費税、酒税以外の間接税の申告又は処理による課税事績を示したものである。

9 たばこ税及びたばこ特別税

たばこ税及びたばこ特別税は、紙巻たばこ等の製造たばこに対して課税される。

た 1 喫煙用の製造たばご		税及	びた	ぱこ	特別税	の 税	 率	
(1) 第1種(紙 (2) 第2種(パ (3) 第3種(葉	巻きたに イプたに	(こ)	・・・・・ 1 g を 1 に換算し		(たばこ税) 1,000本につき (たばこ特別		3,126円	
(4) 第4種(果 2 かみ用の製造たばご	一みたば		で 反 罪 で 2 g を 1	7	(たはこ 句が 1,000本につき (計)		820円	
3 かぎ用の製造たばこ	_	J	に換算し		1,000本につき		3,946円	
4 旧3級品の紙巻たは	ばこ・・		(たばこれ (たばこれ (計)	持別税)	1,000本につき 1,000本につき 1,000本につき		1,484円 389円 1,873円	

10 印 紙 税

印紙税は、流通取引に関連して作成される文書に対して課税される。

印 [一般的な契約書、証書等のうち ○ 不動産等の譲渡、消費貸付 関する契約書 不動産の譲渡契約書で契約金額 を超えるものについては税率が軽減	主なものについて掲げた] 借、運送に・・・・・ が1,000万円	の 税 	率 契約金額により 200円〜600,000円 (契約金額1万円未満は非課税)
○ 請負契約書 ・・・・ 建設工事に係る請負契約書で契: 1,000万円を超えるものについては 減されている。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		契約金額により 200円~600,000円 (契約金額1万円未満は非課税)
○ 約束手形、為替手形 ・			手形金額により 200円~200,000円 (手形金額10万円未満は非課税)
〇 株券、出資証券、社債券、	受益証券・・・・・		券面金額により 200円~20,000円
○ 預貯金証書、保険証券、信	言用状等 ・・・・・		1通につき 200円
○ 配当金領収書、配当金振	込通知書 ・・・・・		配当金額3,000円以上の場合 200円 (配当金額3,000円未満は非課税)
○ 金銭、有価証券の受取書 するもの	で営業に関・・・・・		受取金額により 200円~200,000円 (受取金額3万円未満は非課税)
〇 預貯金通帳、信託通帳、抗	掛金通帳 ・・・・・		1冊・1年につき 200円
判取帳・・・・・・・		 	1冊・1年につき 4,000円

11 揮発油税及び地方道路税

揮発油税及び地方道路税は、揮発油に対して課税される。

この章は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの消費税、酒税以外の間接税の申告 又は処理による課税事績を示したものである。

揮発油税及び地方道路税の税率

揮発油1klにつき

···· 48,600円 揮発 油 地 方 道 路 税・ 5,200円 53,800円

ガニス 税 12 石 油

石油ガス税は、自動車用の石油ガス容器に充てんされる石油ガスに対して課税される。

油ガス税の税

課 税 石 油 ガ ス 1kg に つ き・・・・・・・・・・ 17円50銭

炭 13 石 油 税 石

石油石炭税は、原油の採取場から移出する原油、ガス状炭化水素又は石炭及び保税地域 から引き取る原油、石油製品並びにガス状炭化水素に対して課税される。

石 油 石 炭 税 の 税

- 1 原油・輸入石油製品1k1につき 2,040円
- 2 ガス状炭化水素のうち

天 然 ガ ス 1tにつき 輸 入 L P G 1tにつき 840円 800円

1tにつき 230円

14 航 空 機 燃 料 税

航空機燃料税は、航空機に積み込まれる航空機燃料に対して課税される。

航空機燃料税の税率

航空機燃料1klにつき・・・・・ 26,000円 ただし、沖縄路線航空機 13,000円 特定離島路線航空機 19,500円

電源開発促進

電源開発促進税は、一般電気事業者が販売する販売電気に対して課税される。

電源開発促進税の税率

425円

9 たばこ税及びたばこ特別税

(1) 課税状況

	区	分		数 量	税額
紙	巻が	こば	ſĭ	千本 12,008,383	千円 46, 757, 786
パ・	イプ	たば	ſĭ	54	215
葉	巻が	こば	ſĭ	122	483
刻	みた	こば	ſĭ	35	132
かみ	用の艶	製造たに	ぎこ	-	-
かぎ	角の艶	製造たに	ぎこ	-	-
税	客	Ą	計	-	46, 758, 616
手	持 品	課 税	額	-	-
合	計	税	額	-	46, 758, 616
控	除	税	額	-	240, 199
差	引	税	額	-	46, 518, 414
加り	算∫ 逅	少 申	告	-	-
税	預し無	申	告	-	-
課	税	人	員		60 人
還	付	金	額		1,008,790 千円
納其	阴限到	丘長 税	額		-

調査対象 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績

(2) 製造場数

	区		分		場数	
製	(製油	告た	ばこ製造	告場		場 2
造	{原	料	事 務	所		_
場	くそ		の	他		2
法	定	製	造	場		24
	合		計			28

10 印 紙 税

(1) 課税状況

	区		分		税	額		納	付	人	員	関係	系 弅	€文
税	印	押	な	つ			千円 795				人 73	第	9	条
印紙	税納付計	器の使	用による	もの		613,	590				950	第	10	条
書	式		表	示		2, 761,	157				5, 479	第	11	条
預金	通帳の一	定時納	付による	もの		2, 891,	734				38	第	12	条
		計				6, 267,	275				6, 540			
充	当		税	額		19,	022				_			
差		引		計		6, 248,	255				_			
		(過	少 申	告			315				_			
加	算 税	無	申	告			343				_			
			重				_				_ /d.			
過		怠		税		266,	822				件 966			
還	付		金	額		72,	437				_			
印糸	氏税納付	寸計器	号設置	者数			'				356	人		
印糸	氏税納付	计計器	景設置 7	台数							502	台		

調査対象 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の印紙税の現金納付による事績

(注) 印紙税は、原則として証書や帳簿に相当額の印紙をちょう付して納税することになっているが、株券、債券等のように一時に多数の課税物件を作成する場合等においては、印紙ちょう付の手数を省くため、例外的に相当額を現金で納付することを認めている。この場合、①課税物件に政府の定める書式による表示をするものを「書式表示」といい、②税印の押なつを受けることを「税印押なつ」という。

(2) 課税状況の累年比較

区分	書式表示	印紙税納付 計器使用分	預金通帳の 一定時納付	その他	計	納付人員
平成12年度 13 14 15 16	千円 2,827,095 2,768,284 2,780,319 2,736,670 2,761,157	千円 749, 352 681, 134 656, 655 618, 516 613, 590	千円 2,904,710 2,974,704 2,950,610 2,927,867 2,891,734	千円 1,941 1,676 1,999 1,265 795	千円 6, 483, 098 6, 425, 798 6, 389, 580 6, 284, 317 6, 267, 275	7, 240 6, 937 6, 846 6, 448 6, 540

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

11 揮発油税及び地方道路税

(1) 課税状況

		/L /\		数量	税	額
	区	分			1元	
平	成 12 13 14 15 16	年	度	k1 7, 921, 051 8, 420, 209 8, 431, 131 8, 285, 200 8, 627, 157		千円 426, 152, 557 453, 007, 171 453, 594, 798 445, 743, 758 464, 141, 087
欠場	減控	文)数 除数 費数 目等数	量量	8, 745, 151 118, 060 66 - 8, 627, 157		- - - 464, 141, 087
控差 加	除 引 算 税 合	税 過少申 無 計	額計告告	- - - -		819, 682 463, 321, 400 530 159 463, 322, 089
	税 付 期 限 延 *****	人金長税	員額額	月1日から亚成17年2月31日までの	97 - 72, 110, 348	人 千円 千円

調査対象 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績

(2) 関係場数

12 石油ガス税

(1) 課税状況

	区 分	Ì	重量	税額
平	成 12 年 13 14 15 16	度	82, 125 80, 708 81, 928 83, 346 84, 111	千円 1, 436, 466 1, 402, 408 1, 433, 749 1, 458, 565 1, 471, 895
移控差 加	除税	計 少申告 申 告	84, 111 - - - - 84, 111	1, 471, 895 3, 894 1, 467, 894 - 9 1, 467, 903
課還納其	税 人 付 金 朋 限 延 長	員 額 税 額		2,319 人 - 千円 - 千円

調査対象 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績

(2) 関係場数

区 分	場数
対ス (大)	場 166 9 21 5 201 -

13 石油石炭税

(1) 課税状況

		区		分			数	量		税		額	
原石ガ石 控差 加	ス	油状除税合	炭 計 引{	製化 税 過無計	少丰	油品素炭 額計告告			k l - -t 1,701 - - - -				千円 - 391 391 - 391 - 391
課還納	期	税付限	延	人金長	税	員額額]				967, 02	24 千 - 千	人 円 円	

調査対象 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績

(2) 関係場数

	区	分		原	油	ガス状炭化水素	石 炭
					場	場	場
特例項		係る納税	地		_	-	_
そ 未 自 家	他の	7114	地		_	-	1
未 自 家	税	蔵 置 採 取	場		_	_	_
自 家	用	採 取	場		_	_	_
	合	計			_	_	1

14 航空機燃料税

(1) 課税状況

区分	数量	税 額
平 成 12 年 度 13 14 15 16	k1 122, 061 134, 370 153, 369 165, 986 122, 245	千円 3, 029, 440 3, 356, 584 3, 891, 025 4, 217, 095 3, 122, 219
積込数量及び税額 整成 競り が税額 が税額 計過少申告 がの がの がの がの がの がの がの がの の の の の の の の の の の の の の	122, 245 - - - - - -	3, 122, 219 124, 668 2, 997, 537 2, 997, 537

調査対象 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績

(2) 関係場数

	区	分	納税地数
特 例 そ の	⊿ ∫ 定	に 係 る も の ^{期運送事業者に係るもの} : の 他 の も の 計	場 25 13 67 105

15 電源開発促進税

(1) 課税状況

区分	数量	税 額
平成 12 年度	千 _{kw} 時 56, 420, 218	千円 25, 106, 993
13	55, 476, 084	24, 686, 857
14	57, 112, 317	25, 414, 981
15	57, 413, 304	25, 066, 538
16	59, 990, 987	25, 496, 169
販 従量料金制の供給販売電気 売	59, 482, 214	_
販売電気 売電 気の電 計量自家使用販売電気 か量 推計自家使用販売電気	331, 317	_
の電計量自家使用販売電気	154, 375	-
量 推計自家使用販売電気	23, 081	_
計	59, 990, 987	25, 496, 169
加 (過 少 申 告	-	_
第 《 無 申 告	-	_
税 重	-	_
숨 計	-	25, 496, 169
課税人員		人 12

調査対象 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績

(2) 関係場数

一般電気事業者	1

第IV編 徴 収

16 17	国		税	徴 滞		収
17	国		税 税	滞		収納
18 19	国還		1	计		金
19	国	税	振	替	納	金 税

16~19 徴収関係各表

統計表を見るに当たって

この章は、平成16年度における国税の徴収、滞納等の事績を示したものである。

16 国 税 徴 収

1 国税徴収

国税の徴収決定済額、収納済額、収納未済額等の状況を示す。

(1) 徵 収 決 定 済 額

納税義務の確定した国税で、その事実の確認(徴収決定)を終了した金額

(2) 収納済額

収納された国税の金額

(3) 不納欠損額

滞納処分の停止後3年経過及び消滅時効の完成等の理由により納税義務が消滅した国 税の金額

(4) 収納未済額

徴収決定済額のうち収納済とならなかった金額(不納欠損として整理したものを除く)

(注) 関係計数については、次のとおりである。

徴収決定済額 - (収納済額 + 不納欠損額) = 収納未済額

2 物納及び年賦延納

(1) 物 納 状 況

相続税の物納について申請、許可、収納等の状況を示す。

イ 収納額

国に所有権が移転され法令による第三者対抗要件を充足した物納財産の金額

口引継額

収納済の物納財産を財務局へ引き渡した金額

(注) 関係計数については、次のとおりである。

(処理のうち許可(本書) + 前年度収納未済) - 収納(本書) = 収納未済 (前年度引継未済+収納(本書及び外書)) - 引継 = 引継未済

(2) 年 賦 延 納 状 況

相続税及び贈与税の年賦延納並びに所得税法第132条の規定による所得税の延納について、申請、許可、収納等の状況を示す。

(注) 関係計数については、次のとおりである。

(前年度許可未済額+本年度申請額) - (更正減等、取下げ、却下の額+許可額) = 許可未済額

17 国税滞納

国税の滞納について期首(繰越)、新規発生、整理等の状況を示す。

(注) 関係計数については、次のとおりである。

期首滞納+新規発生滞納-整理済滞納=整理中の滞納

18 還 付 金

還付金支払決定の状況を示す。

支払決定済額

還付金が発生した場合において、未納国税への充当等を行った後、支払のための手続を 行った金額

19 国税振替納税

振替納税利用状況を示す。

振替納税利用状況をかり。 振替納税 税金を納付する一方法で、税務署から納税者名義の納付書をその納税者が指定した金融機 関に送付し、金融機関が納税者の口座から納税者に代わって税金を納付する仕組みである。 なお、納付後の領収書は、日本銀行から金融機関が受領し、その金融機関から納税者に直 接送付される。

16 国 税 徴 収

16-1 国税徵収状況

(1) 国税徵収状况

.		1711 35,2			徴	収	決	定	済	額	収		納		新額
区				分	本 年	度分	操	越分	Ī	計	本 年	度 分	繰	越分	計
						千円]	千円		千円		千円		千円	千円
平	成	12	年	度	2, 572,	139, 08	7 109,	884, 454	2, 682,	023, 541	2, 502	, 093, 681	64,	, 545, 440	2, 566, 639, 121
		13			2, 443,	944, 24	6 102,	111, 975	2, 546,	056, 221	2, 372	, 635, 041	59,	, 062, 556	2, 431, 697, 597
		14			2, 229,	475, 57	102,	628, 776	2, 332,	104, 352	2, 150	, 639, 368	62,	, 294, 986	2, 212, 934, 354
		15			2, 146,	277, 07	5 102,	056, 854	2, 248,	333, 929	2, 078	, 381, 355	66,	, 141, 047	2, 144, 522, 401
		16			2, 210,	433, 80	97,	864, 747	2, 308,	298, 556	2, 147	, 344, 721	62,	, 901, 620	2, 210, 246, 341
所		源泉	所得	身税	550,	615, 87	8,	315, 882	558,	931, 761	548	, 056, 972	2,	, 727, 931	550, 784, 902
得	:	申告	所得	身税	114,	773, 60	18,	288, 733	133,	062, 341	110	, 946, 687	4,	, 083, 756	115, 030, 443
税	. [計		665,	389, 48	7 26,	604, 615	691,	994, 102	659	, 003, 659	6,	, 811, 687	665, 815, 346
法		人		税	403,	713, 82	6,	681, 581	410,	395, 401	400	, 090, 595	2,	, 454, 148	402, 544, 743
相		続		税	41,	545, 84	9 4,	426, 854	45,	972, 703	38	, 541, 575	1,	, 436, 893	39, 978, 468
地		価		税		_		937		937		-		399	399
消		費		税		1,00	7	608, 771		609, 779		1,007		42, 581	43, 588
消費	税	及地方	消消	 税	497,	855, 61	17,	633, 990	515,	489, 609	487	, 775, 495	10,	, 266, 016	498, 041, 511
酒				税	56,	417, 25	7	15, 304	56,	432, 561	56	, 409, 813		13, 825	56, 423, 638
た	13	Ë 3	_	税			7	391		397		7		349	355
たば	こ税	及たば	こ特	別 税	46,	363, 489	9	_	46,	363, 489	46	, 363, 489		-	46, 363, 489
石		油		税		2, 35	2	_		2, 352		2, 352		-	2, 352
石	油	石	炭	税		91	4	-		914		914			914
取	弓	l Ē	近	税		-		-				-			_
有有	面証	E券目	反 引	税		-		-		-		-		-	_
日ス	卜銀	行券	発行	ŗ税		-		-		-		-		-	_
旧				税		-		7, 560		7, 560		-		1, 402	1, 402
電》	原 開	発	足進	税	25,	644, 81	7	-	25,	644, 817	25	, 644, 817		-	25, 644, 817
揮発	油税	及地	方道』	路 税	461,	417, 49	41,	865, 329	503,	282, 819	421	, 452, 361	41,	, 865, 329	463, 317, 689
石	油	ガ	ス	税	1,	469, 29	3	1,615	1,	470, 913	1	, 464, 885		1,615	1, 466, 501
自	動	車 重	量	税		-		13		13		-		-	_
航	空	幾燃	料	税	2,	789, 94	3	113	2,	790, 061	2	, 789, 948		17	2, 789, 965
印	絍	£ 4	又	入	7,	822, 45	5	17, 674	7,	840, 130	7	, 803, 806		7, 359	7, 811, 165
	合		計		2, 210,	433, 80	97,	864, 747	2, 308,	298, 556	2, 147	, 344, 721	62,	, 901, 620	2, 210, 246, 341

調査対象年度 平成16年度

⁽注) 1

[「]税目」の区分は、国税収納金整理資金受入科目の区分による。 「徴収決定済額」には、還付加算金充当済額(還付加算金を未納の国税に充当した 金額) を含む。 3 「相続税」には、贈与税を含む。

۷				区	額	済		未]	紗	収	J	額	損	欠		納	不
分			· 		計		分	越	繰	度分	年	本	計	分	越	繰	度 分	本 年
					千円		千円	=		千円			千円	戶円	=		千円	
年 度	! 年	12	成	平	379, 300	108,	, 502	38, 489	3	889, 79	69,	,	7, 005, 119	511	6, 849,		155, 608	
	;	13			365, 044	109,	, 611	38, 314	Į.	50, 43	71, (,	4, 993, 580	809	4, 734,		258, 771	
	ļ	14			037, 783	113,	, 784	34, 465)	71, 99	78,	,	6, 132, 215	007	5, 868,		264, 209	
	;	15			384, 160	100,	, 351	32, 820)	63, 80	67,	,	3, 427, 368	457	3, 095,		331, 911	
	j	16			426, 149	93,	, 290	30, 480)	945, 860	62,	,	4, 626, 065	837	4, 482,		143, 228	
													ļ					
所	į	导税	泉所	源	343, 851	7,	, 728	4, 811	3	32, 12	2,		803, 008	223	776,		26, 784	
得	į }	导税	告所	申	583, 087	16,	, 190	12, 756	7	326, 89	3, 8		1, 448, 811	787	1, 448,		24	
税	J		計		926, 938	23,	, 918	17, 567)	359, 020	6,		2, 251, 818	010	2, 225,		26, 808	
税		人		法	795, 184	6,	, 020	3, 211	Ł	584, 16	3,		1, 055, 475	413	1, 016,		39, 062	
税	<u>:</u>	続		相	903, 582	5,	, 364	2, 899	3	004, 21	3,		90, 653	597	90,		56	
税	i	価		地	538		538			-			_	-			-	
税		費		消	441, 949		, 949	441		-			124, 242	242	124,		-	
消費税	方消	及 地	費税	消	345, 293	16,	, 470	6, 342	2	002, 82	10,		1, 102, 805	503	1, 025,		77, 302	
税					8, 923		, 479	1	Ł	7, 44			_ !	-			-	
. 税	٦	Ë	V	た	42		42			-			_ !	-			-	
こ特別税	ばこ	及た	ずこ税	たり	-		_			_			-	-			-	
税		油		石	-		-			-			-	-			-	
炭税		石		石	_		-			_			=	-			_	
	所		-	取	_		-			-			-	-			_	
ス引 税					_		-			-			-	-			_	
発行税		行			-		-			-			-	-			-	
税				旧	5, 830		, 830	5		-			328	328			_	
と 進 税			源開	電	_		-			_			-	-			_	
					965, 130	39,	-			965, 130	39,		-	-			_	
ス税		ガ			4, 413		-		3	4, 41			_	-			-	
				自			13			_			_	-			_	
料税							96			_			-	-			_	
	収	ţ			28, 220		, 571			18, 649			745	745			_	
; †	計		合	1	426, 149	93,	, 290	30, 480)	945, 860	62,		4, 626, 065	837	4, 482,		143, 228	

- 125 -

(2) 税務署別国税徵収状況

	源泉	所 得	税	申 告	所 得	税
署名	徴収決定済額収			徴収決定済額収		区納未済額
鳥 泉 米 倉 取 県 計	千円 15,749,268 10,977,281	千円 15, 623, 357 10, 855, 229 3, 878, 861 30, 357, 447	千円 117, 164 112, 121 16, 149 245, 433	千円 2, 849, 650 2, 928, 909 1, 147, 088	千円 2,560,969 2,652,438 1,086,044 6,299,451	千円 279, 548 258, 887 56, 807 595, 242
松浜出益石大西島大田雲田田東郷計	19, 915, 837 3, 917, 263 7, 148, 207 2, 607, 087 1, 337, 793 1, 904, 647 914, 678 37, 745, 511	19, 842, 746 3, 892, 318 7, 131, 621 2, 587, 942 1, 334, 558 1, 902, 983 914, 403 37, 606, 570	70, 272 24, 532 16, 191 19, 145 3, 235 1, 664 276 135, 315	415, 107	3, 609, 747 1, 054, 287 2, 460, 914 762, 405 402, 756 618, 202 226, 170 9, 134, 480	168, 658 57, 418 65, 155 23, 514 12, 351 16, 293 7, 501 350, 891
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大 県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	38, 113, 972 24, 191, 941 4, 134, 595 3, 957, 239 21, 532, 984 3, 990, 418 8, 230, 061 3, 062, 881 6, 138, 083 2, 342, 363 1, 237, 216 4, 632, 531 1, 727, 826 123, 292, 111	37, 801, 997 24, 011, 578 4, 114, 822 3, 935, 229 21, 254, 654 3, 982, 039 8, 187, 437 3, 053, 676 6, 104, 537 2, 338, 130 1, 234, 221 4, 612, 073 1, 722, 310 122, 352, 702	277, 023 160, 587 15, 544 21, 982 264, 301 8, 379 39, 445 8, 955 32, 722 3, 491 2, 996 19, 730 5, 517 860, 672	5, 864, 407 6, 422, 759 1, 229, 049 1, 222, 340 6, 121, 844 1, 533, 912 2, 084, 441 707, 349 1, 276, 584 408, 358 297, 743 1, 066, 599 487, 845 28, 723, 231	5, 297, 367 6, 076, 253 1, 149, 370 1, 155, 859 5, 515, 740 1, 466, 218 2, 016, 328 667, 955 1, 214, 748 397, 523 290, 928 1, 027, 911 460, 699 26, 736, 900	550, 236 343, 498 78, 660 60, 902 573, 406 63, 856 67, 240 34, 296 60, 609 8, 724 6, 586 37, 572 23, 916 1, 909, 499
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉 広 島島島島呉 日 島県東南西北 原原道山中次原条市田田計	13, 397, 179 35, 859, 633 12, 791, 419 15, 168, 530 2, 738, 205 4, 868, 951 7, 980, 174 28, 641, 114 5, 587, 286 2, 772, 432 1, 622, 288 9, 370, 530 10, 581, 129 20, 679, 464 1, 338, 496	103, 596, 522 13, 279, 907 35, 431, 739 12, 571, 204 15, 051, 943 2, 707, 384 4, 811, 190 7, 901, 771 28, 377, 861 5, 542, 133 2, 760, 839 1, 621, 785 9, 287, 588 10, 408, 942 20, 582, 391 1, 329, 878 275, 263, 081	413, 216 108, 901 401, 638 185, 455 105, 515 30, 321 54, 165 69, 521 233, 086 42, 684 11, 492 124 79, 842 157, 307 95, 604 7, 118 1, 995, 990	2, 428, 469 6, 939, 019 1, 581, 847 749, 557	6, 224, 871 3, 346, 657 7, 250, 963 6, 622, 469 3, 806, 607 826, 470 1, 317, 717 2, 283, 721 6, 298, 723 1, 496, 767 708, 274 392, 101 2, 305, 851 4, 641, 573 3, 895, 456 438, 356 51, 856, 574	413, 871 130, 376 610, 364 458, 163 224, 677 60, 965 86, 895 132, 433 554, 042 78, 477 40, 722 15, 490 185, 976 314, 256 182, 192 25, 354 3, 514, 252
下字山 徳防岩 長柳厚山 萩 光 県 関部口 山府国 門井狭計	15, 521, 997 11, 866, 645 20, 863, 213 2, 146, 081 12, 426, 298 4, 705, 443 7, 510, 139 3, 862, 521 1, 757, 116 2, 194, 799 2, 136, 777 84, 991, 029	15, 286, 682 11, 812, 290 20, 780, 497 2, 130, 117 12, 299, 307 4, 664, 054 7, 433, 202 3, 848, 205 1, 750, 313 2, 185, 564 2, 124, 844 84, 315, 074	223, 002 53, 743 77, 050 15, 964 118, 283 40, 250 73, 846 13, 861 6, 803 8, 521 11, 932 643, 255	4, 258, 407 3, 513, 129 2, 662, 047 861, 392 3, 103, 762 1, 782, 063 2, 470, 095 1, 233, 641 579, 045 826, 002 484, 208 21, 773, 792	3, 673, 683 3, 340, 492 2, 475, 327 822, 968 2, 812, 117 1, 634, 447 2, 285, 838 1, 181, 883 544, 220 764, 696 441, 919 19, 977, 590	539, 117 164, 514 177, 009 38, 424 287, 952 137, 924 180, 907 49, 014 29, 994 61, 305 41, 460 1, 707, 621
局引受分	4, 842, 286 559, 021, 761	890, 028 550, 784, 002	3, 463, 186		1, 025, 448	8, 505, 582
全管計	558, 931, 761	550, 784, 902	7, 343, 851	133, 062, 341	115, 030, 443	16, 583, 087

- (注) 1 「(1) 国税徴収状況」を署別に示したものである。
 - 2 本年分と繰越分の合計税額を揚げた。
 - 3 「局引受分」とは、国税の徴収を税務署から広島国税局に引き継いだものである。

法	人	 税	相	 続	 税	
徴収決定済額収			徴収決定済額収		収納未済額	署名
千円 10,794,195 6,755,041 2,083,292 19,632,528	千円 10,666,933 6,698,103 2,069,279 19,434,314	千円 126, 693 53, 818 13, 688 194, 199	千円 908, 988 1, 062, 767 186, 526	千円 861, 885 841, 571 185, 199 1, 888, 656	千円 47, 103 221, 196 1, 271	米 子
12, 835, 397 2, 108, 096 6, 202, 158 1, 322, 684 622, 122 1, 094, 095 399, 246 24, 583, 799	12, 780, 773 2, 095, 087 6, 194, 994 1, 317, 136 615, 606 1, 092, 708 399, 045 24, 495, 349	54, 095 13, 009 7, 582 5, 549 6, 516 1, 386 201 88, 338	202, 800 430, 870 185, 635 255, 902 63, 499 18, 157	872, 118 199, 426 430, 761 133, 766 255, 896 63, 398 17, 788 1, 973, 152	101 370	浜 田雲田田東 大東
33, 918, 990 15, 801, 103 3, 829, 540 3, 267, 055 16, 195, 861 3, 199, 832 6, 099, 701 1, 545, 264 6, 367, 351 1, 178, 556 422, 474 2, 738, 610 935, 254 95, 499, 591	33, 748, 235 15, 672, 413 3, 816, 178 3, 265, 463 15, 786, 750 3, 198, 445 6, 005, 977 1, 536, 425 6, 348, 218 1, 175, 649 420, 242 2, 727, 653 934, 526 94, 636, 174	166, 604 120, 948 7, 443 1, 593 408, 684 1, 388 93, 656 8, 839 18, 726 2, 907 2, 185 10, 817 728 844, 516	1, 973, 092 2, 283, 706 394, 883 262, 015 2, 564, 232 749, 817 665, 884 292, 451 603, 737 105, 248 54, 378 193, 593 70, 127	1, 877, 323 2, 176, 225 390, 438 261, 000 2, 302, 819 737, 456 654, 124 289, 063 599, 466 105, 110 53, 665 188, 642 70, 059 9, 705, 390	95, 768 107, 481 4, 446 1, 016 261, 413 12, 362 11, 759 3, 387 4, 271 138 714 4, 951 68	岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬山山大
41, 109, 414 13, 255, 126 38, 201, 593 9, 580, 877 6, 986, 968 1, 510, 916 2, 749, 353 4, 364, 382 28, 477, 213 5, 655, 032 1, 283, 742 1, 336, 090 13, 462, 651 6, 305, 434 9, 789, 157 655, 767 184, 723, 715	40, 967, 957 13, 220, 901 37, 856, 117 9, 495, 657 6, 944, 171 1, 497, 187 2, 742, 805 4, 333, 443 28, 382, 086 5, 643, 921 1, 281, 734 1, 332, 436 13, 438, 121 6, 243, 618 9, 752, 475 653, 238 183, 785, 868	139, 919 34, 224 342, 570 82, 986 42, 061 13, 548 6, 548 30, 649 91, 672 10, 312 2, 008 3, 654 22, 306 61, 816 36, 643 2, 529 923, 444	1, 317, 837 3, 057, 632 3, 710, 615 1, 699, 302 349, 392 548, 095 715, 194 2, 957, 239 680, 244 265, 573 192, 363 936, 292 1, 786, 253 1, 959, 684 35, 545	2, 367, 732 1, 178, 683 2, 662, 089 3, 267, 326 1, 569, 805 346, 524 400, 662 588, 497 2, 705, 041 654, 249 192, 881 191, 850 862, 075 1, 389, 354 1, 744, 787 32, 336 20, 153, 891	168, 367 139, 154 395, 543 439, 504 129, 498 2, 869 147, 433 126, 697 248, 960 25, 995 72, 692 513 74, 217 396, 899 214, 897 3, 209 2, 586, 447	広広広 竹三尾福府三庄西廿海島島島呉 日南西北 原原道山中次原条市田
15, 884, 207 13, 681, 152 21, 003, 149 1, 482, 662 15, 913, 244 2, 465, 772 3, 276, 261 2, 115, 770 645, 349 1, 039, 354 1, 787, 443 79, 294, 363	15, 823, 925 13, 623, 414 20, 946, 953 1, 480, 547 15, 872, 350 2, 458, 738 3, 241, 438 2, 114, 433 644, 390 1, 036, 548 1, 778, 563 79, 021, 300	60, 013 57, 609 55, 981 2, 115 40, 526 6, 971 34, 803 1, 337 959 2, 806 8, 880 272, 000	964, 261 601, 682 231, 642 781, 618 433, 751 656, 612 381, 026 157, 672 141, 110 165, 960	1, 683, 880 958, 755 581, 689 225, 262 729, 118 381, 648 592, 521 381, 026 157, 559 136, 885 165, 170 5, 993, 512	392, 641 5, 506 19, 993 6, 380 52, 499 52, 103 64, 091 0 114 4, 224 790 598, 341	山 徳防岩 長柳 工 山府国 門井
6, 661, 405	1, 171, 738	4, 472, 687	2, 203, 572	263, 867	1, 857, 293	局引受分
410, 395, 401	402, 544, 743	6, 795, 184	45, 972, 703	39, 978, 468	5, 903, 582	全管計

(2) 税務署別国税徴収状況(続)

(4) 1761751			₩ ₩		124	\ ⇒1
署名		也の直	接税	直接		計
	徴収決定済額収			徴収決定済額		収納未済額
1.	千円	千円	千円	千円	千円	千円
鳥 米 子	_	_	_	30, 302, 101	29, 713, 144	570, 508
米 子	_	_	_	21, 723, 998	21, 047, 341	646, 022
倉 吉鳥取県計	_	_	_	7, 316, 730	7, 219, 383	87, 915
馬 取 県 計	_	_	_	59, 342, 828	57, 979, 868	1, 304, 443
松 江	_	_	_	37, 441, 681	37, 105, 384	321, 355
浜 田	_	_	_	7, 341, 081	7, 241, 118	98, 334
出雲	_	_	_	16, 308, 578	16, 218, 290	89, 037
出 雲	_	_	_	4, 907, 924	4, 801, 249	100, 077
岩 見 大 田	_	_	_	2, 630, 924	2, 608, 816	22, 108
大元東	_	_	_	3, 697, 218	3, 677, 291	19, 444
西郷	_	_	_	1, 566, 323	1, 557, 406	8, 348
島根県計	_	_	_	73, 893, 727	73, 209, 551	658, 704
				, ,	, ,	,
岡 山 東岡 山 西	-	-	_	79, 870, 461	78, 724, 922	1, 089, 631
岡山西	-	_	_	48, 699, 509	47, 936, 469	732, 514
西 大 寺 児 島	-	-	_	9, 588, 067	9, 470, 808	106, 093
児 島	-	-	_	8, 708, 649	8, 617, 551	85, 493
倉 玉 島	-	-	_	46, 414, 921	44, 859, 963	1, 507, 804
上 局	-	_	_	9, 473, 979	9, 384, 158	85, 985
倉玉津玉笠高敷島山野岡梁	-	-	_	17, 080, 087	16, 863, 866	212, 100
玉 野	_	_	_	5, 607, 945	5, 547, 119	55, 477
笠 岡	_	_	_	14, 385, 755	14, 266, 969	116, 328
高梁	_	_	_	4, 034, 525	4, 016, 412 1, 999, 056	15, 260 12, 481
瀬戸	_	_	_	2, 011, 811 8, 631, 333	8, 556, 279	73, 070
人 世	_	_	_	3, 221, 052	3, 187, 594	30, 229
岡山県計	_	_	_	257, 728, 095	253, 431, 166	4, 122, 460
				207, 720, 000	200, 101, 100	1, 122, 100
広 島 東	_	_	_	154, 354, 910	153, 157, 082	1, 135, 373
広広広広 島島島島 島島島	_	_	_	31, 452, 829	31, 026, 148	412, 655
広島西	-	_	_	85, 021, 187	83, 200, 908	1, 750, 115
広島北	_	_	_	33, 215, 784	31, 956, 656	1, 166, 108
具 是	-	_	_	27, 890, 511	27, 372, 526	501, 751
竹三尾福 加	_	_	_	5, 494, 577	5, 377, 565	107, 703
三原	_	_	_	9, 571, 469	9, 272, 374	295, 041
尾道	_	_	-	15, 488, 219	15, 107, 432	359, 300
福山府中	_	_	_	67, 014, 585 13, 504, 409	65, 763, 711 13, 337, 070	1, 127, 760 157, 468
	_	_	_	5, 071, 304	4, 943, 728	126, 914
庄原	_	_	_	3, 558, 359	3, 538, 172	19, 781
	_	_	_	26, 267, 612	25, 893, 635	362, 341
西 条 廿 日 市	_	_	_	23, 658, 488	22, 683, 487	930, 278
海 田	_	_	_	36, 507, 523	35, 975, 109	529, 336
吉田	-	-	_	2, 496, 674	2, 453, 808	38, 210
広島県計	-	-	_	540, 568, 441	531, 059, 414	9, 020, 133
				07.54	00 100 17	
下 関	-	-	_	37, 741, 152	36, 468, 170	1, 214, 773
下 関字 部口	-	-	_	30, 025, 187	29, 734, 951	281, 372
山山井	-	_	_	45, 130, 091	44, 784, 466	330, 033
萩油	_	_	_	4, 721, 777	4, 658, 894	62, 883
徳 山防 府		_	-	32, 224, 922	31, 712, 892	499, 260
徳防岩国	_	_	_	9, 387, 029 13, 913, 107	9, 138, 887 13, 552, 999	237, 248 353, 647
光	_	_	_	7, 592, 958	7, 525, 547	64, 212
長門	_	_	_	3, 139, 182	3, 096, 482	37, 870
長 柳 井	_	_	_	4, 201, 265	4, 123, 693	76, 856
厚 狭	_	_	_	4, 574, 388	4, 510, 496	63, 062
山口県計	_	_	_	192, 651, 058	189, 307, 476	3, 221, 217
局引受分	937	399	538	24, 178, 993	3, 351, 480	18, 299, 286
全 管 計	937	399	538	1, 148, 363, 143	1, 108, 338, 955	36, 626, 242

消	費	税	消費税	及 地 方	消費税	翌 夕
徴収決定済額収	納済額収		徵収決定済額		収納未済額	署名
千円 7, 129 2, 553	千円 84 442	千円 7,045 1,775	千円 15, 039, 931 12, 331, 116	千円 14, 458, 845 11, 789, 593	千円 563, 312 524, 291	鳥 取 米 子
9, 682	526	8, 820	4, 751, 772 32 , 122 , 819	4, 596, 746 30 , 845 , 184	147, 203 1, 234, 806	倉 吉 鳥取県計
594 13	94 13	500 -	15, 215, 185 4, 636, 652	14, 879, 166 4, 475, 524	315, 532 158, 789	浜 田
- - -	_ _ _	- - -	9, 530, 241 2, 932, 962 1, 554, 717	9, 436, 891 2, 862, 725 1, 515, 219	92, 801 68, 609 39, 499	
- - 607	_ _ 106	- 500	2, 339, 782 1, 126, 945 37, 336, 484	2, 316, 821 1, 115, 647 36, 601, 993	22, 514 11, 209 708 . 952	
8, 067 4, 269	1, 434 1, 225	4, 529 3, 044	31, 298, 195 24, 889, 369	30, 562, 279 24, 306, 678	676, 598 543, 334	岡山東
_ 274		_ _	5, 152, 798 4, 844, 596	5, 055, 421 4, 771, 347	88, 229 72, 681	西 大 寺 児 島
12, 665 - 941	1, 438	8, 302 - 941	19, 579, 640 4, 724, 563 9, 181, 937	18, 971, 595 4, 660, 408 9, 029, 440	590, 489 57, 205 149, 545	玉 島 津 山
39 1, 681 10	39 2 -	882 -	3, 098, 165 5, 812, 483 2, 144, 083	3, 044, 595 5, 705, 089 2, 115, 746	50, 626 105, 494 27, 828	笠 岡
- - -	- - -	- - -	2, 937, 608 5, 103, 074 2, 021, 175	2, 909, 939 4, 996, 410 1, 985, 227	27, 649 100, 740 35, 247	新 見 瀬 戸
27, 946	4, 139	17, 699	120, 787, 688	118, 114, 172	2, 525, 666	岡山県計
13, 591 1, 054 19, 940	1, 073 280 4, 368	11, 072 293 11, 626	52, 298, 668 15, 807, 209 42, 731, 900	51, 563, 785 15, 563, 344 41, 766, 830	712, 349 239, 316 929, 350	広島 南広島 西
5, 419 599 794	2, 129 - 204	1, 724 599 -	13, 343, 445 12, 738, 195 2, 993, 532	12, 814, 884 12, 454, 845 2, 848, 712	483, 766 258, 703 143, 895	呉
596 2, 043 21, 626	- 440 2, 092	596 1, 251 15, 428	5, 589, 586 8, 030, 486 32, 411, 168	5, 454, 318 7, 777, 336 31, 471, 032	132, 071 242, 922 877, 510	三原尾道
69	- - -	47 - -	6, 851, 882 2, 781, 455	6, 705, 683 2, 687, 201	139, 515 89, 019 25, 917	府 中
4, 516 437	141 149	4, 375 219	2, 061, 070 11, 696, 216 10, 286, 550	2, 035, 153 11, 374, 603 9, 855, 127	314, 585 412, 167	西 十 日 市
157 100 70, 939	10, 875	157 100 47, 485	11, 726, 007 1, 471, 899 232, 819, 266	11, 449, 271 1, 398, 373 227, 220, 498	275, 925 70, 646 5, 347, 656	
13, 108 1, 141	2, 247	10, 201 1, 048	16, 921, 146 15, 469, 734	16, 187, 670 15, 154, 249	708, 470 311, 724	宇部
1, 299 - 5, 781	247 - 421	1, 052 - 4, 696	13, 706, 142 2, 084, 910 16, 348, 909	13, 524, 644 2, 027, 460 15, 984, 880	175, 457 57, 449 340, 580	萩
1, 504 2, 993 857	341 50 205	1, 163 2, 509 645	4, 495, 855 6, 707, 087 2, 981, 818	4, 372, 161 6, 450, 941 2, 916, 893	118, 494 244, 763 60, 144	防 府岩 国
157	108	- 49	1, 943, 542 2, 214, 674	1, 897, 749 2, 157, 532	43, 039 56, 333	長 柳 井
26, 840	3, 620	21, 363	2, 306, 779 85 , 180 , 597	2, 233, 108 82 , 907 , 287	72, 322 2 , 188, 775	厚 狭山口県計
473, 765	24, 323	346, 083	7, 242, 754	2, 352, 377	4, 339, 438	局引受分
609, 779	43, 588	441, 949	515, 489, 609	498, 041, 511	16, 345, 293	全 管 計

(2) 税務署別国税徴収状况(続)

(4) 忧伤	首別国党(取以 <i>认)</i> (元)		Δ.	. L). 7°	477
署名	酒		兑	た	ばこ	税
ъ	徴収決定済額収	納済額		徴収決定済額収	又納済額	収納未済額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
鳥 来 子	72, 016	71, 991	25	-	_	_
米 子	76, 069	76, 068	1	-	_	_
倉 吉 鳥取県計	76, 812	76, 812	_	_	_	_
馬 取 県 計	224, 897	224, 870	26	-	_	_
松江	140, 539	140, 539	_	_	_	_
浜田	52, 855	52, 855	_	_	_	_
出雲	148, 765	148, 765	_	_	_	_
松浜出益	34, 894	34, 894	_	_	_	_
石見大田	X	×	×	_	_	-
大 東	×	×	×	_	_	_
西 郷	X	\times	×	-	_	-
西鄉島根県計	497, 034	497, 034	_	-	_	_
	E0 069	E0 069		20	20	
岡岡西 山山大 寺	59, 068 4, 485	59, 068 4, 485	_	39 104	39 104	=
西大寺	9, 012	8, 790	221	104	104	_
児島	22, 047	22, 047	221 -	_	_	_
倉敷	121, 810	121, 088	722	_	_	_
倉 敷 島	433, 607	433, 502	105	_	_	-
津山	48, 218	47, 849	369	_	_	_
玉 野	X	\times	×	38	38	-
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬山山大東西寺島敷島山野岡梁見戸	5, 696	5, 696	_	-	-	-
高粱	29, 203	29, 203	-	-	_	_
新 見	X X	X	×	-	_	_
瀬戸	45, 212, 304	45, 212, 304	_	_	_	_
人 世 岡山県計	46, 030, 845	46, 029, 429	× 1, 417	181	181	_
四田东前	40, 030, 043	40, 029, 429	1,417	101	101	_
広島東	×	×	×	54	35	19
広広広広 島島島島 島	×	×	×	_	_	_
広島 西広島 北	×	×	×	-	_	-
広 島 北	33, 310	33, 310	_	-		_
. 吳	594, 697	594, 697		8	8	_
竹 原	451, 193	447, 448	3, 745	15	15	_
尾道	× 1, 411	1, 411	×	_	_	_
福山	36, 498	36, 498	_	_	_	_
	7, 543	7, 543	_	_	_	_
三 次	58, 000	58, 000	_	_	_	_
庄 原	28, 425	28, 425	_	_	_	-
庄西廿	1, 505, 586	1, 502, 592	2, 994	22	_	22
世日市	1, 279, 281	1, 279, 281	_	-	_	-
海田	469, 217	469, 217	_	-	_	-
竹三尾福府三庄西廿海吉 広 日 島原原道山中次原条市田田計	6, 192	6, 192 0, 212, 726	E 700		_ _	- //1
広島県計	9, 320, 465	9, 313, 726	6, 739	99	58	41
下 関	71, 383	71, 334	49	118	117	1
下 関 部 口	X	\times	×	-	-	
山口口	22, 549	22, 549	_	_	_	_
萩	50, 273	49,661	611	_	_	-
徳防岩	21, 855	21, 855	_	_	_	-
防原	4, 730	4, 730	_	-	-	-
岩里	131, 985	131, 906	80	-	_	_
光 長 門	×	×	×	_	-	_
柳井	11, 393	11, 393	_	_	_	
長柳厚	28, 449	28, 448	1	_	_	_
山口県計	359, 320	358, 579	741	118	117	1
	230, 020	220, 070	,		,	<u>'</u>
局引受分	-	_	_	_	_	-
全管計	56, 432, 561	56, 423, 638	8, 923	397	355	42
土 旨 司	JU, 4JZ, JUT	JU, 42J, UJO	0, 923	J9/	300	42

たばこ税	及たばこ	特別税	揮発油	税及地方	道路税	罗 夕
徴収決定済額収	又納済額収	納未済額	徴収決定済額	収納済額	収納未済額	署名
千円	千円	千円	千円	千円 -	千円	自
7, 334, 962	7, 334, 962	_	-	-	_	鳥 取 米 子
7, 334, 962	7, 334, 962	_	_	_	_	倉 吉 鳥取県計
7, 334, 902	7, 334, 902	_	_		_	局双乐引
_	_	_	_	_	_	松 江 浜 田
_	-	_	_	_	_	出無
_	-	_	_	_	_	益日七日
_		_	_	_		石 見 大 田 大 東
-	-	_	_	_	_	西 郷島根県計
_	-	_	_	_	_	島 根 県 計
11, 742, 513	11, 742, 513	_	_	_	_	岡山東
	_	- -	_ _			岡岡 山山 大 東西寺
_	-	-	_	_	_	児島
_	_	=	259, 486, 424 38, 365	241, 157, 405 38, 365	18, 329, 019	
_	_	_	56, 565	50, 505	_	津山
-	-	_	_	_	_	玉 野
	_	_	_			笠高新
-	-	_	_	_	_	新見
	_	_				瀬戸九世
11, 742, 513	11, 742, 513	_	259, 524, 788	241, 195, 769	18, 329, 019	人 世 岡山県計
_	_	_	_	_	_	広 島 東
-	_	_	_	_	_	広広広広 島島島島 東南西北
_	_	_	_	_		広島 西方 良北
-	-	_	_	_	_	呉
-	-	_	_	_	_	竹三尾福府三庄西世: 日原原道山中次原条市
_	_	_	_		_	三尾福府原道山中
-	-	_	_	_	_	福山
_	_	_	_			村 次原
-	-	_	-	_	_	上 原
	_	_		_		西 条 市
22, 677, 138	22, 677, 138	_	_	_	_	海田
22, 677, 138	22, 677, 138	_	_	_	_	海吉広島県計
22, 077, 100	22, 077, 100					
_	_	_	95, 479, 325	86, 890, 362	8, 588, 963	下 関 部
-	-	_	-	-	- 0, 300, 303	Щ П
-	-	_	- 75 727 924	69, 000, 027	6 727 207	萩
4, 608, 876	4, 608, 876	_	75, 737, 234 1, 310	1, 310	6, 737, 207 -	徳 山府 国
_	-	_	72, 540, 162	66, 230, 221	6, 309, 941	岩 国
_	_	_	_			光 長 門
_	-	_	-	_	_	柳井
4, 608, 876	4, 608, 876	_	243, 758, 030	222, 121, 920	21, 636, 111	厚 狭 山口 県 計
1, 300, 070	1, 000, 070		240, 700, 000	222, 121, 320	21, 000, 111	
_	-	=	_	_	_	局引受分
46, 363, 489	46, 363, 489	_	503, 282, 819	463, 317, 689	39, 965, 130	全 管 計

(2) 税務署別国税徴収状况(続)

	首別国党(国)(1)(日) 日	紙収	入	その化	也の間	接税
署名	徴収決定済額		収納未済額			収納未済額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
鳥 来 子	242, 539 50, 989	242, 445 50, 599	93 390	105, 890 133, 908	105, 890 133, 908	_
	29, 092	29, 092	390	10, 823	10, 823	_
倉吉鳥取県計	322, 620	322, 136	483	250, 622	250, 622	_
松 江	710, 403	697, 814	12, 589	39, 504	39, 504	_
浜 田	48, 612	48, 612	_	14, 572	13, 148	1, 424
浜 田 雲田	27, 220 4, 159	27, 181 4, 159	40	235, 487 10, 255	235, 487 10, 255	_
石 見 大 田	×	×	×	×	×	×
大 東西 郷	×	×	×	×	×	×
島根県計	793, 401	780, 663	12, 738	307, 706	306, 282	1, 424
岡山東	1, 263, 535	1, 263, 535	_	110, 452	109, 578	874
岡山西西大寺	127, 492 8, 564	127, 144 7, 980	348 583	485, 393 1, 890	485, 393 1, 890	_
児島	6, 367	6, 091	277	9, 131	9, 131	_
岡西児倉玉津玉笠高新山大	102, 698	102, 698	_	54, 670	54,670	-
本	29, 991 41, 879	29, 955 41, 828	36 50	11, 730 15, 324	11, 730 15, 324	_
玉野	×	×	×	X	×	×
笠 岡	20, 670 6, 902	20, 578 6, 899	93 2	8, 981 2, 995	8, 981 2, 995	
高粱見	×	×	×	×	×	×
瀬戸大世	22, 556 ×	22, 547 ×	9 ×	2, 408	2, 408	- ×
岡山県計	1, 647, 042	1, 645, 644	1, 398	712, 782	711, 908	874
広島 東南	×	×	×	×	×	×
広広広広 島島島島 島島 島	×	×	×	×	×	×
広島 西広島 北	41, 982	41, 933	50	9, 092	9, 064	28
呉	241, 122	241, 102	21	59, 861	59, 861	-
竹三尾福府三庄原原道山中次原	10, 777 ×	10, 777 ×	×	×	×	×
尾道	29, 856	29, 837	19	11, 811	11, 811	_
福 山府 中	192, 483 32, 795	192, 438 32, 709	45 86	84, 654 6, 320	84, 641 6, 320	13 -
三	10, 243	10, 243	_	6, 922	6, 922	-
庄西廿	3, 197 196, 835	3, 197 196, 339	- 497	2, 922 26, 138	2, 922 26, 138	_
廿 日 市	86, 011	86, 002	10	21, 202	21, 202	-
海田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	40, 779	40, 779	_	25, 503	25, 503	-
西 日 田 海 吉 広島県計	1, 151 3, 893, 911	1, 151 3, 892 , 330	1, 582	3, 423 28, 047 , 243	3, 423 28 , 047 , 202	- 41
下 関	683, 887	683, 663	225	54, 283	52, 141	2, 141
下 関字 部山	× 114, 920	× 114, 736	× 184	× 27, 958	× 27, 958	× -
萩	10, 593	10, 593	_	11, 576	11, 576	-
徳山	223, 080	222, 957	123	37, 410	37, 410	-
徳防岩	30, 060 18, 763	28, 628 17, 221	1, 432 1, 542	30, 410 32, 948	30, 410 32, 948	
光	×	×	×	×	×	×
長柳厚	9, 014	9, 014	× -	12, 784	× 12, 784	× -
厚一族	3, 641	3, 595	46	5, 557	5, 557	_
山口県計	1, 174, 075	1, 170, 305	3, 770	590, 717	588, 535	2, 182
局引受分	9, 081	88	8, 249	7, 560	1, 402	5, 830
全 管 計	7, 840, 130	7, 811, 165	28, 220	29, 916, 630	29, 905, 950	10, 351

間接	 税	合 計	- A		 計	
徵収決定済額口		取以納未済額			収納未済額	
千円 15, 467, 505 19, 929, 597 4, 868, 499 40 , 265 , 602	千円 14, 879, 258 19, 385, 572 4, 713, 473 38, 978, 300	570, 475 526, 457 147, 203	41, 653, 595 12, 185, 229	44, 592, 399 40, 432, 913 11, 932, 856	1, 172, 479 235, 118	鳥 米 子
16, 106, 225 4, 752, 704 9, 941, 713 2, 982, 270 1, 576, 593 2, 393, 910 1, 181, 817 38, 935, 232	15, 757, 11' 4, 590, 15' 9, 848, 324' 2, 912, 03' 1, 537, 090' 2, 370, 940' 1, 170, 414' 38, 186, 078'	2 160, 213 4 92, 841 8 68, 609 0 39, 503 9 22, 514 4 11, 314	12, 093, 784 26, 250, 291 7, 890, 194 4, 207, 517 6, 091, 128 2, 748, 140	11, 831, 270 26, 066, 614 7, 713, 282 4, 145, 906 6, 048, 240 2, 727, 820	258, 547 181, 878 168, 686 61, 611 41, 958 19, 662	浜 田雲田 大 見 大 東
44, 481, 869 25, 511, 112 5, 172, 264 4, 882, 415 279, 357, 907 5, 238, 256 9, 288, 299 3, 111, 385 5, 849, 511 2, 183, 193 2, 973, 465 50, 340, 342 2, 083, 769 440, 473, 785	43, 738, 444 24, 925, 029 5, 074, 08 4, 808, 610 260, 408, 894 5, 173, 960 9, 134, 44 3, 057, 819 5, 740, 340 2, 154, 843 2, 945, 790 50, 233, 669 2, 047, 823 419, 443, 759	546, 726 89, 033 72, 958 4 18, 928, 532 57, 346 150, 905 50, 626 106, 469 27, 830 27, 649 100, 749 1 35, 247	74, 210, 621 14, 760, 331 13, 591, 064 325, 772, 828 14, 712, 235 26, 368, 386 8, 719, 330 20, 235, 266 6, 217, 718 4, 985, 276 58, 971, 675 5, 304, 821	72, 861, 498 14, 544, 889 13, 426, 167 305, 268, 857 14, 558, 118 25, 998, 307 8, 604, 934 20, 007, 315 6, 171, 255 4, 944, 852 58, 789, 948 5, 235, 415	1, 279, 240 195, 126 158, 451 20, 436, 336 143, 331 363, 005 106, 103 222, 797 43, 090 40, 130 173, 819 65, 476	岡西児倉玉津玉笠高新瀬久山大
85, 171, 414 16, 082, 975 44, 018, 106 13, 433, 248 13, 634, 482 3, 456, 311 6, 835, 292 8, 075, 607 32, 746, 429 6, 898, 609 2, 856, 620 2, 095, 614 13, 429, 313 11, 673, 481 34, 938, 801 1, 482, 765 296, 829, 061	84, 423, 249 15, 838, 270 43, 037, 414 12, 901, 320 13, 350, 513 3, 307, 150 6, 699, 428 7, 820, 838 31, 786, 703 6, 752, 253 2, 762, 360 2, 069, 697 13, 099, 813 11, 241, 763 34, 661, 908 1, 409, 138 291, 161, 82	239, 670 4 941, 026 6 485, 568 8 259, 323 6 147, 640 8 132, 667 5 244, 192 1 892, 996 5 139, 648 6 89, 019 7 25, 917 8 322, 473 1 412, 396 8 276, 082 7 70, 746	47, 535, 804 129, 039, 293 46, 649, 032 41, 524, 993 8, 950, 888 16, 406, 761 23, 563, 826 99, 761, 014 20, 403, 018 7, 927, 924 5, 653, 973 39, 696, 925 35, 331, 969 71, 446, 324 3, 979, 439	46, 864, 424 126, 238, 322 44, 857, 976 40, 723, 039 8, 684, 721 15, 971, 802 22, 928, 267 97, 550, 412 20, 089, 325 7, 706, 094 5, 607, 869 38, 993, 448 33, 925, 248 70, 637, 017 3, 862, 947	652, 325 2, 691, 141 1, 651, 676 761, 074 255, 343 427, 708 603, 492 2, 020, 756 297, 116 215, 933 45, 698 684, 814 1, 342, 674 805, 418 108, 956	広広広 竹三尾福府三庄西廿海島島島呉 日南西北 原原道山中次原条市田
17, 743, 925 111, 395, 177 13, 872, 868 2, 157, 352 92, 374, 269 9, 172, 745 79, 433, 938 2, 993, 066 1, 962, 786 2, 248, 022 2, 344, 426 335, 698, 573	16, 997, 172 102, 489, 46 13, 690, 134 2, 099, 29 85, 267, 55 9, 046, 456 72, 863, 28 2, 927, 489 1, 916, 856 2, 190, 83 2, 270, 708 311, 759, 238	8, 901, 856 176, 693 58, 060 7, 082, 606 121, 089 7, 6, 558, 835 60, 789 43, 176 56, 382 72, 369 23, 852, 943	141, 420, 364 59, 002, 959 6, 879, 129 124, 599, 191 18, 559, 774 93, 347, 045 10, 586, 024 5, 101, 968 6, 449, 287 6, 918, 814 528, 349, 631	132, 224, 418 58, 474, 600 6, 758, 184 116, 980, 442 18, 185, 343 86, 416, 286 10, 453, 036 5, 013, 338 6, 314, 524 6, 781, 204 501, 066, 715	9, 183, 228 506, 726 120, 943 7, 581, 866 358, 337 6, 912, 482 125, 001 81, 046 133, 238 135, 431 27, 074, 160	宇山 徳防岩 長柳厚山 萩 光 県 部口 山府国 門井狭計
7, 733, 160	2, 378, 190					局引受分
1, 159, 935, 414	<u>1, 101, 907, 38</u>	56, 799, 908	2, 308, 298, 556	2, 210, 246, 341	93, 426, 149	全 管 計

16-2 物 納 及 び 年 賦 延 納

(1) 物納状況

(1)		7的1人7几	T		相			続		税
	区	分	ŀ	<u> </u>		数		ЛУЦ	金	額
				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			件			千円
申(前年	度許可未	:済				114			4, 412, 462
請 及		下 度 申	請				55			1, 281, 712
及 び		正減	等				1			48, 426
許人	処	取下	げ				21			720, 973
可)		却	下				1			20, 343
等	理	許	可	外	_		83	外	_	2, 260, 913
の 状		計		•			105			3, 002, 229
況	許	可未	済				63			2, 643, 519
	•									, ,
許 (前年	度収納末	:済				_			-
可		可取消	等				_			-
1 1	収		納	外	_		77	外	121, 708	2, 246, 079
後	収	納未	済	•			6		,	14, 834
0		度引継末					9			162, 237
		可取消	等				_			_
状	引		継				86			2, 530, 024
況	引	継未	済				_			_
	-									
物	前年	度承認未	済				_			-
納	本生		請				_			-
O)	取	下	げ				_			-
撤 〈 回	却		下				_			-
状	承		認				-			_
況		認未	済				-			-

調査対象 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に、相続税の物納について、申請、許可、収納等のあったもの。

- (注) 1 「許可」欄の外書は、許可した年度内に更正減又は許可取消等により控除 した件数及び金額である。
 - 2 「収納」欄の外書は、過誤納額である。

(2) 物納状況の累年比較

	区		分		本年	度申	請 額	許	可	願	許可	未済	育額	前年度収	収納済額
			71		件数	金	額	件数	金	額	件数	金	額	納未済額	以附併領
					件		千円	件		千円	件		千円	千円	千円
平	成	12	年	度	162	6,646	, 198	88	2, 907	7, 736	167	8,078	, 858	_	2, 907, 736
		13			129	4, 597	, 611	94	5, 221	, 626	183	6, 426	, 590	_	5, 211, 033
		14			144	7,907	, 575	124	7, 593	3, 282	174	5, 979	, 904	10, 593	3, 455, 053
		15			116	3, 479	, 546	143	4, 019	, 147	114	4, 412	, 462	4, 107, 696	8, 126, 843
		16			55	1, 281	, 712	83	2, 260), 913	63	2,643	, 519	_	2, 246, 079

(5) 年賦延納状況の累年比較

	区	<i>//- 1/C</i>	分		前及	年 び	度本	許年	可度	未申	済請	額額	計	午 可	額	許	可
					1	牛	数			金	客		件数	金	額	件	数
								件				千円	件		千円		件
平	成	12	年	度			5	534		7,	008,	971	315		4, 399, 988		166
		13					4	138		7,	340,	591	293		4, 557, 114		110
		14					3	887		5,	085,	180	253		3, 655, 015		107
		15					3	366		5,	261,	488	275		4, 087, 868		66
		16					2	251		3,	127,	998	175		2, 134, 732		58

(3) 物納財産の内訳

			4/	1 4 H			
	区		分		物	納	許可
	Δ.),		人	員	金額
,						人	千円
[:	土			地		68	2, 251, 377
AL 1	建			物		_	-
財産の	有	価	証	券		1	9, 536
124	そ	0,)	他		_	-
	(20)	計			実	68	2, 260, 913

(注) 平成16年度における相続税の物納の実績を示した。 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

(4) 年賦延納状況

(4)			, 11/ <u>/</u>		相	続 税	贈	与 税	所	得 税	合	計
	区	5	子	F	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件 数	金額
					件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
申∫前	年度	許可	可未	: 済	48	898, 062	18	13, 634	_	_	66	911, 696
請本	年	度	申	請	160	2, 180, 502	25	35, 800	-	_	185	2, 216, 302
び更	I I	. ì	戓	等	1	74, 067	1	4, 575	-	_	2	78, 642
許取可		下		げ	11	100, 914	1	242	-	_	12	101, 156
等却]			下	4	187, 425	-	_	_	_	4	187, 425
の許	:			可	153	2, 112, 639	22	22, 093	-	_	175	2, 134, 732
況(許	: 可	` <i>=</i>	卡	済	39	603, 519	19	22, 524	-	_	58	626, 043
徴似	<	度以前	前許可	可分	2, 201	3, 614, 405	106	52, 676	1	3, 500	2, 308	3, 670, 581
収炭炭炭	本 年	度	許 可	· 分	79	596, 246	16	6,018	-	_	95	602, 264
況(収	納	1 =	卡	済	123	136, 208	44	5, 498	-	_	167	141, 706
/	納り	定え	在		1,723	13, 950, 048	59	47, 022	1	3,000	1, 783	14, 000, 070

調査対象 平成16年4月1日から平成17年3月31日の間に、相続税及び贈与税の年賦延 納並びに所得税法第132条の規定による所得税の延納について、申請、許可、 収納等のあったもの。

未済額		収	况如本文	延納現在額
金額	前年度以前許可分	本年度許可分	収 納 未 済	(徴収決定未済)
千円	千円	千円	千円	千円
2, 061, 575	4, 516, 638	1, 477, 811	191, 422	19, 346, 893
1, 744, 463	4, 050, 413	1, 572, 472	190, 903	18, 344, 160
1, 060, 592	3, 488, 226	1, 229, 389	83, 984	17, 376, 516
911, 696	3, 410, 491	1, 337, 035	76, 553	16, 397, 268
626, 043	3, 670, 581	602, 264	141, 706	14, 000, 070

17 国 税 滞 納

(1) 滞納状況

			発		D	
項		目	期首	滞納	新規発	生 滞 納
			件 数	税額	件 数	税額
平成	12 13 14 15 16	年 度	件 131, 394 135, 970 127, 269 129, 998 126, 978	百万円 54, 118 49, 401 47, 191 45, 117 41, 161	件 235, 218 150, 298 100, 138 92, 166 89, 451	百万円 53, 465 48, 135 47, 506 39, 352 35, 851
所(积)	源申	泉 分 告 分 計	16, 680 73, 373 90, 053	7, 197 16, 883 24, 080	10, 217 49, 005 59, 222	4, 149 7, 565 11, 714
法	人	税	4, 646	5, 245	5, 022	5, 039
相	続	税	853	1, 116	910	1, 092
消	費	税	31, 240	10, 694	24, 073	17, 966
そ	の	他	186	26	224	40
合		計	126, 978	41, 161	89, 451	35, 851

調査対象 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間における滞納の処理等の状況

- (注) 1 地方消費税を除く。 2 件数は納期ごとに1件として計算し、加算税のうち本税と納期を同一にする ものは、本税と合わせて1件として掲げた。

状	況	整	· 	か 状	況
合	計	整理		整理中	の滞納
件数	税額	件数	税額	件数	税額
件	百万円	件	百万円		百万円
366, 612	107, 583	230, 642	58, 182	135, 970	49, 401
286, 268	97, 536	158, 999	50, 345	127, 269	47, 191
227, 407	94, 697	97, 409	49, 580	129, 998	45, 117
222, 164 216, 429	84, 469 77, 012	95, 186 92, 897	43, 306 38, 434	126, 978 123, 532	41, 163 38, 578
210, 429	77,012	92, 097	30, 434	123, 332	30, 370
26, 897	11, 346	11, 523	4, 786	15, 374	6, 560
122, 378	24, 448	48, 543	8, 680	73, 835	15, 768
149, 275	35, 794	60, 066	13, 466	89, 209	22, 328
,	ŕ	ŕ	•	·	,
9, 668	10, 284	5, 286	5, 077	4, 382	5, 207
	2 222	0.50	0=4	0.1.1	
1, 763	2, 208	952	954	811	1, 254
55, 313	28,660	26, 379	18, 895	28, 934	9, 765
55, 515	20,000	20, 319	10, 099	20, 934	9, 105
410	66	214	42	196	24
					_ 1
216, 429	77, 012	92, 897	38, 434	123, 532	38, 578
	-				·

(2) 税務署別滯納状況(平成16年度最終分)

(2)	1964	力白刀	は世に	納状況	(半成16年	十及取於						.115	
		<i>H</i>		Шп	発	\4H+	4		.u =v.	0	N## ./l.	状	^
	署	名		期	首 "	滞	納	新	規発	1	滞納	/-!	合
				件	数	税	額	件	数	税	額	件	数
鳥米倉鳥	取	県	取子吉計		件 4,007 4,182 763 8,952		千円 737, 214 769, 335 122, 326 628 , 875		件 2,643 2,588 1,097 6,328		千円 963, 432 884, 758 360, 135 , 208 , 325		件 6,650 6,770 1,860 15 , 280
松浜出益石大西島	見 根	大 県	江田雲田田東郷計		2, 324 746 834 458 191 315 40 4, 908		369, 233 120, 915 163, 185 73, 093 33, 567 35, 282 8, 074 803, 349		2, 535 1, 130 1, 760 641 377 501 131 7, 075	2	848, 918 347, 149 483, 983 185, 984 89, 443 115, 870 30, 865 , 102, 212		4, 859 1, 876 2, 594 1, 099 568 816 171 11, 983
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡	L	山山大県	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計		6, 224 4, 781 867 588 6, 635 576 865 527 1, 197 126 140 649 333 23, 508	1,	121, 515 870, 339 134, 456 81, 727 134, 460 63, 524 157, 952 62, 406 117, 003 24, 093 26, 042 102, 409 47, 690 943, 616		4, 222 3, 878 1, 158 961 3, 956 787 1, 431 478 820 276 174 872 351 19, 364	1	, 489, 662 , 429, 386 324, 615 245, 353 , 297, 835 227, 252 411, 125 131, 875 213, 415 81, 016 53, 328 328, 555 109, 480 , 342, 897		10, 446 8, 659 2, 025 1, 549 10, 591 1, 363 2, 296 1, 005 2, 017 402 314 1, 521 684 42, 872
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉 広	표근 표근 표근 나기		東南西北 原原道山中次原条市田田計		5, 998 1, 832 8, 260 7, 385 2, 273 1, 030 1, 195 2, 094 6, 843 1, 445 558 172 2, 193 4, 337 2, 364 391 48, 370	1, 1,	244, 807 381, 741 557, 937 118, 516 444, 061 197, 364 194, 786 320, 741 420, 553 236, 146 76, 473 28, 776 437, 913 722, 165 342, 252 62, 709 786, 940		3, 487 1, 784 4, 642 5, 244 3, 107 849 999 1, 528 4, 593 1, 103 738 374 1, 664 3, 234 2, 458 431 36, 235	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	, 606, 676 699, 221 , 820, 915 , 398, 315 872, 141 244, 541 324, 881 530, 710 , 950, 742 344, 543 249, 240 101, 712 502, 333 996, 444 638, 736 116, 148 , 397, 298		9, 485 3, 616 12, 902 12, 629 5, 380 1, 879 2, 194 3, 622 11, 436 2, 548 1, 296 546 3, 857 7, 571 4, 822 822 84, 605
下宇山 徳防岩 長柳厚山		荻 光 県	関部口 山府国 門井狭計		8, 875 2, 583 2, 448 546 3, 998 2, 176 2, 818 773 349 640 568 25, 774		278, 375 353, 432 359, 658 85, 794 576, 203 212, 878 448, 166 96, 933 42, 023 75, 307 90, 024 618, 793		4, 168 2, 568 1, 986 685 2, 433 1, 452 1, 658 883 611 414 561 17, 419		, 210, 899 724, 844 566, 868 129, 900 699, 832 282, 612 467, 201 197, 820 105, 910 86, 313 228, 657 , 700 , 856		13, 043 5, 151 4, 434 1, 231 6, 431 3, 628 4, 476 1, 656 960 1, 054 1, 129 43, 193
局	所	掌	分		15, 466	22,	381, 176		3,030	8	, 097, 508		18, 496
全	ŕ		計		126, 978	41,	162, 749		89, 451	35	, 849, 096		216, 429

(注) 「(1)滞納状況」を署別に示したものである。

況			整		理		\mathcal{O}		状		況					
	H	整	理	済	滞	納		整	理中	の	滞	納		署	名	
秭		件	数		税	額		件	数		税	額				
	千円 1,700,646 1,654,093 482,461 3,837,200		2, 41 2, 67 84 5 , 94	9 7	(千 967, 620 966, 889 345, 04 279 , 55 3	0 9 4		件 4,233 4,091 1,013 9,337		6 1	千円 33, 026 87, 204 37, 417 57 , 647	鳥米倉鳥	取	県	取子吉計
	1, 218, 151 468, 064 647, 168 259, 077 123, 010 151, 152 38, 939 2, 905, 561		2, 63 98 2, 00 59 40 59 12 7, 33	1 2 1 1 6 1]	866, 18 332, 38 552, 60 188, 92 94, 06 125, 55 29, 50 189, 22	4 6 8 8 4 0		2, 221 895 592 508 167 220 50 4, 653		1	51, 967 35, 680 94, 562 70, 149 28, 942 25, 598 9, 439 16, 337	松浜出益石大西島	見 根	大 県	江田雲田田東郷計
	2, 611, 177 2, 299, 725 459, 071 327, 080 2, 432, 295 290, 776 569, 077 194, 281 330, 418 105, 109 79, 370 430, 964 157, 170 0, 286, 513		4, 38 3, 98 1, 05 97 4, 68 71 1, 48 57 78 32 19 78 40 20, 34	4 5 6 5 3 1 2 1 3 8 7	1, 5	506, 370 5511, 411 318, 68 242, 500 366, 881 209, 520 422, 811 136, 351 204, 350 92, 011 60, 691 331, 621 121, 566	3 1 6 3 6 5 5 8 3 2 9 8		6, 057 4, 675 970 573 5, 906 650 815 433 1, 236 79 116 734 283 22, 527		7 1 1,0 1	04, 807 88, 312 40, 390 84, 574 65, 412 81, 250 46, 262 57, 926 26, 060 13, 096 18, 678 99, 335 35, 602 61, 704	岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡	ļ	山山大 県	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
	2, 851, 483 1, 080, 962 3, 378, 852 2, 516, 831 1, 316, 202 441, 905 519, 667 851, 451 3, 371, 295 580, 689 325, 713 130, 488 940, 246 1, 718, 609 980, 988 178, 857		3, 42 1, 86 5, 04 6, 06 2, 93 83 1, 08 1, 73 5, 17 1, 16 67 32 1, 49 3, 32 2, 34 42 37, 92	9 8 0 8 0 5 7 8 4 6 6 8 6 5 5	2, 0 1, 6 8 2 2, 1 3 2 1, 0	539, 809 740, 83 933, 929 530, 16 871, 23 256, 94 8371, 12 535, 29 194, 96 379, 71 237, 55 99, 53 494, 15 929, 66 649, 65 121, 80 251, 76	3 9 2 0 5 5 5 3 7 6 2 1 5 3 4 0		6, 062 1, 747 7, 854 6, 569 2, 442 1, 049 1, 109 1, 885 6, 258 1, 384 620 218 2, 361 4, 246 2, 480 393 46, 677		3 1, 3 8 4 1 1 3 1, 1 2	11, 674 40, 129 44, 923 86, 669 44, 972 84, 960 82, 542 16, 158 76, 328 00, 973 88, 161 30, 957 46, 091 89, 546 31, 334 57, 057 32, 474	広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広		島島島県 日 県	東南西北 原原道山中次原条市田田計
	2, 489, 274 1, 078, 276 926, 526 215, 694 1, 276, 035 495, 490 915, 367 294, 753 147, 933 161, 620 318, 681 8, 319, 649		4, 42 2, 55 1, 97 51 2, 33 1, 48 1, 69 98 49 37 55 17, 37	5 3 8 2 2 1 3 5 2 1	2	350, 790 716, 42 516, 11 148, 13 702, 75 280, 92 497, 71 220, 45 94, 78 88, 08 232, 16 948, 37	6 7 9 9 9 9 7 9 0 8 4		8, 623 2, 596 2, 461 713 4, 099 2, 146 2, 785 673 465 682 578 25, 821		3 3 5 2 4	38, 478 61, 850 10, 409 67, 555 73, 276 14, 561 17, 650 74, 294 53, 153 73, 532 86, 517 71, 275	下宇山 徳防岩 長柳厚山		荻 光 県	関部口 山府国 門井狭計
3	0, 478, 684		3, 97	9	9, 2	239, 59	3		14, 517		21, 2	39, 091	局	所	掌	分
7	7, 011, 845		92, 89	7	38, 4	433, 31 [°]	7		123, 532		38, 5	78, 528	全	4	管	計

18 還 付 金

還付金の支払決定の状況

	区		分				支			払		決			定		済		額		
			カ		支	払	命	令	官	分	支	払	委	託	官	分		合	計	-	
										千円						千円					千円
平	成	12	年	度			-	130,	258,	, 299				2,	355,	561			132, 6		
		13					-	128,	316,	, 446				2,	427,	797			130, 7	44, 2	42
		14					-	141,	460,	, 246				2,	788,	956			144, 2	49, 2	03
		15					-	145,	490,	, 622						-			145, 4	90, 6	22
		16					-	139,	032,	, 154						-			139, 0	32, 1	54
源	泉	所	得	税				49,	010,	, 806						-			49, 0	10,8	06
申	告	所	得	税				6,	228,	, 307						-			6, 2	28, 3	07
法		人		税				19,	094,	, 175						-			19, 0	94, 1	75
消費	骨税及			費税				61,	690,	, 527						_			61, 6	90, 5	27
そ	\mathcal{O}	他	諸	税				3,	008,	, 339						_			3, 0	08, 3	39
還	付	金	合	計			-	139,	032,	, 154						_			139, 0	32, 1	54

調査期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日

用語の説明

- 1 「支払命令官分」とは、還付金の支払場所が銀行等の金融機関扱いのもので、 「支払委託官分」とは、還付金の支払場所が郵便局扱いのものである。 なお、平成15年度分からは支払委託官分の取扱いが廃止され支払命令官分の みとなった。
- 2 「消費税」とは、消費税と消費税及地方消費税の合計額である。
- (注) 還付加算金を含む

19 国税振替納税

振替納税利用状況

	区	分		要納付人員	左のうち、振替納税用納付書を金融機関	利用率	振替納税で納付した者	振替率
申告	平 成	12 年 13 14 15 16	度	人 615, 086 597, 073 570, 482 560, 628 588, 896	に送付した者 501, 202 482, 058 455, 449 438, 347 448, 235	% 81. 5 80. 7 79. 8 78. 2 76. 1		94. 6 94. 3 94. 0 94. 1 94. 0
所	第 1	期 _{平成16年8}	分 ^{月2日)}	72, 966	66, 156	90. 7	61, 684	93. 2
得	第 2	期 ^{平成16年11}	分 月30日)	72, 702	65, 929	90.7	60, 930	92. 4
	第 3	期 ^{平成17年3}	分 ^{月15日)}	443, 228	316, 150	71. 3	298, 705	94. 5
税	計 (延べ)	588, 896	448, 235	76. 1	421, 319	94. 0

(注) 「利用率」欄は、「要納付人員」に対する「左のうち、振替納税用納付書を金融機関に送付した者」の割合を示し、「振替率」欄は、「左のうち、振替納税用納付書を金融機関に送付した者」に対する「振替納税で納付した者」の割合を示す。



第V編その他

```
20 不 服 審 査
21 訴 訟 事 件
22 直接国税犯則事件
23 間接国税犯則事件
24 税 理
```

20~24 その他

統計表を見るに当たって

20 不服審査

この統計表は、平成16年度における国税通則法及び行政不服審査法による不服申立ての事績を、異議申立てと、審査請求とに分けて掲げたものである。

21 訴訟事件

この統計表は、平成16年度における賦課、徴収又は滞納処分に関連して、国、国税局長又は税務署長を当事者又は参加人とする訴訟の事績について、国側被告事件(賦課又は徴収)と、国側原告事件(滞納処分)に区分して掲げたものである。

なお、原告、被告の区分はすべて当該事件の第一審における原告、被告の区分による。

22 直接国税犯則事件

この統計表は、平成16年中の国税犯則取締法に基づく直接国税に係る犯則事件に対する処分の状況について掲げたものである。

23 間接国税犯則事件

この統計表は、平成16年度の国税犯則取締法に基づく間接国税に係る犯則事件に関する事績を、検挙及び処理の状況、通告処分及び履行状況、酒税の違反行為別検挙の状況、消費税の違反行為別検挙件数に区分して掲げたものである。

24 税理士

この統計表は、平成17年3月末における税理士登録者数の状況を掲げたものである。

-	145	-
---	-----	---

20 不服審查

(1) 異議申立て

(1)		V H 1/V																			
						本		年	度		要	処		理	件	数		み	なす	- 審	査
	区		分		前	年 度	未	決	本 年	度に	こ申	立て	た	件数		計		請	求	件	数
					繰	越	件	数	処分に	係る	もの	不作為	に係	るもの		1			(2		
								件			件			件			件				件
申	告	所	得	税			8	35		4	218			_			303				_
源	泉	所	得	税				1			9			_			10				1
法		人		税			2	21			43			_			64				_
相		続		税				5			16			_			21				_
贈		与		税				-			3			_			3				_
消		費		税			6	60			44			_			104				_
有	価証	券]	取引	税				-			_			_			_				_
法	人华	寺 別	刂税	等				-			_			_			_				_
地	方	消	費	税			5	54			44			_			98				_
そ		\mathcal{O}		他				-			_			_			_				_
酒				税				-			_			_			_				_
徴	収	.	関	係				1			26			_			27				_
		計					22	27		4	403			_			630				1

(2) 審査請求

(4)	<u> </u>	<u>ы</u> н	月小																				
						本		年	度		要		処		理		件		数			計	
	区		分	ĺ	前	年 度	未	決	本 年	度	に申	立	て	た	件	数	み	な	す	審	査	PΙ	
					繰	越	件	数	処分に	係る	5 6 0	7 不	乍為	に係	るも	0	請	求	绀	<u> </u>	数	1	
								件			件	1				件					件		件
申	告	所	得	税			7	74			122					-					-		196
源	泉	所	得	税				2			2					-					1		5
法		人		税			4	17			37					-					-		84
相	j	続		税				2			2					-					-		4
贈		与		税				2			_					_					-		2
消	j	費		税			3	33			50					_					-		83
有值	西証:	券耳	引	税				_			_					_					-		_
地	,	価		税				_			_					_					-		_
法	人特	: 別.	一税	等				_			_					_					-		_
地	方:	消	費	税			3	31			48					-					-		79
そ		の		他				-			1					_					-		1
酒				税				-			_					_					-		_
徴	収	E	퇻	係				2			9					-					-		11
	i	計					19	93			271					-					1		465

(1) • (2) 共通

調查対象調查期間

国税通則法及び行政不服審査法に基づき異議申立て及び審査請求されたもの 平成16年4月1日から平成17年3月31日

(注) 件数は、処分に係るものについては1処分ごとに、その他のものについては1 事案ごとに1件として掲げた。ただし、本税と過少加算税を併せて異議申立てが あった場合は、1件として掲げた。

用語の説明

- 1 不作為とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。
- 2 みなす審査請求とは、国税局長又は、税務署長等が異議申立てを審査請求として取り扱うことを適当と認め、かつ、異議申立人がそれに同意したとき、あるいは更正決定等について審査請求がされている場合に、その更正決定等に係る課税標準等についてされた他の更正決定等に対し異議申立てがされたときに審査請求がされたものとみなされたものをいう。
- 3 みなす取下げとは、異議決定を経ないで審査請求がされた場合に取り下 げられたものとみなされた異議申立て及び審査請求がされた日以前に異議 申立てに係る処分の全部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場 合に取り下げられたものとみなされた審査請求をいう。

本	年	度	処	理	済	件	数	本年度未決
みなす取		下棄	却		一部	変更	計	繰越件数
取下げ件数件		数件				その他	3	1 - 2 - 3
件	件	件	件	件	件	件	件	件
_	27	3	164	8	34	_	236	67
_	2	-	4	1	1	_	8	1
_	2	1	45	_	1	_	49	15
_	5	-	9	_	_	_	14	7
_	-	-	1	_	_	_	1	2
_	7	-	70	_	4	_	81	23
_	-	-	-	_	_	_	_	-
_	-	_	-	_	-	_	_	-
_	7	_	70	_	4	_	81	17
_	-	-	_	_	_	_	_	_
_	-	-	_	_	_	_	_	_
_	9	7	9	_	_	_	25	2
_	59	11	372	9	44	-	495	134

本	年	度	処	理	済	件	数	本年度未決
	取下げき					変更	計	繰越件数
取下げ件数値	牛 数件	牛 数	件 数	取消し件数	取消し件数	その他	2	1)-2
件	件	件	件	件	件	件	件	件
_	26	-	46	_	13	_	85	111
_	2	-	_	_	_	_	2	3
_	11	2	17	1	13	_	44	40
_	-	-	_	1	_	_	1	3
_	_	-	2	_	_	_	2	_
_	3	-	20	2	_	_	25	58
_	-	-	_	_	_	_	_	-
_	-	-	_	_	_	_	_	-
_	_	-	_	_	_	_	_	_
_	3	-	20	_	_	_	23	56
_	_	-	1	_	_	_	1	_
_	_	-	_	_	_	_	_	_
_	1	2	_	_	_	_	3	8
_	46	4	106	4	26	_	186	279

- 4 取下げとは、不服申立人が異議申立て又は審査請求を撤回したものをい
- う。 却下とは、不服申立ての要件を欠いているため審査の対象にならないと 判定されたものをいう。
- 6 棄却とは、原処分を適法又は妥当と認め、不服申立てが認められなかっ たものをいう。
- 7 取消し又は変更とは、原処分の全部又は一部に違法又は不当を認め、原 処分の全部又は一部を取り消した判定をいう。

21 訴 訟 事 件

(1) 国側被告事件

(1)	国 側	炒文 ī	<u> </u>														
					前年度	事 区分の	本年度	本	年		度	終	糸	吉	件	数	本年度
X			分		末係属件 数	変更等 の調整		取下げ	却下		_	側国側部	差戻し	和解	その他	計	末係属件 数
					件	件	件	件	件	1255 1	† nss	生 件	件	件	件	件	件
	課	所	得	税	5	_	11	_	1	1	_	- -	_	_	_	2	14
		法	人	税	3	_	4	_	_	_	_		_	_	_	_	7
第	税	資	産	税	1	_	2	_	_	1	_	- -	_	_	_	1	2
	関	消	費	税	1	_	1	_	_	_	_	- -	_	_	_	_	2
	K	酒		税	_	_	_	_	_	_	_	- -	_	_	_	_	_
	係	そ	\mathcal{O}	他	_	_	_	_	_	_	_	- -	_	_	_	-	_
_			計		10	-	18	_	1	2	-	- -	_	_	_	3	25
	ДШ .	行	政 事	件	_	_	2	_	_	-	-		_	_	-	_	2
	徴	執	行 停	止	_	_	_	_	_	_	_	- _	_	_	_	_	_
	収	損	害 賠	償	_	_	_	_	_	_	-	- -	_	_	_	_	_
審	関	そ	の他民	事	_	_	1	_	_	_	-	. _	_	_	_	_	1
	K	簡	易事	件	_	_	_	_	_	_	_	- -	_	_	_	_	_
	係		計		_	_	3	_	_	_	-	- -	_	_	_	-	3
	심	ì	計		10	_	21	_	1	2	-	- -	_	_	_	3	28
		所	得	税	1	_	2	_	_	1	-		_	_	-	1	2
	課	法	人	税	_	_	3	_	_	3	_	- -	_	_	_	3	_
	税	資	産	税	_	_	1	_	_	_	_	- -	_	_	_	_	1
控		消	費	税	_	_	_	_	_	_	_	- -	_	_	_	_	_
	関	酒		税	-	_	-	_	_	_	-	- -	_	-	_	-	_
	係	そ	\mathcal{O}	他	-	_	-	_	_	_	-	- -	_	-	_	-	_
訴	יוע		計		1	_	6	_	_	4	-	- -	_	_	_	4	3
山市	徴	行	政 事	件	_	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_
		執	行 停	止	-	_	-	_	_	-	-	. _	_	-	_	-	_
	収	損	害 賠	償	-	_	-	_	_	-	-	. _	_	-	_	-	_
審	関	そ	の他民	事	_	_	_	_	_	-	-	- -	_	_	_	_	_
	係	簡	易事	件	_	_	_	_	_	-	-	- -	_	_	_	_	_
	7/17		計		_	_	_	_	_				_	_	_	-	_
	쇤	ì	計		1	_	6	_	_	4	_		_	_	_	4	3

調査対象 国税の賦課又は徴収に関する訴訟事件

調査期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日

(注) 件数は、訴状1通につき1件とした。控訴審又は上告審において、原告、被告双方から控訴又は上告した事件についても1件とした。

					前年度		本年度	本	年		度	終	結	Ė	件	数	本年度
区			分			区分の変更等の調整		取下げ	却下		一		差戻し	和 解	その他	計	末係属
					件 数 件	件 数 件	件 数 件	件	件	勝言		策敗 訴 : 件	件	件	件	件	件 数 件
	課	所	得	税	2	_	1	_	_	2	1	_	_	_	_	3	_
	PAIN	法	人	税	4	_	_	_	_	3	_	_	_	_	_	3	1
上	税	資	産	税	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		消	費	税	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	関	酒	A	税	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	係	こそ	\mathcal{O}	他	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
告	DΝ	,	計	į	6	_	1	_	_	5	1	_	_	_	_	6	1
		行	政 事	件	1	_	_	_		1	_	_	_	_	_	1	
	徴	執	行 停	止	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	収	損	害 賠	償	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
審	関	そ	の他民	事	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_
		簡	易事	件	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	係		計		1	_	-	_	_	1	_	_	_	_	-	1	_
	合		討		7	_	1	_	-	6	1	-	_	_	-	7	1
		所	得	税	8	_	14	_	1	4	1	_	_	_	_	6	16
索	課	法	人	税	7	_	7	_	_	6	_	_	_	_	_	6	8
審	税	資	産	税	1	_	3	_	_	1	_	_	_	_	_	1	3
		消	費	税	1	_	1	_	-	_	_	_	_	_	-	-	2
級	関	酒		税	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	-	-	_
	係	そ	\mathcal{O}	他	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_
別			計		17	-	25	_	1	11	1	-	-	-	-	13	29
73.1	徴	行	政 事	件	1	_	2	_	_	1	_	_	_	_	_	1	2
		執	行停	止	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_
合	収	損	害 賠	償	-	-	-	_	-	_	_	_	_	_	-	-	_
	関		の他民		_	_	1	_	_	-	_	_	_	_	_	_	1
計	係	簡	易 事	件	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	-	-	-
			計		1	_	3	-	_	1	_	_	_	_	_	1	3
	合	•	計		18	_	28	- 	1	12	1	_ >	_	_	_	14	32

- 用語の説明 1 取下げとは、原告が訴えを撤回したものをいう。
 - 2 却下とは、訴訟要件又は上訴の要件が具備されていないため、不適法として排 斥されたものをいう。
 - 3 差戻しとは、上級審で原判決を取り消した場合に、審理をやり直させるため改 めて控訴審又は第一審に移審されたものをいう。
 - 4 和解とは、争っている当事者が互いに譲歩して争いをやめたものをいう。

(2) 国側原告事件(徴収関係)

(2)		収関係												
		前年度	事 区分の	本年度	本	年		度	終	糸	Ė	件	数	本年度
区	分	末係属		提起	取下げ	却下		国 側 部		差戻し	和 解	!その他	計	末係属
		件 数		件 数					敗 訴					件 数
		件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
	詐 害 行 為	-	_	_	-	_	_	_	-	_	_	_	_	-
第	名 義 変 更	_	_	_	-	-	_	_	_	-	-	-	_	-
	債 権 取 立	3	\triangle 1	1	1	-	1	_	_	_	-	_	2	1
	その他民事	_	1	2	-	_	3	_	_	_	-	_	3	_
	簡 支払 督 促	-	_	_	-	_	_	_	-	-	-	-	_	-
	易保全処分	-	-	1	-	_	_	_	-	-	-	1	1	-
審	事強制執行	1	_	3	2	_	_	_	-	-	-	1	3	1
	件その他	-	_	1	-	_	_	_	-	_	-	1	1	-
	計	4	1	8	3	-	4	-	-	-	-	3	10	2
	詐 害 行 為	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
控	名 義 変 更	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	-	_	-
江	債 権 取 立	-	_	_	-	-	_	_	-	-	-	-	-	-
	その他民事	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
訴	簡 支払 督 促	-	_	_	-	_	_	_	-	-	-	_	_	-
	易保全処分	_	-	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_
審	事強制執行	-	_	_	-	_	_	_	-	-	-	-	_	-
Щ	件その他	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	計	_	-	_	_	_	_	_	-	-	-	_	-	_
		_	_	_	-	-	_	_	_	_	_	_	_	-
上	名 義 変 更	-	_	_	-	-	_	_	-	-	-	-	-	-
	債 権 取 立	-	-	_	-	-	_	_	-	-	-	-	-	-
	その他民事	_	_	_	-	-	_	_	_	_	_	_	_	-
告	簡 支払 督 促	-	-	_	-	-	_	_	_	_	_	-	-	_
	易保全処分	-	-	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_
審	事強制執行	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
田	件その他				_	_	_					_	_	_
	計	_	-	_	-	-	-	_	-	_	-	-	-	_
	詐 害 行 為	-	-	_	_	-	_	-	_	-	-	-	-	_
審	名 義 変 更	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
級	債 権 取 立	3	\triangle 1	1	1	_	1	_	_	_	_	_	2	1
NYX	その他民事	_	1	2	_	_	3	_	_	_	_	_	3	_
別	簡 支払督促	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	易保全処分	_	_	1	_	_	_	_	_	_	_	1	1	_
合	事強制執行	1	_	3	2	_	_	_	_	_	_	1	3	1
計	件その他	_	_	1	_	_	_	_	_	_	_	1	1	_
μl	計	4	_	8	3	_	4	_	_	_	_	3	10	2
	· 上	•		=======================================			<u> </u>					Ū		

調査対象 国税滞納処分に関する訴訟事件

調査期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日

22 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数

		起			訴			事			件	
区分	前年か	いらの本	年(の起	訴件数の		左	(の	内	訳	
	娄	枚 起	訴件	数 合	計	有	罪	無	罪	公訴権消滅	未	決
		件	但	‡	件		件		件	件		件
申告所得利	兑	X	>	<	3		3		_	_		_
法人私	兑	3	>	<	×		3		-	_		×
その作	也	-	>	<	×		-		-	_		×
<u>수</u> 計		×	>		9		6		-	_		3

調査期間 平成16年1月1日から平成16年12月31日

(注) 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 有罪に係る人員及び金額

(4)		117				
区		分	懲役刑を科せら	影		金
		IJ	れたものの人員	人	員	金額
			人	内	人(社)	千円
申告原	听得	导税	3	×	3	23,000
法ノ	人	税	3	×	3	61,000
その	カ	他	_	-	-	-
合		計	6	4	6	84, 000

調査期間 平成16年1月1日から平成16年12月31日

- (注) 1 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
 - 2 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(3) 犯則者違反行為別件数

(0)	70	>/1 L		11300	3/3/3/11/2/2											
	申	告	所	得	税		Ý.	去		人	税		そ		の	他
該当	条項		件		数	該	当条	項	1	件		数	該当条項	1	牛	数
		外			件				外			件		外		件
第 2	38条			-	3	第	159	条		_		×	ほ脱犯規定	-	_	_
第 2	44条			-	_	第	164	条		×		_	両罰規定	<u> </u>	_	_
合	計			-	3	合		計		×		×	合 함	-	_	-

- (注) 1 この表は、「(1)起訴事件数」の「有罪件数」欄の内書を示したものである。
 - 2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。
 - 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

23 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理の状況

				酒						
	区	分	分	ė i			非免	許者	小	計
mi.			酒類等		酒類販				·	
要如(土	F = 2 2 = 4	m1.44.t	外	件	外	件	外	件	外	件
型 理 供 検	年度からの縛			_	_	_	_	_	_	_
横		挙	-	_	_	_	_	_	_	_
数										
処(通		処 分	·	_	_	_	_	_	_	_
理告	☆∫収 税	官吏	_	_	_	_	_	_	_	-
	(~	の他	_	_	_	_	_	_	_	_
濱 不	問	官 の 処 分	-	_	_	_	_	_	_	_
件 通 不	知	処 分	-	_	_	-	_	_	_	-
一个不	告	発	-	_	_	_	_	_	_	_
	分前公司	斥権消滅	_	_	_	_	_	_	_	_
本 年	度未処理	未済件数	-	_	_	_	_	_	_	_
	, , , , <u>, , , , , , , , , , , , , , , </u>									
犯 則	」に 係	る税額	i _	_	_	_	_	_	_	_
		金相当額		_	_	_	_	_	_	_

区分	石	油	ガ ス	税	石	油って		税
	ほ脱犯	秩序犯	111111111111111111111111111111111111111	+	ほ脱犯	秩序犯	地口	-
要	件	件	外	件	件	件	外	件
型 前年度からの繰越処理未済	_	_	_	_	_	_	-	_
型 (単 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	-	_	_	_	_	_	_	_
数								
処(通 告 処 分	_	_	_	_	_	_	_	_
理 告発 そ の 他 済 不 問 処 分	_	_	_	_	_	_	_	-
性 中光 しその 他	_	_	_	_	_	_	_	_
濱 不 問 処 分	-	_	_	_	_	_	_	_
供 無 無 無 先 分 日 年 年 発		_	_	_	_	_	_	-
		_	_	_	_	_	_	_
数 処 分 前 公 訴 権 消 滅	-	_	_	_	_	_	_	-
本年度未処理未済件数	. –	_	_	-	_	_	_	_
犯則に係る税額		_	_	-	_	_	_	_
通告処分罰科金相当額	<u> </u>	-	_	-	_	_	_	_

調査対象 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間における間接国税の犯則事件

¹ 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者 以外の者及び行為者を示す。 2 税関分は含まない。 (注) 1

					税		揮	発	油	税					
犯し	則 者 :	が判しも	明の		計 		ほ脱犯	秩	序犯	計	地	方	道	路	税
外			件	外		15	: 件	:	件	件					件
	-		_	_		_	_		-	_					-
	-		-	_		_	_		-	-					-
	-		-	_		_	_		-	-					-
	-		-	_		_	_		-	-					-
	-		-	_		_	_		-	-					-
	-		_	_		_	_		-	_					-
	-		-	_		_	_		-	-					-
	-		_	_		_	_		-	_					-
	-		_	_		_	_		-	_					-
	-		-	_		_	_		-	-					-
	-		-	_		_	_		-	-					-
	-		-	_		_	_		-	_					_

たりない	ば 秩 序 3		た ば り 税	取引所税	印紙税	航空機 燃料税	電源開発	合	計
ほ脱犯		2 計				燃料祝	促進税		
件	4	中 件	件	件	件	件	件	外	件
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
_	_	_	_	_	_	-	_	_	_
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_

用語の説明 1 通告処分とは、犯則者に対し罰科金に相当する金額、没収品等を納付 すべき旨を通告したものをいう。

- すべき旨を通告したものをいう。 2 通知処分とは、犯則の心証を得なかったものについてその旨を通知し たものをいう。
- 3 不問処分とは、犯則の心証を得たが軽微な犯則事件等で、通知処分又 は告発を行わなかったものをいう。
- 4 収税官吏とは、犯則事件の調査のため、質問、検査、領置、臨検、捜索、差押等を行うことができる国税職員をいう。

(2) 通告処分及び履行状況

			酒			税		
区 分	角 酒類等	· 製造者		者 売業者	非免	許者	1	+
要	外	件		件	外	件	外	件
履「前年度からの繰越履行未済	_	_	_	_	_	_	_	_
行通 告 処 分	_	_	_	_	_	_	_	_
要 履{前年度からの繰越履行未済 行{通 告 処 分 件{ 計	_	_	_	-	_	_	_	_
数								
履 行等 通告、履行による告発 通告、後公訴権消滅 件 通告、者 話 種 行等 計	_	_	_	_	_	_	_	_
質 通 告 後 公 訴 権 消 滅	_	_	_	_	_	_	_	_
一一	_	_	_	_	_	_	_	_
数し計	_	_	_	_	_	_	_	_
本年度末履行未済件数	_	_	_	_	_	_	_	_
		千円		千円		千円		千円
通告履行罰科金相当額	-	_	_	_	_	_	_	_

		7 µ	泪	1	口	厄		税			た	
区分	ほ	脱	犯	秩	序	犯		計		ほ	脱	犯
要 履{前年度からの繰越履行未済 行{通 告 処 分 件{ 計 数			件 - - -			件 - - -			件 - - -			件 - - -
履 行 通告不履行による告発 通告後公訴権消滅 通告履行 数 計			- - -			- - -			- - -			- - -
本年度末履行未済件数 通告履行罰科金相当額			- 千円			- 千円			- 千円			- 千円

調査対象 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間における間接国税の犯則事件

⁽注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者 以外の者及び行為者を示す。 2 税関分は含まない。 用語の説明 不履行とは、通告処分を履行しなかったものをいう。

	揮		発		油	利	Ź		7	石	剂	1	ガ		ス	利	Ź
ほ	脱	犯	秩	序	犯		計	Vã	Į,	脱	犯	秩	序	犯		計	
		件			件		华	1			件			件			件
		_			-		_				_			_			_
		_			-		_				-			_			_
		_			-		_				_			_			_
		_			-		_				_			_			_
		_			-		_				-			_			_
		_			-		_				-			_			_
		_			-		_				-			_			_
		_			-		_				_			_			_
		千円			千円		千円]			千円			千円			千円
		_			-		_				-			-			_

ばこ	税	合	計
秩 序 犯	計		
但	牛	外	件
_	_	_	_
_	_	_	_
_	_	_	
_	_	_	_
_	_	_	_
_	_	_	_
_	_	_	_
_	_	_	_
千円	千円		千円
_	_	_	_

(3) 酒税の違反行為別検挙件数等

						免				i	許			
区		分	酒	類	製 造	者	酒長	1, 1, 7	み 製 i			類 卸	売業	き 者
		•	件数	犯則		税額	件数			 税額	件数	犯則	数量	税額
			件	1	kg	千円	件	1	kg	千円	件	1	kg	千円
第	54	条	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
第	55	条 条	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
第56条			_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	-
第56条	第1	項第2号	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
第56条	第1	項第3号	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
第56条	第1	項第4号	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		項第5号	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		項第6号	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		項第7号	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
第	58	条	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
第	59	条	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
第	60	条 条	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	-
合		計	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
犯則者が	判明	しないもの	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	-	-

- (注) 「(1) 検挙及び処理の状況」のうち酒税について、違反行為の該当条項別に示した ものである。
- (4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙件数

揮	多	Ě	油	税	石	油	石	炭	税	石	油	ガ	・ス	税	た	ľ	ば	ſ	税
該	当	条	項	件数	該	当	条	項	件数	該	当	条	項	件数	該	当	条	項	件数
				件					件					件					件
第27多	を第	1項	第1号	_	第24	条第	1項第	第1号	_	第28	条第	1項	第1号	_	第28	条第	1項	第1号	_
第27多	を第	1項	第2号	_	第24	条第	1項第	第2号	_	第28	条第	1項	第2号	_	第28	条第	1項第	第2号	_
第 28	3 条	第	1号	_	第 2	5条	第	1 号	_	第	29 条	第	1 号	_	第 2	9条	第	1 号	_
第 28	3 条	第	2 号	_	第 2	5条	第	2 号	_	第	29 条	第	2 号	_	第 2	9条	第	2 号	_
第 28	3 条	第	3 号	_	第 2	6条	第	1 号	_	第	29 条	第	3 号	_	第 3	0条	第	1 号	_
第 29	9 条	第	1 号	_	第 2	6条	第	2 号	_	第	30 条	第	1 号	_	第 3	0条	第	2 号	_
第 29	9 条	第	2 号	_	第 2	6条	第	3 号	_	第	30 条	第	2 号	_	第 3	0条	第	3 号	_
第 29	9 条	第	3 号	_	第 2	6条	第	4 号	_	第	30 条	第	3 号	_	第 3	0条	第	4 号	_
第 29	9 条	第	4 号	_						第	30 条	第	4 号	_					
合			計	_	合			計	_	合			計	_	合			計	_

電源開発促	- "-	印 紙 和	兑
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
	件		件
第13条第1項	_	第22条第1項第1号	_
第 14 条 第 1 号	_	第22条第1項第2号	_
第 14 条 第 2 号	_	第 23 条	_
第 14 条 第 3 号	_	第 24 条	_
		第 25 条 第 1 号	_
		第 25 条 第 2 号	_
		第 25 条 第 3 号	_
		第 25 条 第 4 号	_
		第 26 条 第 1 号	_
		第 26 条 第 2 号	_
		. =1	
<u>合計</u>	_	合 計	_

(注) 「(1)検挙及び処理の状況」のうち酒税以外について、違反行為の該当条項別に 示したものである。

者					非	免	許	者		計					うち	
	類小													類に		もの
件数	犯則	数	量	税額	件数	犯則	数量		件数	犯則	数 量	税額	件数	犯則	数量	税額
件			kg	千円	件	1	kg	千円	件	1	kg	千円	件	1	kg	千円
_	_		-	_	-	_	_	_	-	_	_	_	-	_	_	_
_	_		_	-	-	-	_	_	-	-	_	_	_	-	_	-
_	_		-	-	-	_	_	_	-	_	_	_	-	_	_	-
_	_		-	_	-	_	_	_	-	_	_	_	-	_	_	-
_	_		-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
_	_		_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
_	_		-	_	-	_	_	_	-	-	_	_	-	_	_	-
_	_		_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
_	_		-	_	-	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	-
_	_		-	_	-	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	-
_	_		-	-	-	-	_	_	-	-	_	_	-	-	_	-
_	_		-	-	-	_	_	_	-	-	_	_	-	_	_	-
_	_		-	-	_	-	_	_	-	-	_	_	-	-	_	-
_	_		-	_	_	-	_	_	-	-	_	Ī	-	_		-

ĺ	た	ば	-	特	別	税		取	弓		所	税	航	î.	空	機	燃	料	税	批	方	道	路	税
	該	当	 条			件数			<u>,</u> 旨	<u>-</u> 条	,,,,	件数			<u>当</u>	条		<u> </u>	件数	該		<u>条</u>	項	件数
	PZ.		214			件	PZ V			/14		件	F/	•		>14			件	PZ		714		化
	第21	条第	1項	第1	号	_	第	14	条	第	1項	_	第2	(0)	6第	1項	第1	号	_	第15	条第	1項第	91号	_
	第21					_	第				1 号	_					第2		_	第15				
	第		2	条		_	第		条			_	第	21	条	第	1 長	<u>1</u>	_			条 の		_
													第	21	条	第	2 号	7	_					
													第	21	条	第	3 長	<u>1</u> .	_					
	_			=1			_				=1						=1			_			=1	
	台			計	•	_	台	•			計	_		ì			計	•	_	台			計	_

24 税 理 士

税理士登録者数

F	<u> </u>	\triangle	弁護士	公 認	試 験	試 験	資 格	税務	特別試験	合 計
Ŀ	<u> </u>	分	开 唛 工	会計士	合格者	免除者	認定者	代理士	合格者	Д рІ
			人	人	人	人	人	人	人	人
平成	12	年度	7	160	1,092	500	16	14	1, 238	3,027
	13		7	155	1, 105	542	13	12	1, 180	3,014
	14		7	150	1, 116	583	11	10	1, 124	3,001
	15		6	151	1, 111	645	9	6	1,066	2, 994
	16		7	153	1, 120	705	7	6	994	2, 992

調査時点用語の説明

平成17年3月31日

- 1 試験合格者とは、税理士試験の試験科目の最終科目が試験合格による者をいう。
- 2 試験免除者とは、税理士試験の試験科目の最終科目が免除による者をいう。
- 3 資格認定者とは、税理士法施行(昭和26年7月15日)の際、国又は地方公共団体 の職員である者で、税理士試験の合格者と同等以上の学識を有する旨の税理士試験 委員の認定を受けた者をいう。
- 4 税務代理士とは、税務代理士の許可を受けた者をいう。
- 5 特別試験合格者とは、一定の実務経験を有する者に対し行う特別の税理士試験に 合格した者をいう。

付

- 所得税の控除及び税率の変遷
- 法人税の税率の変遷酒類の税率の変遷たばこの税率の変遷

- 5 平成16年度税制改正の要綱

1 所得税の控除及び税率の変遷

-	区 分	平成12年 平成13年 平成14年 平成15年 平成16年									
<u> </u>	基礎控除										
	配	380,000円									
	日上	齢70歳以上の老人控除対象配偶者									
	偶										
		480,000円 同居している特別障害者である控除対象配偶者									
	者										
		730,000円									
	控	同居している特別障害者である老人控除対象配偶者									
	17.	830,000円									
所	除	(控除対象配偶者の所得要件:合計所得金額38万円以下であること)									
		380,000円									
		合計所得金額が1,000万円以下の者について適用する									
	配	配偶者に所得がある場合の控除額の調整									
		控除対象配偶者の場合 配偶者の所得 控 除 額									
		5万円未満 38万円									
	偶	5~10万円未満 33万円									
	il-a	10~15万円未満 28万円									
		15~20万円未満 23万円									
	-1-~	20~25万円未満 18万円									
	者	25~30万円未満 13万円									
		30~35万円未満 8万円									
7日		35~38万円未満 3万円									
得	特	38万円 0円									
	1.3	00/3/1									
		控除対象配偶者以外の 配偶者の所得 控除額									
	m.i	配偶者の場合 38超~40万円未満 38万円									
	別	40~45万円未満 36万円									
		45~50万円未満 31万円									
		50~55万円未満 26万円									
	控										
		55~60万円未満 21万円									
		60~65万円未満 16万円									
	除	65~70万円未満 11万円									
	际	70~75万円未満 6万円									
控		75~76万円未満 3万円									
17		76万円以上 0円									
		380,000円									
	LL	年齢16歳以上23歳未満の特定扶養親族									
	扶	630,000円									
		年齢70歳以上の老人扶養親族									
		480,000円									
	養	ただし、老人扶養親族のうち同居している老親									
	食	580,000円									
		同居している特別障害者である扶養親族									
		730,000円									
	控	同居している特別障害者である特定扶養親族									
l	,	980,000円									
除		同居している特別障害者である老人扶養親族(同居老親等以外の者)									
	_	830,000円									
	除	同居している特別障害者である老人扶養親族(同居老親等)									
		930,000円									
		, · · ·									
		(扶養親族の所得要件:合計所得金額38万円以下であること)									
1											

	区 分	平成12年 平成13年 平成14年 平成15年 平成16年
	障	控除額(障害者、寡婦、寡夫、勤労学生)
	害	270,000円 障害者のうち、特別障害者に該当する場合
	者	
		寡婦のうち、特定の寡婦に該当する場合
	老	350,000円
司丘		老年者控除 500,000円
所	年	(所得要件等)
	者	(1) 障害者
		所得要件なし
	寡	(2) 老年者 その年12月31日において65歳以上で、その年の合計所得金額が1,000万円以下の者
	婦	(3) 寡婦(寡夫)
	•	寡婦とは、次の者(老年者でない者に限る)
		1. 夫と死別・離婚しまだ再婚していない者又は夫が生死不明などの者で、扶養親
	寡	族又は、所得金額の合計額が38万円以下の生計を一にする子(他の者の控除対象配 偶者、扶養親族とされない者に限る)がある者
	夫	2. 夫と死別しまだ再婚していない者又は夫が生死不明などの者で、所得金額の合
得	及	計額(繰越損失控除前)が500万円以下の者
'	び	特定の寡婦とは、前記1に該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、所得
	勤	金額の合計額(繰越損失控除前)が500万円以下の者(老年者でない者に限る) 寡夫とは、妻と死別・離婚しまだ再婚していない者又は妻が生死不明などの者
	労	で、所得金額の合計額が38万円以下の生計を一にする子(他の者の控除対象配偶
	学	者、扶養親族とされない者に限る)があり、かつ、所得金額の合計額(繰越損失控
		除前)が500万円以下の者(老年者でない者に限る)
	生	(4) 勤労学生 勤労学生とは、学生、生徒等のうち、給与所得等の所得金額の合計が65万円以下
	控	で、かつ、自己の勤労所得以外の所得が10万円以下の者
	除	(1) 1/4·4P·4/2/\
	そ	(1) 雑損控除 住宅、家財等の家庭用財産の災害等による損失額のうち、総所得金額等の合計額
控		の10%を超える金額。ただし、災害に直接関連して支出された費用についての控除額
	_	は、総所得金額等の合計額の10%相当額又は5万円のいずれか低い金額を超える金額
	の	(2) 医療費控除 支払った医療費(保険金などで補てんされる金額を除く) のうち、総所得金額等
		スムった医療質 (保険金など (備 にんされる金額を除て) のうら、総別 (骨金額等 の合計額の5%相当額と10万円のいずれか少ない方の金額を超える金額 (最高200万
	他	円)
		(3) 社会保険料控除
	の	支払額の全額 (4) 小規模企業共済等掛金控除
		小規模企業共済掛金(旧第2種共済掛金を除く)及び心身障害者扶養共済制度の掛
		金支払額の全額
除	所	(5) 寄付金控除 国又は地方公共団体に対する寄付金
15/17		社会福祉への貢献、教育の振興等のためにした寄付金
	得	政党その他一定の政治団体又は特別の公職の候補者に対する寄付金等について、寄
		付金の額(所得金額の25%を限度)のうち、1万円を超える部分の金額。
	控	
	,	
	17人	
	除	

	区分	平成12年 平成13年 平成14年 平成15年 平成16年
		(6) 生命保険料控除
所	そ	一般の生命保険料の計の金額(A)を下の算式に当て はめてそのAの金額を基に計算した金額 (最高5万円)
171	Ø	「個人年金保険料の計の金額(B)を下の算式に当ては めてそのBの金額を基に計算した金額
得	他	(最高5万円) 25,000円までの場合 A又はBの金額 (ATXXD) ×1/2 - 12,500円
	の所	25,000円を超え50,000円までの場合(A又はB)×1/2+12,500円50,000円を超える場合(A又はB)×1/4+25,000円
控	得	(7) 損害保険料控除 家屋又は家財について支払った損害保険料、傷害保険料、医療費用保険料等
	控	長期保険料の計の金額(A)(Aの金額が10,000円を 超える場合はA×1/2+5,000円) (最高15,000円)
除	除	(スペス 10,000 + 7) + 「短期保険料の計の金額(B)(Bの金額が2,000円を超
		える場合はB×1/2+1,000円) (最高3,000円)
		(最高限度額15,000円)
税	配	配当所得を上積とし、配当所得以外の所得と合わせた課税総所得金額が1,000万円に達するまでの配当所得の金額について10%、1,000万円を超える部分の金額について5%
	当 控	証券投資信託の収益の分配については5% (課税総所得金額が1,000万円を超えるときは、その超える部分については2.5%)
額	除	ただし、証券投資信託の収益の分配に係る配当所得、株式配当等につき源泉分離 課税を選択した配当所得、少額配当の確定申告不要制度により申告しなかった配当 所得は配当控除の対象とならない。
	外額国控	外国の所得税を課せられた年分の所得税額のうち外国源泉の所得全体に対応する金額を限度として税額控除する。一定額の範囲内で、過去3年以内の控除枠に加え、また過去3年以内の控除未済額は当年で控除することを認める。
控	税 除	
	住へ特	新築又は既存の居住用家屋の取得等をして、6カ月以内に居住の用に供した場合の その住宅に係る借入金残高及び一定の増改築に係る借入金残高等を対象として算出
		した額を所得税額から控除する。
除	借得大控	(年間の所得要件) 5,000万円以下
1547		(控除期間)
	金等除	15年間 10年間 10年間
	政金党特別	いう) に対する献金 (特定寄付金と合わせて所得金額の25%を限度) については、 寄付金控除に代えて、次のいずれか少ない方の金額の税額控除を選択することがで
	寄 控 付 除	
の	特	(1) 退職所得 勤続年数1年につき、勤続年数20年まで40万円、20年超70万円を乗じた金額(最低限度額80万円、障害者になったことにより退職する場合はさらに100万円加算)を収
	別	入金額から控除し、その控除後の金額の2分の1相当額を課税所得とし、分離課税する。
他	控除	(2) 山林所得 収入金額から植林費等の必要経費を控除した残額から50万円を控除し、五分五乗 により分離課税する。
	1241	

	区 分	平成 12 年 平成 13 年 平成 14 年 平成 15 年 平成 16 年				
		(3) 譲渡所得				
	特	① 総合課税 譲渡益から50万円を控除し、その残額のうち、長期譲渡所得に係る部分の金額の				
	村	2分の1に相当する金額と短期譲渡所得に係る部分の金額との合計額を総所得金額				
	別	に算入する。				
	/3.3	② 分離課税 - ************************************				
	控	譲渡所得のうち、土地・建物等の譲渡については、譲渡益から一定の 控除額を控除して分離課税する。				
そ		(4) 一時所得				
	除	収入金額からその収入を得るために支出した金額と特別控除額50万円とを控除				
	 給	し、その金額の2分の1に相当する金額を総所得金額に算入する。 収入金額が180万円以下の場合 収入金額×40%				
	与	(65万円に満たない場合は65万円)				
	所	収入金額が180万円を超え360万円以下の場合 収入金額×30%+18万円				
	得 控	収入金額が360万円を超え660万円以下の場合 収入金額×20%+54万円 収入金額が660万円を超え1,000万円以下の場合 収入金額×10%+120万円				
	除	収入金額が1,000万円超の場合 収入金額×5%+170万円				
	給者支					
	与の出所特控					
	得定除					
0)	東青	青色事業専従者給与 青色事業専従者給与額のうち、届けた金額の範囲内で労働の提供の程度等からみ				
		て労働の対伍しして担当があるします。				
	色 従 由	白色事業専従者控除				
	T - T	500,000円[最高限度:事業所得等の金額/(1+事業専従者の数)]				
	者 :	配偶者の場合 860,000円[最高限度:事業所得等の金額/(1+事業専従者の数)]				
	特	青色申告特別控除				
	控 別	事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、帳簿書類を備え付けてこれらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者				
	控	(7) くこれらの所得に依る取りを正規の海記の原則に使い記録している有 550,000円				
	除除	(450, 000円)				
	$\overline{}$	上記以外の青色申告者 100,000円 定額控除と定率控除の合計				
他	公	定額控除				
'	的	1,000,000円 (65歳未満の者500,000円)				
	年	定率控除 定額控除後の年金収入が				
	金	足額控除後の中金収入が 360万円以下の場合 定額控除後の金額×25%				
	等 控	720万円以下の場合 (定額控除後の金額-360万円)×15%+ 90万円				
	控 除	720万円を超える場合 (定額控除後の金額-720万円)×5%+144万円 最低控除額				
L	[51)	取囚程所領 1,400,000円 (65歳未満の者700,000円)				
	税	330万円以下 10%				
	1)4	10%				
		330万円超 900万円以下				
		20%				
		900万円超 1,800万円以下				
	率	30%				
		37%				

2 法人税の税率の変遷

_		,				77代学77多		
-	<u> </u>	<u>5</u>		62. 4. 1以降終了	平元. 4. 1以降開始	2. 4. 1以降開始	10. 4. 1以降開始	11. 4. 1以降開始
各事	普	基本	留保分配	42%	40%	37.5%	34.5%	30%
業	,玄	税率	配当分	32%	35%	31.0%	J4.J/0	30/0
年	进		所		年 8 (N F	
度		軽	得		+ 0 () 0 万 円	以下	
	法	減	区分郊		(資本金	£1億円以下の法人	(のみ)	
所		税	保	30%	29%	200/	950/	990/
得		√	<u>分</u> 配			28%	25%	22%
に	人	率	当分	24%	26%			
対	Ī	協司	留保へ	27%	27% 一定の協同組合等の 所得10億円超分30%	27%	25%	22%
す		且	<u>分</u> 配		月1910周月起万30%	 一定の協同組合等の	一定の協同組合等の	一定の協同組合等の
る	선	全	当分	22%	25%			所得10億円超分26%
税	公	益法	六		0.70		0.5%	0.00
率		等			27%		25%	22%
清		積						
算		立	成		非	課	税	
月月		金	るが	/ 1 + /	\.2.と ┣∀∀☆ワ /\)ァ 〜)	、一は特殊では	ムトナッチュロヴィギ	チャン
後		から	部分	(槓工分	会から成る部分につい	へくは 有界	対する法人祝を課	(5/CV)
は文す	こ 寸	その	普通法人	解散又は合併	35.2% 元.4.1以降の 解散又は合併 か ら 適 用		30.7%	27.1%
る形容	兑	他	励同組 4		24.8% 62.4.1以降の 解散又は合併 から適用		23.1%	20.5%
同		資ス		<i>\/</i>		5 + * F F 1 • • • • •)	a a A det
族		基	準	資本金の	25%相当額からその	り事業牛皮末の利	益槓立金額を控除	にた金額
会社	在主		得					
の の	恨计					35%		
留	金	基定	準額					
保	に		谼			年1,500万円		
金四	対ユ	基	準					
及び	する				留保取得金額から」			した金額
	の税			年	3,000万円 3,000万円	以下 超	10% 15%	
	率			年年	3,000万円 1億円	超超	20%	
退等に	職種対	年立する率	金る	·	美務等を行う法人の違			非課税

3 酒類の税率の変遷

×	分	昭和59.	5. 1以降	平成元. 4. 1以降	平4. 4. 1以降	平6. 5. 1以降
	elde dere	従量税	従価税	従量税 従価税廃止		
清	特 級 (15度)	570,600円/kl	税率 150/100 (非課税限度額あり)	(級別の廃止)		
酒	一 級 (15度)	279,500円/kl	-	184,300円/kl	133,700円/kl	140,500円/kl
	二 級 (15度)	107,900円/kl	-	117,000円/kl		
ŀ	ビール	239,100円/kl	_	208,400円/k	·l	222,000円/kl

	区	分	平成元.4.1以降	平成6.5.1以前	平成9.10.1以降	平成10.5.1以降	平成10.10.1以降
ウイ	'スキー類	(40度)	982,30	00円/kl	551,000円/kl	409,00	00円/kl
しょう	甲類	(25度)	119,800円/kl	155,700円/kl	201,900円/kl	248,10	00円/kl
ちゅう	乙類	(25度)	70,800円/kl	102,100円/kl	150,70	0円/kl	199,400円/kl

	区	分	平成12.10.1以降
しょう	甲類	(25度)	248,100円/kl
ちゅう	乙類	(25度)	

(注) WTOの勧告に基づく税率の改正を、平成9年10月1日から段階的に実施

4 たばこの税率の変遷

×	₹			分	平成元. 4. 1以降	平成10.12.1以降	平成11.5.1以降	平成15.7.1以降
紙	巻た	ば	ک	1,000本につき	3,126円	3,946円	3,536円	3,946円
パイプた	ばこ・	葉巻	たばこ	1,000g につき	3,126円	3,946円	3,536円	3,946円
刻みたばこ、カ	かみ用及びた	かぎ用の	製造たばこ	1,000g につき	1,563円	1,973円	1,768円	1,973円
旧3級	品の細	巻た	ばこ	1,000本につき	1,484円	1,873円	1,678円	1,873円

(注) 平成10年12月1日たばこ特別税施行

平成 16 年度税制改正の要綱

平成16年1月16日 閣 議 決 定

最近の社会経済情勢及び財政状況を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、住宅・土地税制、中小企業関連税制、金融・証券税制、法人税制、国際課税等について適切な措置を講ずるとともに、年金税制について、年金制度改革に資する観点をも踏まえつつ、世代間及び世代内の公平を確保するための見直しを行う。併せて、地方分権を推進する観点から所要の措置を講ずる。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

一 住宅・土地税制

1 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除 平成 16 年から平成 20 年までに居住の用に供した場合の控除期間、住宅借入金等の 年末残高の限度額及び控除率を次のとおりとする。

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高	適用年・控除率		
平成 16 年	10 年間	5,000 万円以下の部分	1年目から10年目まで 1%		
平成 17 年	同上	4,000 万円以下の部分	・1年目から8年目まで 1%		
	同上	4,000 万百以下の部分 	・9年目及び10年目 0.5%		
平成 18 年	同上	3,000 万円以下の部分	・1年目から7年目まで 1%		
	H] _T.	3,000万百岁下95时分	・8年目から10年目まで 0.5%		
平成 19 年	同上	2,500 万円以下の部分	・1年目から6年目まで 1%		
	同上	2,500 万百以下の部分	・7年目から10年目まで 0.5%		
平成 20 年	同上	9 000 天田以下の郊八	・1年目から6年目まで 1%		
	11]	2,000 万円以下の部分	7年目から10年目まで 0.5%		

- 2 特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除について、その個人が譲渡資産の譲渡をした年の一定の日において当該譲渡資産の取得に係る一定の住宅借入金等の残高を有することとする要件を除外した上、その適用期限を3年延長する。
 - (注) この特例については、譲渡資産に係る譲渡損失の金額があるときは、当該譲渡 資産の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年以降の繰越しを認める。また、 純損失の繰越控除制度及び純損失の繰戻し還付制度の純損失の金額には、当該譲 渡資産に係る譲渡損失の金額を含めないものとする。
- 3 特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の創設

個人が、平成16年1月1日から平成18年12月31日までの間にその有する家屋又は土地等でその年1月1日において所有期間が5年を超えるものの当該個人の居住の用に供しているもの(以下「譲渡資産」という。)の譲渡(親族等に対するものを除く。)をした場合(当該個人が当該譲渡に係る契約を締結した日の前日において当該譲渡資産に係る一定の住宅借入金等の金額を有する場合に限る。)において、当該譲渡の日の属する年に当該譲渡資産に係る譲渡損失の金額があるときは、一定の要件の下で、その譲渡損失の金額についてその年の翌年以後3年内の各年分(合計所得金額が3,000万円以下である年分に限る。)の総所得金額等からの繰越控除を認める。

- (注1) 「譲渡資産に係る譲渡損失の金額」とは、譲渡資産に係る譲渡所得の金額の 計算上生じた損失の金額(当該譲渡資産に係る一定の住宅借入金等の金額から 当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とする。) のうち損益通 算をしてもなお控除しきれない部分の金額をいう。
- (注2) この特例については、譲渡資産に係る譲渡損失の金額があるときは、当該譲渡資産の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年以降の繰越しを認める。 また、純損失の繰越控除制度及び純損失の繰戻し還付制度の純損失の金額には、 当該譲渡資産に係る譲渡損失の金額を含めないものとする。
- 4 特定の居住用財産の買換え等及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を3年延長する。
- 5 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の適用期限を2年延 長する。
- 6 土地、建物等の長期譲渡所得の課税の特例
 - (1) 長期譲渡所得の課税の特例について、土地、建物等を譲渡した場合の税率軽減の特例を廃止し、次のように税率を引き下げる。

(現 行(特例措置))

(改正案)

特別控除後の譲渡益 20% 特別控除後の譲渡益 15%

- (注)上記の改正は、平成 16 年 1 月 1 日以後に行う土地、建物等の譲渡について 適用する。
- (2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 について、次の措置を講じた上、その適用期限を5年延長する。
 - ① 次のように税率を引き下げる。

(現 行)

(改正案)

- ② 収用交換等により代替資産等を取得した場合の課税の特例、換地処分等に伴い 資産を取得した場合の課税の特例その他の課税の繰延べ措置並びに収用交換等の 5,000 万円特別控除、特定土地区画整理事業等のための 2,000 万円特別控除、特 定住宅地造成事業等のための 1,500 万円特別控除、農地保有合理化等のための 800 万円特別控除及び居住用財産の 3,000 万円特別控除を適用した場合には、こ の軽減税率の特例は適用しない。
 - (注)上記①及び②の改正は、平成16年1月1日以後に行う土地、建物等の譲渡 について適用する。
- (3) 長期譲渡所得の100万円特別控除を廃止する。
 - (注)上記の改正は、平成16年分以後の所得税について適用する。

7 土地、建物等の短期譲渡所得の課税の特例 短期譲渡所得の課税の特例について、次のように税率を引き下げる。

(現 行)

(改 正 案)

ただし、国等に対する譲渡につい

譲渡益の 30%相当額

ては、次の税額による。

次の税額による。

次のいずれか多い方の税額による。

イ 譲渡益の40%相当額

ロ 全額総合課税をした場合の上積税額 の 110%相当額

ただし、国等に対する譲渡については、 (・ 譲渡益の 15%相当額 次のいずれか多い方の税額による。

イ 譲渡益の20%相当額

- ロ 全額総合課税をした場合の上積税額
- (注)上記の改正は、平成16年1月1日以後に行う土地、建物等の譲渡について適用する。
- 8 土地、建物等の長期譲渡所得の金額又は短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の 金額については、土地、建物等の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年以降の 繰越しを認めない。
 - (注)上記の改正は、平成16年分以後の所得税について適用する。
- 9 短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用停止措置の期限を5年延長する。
- 10 特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円特別控除の 適用期限を3年延長する。
- 11 法人の土地譲渡益(一般・短期)に対する追加課税制度について、適用停止措置の期限を5年延長する。なお、一般の土地譲渡益に対する追加課税の適用除外措置(優良住宅地等のための譲渡等に係る適用除外)の適用期限も5年延長する。
- 12 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、長期所有の土地、建物等から 国内にある土地、建物、機械装置等への買換えの適用期限を3年延長する。
- 13 密集市街地における防災街区整備事業等に資するため、以下の措置を講ずる。
 - (1) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等について、次の措置を講ずる。
 - ① 適用対象に、防災街区整備事業を行う施行者に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(一定の土地等の譲渡に該当するものを除く。)を加える。
 - ② 適用対象となる防災街区整備推進機構の行う土地の先行取得業務の範囲に、特定防災街区整備地区内の土地及び防災都市施設の整備の用に供するために必要な土地の取得等の業務を加える。
 - (2) 収用等の場合の 5,000 万円特別控除等の適用対象に、次の場合を加える。
 - ① 資産につき防災街区整備事業が施行された場合において、明渡しに伴う一定の 損失補償金を取得したとき又はその資産に係る権利変換により過小床不交付によって防災施設建築物の一部等が与えられないこと等に伴い一定の補償金を取得し たとき若しくは防災施設建築物の一部等が与えられたとき等に交付される清算金 を取得したとき
 - ② 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第285条において準用する都市計画法第52条の4第1項の規定に基づき、施行予定者が定められてい

る防災都市計画施設の区域内の土地等が施行予定者に対する買取請求により買い 取られ対価を取得する場合

- (3) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の適用対象に、防災街区整備事業が施行された場合においてその資産に係る権利変換により防災施設建築物の一部を取得する権利等を取得したときを加える。
- (4) 特定土地区画整理事業等のための 2,000 万円特別控除の適用対象に、次の場合を加える。
 - ① 地方公共団体等が防災街区整備事業として行う公共施設の整備改善等に関する 事業の用に供するため当該地方公共団体等に土地等が買い取られる場合
 - ② 都市計画法第 56 条第1項の規定に基づき、防災街区整備事業の事業予定地の 土地等が、当該防災街区整備事業の事業認可前に設立された防災街区整備事業組 合に買い取られる場合
- (5) 特定住宅地造成事業等のための 1,500 万円特別控除の適用対象となる地方公共団体等が防災街区としての整備のために行う公共施設の整備等に関する事業の範囲に、特定防災街区整備地区内において行われる公共施設の整備等に関する事業を加える。
- (6) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、防災再開発促進地区内における防災街区整備権利移転等促進計画に基づく買換えを防災再開発促進地区内における防災街区整備事業に関する都市計画に基づく買換えに改組する。
- (7) 防災街区整備事業の施行のため必要な土地又は建物に関する一定の登記について 登録免許税を非課税とする措置を講ずる。
- (8) 防災街区整備事業組合が作成する文書について印紙税を非課税とする措置を講ずる。
- 14 農地等についての相続税の納税猶予の特例の改正に伴う賃貸住宅用地等への転用に 係る経過措置について、適用対象者を見直した上、その適用期限を3年延長する。

二 中小企業関連税制

- 1 上場株式等以外の株式等を譲渡した場合における株式等に係る譲渡所得等の金額に 対する税率を15%(現行20%)に引き下げる。
 - (注)上記の改正は、平成 16 年1月1日以後に行う株式等の譲渡による所得について適用する。
- 2 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例(いわゆるエンジェル税制)について、次の措置を講ずる。
 - (1) 特定中小会社の範囲の拡大 適用対象となる特定中小会社の範囲に、次に掲げる株式会社を加える。
 - ① 内国法人のうち、その設立の日以後 10 年を経過していない中小企業者に該当するもので、投資事業組合契約に従って投資事業有限責任組合を通じて投資される等一定の要件を満たす株式会社
 - ② 内国法人のうち、その設立の日以後 10 年を経過していない中小企業者に該当するもので、証券業協会がその定める規則に従って指定をした銘柄(グリーンシート・エマージング区分)の株式を発行する等一定の要件を満たす株式会社
 - (注)上記①及び②の改正は、平成 16 年4月1日以後に払込みにより取得する株式について適用する。
 - (2) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例の対象となる特定株式の譲渡期間等の要件緩和

- ① 上場等の日以後における譲渡については、譲渡の日において同日前3年超所有し、かつ、上場等の日以後3年内の譲渡(現行:上場等の日において同日前3年超所有し、かつ、上場等の日以後3年内の譲渡)をした場合をこの特例の対象とする。
- ② 上場等の目前の譲渡については、譲渡の日において同目前3年超所有し、かつ、一定の要件を満たした特定株式の譲渡をした場合をこの特例の対象に追加する。
 - (注)上記①及び②の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に行う特定中小会社の特定株式の譲渡について適用する。
- 3 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例について、対象となる特定 同族会社株式等の価額の上限を10億円(現行3億円)に引き上げる。
 - (注)上記の改正は、平成 16 年1月1日以後に相続又は遺贈(相続時精算課税に係る贈与を含む。)により取得する財産に係る相続税について適用する。
- 4 相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例 の創設

相続又は遺贈による財産の取得をした個人でその相続又は遺贈につき相続税があるものが、その相続の開始があった日の翌日からその相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までの間にその相続税額に係る課税価格の計算の基礎に算入された上場株式等以外の株式(以下「非上場株式」という。)を当該非上場株式の発行会社に譲渡した場合について、次の措置を講ずる。

- (1) 当該非上場株式の譲渡の対価として当該発行会社から交付を受けた金銭の額が当該発行会社の資本等の金額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、みなし配当課税を行わない。
- (2) 上記(1)の適用を受ける金額について、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を適用する。
- (注)上記(1)及び(2)の改正は、平成16年4月1日以後の相続等により取得した非上場株式を同日以後に譲渡する場合について適用する。
- 5 欠損金の繰戻し還付の不適用制度について、中小企業者の設立後5年間に生じた欠損金額及び中小企業経営革新支援法の承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う中小企業者の欠損金額に係る適用除外措置の適用期限を2年延長する。
- 6 中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度の適用期限を2年(中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に係る措置にあっては、平成17年4月13日まで)延長する。

三 金融・証券税制

- 1 公募株式投資信託の受益証券を譲渡した場合における譲渡所得等の金額について、 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の優遇税率 (7%)を適用する。
 - (注)上記の改正は、平成 16 年1月1日以後に行う公募株式投資信託の受益証券の 譲渡による所得について適用する。
- 2 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等
 - (1) 特定口座内保管上場株式等の範囲に、公募株式投資信託の受益証券を加える。
 - (注)上記の改正は、平成 16 年4月1日以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡 について適用する。なお、外国投資信託以外の公募株式投資信託については、 同年10月1日以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用する。

- (2) 特定口座の取扱者の範囲に、銀行、協同組織金融機関又は登録金融機関を加える。 (注)上記の改正は、平成 16 年4月1日以後に設定される特定口座について適用 する。
- 3 公募株式投資信託の受益証券の譲渡による損失について、上場株式等に係る譲渡損 失の繰越控除の対象とする。
- 4 公募株式投資信託の受益証券の販売をする証券業者、銀行、協同組織金融機関、登録金融機関又は投資信託委託業者(以下「証券業者等」という。)が、顧客からの買取請求により公募株式投資信託の受益証券を買い取った場合において、当該受益証券が、その設定(追加設定を含む。)の際に当該顧客に取得され、その取得の時から社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の方法により管理されているときは、当該証券業者等が当該受益証券の買取りをした日又は同日の翌営業日の当該公募株式投資信託の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配のうち当該顧客が所有していた期間に対応する部分については、一定の要件の下で、源泉徴収を行わないこととする。
 - (注)上記の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に買い取った公募株式投資信託の終了 又は一部の解約について適用する。
- 5 特定口座を開設する居住者等が出国をする場合において、その特定口座での上場株 式等の出入れを行わないことその他一定の要件の下で、その者の帰国後にその特定口 座の継続適用を認める。
 - (注)上記の改正は、平成16年4月1日以後に出国をする場合について適用する。
- 6 上場株式等以外の株式等を譲渡した場合における株式等に係る譲渡所得等の金額に 対する税率を15%(現行20%)に引き下げる。(再掲)
 - (注)上記の改正は、平成 16 年1月1日以後に行う株式等の譲渡による所得について適用する。
- 7 勤労者財産形成住宅(年金)貯蓄非課税制度について、次の措置を講ずる。
 - (1) 転職者等の非課税継続適用期間を2年(現行1年)に延長する。
 - (注)上記の改正は、平成 16 年4月1日以後に離職等をした場合について適用する。
 - (2) 公社債投資信託以外の公募証券投資信託に係る財形住宅(年金) 非課税貯蓄契約 につき目的外払出しをした場合における遡及課税について、上場株式等の配当等に 係る優遇税率は適用しないものとする。
 - (注)上記の改正は、平成 16 年4月1日以後に目的外払出しの事実が生じた場合について適用する。
- 8 償還差益に対する発行時源泉徴収免除の特例について、次の措置を講ずる。
 - (1) 適用対象となる短期公社債の範囲に、外国法人が発行する振替外債で短期外債 (いわゆる電子CP) に該当するものを加える。
 - (2) 短期社債及び短期外債の譲渡及び償還等に係る支払調書制度等を整備する。
 - (注) 上記(1)の改正は、平成 16 年4月1日以後に発行される短期外債について適用する。また、上記(2)の改正は、平成 18 年4月1日以後に発行される短期社債及び短期外債について適用する。
 - (3) 適用対象となる特定振替記載等がされる特定短期公社債の範囲に、適格外国仲介業者により開設された口座において振替記載等がされる割引短期国債等を加えるとともに、譲渡に係る支払調書制度及び各人別帳簿制度の整備等を行う。
 - (注)上記の改正は、平成16年4月1日以後の振替記載等について適用する。

四 法人税制

- 1 欠損金の繰越控除制度等について、次のとおり見直しを行う。
- (1) 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越期間及び連結欠損金の繰越期間を7年(現行5年)に延長する。
 - (注)上記の改正は、平成 13 年4月1日以後に開始した事業年度において生じた 欠損金額について適用する。
- (2) 帳簿書類の保存期間(現行5年又は7年)について、現行5年とされている帳簿 書類の保存期間を7年に延長する。
 - (注)上記の改正は、平成 13 年4月1日以後に開始した事業年度に係る帳簿書類 について適用する。
- (3) 法人税に係る更正の期間制限について、次のとおり見直しを行う。
 - ① 欠損金額に係る更正の期間制限を7年(現行5年)に延長する。
 - ② 脱税以外の場合の過少申告に係る更正の期間制限を5年(現行3年)に延長する。
 - (注)上記の改正のうち、①の改正は平成 13 年4月1日以後に開始した事業年度において生じた欠損金額について適用し、②の改正は平成 16 年4月1日以後に法定申告期限等が到来する法人税について適用する。
- 2 連結納税制度を選択した法人に対する付加税(いわゆる連結付加税)は、適用期限 の到来をもって廃止する。
- 3 資産整理に伴う私財提供等があった場合の欠損金の損金算入制度について、繰越欠 損金額から資本積立金額を控除しないこととする。

五 国際課税

- 1 日米租税条約の改正に関連して、次の措置を講ずる。
 - (1) 両国で課税上の取扱いが異なる事業体への条約の適用に関する措置 日米新租税条約(以下「新条約」という。)において、両国で課税上の取扱いが 異なる事業体に対する条約の適用に関する規定が設けられたことを受けて、そのよ うな事業体に対する条約の規定に基づくわが国の課税の取扱いを明確化するための 措置を講ずる。
 - (2) 特典制限条項の適用に関する措置
 - 新条約において、条約相手国以外の国の居住者による条約の濫用を防止するため、 所定の要件を満たした条約相手国の居住者に対してのみ条約の特典を付与する規定 (特典制限条項)が設けられたことを受けて、次の措置を講ずる。
 - ① 特典制限条項のある条約の適用を受けようとする場合には、特典制限条項に関する事項等を記載した条約届出書にこれらに関する書類等を添付して、税務署長に提出するものとする。
 - ② 特典制限条項のある条約に定められた適格性に関する権限ある当局の認定を受けようとする場合には、認定に係る要件に関する事項等を記載した申請書にその要件に関する書類等を添付して、国税庁長官に提出するものとする。
 - ③ その他条約の適用手続について、所要の措置を講ずる。

- (3) その他の所得条項で規定する独立企業間価格超過額の取扱いに関する措置 新条約において、その他の所得の金額が独立企業間価格を超えるときにおける限 度税率による課税規定が設けられたことを受けて、このような場合に限度税率によ り課税を行うために必要な規定の整備を行う。
- (4) 新条約適用開始後における旧条約適用に関する経過措置 新条約において、新条約が適用される租税に関し、1年間に限り、旧条約の選択 適用を認める規定が設けられたことを受けて、新条約の適用開始後においてもなお 旧条約の適用を受けるために必要な規定の整備を行う。
- (5) 移転価格税制に係る独立企業間価格の算定方法の整備 新条約において、両国間で、移転価格課税事案についてOECD移転価格ガイド ラインに従ってその問題解決を図ることとされたことに併せて、移転価格税制に係 る独立企業間価格の算定方法に、OECD移転価格ガイドラインにおいて認められ ている取引単位営業利益法を追加する。

(日米租税条約の改正に関連する措置の詳細については、別紙のとおり。)

- 2 国内に恒久的施設を有する非居住者・外国法人の受ける一定の国内源泉所得に係る 源泉徴収の免除手続を、証明書の提出方式から証明書の提示方式に改める。これに伴 い、外国銀行等の受ける貸付金の利子に係る課税の特例を廃止する。
 - (注)上記の改正は、平成 16 年 7 月 1 日以後に支払を受けるべき国内源泉所得について適用する。
- 3 国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例(いわゆる過少資本税制)について、 その適用要件として3倍基準に代えて類似法人基準を用いる場合には、類似法人の過 去3年内のいずれかの事業年度の総負債の純資産に対する比率を用いることができる ものとする。
 - (注)上記の改正は、平成16年4月1日以後に終了する事業年度について適用する。
- 4 償還差益に対する発行時源泉徴収免除の特例について、適用対象となる特定振替記載等がされる特定短期公社債の範囲に、適格外国仲介業者により開設された口座において振替記載等がされる割引短期国債等を加えるとともに、譲渡に係る支払調書制度及び各人別帳簿制度の整備等を行う。(再掲)
 - (注)上記の改正は、平成16年4月1日以後の振替記載等について適用する。
- 5 民間国外債等の利子及び発行差金の課税の特例の適用期限を2年延長する。
- 6 特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の課税の特例の適用期限を 2年延長する。
- 7 外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例の適用期限を2年延長する。

六 年金税制

- 1 公的年金等控除及び老年者控除
 - (1) 公的年金等控除のうち、年齢 65 歳以上の者に対して上乗せされている措置を廃止する。
 - (2) 老年者控除を廃止する。
 - (3) 老年者特別加算として年齢 65 歳以上の者の公的年金等控除の最低保障額を 50 万円加算し、120 万円とする特例措置を講ずる。
 - (注)上記(1)から(3)までの改正は、平成17年分以後の所得税について適用する。
- 2 公的年金等に係る源泉徴収

- (1) 上記1の改正に伴い、特定公的年金等に係る源泉徴収について、特定公的年金等の支払額からの控除額等の見直しを行う。
 - (注)上記の改正は、平成 17 年1月1日以後に支払うべき公的年金等について適用する。
- (2) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則の規定による特例年金に係る源泉徴収の方法の整備を図る。
 - (注)上記の改正は、平成 16 年 6 月 1 日以後に支払うべき公的年金等について適用する。
- 3 確定拠出年金制度
 - (1) 確定拠出年金の拠出限度額について、次のとおり引き上げる。
 - ① 企業型 (現 行) (改正案) イ 他の企業年金がない場合 月額3.6万円 月額4.6万円 ロ 他の企業年金がある場合 月額1.8万円 月額2.3万円
 - ② 個人型
 - ・ 企業年金がない場合 月額1.5万円 月額1.8万円
 - (2) 少額資産の場合の中途引出し要件の緩和を図る。

七 地方分権の推進

国と地方のいわゆる三位一体改革の一環として、平成18年度までに所得税から個人住 民税への本格的な税源移譲を実施することとし、それまでの間の暫定措置として、平成 16年度において所得譲与税(仮称)を創設し、所得税の税収の一部を地方へ譲与する。 所得譲与税による平成 16 年度の税源移譲額は 4,249 億円とし、人口を基準として都

八 その他

1 社会経済情勢の変化への対応

道府県及び市区町村へ譲与する。

- (1) 公害防止用設備の特別償却制度について、次のとおり見直しを行う。
 - ① 一般公害防止用設備について、対象設備から産業廃棄物処理用設備のうち鋳物 廃砂処理装置を除外した上、適用期限を1年又は2年延長する。
 - ② 家畜排せつ物処理・保管用施設について、対象者を家畜排せつ物の管理の適正 化及び利用の促進に関する法律の規定による指導及び助言を受けていないこと等 の要件を満たす者とした上、その適用期限を平成18年3月31日まで延長する。
 - ③ 脱特定物質対応型設備について、冷凍冷蔵関連装置のうち冷凍陳列棚の品温要件を緩和するほか、対象設備を見直した上、その適用期限を2年延長する。
- (2) 特定地域における工業用機械等の特別償却制度における奄美群島に係る措置について、対象事業に農林水産物又は農林水産物の加工品を店舗において販売する事業を加えるとともに、対象事業からソフトウエア業を除外した上、その適用期限を2年延長する。
- (3) 特定再開発建築物等の割増償却制度における雨水貯留・利用浸透施設に係る措置 について、特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域における対象施設の範囲を見直した上、その適用要件を緩和する。
- (4) 保険会社等の異常危険準備金制度について、次のとおり見直しを行う。
 - ① 対象となる共済に地震災害を保障する火災共済を加える。

- ② 火災保険等及び火災共済に係る積立率の特例の適用期限を3年延長する。
- (5) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例について、対象となる負担金に米 穀安定供給確保支援機構が行う集荷円滑化対策業務に係る負担金を加えるほか、高 度な技術を開発し又は利用する工業の開発に資するための業務に係る負担金を除外 する。
- (6) 銀行持株会社等の受取配当等の益金不算入等の特例について、対象となる銀行持株会社等と発行金融機関等との関係を見直した上、その適用期限を2年延長する。
- (7) 受取配当等の益金不算入制度について、損害保険会社の積立勘定(その運用財産が株式等でないものに限る。)から支払われる利子を負債利子控除の対象から除外する措置を5年間の租税特別措置として創設する。
- (8) 不動産投資法人が特定目的会社の特定資産を取得するためその特定目的会社が発行する優先出資証券のすべてを取得した場合には、一定の要件の下、その優先出資証券について、不動産投資法人の支払配当の損金算入要件である他の法人の発行済株式又は出資の総数の100分の50以上を有していないこととの要件を適用しないこととするとともに、その取得した優先出資証券に係る利益の配当について不動産投資法人で課税する。
- (9) 産業活力再生特別措置法の認定事業再構築計画等に基づき行う登記に対する登録 免許税の税率の軽減措置について、その適用対象に、預金保険法第 102 条第 1 項第 1 号の措置を行うべき旨の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による銀行等 が発行する株式の引受けに伴い、銀行等が資本の増加の登記を受ける場合を加える。
- (10) 特定の輸入石油製品等に係る石油石炭税の免税措置について、対象範囲につき輸入石油化学製品製造用灯油及び軽油を加える等の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
- (II) 国産石油化学製品製造用揮発油に係る石油石炭税の還付措置について、対象範囲 に国産石油化学製品製造用灯油及び軽油を加えた上、その適用期限を2年延長する。 その他の租税特別措置の改正
 - 租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、次の措置を講ずる。
- (1) 廃止
 - 次に掲げる特別措置を廃止する。
 - ① 特定余暇利用施設の特別償却
 - ② 特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却
 - ③ 農村地域工業等導入地区における工業用機械等の特別償却
 - ④ 産業活力再生特別措置法、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法及び中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に係る欠損金の 繰越期間の特例
 - ⑤ 国有農地等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減
 - ⑥ 特定の公共的建設事業の用に供する土地を取得した場合の所有権の保存登記に 対する登録免許税の税率の軽減
 - ⑦ 沖縄特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率 の特例
- (2) 縮減等
 - ① 税額控除等

- イ 増加試験研究費等の特別税額控除制度について、対象となる試験研究費の範囲から中小企業経営革新支援法の組合等又は特定組合等(沖縄振興特別措置法の特定組合等を除く。)に対する負担金を除外する。
- ロ エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、対象設備を見直した上、 その適用期限を2年延長する。
- ハ 中小企業投資促進税制について、器具備品の取得価額の最低限度を 120 万円 (現行 100 万円) に、リース費用総額の最低限度を 160 万円(現行 140 万円) に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。
- ニ 中小企業等基盤強化税制について、飲食店業を営む法人の対象設備の見直し を行う。
- ホ 漁業協同組合等の留保所得の特別控除制度について、対象法人から出資総額 1億円超の法人を除外する。

② 特別償却

- イ 電線類地中化設備の特別償却制度について、対象設備を見直した上、その適 用期限を2年延長する。
- ロ 航空機の特別償却制度について、最大離陸重量が 140 トン未満の航空機を除 外するとともに、償却割合を 100 分の 5 (現行 100 分の 8) に引き下げた上、 その適用期限を 2 年延長する。
- ハ 特定中核的民間施設等の特別償却制度について、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に係る措置の建物等の償却割合を100分の7(現行100分の8)に引き下げる。
- ニ 商業施設等の特別償却制度について、中心市街地における市街地の整備改善 及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の認定特定事業者に係る措置を 除外した上、その適用期限を2年延長する。
- ホ 再商品化設備等の特別償却制度について、特定家庭用機器廃棄物再生処理装置等を除外するとともに、食品循環資源再生利用設備につき基準取得価額要件 (取得価額の 100 分の 75 相当額)を設けた上、その適用期限を2年延長する。
- へ 公共交通機関に係る障害者対応設備等の特別償却制度について、タクシーに 係る基準取得価額を取得価額の 100 分の 20 相当額(現行 100 分の 25 相当額) に引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。
- ト 農業経営改善計画等を実施する者の機械等の割増償却制度について、林業経 営改善計画に係る措置を除外した上、共同改善計画に係る措置の適用期限を2 年延長する。
- チ 優良賃貸住宅等の割増償却制度について、対象となる賃貸住宅から都心共同 住宅を除外するとともに、特定優良賃貸住宅の割増率を、耐用年数 35 年以上 であるものにあっては 100 分の 28 (現行 100 分の 40) に、耐用年数 35 年未満 であるものにあっては 100 分の 21 (現行 100 分の 30) に引き下げた上、その 適用期限を 2 年延長する。
- リ 倉庫用建物等の割増償却制度について、対象となる倉庫の機能要件の見直し を行うとともに、割増率を 100 分の 10 (現行 100 分の 12) に引き下げた上、 その適用期限を 2 年延長する。
- ヌ 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却制度について、対象となる 負担金の範囲から中小企業経営革新支援法の組合等又は特定組合等(沖縄振興 特別措置法の特定組合等を除く。)に対する負担金を除外する。

③ 準備金等

- イ 海外投資等損失準備金制度について、資源開発事業法人が行うことができる 資源開発事業等及び資源探鉱事業法人が行うことができる事業の範囲を見直し た上、その適用期限を2年延長する。
- ロ 特定都市鉄道整備準備金制度について、累積限度額を工事費の額の2分の1 相当額から5分の2相当額に引き下げた上、平成17年9月30日までに認定さ れた特定都市鉄道整備事業計画に定められた特定都市鉄道工事につき適用する こととする。
- ハ ガス熱量変更準備金制度について、対象事業者から除外する大規模事業者の 範囲を見直した上、その適用期限を2年延長する。
- ニ 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例について、対象となる組合の範囲から中小企業経営革新支援法の組合等又は特定組合等(沖縄振興特別措置法の特定組合等を除く。)を除外する。
- ④ 登録免許税の特例
 - イ 漁業経営改善計画を実施する漁業者が取得する漁船の所有権の保存登記等に 対する登録免許税の税率の軽減措置について、漁船の所有権の移転登記の軽減 税率を 1,000 分の 18 (現行 1,000 分の 14) に引き上げた上、その適用期限を 2年延長する。
 - ロ 国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、所有権の保存登記及び抵当権の設定登記の軽減税率を 1,000 分の 2 (現行 1,000 分の 1.5) に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。

(3) 適用期限の延長

- ① 鉄道事業者が取得した特定の鉄道施設に係る土地等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置の適用期限を5年延長する。
- ② 次に掲げる特別措置の適用期限を3年延長する。
 - イ 探鉱準備金又は海外探鉱準備金
 - ロ 農林中央金庫等の合併に係る課税の特例
- ③ 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の適用期限を2年延長する。
- ④ 欠損金の繰戻し還付の不適用制度の適用期限を2年延長する。
- ⑤ 次に掲げる特別措置の適用期限を2年延長する。
 - イ 漁業経営改善計画を実施する者の漁船の割増償却
 - 口 金属鉱業等鉱害防止準備金
 - ハ 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金
 - ニ マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する 登録免許税の免税
 - ホ 農地保有合理化法人が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する 登録免許税の税率の軽減
 - へ 農林中央金庫等が特定農業協同組合等から事業譲渡により不動産に関する権利を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減
 - ト 漁業協同組合が水産業協同組合法の規定により漁業協同組合連合会の権利義 務を包括承継した場合の不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税 率の軽減
 - チ 卸売市場法の規定による認定に係る登記に対する登録免許税の税率の軽減

- リ 特定目的会社 (SPC) が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減
- ヌ 国産農林漁業用A重油に係る石油石炭税の還付
- ⑥ 次に掲げる特別措置の適用期限を1年延長する。
 - イ 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例
 - ロ 入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例
 - ハ 約束手形に係る印紙税の税率等の特例(コマーシャル・ペーパーの税率の軽 減)

3 その他

- (1) 寄附金控除等の対象となる特定公益増進法人及び相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象となる法人の範囲に次の業務を行う地方独立行政法人を加えるとともに、公立大学法人に対する寄附金及び相続財産の贈与については国立大学法人と同様の扱いとする。
 - ① 試験研究を行うこと。
 - ② 病院事業を経営すること。
 - ③ 社会福祉事業を経営すること。
 - ④ 介護老人保健施設の設置及び管理を行うこと。
- (2) 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税制度の適用対象となる地方独立行政法人(上記(1)に掲げる業務を行うものに限るものとし、公立大学法人を含む。)に対する財産の贈与又は遺贈(以下「贈与等」という。)については、国税庁長官の承認の要件のうち、当該贈与等が公益の増進に著しく寄与すること及び当該贈与等により贈与者又は遺贈者の所得税等を不当に減少させる結果とならないことを不要とする。
- (3) 交通用具使用者の通勤手当について、通勤距離が片道 45km以上の者の1月当たりの非課税限度額を次のように引き上げる。

(改 正 案) (現 行) 片道 35 k m以上 20,900 円 片道 35 k m以上 20,900 円 ただし、その運賃 45 k m未満 ただし、その運賃、 相当額が 20,900 円 相当額が 20,900 円 超の場合は運賃相当 超の場合は運賃相当 額(100,000円を限 額(100,000円を限 度) 片道 45 k m以上 24,500 円 ただし、その運賃 相当額が 24,500 円 超の場合は運賃相当 額(100,000 円を限

- (注)上記の改正は、平成 16 年4月1日以後に受けるべき通勤手当について適用する。
- (4) 所得税法等の規定による本人確認の際に提示する確認書類の範囲に、一定の住民 基本台帳カード等を追加する。
 - (注)上記の改正は、平成 16 年4月1日以後の告知又は告知書の提出の際に提示する確認書類について適用する。

- (5) 取引を正規の簿記の原則に従って記録している者については、青色申告特別控除額を65万円(現行55万円)に引き上げる。なお、簡易な簿記の方法により記録している者に係る経過措置は、廃止する。
 - (注)上記の改正は、平成17年分以後の所得税について適用する。
- (6) 社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用対象となる社会保険診療の範囲に、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく医療を加えるとともに、同法に基づく医療を消費税が非課税とされる療養、医療等の範囲に加える。
- (7) 連結納税制度における投資簿価修正について、その修正事由から連結グループ内の適格合併等を除外する。
- (8) 公益法人等の収益事業に係る課税について、米穀安定供給確保支援機構が行う集 荷円滑化対策業務及び債務保証業務を収益事業の範囲から除外するとともに、医療 保健業の範囲の整備を行う。
- (9) りんご樹の耐用年数(現行27年)について、わい化りんご樹にあっては20年、その他のりんご樹にあっては29年とする。
- (10) 信託業法の改正に伴い、次の措置を講ずる。
 - ① 外国法人である信託会社が受託する一定の信託が国内において支払を受ける一 定の利子等又は配当等については、内国法人である信託会社が受託する場合と同 様に、所得税の源泉徴収を行わない。
 - ② 特定信託の受託者である外国法人に対しては、特定信託の受託者である内国法人と同様に、その特定信託の各計算期間の所得について、法人税を課す。
 - ③ 信託受益権の譲渡対価の受領者の告知及び居住者等の信託受益権の譲渡対価に関する調書制度の整備を行う。
 - ④ 外国の信託会社の免許等について、登録免許税の整備を行う。
 - ⑤ その他所要の措置を講ずる。
- (11) 都市基盤整備公団が独立行政法人都市再生機構に改組されることに伴い、次の措置を講ずる。
 - ① 独立行政法人都市再生機構が都市基盤整備公団から承継した業務のうち国土交通大臣の認可を受けた計画(以下「認可計画」という。)に係る業務が施行される場合において、当該認可計画の施行区域内の都市計画施設の用に供される土地等を有する個人又は法人が、平成16年7月1日から平成21年6月30日までの間に、当該認可計画に従って、当該土地等と当該機構の当該認可計画の施行区域内にある事業用地との交換をしたときは、一定の要件の下で、課税の繰延べの特例を認める。
 - ② 認可計画に基づき、都市計画施設の区域内の土地に関する権利を有する者が、 平成16年7月1日から平成21年6月30日までの間に当該土地との交換により独立 行政法人都市再生機構が有する土地を取得した場合における所有権の移転登記に 対する登録免許税の税率を1,000分の8(平成19年7月1日から平成21年6月30 日までの間に取得する土地について行う所有権の移転登記については、1,000分 の10)(本則1,000分の20)に軽減する。
- 4 その他所要の税制の整備を行う。

(備考)

以上の税制改正による増減収額は、別表のとおりと見込まれる。

平成16年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額

(単位:億円)

			(1 - 10-11)	
改正事項	平	年 度	初	年 度
1 住宅·土地税制				
(1) 住宅ローン減税の見直し	Δ	2,110	Δ	40
(2) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の拡充	Δ	20		-
āt	Δ	2,130	Δ	40
2 中小企業関連税制				
取引相場のない株式等の相続税の課税価格の計算の特例の拡充	Δ	20	Δ	10
3 法人税制				
(1) 欠損金の繰越期間の延長	Δ	1,270		-
(2) 連結付加税の廃止	Δ	650	Δ	530
計	Δ	1,920	Δ	530
4 年金税制				
(1) 公的年金等控除の見直し		1,160		190
(2) 老年者控除の廃止		1,240		210
(3) 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ	Δ	120	Δ	10
計		2,280		390
5 その他				
(1) 企業関係租税特別措置の整理合理化		120		100
(2) 青色申告特別控除の見直し	Δ	10		-
ā†		110		100
小計	Δ	1,680	Δ	90
6 税源移譲				
所得譲与税(仮称)の創設に伴う減収	Δ	4,250	Δ	4,250
	Δ	5,930	Δ	4,340

- (注) 1. 上表の計数については、10億円未満四捨五入によっている。
 - 2. 住宅ローン減税の見直しによる平年度減収額は、平成16年から20年までの居住分について改正後の制度を適用した場合の減収額の平均と改正前の制度(16年中に居住の用に供する場合に適用される制度)を適用した場合の減収額との差額を計上している。
 - 3. 所得譲与税(仮称)の創設に伴う交付税及び譲与税配付金特別会計の増収額は4,249億円である。

別紙 日米租税条約の改正に関連する措置

1 両国で課税上の取扱いが異なる事業体への条約の適用に関する措置

日米新租税条約(以下「新条約」という。)において、両国で課税上の取扱いが異なる事業体に対する条約の適用に関する規定が設けられたことを受けて、そのような事業体に対する条約の規定に基づくわが国の課税の取扱いを明確化するための措置を講ずる。

(1) わが国において取得される所得に関し、わが国において条約相手国の事業体が納税 義務者とされ、条約相手国において事業体の構成員が納税義務者とされる場合

条約相手国の事業体によってわが国において取得される所得に関し、わが国においてその事業体が納税義務者とされるのに対し、条約相手国においてはその事業体の構成員が納税義務者とされる場合には、事業体が取得する所得について、事業体及び構成員に関する事項を記載した条約届出書の提出等一定の要件の下で、その構成員のうち条約相手国の居住者である者が支払を受けるものとして取り扱われる部分に限り、条約の規定(その居住者が支払を受けるものとした場合において適用される規定に限る。)を適用することができるものとする。

(2) わが国において取得される所得に関し、わが国において条約相手国の事業体の構成員が納税義務者とされ、条約相手国において事業体が納税義務者とされる場合

条約相手国の事業体によってわが国において取得される所得に関し、わが国においてその事業体の構成員が納税義務者とされるのに対し、条約相手国においてはその事業体が納税義務者とされる場合には、構成員が取得する所得に係る源泉徴収税率について、構成員及び事業体に関する事項を記載した条約届出書の提出等一定の要件の下で、条約の規定(その事業体が支払を受けるものとした場合において適用される規定に限る。)を適用することができるものとする。また、その構成員が条約相手国の居住者である場合には、その所得に係る納税義務についても、その事業体が支払を受けるものとした場合において適用される条約の規定を適用することができるものとする。

(3) 条約相手国以外の国の事業体によってわが国において取得される所得に関し、わが国において事業体が納税義務者とされ、事業体の構成員の居住地国(条約相手国)において構成員が納税義務者とされる場合

条約相手国以外の国(以下「第三国」という。)の事業体によってわが国において 取得される所得に関し、わが国においてその第三国の事業体が納税義務者とされるの に対し、条約相手国においてはその第三国の事業体の構成員が納税義務者とされる場 合には、第三国の事業体が取得する所得について、事業体及び構成員に関する事項を 記載した条約届出書の提出等一定の要件の下で、その構成員のうち条約相手国の居住 者である者が支払を受けるものとして取り扱われる部分に限り、条約の規定(その居 住者が支払を受けるものとした場合において適用される規定に限る。)を適用するこ とができるものとする。

- (4) その他所要の措置を講ずる。
- 2 特典制限条項の適用に関する措置

新条約において、条約相手国以外の国の居住者による条約の濫用を防止するため、所定の要件を満たした条約相手国の居住者に対してのみ条約の特典を付与する規定(特典制限条項)が設けられたことを受けて、次の措置を講ずる。

(1) 特典制限条項のある条約の適用手続の整備(条約届出書の記載事項の追加及び所定の要件の確認に関する措置等)

① わが国において取得する源泉徴収に係る所得に関し特典制限条項のある条約の適用を受けようとする条約相手国の居住者である個人又は法人その他の団体は、条約の適用を受ける際、その者の氏名及び住所等の居住に関する事項、その所得に関する事項などに加えて、特典制限条項の要件に関する事項、条約相手国の納税者番号等を記載した条約届出書に、その要件に関する書類及び居住者証明を添付して、源泉徴収義務者を経由して税務署長に提出しなければならないものとする。

ただし、その提出目前の一定期間内に条約届出書を提出している等一定の場合には、一定の要件の下、条約届出書及び添付書類の提出を省略することができるものとする。

② 申告納税に係る所得に関し特典制限条項のある条約の適用を受ける際にも、上記 ①の事項等を記載した条約届出書に、上記①の書類等を添付して、税務署長に提出 しなければならないものとする。

ただし、その提出日前の一定期間内に条約届出書を提出している場合には、一定の要件の下、上記の書類等の添付を省略することができるものとする。

- (2) 条約相手国の居住者の適格性に関する権限ある当局の認定に係る措置 わが国において所得を取得する条約相手国の居住者が、特典制限条項に定められて いる一定の要件を満たさない場合においても、権限ある当局が認定をするときにはそ の居住者又はその所得につき条約の特典を受けることができる規定が設けられたこと に伴い、権限ある当局の認定について、次の措置を講ずる。
 - ① わが国において所得を取得する条約相手国の居住者である法人その他の団体が、 特典制限条項のある条約に定められた適格性に関する権限ある当局の認定を受けよ うとする場合には、その者の名称及び所在地等の居住に関する事項、認定を受ける 事情などを記載した申請書に、その者の居住者証明及びその事情に関する書類等を 添付の上、国税庁長官に提出しなければならないものとする。
 - ② その他所要の措置を講ずる。
- (3) その他条約の適用手続について、所要の措置を講ずる。
- 3 その他の所得条項で規定する独立企業間価格超過額の取扱いに関する措置 新条約において、「その他の所得(条約上他の条項の適用がない所得)」の金額が独立企業間価格(注)を超えるときは、その超過額に対して源泉地国において5%(限度税率)を超えない額の租税を課することができる規定が設けられたことを受けて、その超過額に対して条約に定める限度税率により課税を行うために必要な規定の整備を行う。
 - (注)独立企業間価格とは、その所得の支払者と受益者との間に特別な関係がないとしたならば合意したとみられる額をいう。
- 4 新条約適用開始後における旧条約適用に関する経過措置

新条約において、新条約が適用される租税に関し、旧条約により認められる特典が新条約により認められる特典に比して有利な者については、その者の選択により、新条約の適用開始時から1年間に限り、引き続き旧条約の適用を認める規定が設けられたことを受けて、新条約の適用開始後においてもなお旧条約の適用を受けるために必要な規定の整備を行う。

5 移転価格税制に係る独立企業間価格の算定方法の整備

新条約において、両国間で、移転価格課税事案についてOECD移転価格ガイドラインに従ってその問題解決を図ることとされたことに併せて、移転価格税制に係る独立企業間価格の算定方法に、OECD移転価格ガイドラインにおいて認められている取引単位営業利益法を追加する。

平成18年6月 発行

広島 国税 局

総務部企画課

広島市中区上八丁堀 6 番 30 号 電話(082) 221-9211 内線 3662・3663